

自発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

また、各被害想定に対する詳細を以下に示す。

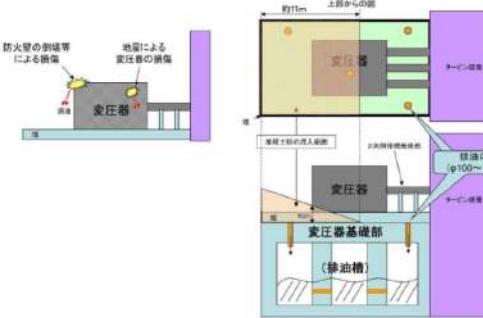
(a) 油の漏えい

地震や地震随伴事象（周辺の防火壁の倒壊や土砂の流入）による変圧器の損傷に伴う油の漏えいに対する対応

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

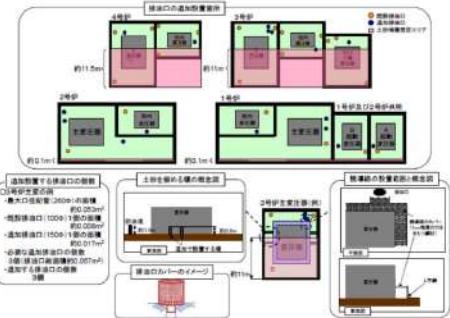
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>i. 漏えいした油の回収</p> <p>地震や地震随伴事象（周辺の防火壁の倒壊や土砂の流入）により変圧器が損傷し、油が漏えいすることが想定されるが、漏えいした油は、地下の排油槽に溜まる構造になっている。</p> <p>変圧器には、内部故障等により内圧が上昇し油が漏えいした場合に備えて、漏えいした油を安全に回収できるよう変圧器の基礎部に排油槽を設けている。排油槽は、変圧器内部の全油量を回収できる容量である。</p> <p>地震による変圧器の損傷や防火壁の倒壊により本体が損傷した場合には、変圧器から油が漏えいすることが想定されるが、油は地下の排油槽に回収され、周辺へ拡散することはない。</p> <p>排油槽は地下に設置されており、排油槽内部に発火源となるものはないため、火災の要因とはならない。</p>  <p>ii. 堆積土砂により排油口が塞がり、漏れた油が排油槽に落ちず滞留することに対する対応</p> <p>(i) 排油口の追加、排油口カバー、土砂を留める堰の設置</p> <p>排油口は複数あり、斜面崩壊に伴い土砂が堆積したとしても、全ての排油口が塞がることはないと考えられるものの、斜面崩壊により堆積した土砂やガレキによって排油口が塞がるリスクを低減させるために、排油口の追加、排油口カバー、土砂を留める堰を設置することとする。</p> <p>追加で設置する排油口については、土砂の流入により防油堤内の体積が減少した場合においても、漏れた油が防油堤内に滞留することなく排油口を通じて排油槽に落ちるよう、保守的に変圧器で最も口径が大きい配管が破断して油が漏れたことを想定して、排油口の個数及び径の大きさを決定する。</p>			<p>【大飯】設備、運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>(ii) 变压器周辺から排油口までの油の誘導路の設置 漏えいした油が排油口に到達せず滞留するリスクを低減するために、変圧器周辺に漏えいした油を排油口に導く誘導路を設置する。誘導路には、排油口に向かって傾斜をつけ、漏えいした油が排油口に流れ込むようにする。誘導路には1cm程度の穴を開けたカバーを取り付け、土砂に含まれる石やガレキによって誘導路が塞がることがないようにする。</p> <p>(iii) 自動泡消火装置の設置 油が漏えいした場合に火災を防止する対策として、バッテリー式の蓄圧型泡消火装置を防油堤内に設置する。 油が漏えいした場合には、油は変圧器下の床面に落ちることから、消火泡を変圧器下の床面に放出する消火装置を変圧器下部に設置する。なお、下部消火泡の放出は地震検知装置が動作することで行われる。 また、漏えいした油が流入した土砂に浸透することを想定して、土砂の堆積する範囲を対象に消火泡を放出する泡消火装置を変圧器上部に設置する。なお、上部消火泡の放出は土砂流入検知装置が動作することで行われる。 この消火装置は、泡消火剤タンクを内蔵しているため、消火水は必要なく、地震の揺れに加えて、土砂流入によって作動することにより、土砂の上にも消火泡を放出するため、未然に火災を防止できると考えられる。消火水も外部電源も必要なため、地震時にも効果が期待できる。なお、変圧器と同等の耐震Cクラスを有している。</p>			<p>【大飯】設備、運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵

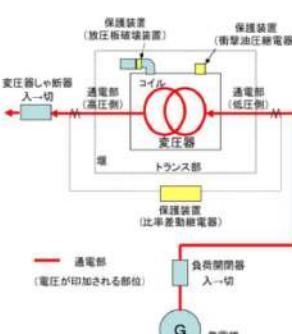
泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>iii. 地震や地震随伴事象（周辺の防火壁の倒壊や土砂の流入）による2次側接続母線部の損傷に伴う油の漏えいに対する対応 2次側接続母線部はケーブルであり、油は内包していないため、2次側接続母線部が損傷したとしても油は漏れない。</p> <p>(b) 火花の発生</p> <p>i. 地震や地震随伴事象（周辺の防火壁の倒壊や土砂の流入）による変圧器の損傷に伴う火花の発生に対する対応 地震や地震随伴事象（周辺の防火壁の倒壊や土砂の流入）により電圧が印加されている部位が破損すると、電気火花により漏えいした油が発火する可能性がある。電圧が印加される部位は、変圧器内部のコイル、通電部であり、それらの部位が損傷すると、流れている電流値に異常が発生したり、変圧器内部の圧力が上昇したりする。 変圧器には、それらの異常を早期に検知できる保護装置を設置しており、また、異常を検知すると印加されている電圧をしゃ断するインターロックが設けられていることから、電気火花の発生のリスクは低い。 更なる火災防止対策として、既設のインターロックよりも更に早く負荷開閉器を開放するために、保護装置作動時に速やかに負荷開閉器が開放するインターロックを設置し、電気火花発生のリスクを減らすこととする。 【変圧器内部のコイルが損傷した場合の圧力上昇を検知】 ・衝撃油圧継電器、放圧板破壊装置 【変圧器の入出力する電流の比率を検知】 ・比率差動継電器 また、発電機からの電圧は、早期に発電機トリップ信号を発信することで、負荷開閉器が開放されることから印加されない。</p>		<p>【大飯】 設備、運用の相違 ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵</p>	

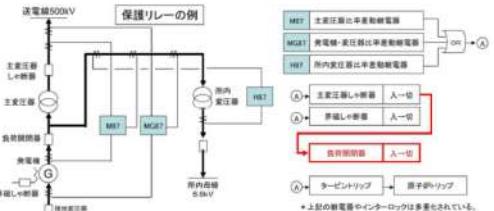
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>(i) 機械式保護装置 変圧器には、内部の故障（コイル等の短絡）により急激に内部の圧力が上昇した場合に備えて、変圧器本体に機械式の保護装置が備えられている。 ○衝撃油圧繼電器 最小事故であるコイル1ターンの短絡による内部圧力の上昇を検知できる能力があり早期の異常を検知できる。（0.0314MPa (0.32kg/cm²) の圧力上昇で検知） ○放圧板破壊装置（圧力検知・ばね式ラブチャーディスク破壊装置）（0.083MPa (0.85kg/cm²) の圧力上昇で作動） さらに内圧が上昇した場合は、放圧板破壊装置が作動して内圧を安全に外部に放出させることができる。 また、放出配管は下部に油を誘導するので、周辺に油が飛散することはない。 ○電気的インターロック 衝撃油圧繼電器と放圧板破壊装置の双方が動作すると、受電しや断器を開閉（入→切）するインターロックがついており、変圧器を電気的に隔離することができる。</p> 			<p>【大飯】設備、運用の相違 ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

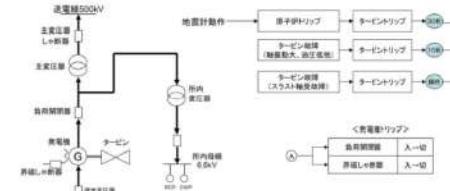
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(ii) 電気式保護装置（変圧器内部や電気回路での故障への対応）</p> <p>変圧器の内部故障（コイルの短絡）や電気回路に異常が発生すると、変圧器へ入出力する電流値が変化することから、比率差動继電器により入出力する電流値の差を検知し、変化が認められた場合は変圧器への受電しや断器を開放（入一切）するインターロック等を設けることで、変圧器を含む油内包設備を電気的に監視している。</p> <p>また、更なる火災防止対策として、変圧器の保護装置作動時に負荷開閉器を開放（入一切）するインターロックを設置する。（赤字のインターロック）</p> <p>変圧器故障時ののみ負荷開閉器を開放し、タービントリップしても電路が健全な際は負荷開閉器を開放せず、できるだけ所内電源を発電機の電力で確保して原子炉を冷却し炉心保護に余裕を持たせるようとする。</p>  <p>(iii) 電気式保護装置（タービントリップによる発電機トリップ）</p> <p>タービンがトリップすると発電機が自動的にトリップするインターロックがついている。</p> <p>発電機がトリップすると、負荷開閉器と界磁しや断器が開放（入一切）され発電機は電気的に系統から隔離される。</p> <p>タービントリップのインターロックには、原子炉トリップやタービン故障等の要素があるが、タービンが故障した際は、その故障の程度により発電機がトリップするまでの時間に時限が設けられている。この時限は、できるだけ所内電源を発電機の電力で確保して原子炉を冷却し炉心保護に余裕を持たせるよう配慮したものである。</p> <p>タービン故障（軸振動大、軸受油圧圧力低下、手動トリップ）においては、発電機がトリップし、負荷開閉器と界磁しや断器が開放することから事故が継続しない設計になっている。</p> <p>柏崎刈羽発電所の事象では、タービン故障（スラスト軸受磨耗）が発生している。</p>			<p>【大飯】設備、運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>ii. 斜面崩壊による石や耐火壁の倒壊による火花の発生に対する対応 上述の自動泡消火装置を設置することにより、地震の揺れに加えて、土砂流入によって作動することにより、土砂の上にも消火泡を放出するため、未然に火災を防止できると考えられる。</p> <p>iii. 地震や地震随伴事象（周辺の防火壁の倒壊や土砂の流入）による2次側接続母線部の損傷に伴う火花の発生に対する対応 (i) 地震による2次側接続母線部の損傷に伴う火花の発生に対する対応 上述の地震や地震随伴事象（周辺の防火壁の倒壊や土砂の流入）による変圧器の損傷に伴う火花の発生に対する対応と同様に、2次側接続母線部が損傷した場合には、保護装置により印加されている電圧をしゃ断するインターロックが設けられていることから、電気火花の発生のリスクは低いことに加えて、更なる火災防止対策として、既設のインターロックよりも更に早く負荷開閉器を開放するために、保護装置作動時に速やかに負荷開閉器が開放するインターロックを設置し、電気火花発生のリスクを減らすこととする。 (ii) 周辺の防火壁の倒壊による2次側接続母線部の損傷に伴う火花の発生に対する対応 ○ 2次側接続母線部が貫通していない防火壁 防火壁は鉄筋コンクリート製であり、倒壊により変圧器と衝突しても、防火壁が割れるようなことはなく、2次側接続母線部を損傷させることはないと考えられる。 ○ 2次側接続母線部が貫通している防火壁 防火壁の倒壊により、2次側接続母線部が損傷するが、2次側接続母線部が損傷すると地絡が発生し、上述した追加するインターロックにより速やかに電源が開放され、負荷開閉器も開放されるため、火花の発生はないと考えられる。</p>			<p>【大飯】設備、運用の相違 ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。</p> <p>・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
<p>(iii) 流入した土砂による2次側接続母線部の損傷に伴う火花の発生に対する対応 堆積土砂は2次側接続母線部まで到達せず、2次側接続母線部を損傷させることはないと考えられる。</p> <p>以上のことから、変圧器は地震時において、変圧器の損傷により油が漏れることは想定されるが、前述の対応を実施することにより、火災発生のリスクは極めて低くなることから、輸送ルートへの影響はないと考えられる。</p> <p>なお、1号炉変圧器及び2号炉変圧器においては、バッテリ一式の蓄圧型泡消火装置の設置や負荷開閉器のインターロック追加を実施していないが、1号炉変圧器及び2号炉変圧器の火災は最大約45時間で自然鎮火し、輸送ルート復旧は約3.1時間^{*1}であるため、3日以内にタンクローリーによる燃料輸送が開始できる。よってディーゼル発電機の7日間以上の連続運転に支障はない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変圧器</th><th>油量 (kt)</th><th>変圧器エリア面積 (m²)</th><th>等価火災時間 (時間)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉 主要変圧器</td><td>190.60</td><td>370</td><td>23</td></tr> <tr> <td>1号炉 所内変圧器</td><td>16.00</td><td>80</td><td>9</td></tr> <tr> <td>2号炉 主要変圧器</td><td>264.00</td><td>340</td><td>35</td></tr> <tr> <td>2号炉 所内変圧器</td><td>16.00</td><td>70</td><td>11</td></tr> <tr> <td>A 起動変圧器</td><td>115.45</td><td>130</td><td>40</td></tr> <tr> <td>B 起動変圧器</td><td>126.25</td><td>125</td><td>45</td></tr> </tbody> </table> <p>※1. 輸送ルート復旧について 1号炉変圧器及び2号炉変圧器の火災に影響をうけない輸送ルート1に関しては、復旧時間が約19.5時間であるため、1号炉変圧器及び2号炉変圧器の自然鎮火までに復旧が終了している。自然鎮火後、1号炉変圧器及び2号炉変圧器前道路（復旧ルート⑯→⑰）の復旧を実施することで、約3.1時間の復旧時間となるため、合計約48.1時間で輸送ルート2が復旧できる。従ってどちらの輸送ルートにおいても3日以内にタンクローリーによる燃料輸送が開始できる。</p>	変圧器	油量 (kt)	変圧器エリア面積 (m ²)	等価火災時間 (時間)	1号炉 主要変圧器	190.60	370	23	1号炉 所内変圧器	16.00	80	9	2号炉 主要変圧器	264.00	340	35	2号炉 所内変圧器	16.00	70	11	A 起動変圧器	115.45	130	40	B 起動変圧器	126.25	125	45			<p>【大飯】設備、運用の相違 •ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 •大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵</p>
変圧器	油量 (kt)	変圧器エリア面積 (m ²)	等価火災時間 (時間)																												
1号炉 主要変圧器	190.60	370	23																												
1号炉 所内変圧器	16.00	80	9																												
2号炉 主要変圧器	264.00	340	35																												
2号炉 所内変圧器	16.00	70	11																												
A 起動変圧器	115.45	130	40																												
B 起動変圧器	126.25	125	45																												

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

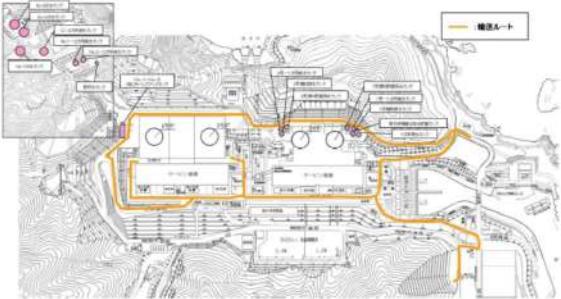
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【変圧器火災の等価火災時間計算方法】</p> <p>等価火災時間の計算方法としては、「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」を参考とした。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>*2. B 起動変圧器における等価火災時間計算</p> $\text{等価火災時間(h)} = \frac{\text{火災荷重}}{\text{燃焼率}^{\#3}} = \frac{\text{発熱量}^{\#4}}{\text{変圧器エリア面積} \times \text{燃焼率}^{\#3}}$ $= \frac{40,200(\text{kJ/L}) \times 126,250(\text{L})}{125(\text{m}^2) \times 908,095(\text{kJ}/\text{m}^2 \times \text{h})}$ $= 44.8 \approx 45$ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>*3. 燃焼率</p> <p>燃焼率としては NFPA(National Fire Protection Association)ハンドブックの標準火災曲線のうち最も厳しい燃焼クラスである CLASS E の値である 908,095(kJ/(m²×h))を用いた。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>*4. 発熱量</p> <p>発熱量 = 単位発熱量(kJ/L) × 油量(L)</p> <p>単位発熱量としては、エネ府標準発熱表の潤滑油 40,200(kJ/L)を用いた。</p> </div> <p>d. 溢水評価タンク</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>溢水評価対象タンクの損壊による輸送ルートへの影響評価フローを以下に示す。輸送ルートへの影響がある場合は対策を実施する。</p> <pre> graph TD A[Overflow evaluation tank] --> B{Is it ensured that the tank withstands the seismic force of the standard seismic motion Ss?} B -- Y --> C["There is no impact on the transport route"] B -- N --> D["Evaluate the amount of overflow and confirm its impact on the transport route Check if there is a drainage capacity for overflow."] </pre>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																												
 【溢水評価対象タンク確認結果】(1/2) <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象タンク</th><th>内容物</th><th>容量</th><th>数量</th><th>確認結果 (ブローバイ)</th><th>影響評価</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No. 1～No. 6 消防水バッファータンク</td><td>消防水</td><td>600 m³</td><td>6基</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>1号伊那助復水タンク</td><td>飽和純水</td><td>800 m³</td><td>1基</td><td>地盤によってタンクからの溢水は発生しないため、輸送ルートへの影響はない。(①)</td><td></td></tr> <tr> <td>2号伊那助復水タンク</td><td>飽和純水</td><td>800 m³</td><td>1基</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>1号伊那料取替貯水タンク</td><td>ほう酸水</td><td>1,400 m³</td><td>1基</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>2号伊那料取替貯水タンク</td><td>ほう酸水</td><td>1,400 m³</td><td>1基</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>1号伊那1次蒸純水タンク</td><td>1次系 純水</td><td>424 m³</td><td>1基</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>2号伊那1次蒸純水タンク</td><td>1次系 純水</td><td>424 m³</td><td>1基</td><td>地盤によって発生する溢水による輸送ルートへの影響を確認する。(②)</td><td>各タンクから発生した溢水は、タンク下斜面を流れ落ちるため、輸送ルートへの影響はない。</td></tr> <tr> <td>1次系用水タンク</td><td>ほう酸水</td><td>540 m³</td><td>1基</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>原子炉換機冷却水貯蔵タンク</td><td>クロム酸カリウム</td><td>300 m³</td><td>1基</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> 【溢水評価対象タンク確認結果】(2/2) <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象タンク</th><th>内容物</th><th>容量 (運用量)</th><th>数量</th><th>確認結果 (ブローバイ)</th><th>影響評価</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No. 1淡水タンク</td><td>所内用水</td><td>10,000 m³ (0 m³)</td><td>1基</td><td>空運用により溢水は発生しないため、輸送ルートへの影響はない。</td><td></td></tr> <tr> <td>No. 2淡水タンク</td><td>所内用水</td><td>10,000 m³ (8,000 m³)</td><td>1基</td><td></td><td>地盤等を越え本流輸送ルート側へ伝播しないため、輸送ルートへの影響はない。</td></tr> <tr> <td>No. 3淡水タンク</td><td>所内用水</td><td>10,000 m³ (8,000 m³)</td><td>1基</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>No. 1－2次系純水タンク</td><td>—</td><td>3,000 m³ (0 m³)</td><td>1基</td><td>地盤によって発生する溢水による輸送ルートへの影響を確認する。(②)</td><td>空運用により溢水は発生しないため、輸送ルートへの影響はない。</td></tr> <tr> <td>No. 2－2次系純水タンク</td><td>—</td><td>3,000 m³ (0 m³)</td><td>1基</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>C－2次系純水タンク</td><td>—</td><td>7,500 m³ (0 m³)</td><td>1基</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>燃料水タンク</td><td>燃料水</td><td>500 m³ (50 m³)</td><td>1基</td><td></td><td>地盤等を越え本流輸送ルート側へ伝播しないため、輸送ルートへの影響はない。</td></tr> </tbody> </table>	対象タンク	内容物	容量	数量	確認結果 (ブローバイ)	影響評価	No. 1～No. 6 消防水バッファータンク	消防水	600 m³	6基			1号伊那助復水タンク	飽和純水	800 m³	1基	地盤によってタンクからの溢水は発生しないため、輸送ルートへの影響はない。(①)		2号伊那助復水タンク	飽和純水	800 m³	1基			1号伊那料取替貯水タンク	ほう酸水	1,400 m³	1基			2号伊那料取替貯水タンク	ほう酸水	1,400 m³	1基			1号伊那1次蒸純水タンク	1次系 純水	424 m³	1基			2号伊那1次蒸純水タンク	1次系 純水	424 m³	1基	地盤によって発生する溢水による輸送ルートへの影響を確認する。(②)	各タンクから発生した溢水は、タンク下斜面を流れ落ちるため、輸送ルートへの影響はない。	1次系用水タンク	ほう酸水	540 m³	1基			原子炉換機冷却水貯蔵タンク	クロム酸カリウム	300 m³	1基			対象タンク	内容物	容量 (運用量)	数量	確認結果 (ブローバイ)	影響評価	No. 1淡水タンク	所内用水	10,000 m³ (0 m³)	1基	空運用により溢水は発生しないため、輸送ルートへの影響はない。		No. 2淡水タンク	所内用水	10,000 m³ (8,000 m³)	1基		地盤等を越え本流輸送ルート側へ伝播しないため、輸送ルートへの影響はない。	No. 3淡水タンク	所内用水	10,000 m³ (8,000 m³)	1基			No. 1－2次系純水タンク	—	3,000 m³ (0 m³)	1基	地盤によって発生する溢水による輸送ルートへの影響を確認する。(②)	空運用により溢水は発生しないため、輸送ルートへの影響はない。	No. 2－2次系純水タンク	—	3,000 m³ (0 m³)	1基			C－2次系純水タンク	—	7,500 m³ (0 m³)	1基			燃料水タンク	燃料水	500 m³ (50 m³)	1基		地盤等を越え本流輸送ルート側へ伝播しないため、輸送ルートへの影響はない。			<p>【大飯】 設備、運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵
対象タンク	内容物	容量	数量	確認結果 (ブローバイ)	影響評価																																																																																																										
No. 1～No. 6 消防水バッファータンク	消防水	600 m³	6基																																																																																																												
1号伊那助復水タンク	飽和純水	800 m³	1基	地盤によってタンクからの溢水は発生しないため、輸送ルートへの影響はない。(①)																																																																																																											
2号伊那助復水タンク	飽和純水	800 m³	1基																																																																																																												
1号伊那料取替貯水タンク	ほう酸水	1,400 m³	1基																																																																																																												
2号伊那料取替貯水タンク	ほう酸水	1,400 m³	1基																																																																																																												
1号伊那1次蒸純水タンク	1次系 純水	424 m³	1基																																																																																																												
2号伊那1次蒸純水タンク	1次系 純水	424 m³	1基	地盤によって発生する溢水による輸送ルートへの影響を確認する。(②)	各タンクから発生した溢水は、タンク下斜面を流れ落ちるため、輸送ルートへの影響はない。																																																																																																										
1次系用水タンク	ほう酸水	540 m³	1基																																																																																																												
原子炉換機冷却水貯蔵タンク	クロム酸カリウム	300 m³	1基																																																																																																												
対象タンク	内容物	容量 (運用量)	数量	確認結果 (ブローバイ)	影響評価																																																																																																										
No. 1淡水タンク	所内用水	10,000 m³ (0 m³)	1基	空運用により溢水は発生しないため、輸送ルートへの影響はない。																																																																																																											
No. 2淡水タンク	所内用水	10,000 m³ (8,000 m³)	1基		地盤等を越え本流輸送ルート側へ伝播しないため、輸送ルートへの影響はない。																																																																																																										
No. 3淡水タンク	所内用水	10,000 m³ (8,000 m³)	1基																																																																																																												
No. 1－2次系純水タンク	—	3,000 m³ (0 m³)	1基	地盤によって発生する溢水による輸送ルートへの影響を確認する。(②)	空運用により溢水は発生しないため、輸送ルートへの影響はない。																																																																																																										
No. 2－2次系純水タンク	—	3,000 m³ (0 m³)	1基																																																																																																												
C－2次系純水タンク	—	7,500 m³ (0 m³)	1基																																																																																																												
燃料水タンク	燃料水	500 m³ (50 m³)	1基		地盤等を越え本流輸送ルート側へ伝播しないため、輸送ルートへの影響はない。																																																																																																										

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

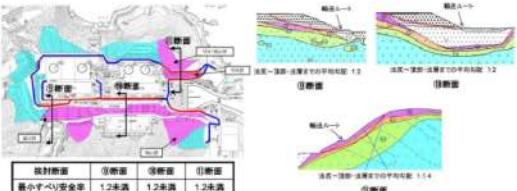
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由											
<p>(3)③周辺斜面の崩壊及び④敷地下斜面のすべりの評価結果</p> <p>a. 評価方法</p> <p>タンクローリーの輸送ルート沿いには、輸送ルートに影響を与える可能性のある斜面が存在することから、それらを抽出し、基準地震動に対するリスク評価を行う。</p> <p>【リスク評価の考え方】</p> <p>輸送ルートへの影響の大きさを考慮し、対象斜面を「リスク無し」と「リスク有り」に分類することにより評価する。リスクの判断基準は下図に示すとおりである。</p> <p>b. 評価結果</p> <p>リスク評価の結果を下図に示す。評価の結果、斜面の崩壊等により輸送ルートへの影響が避けられない箇所については、ブルドーザ等により道路を復旧し、通行ルートを確保する。</p> <p>輸送ルート上の斜面リスクの基本的な考え方</p> <table border="1"> <tr> <td>①斜面無し</td> <td>斜面の傾斜度が比較的緩やかで、また輸送ルート上に位置する斜面が複数ある場合</td> <td>斜面の傾斜度が比較的緩やかで、また輸送ルート上に位置する斜面が複数ある場合</td> </tr> <tr> <td>②斜面有り</td> <td>斜面の傾斜度が比較的急で、また輸送ルート上に位置する斜面が複数ある場合</td> <td>斜面の傾斜度が比較的急で、また輸送ルート上に位置する斜面が複数ある場合</td> </tr> </table> <p>【基準地震動に対する斜面安定性評価】</p> <p>斜面形状、斜面高さ等を考慮して検討断面を選定し、安定性評価を実施した。</p> <p>【評価結果】</p> <p>⑥断面、⑦断面及び⑧断面の最小すべり安全率は評価基準値1.2を上回っている。</p> <table border="1"> <tr> <td>検討断面</td> <td>⑥断面</td> <td>⑦断面</td> <td>⑧断面</td> </tr> <tr> <td>最小すべり安全率</td> <td>3.0(2.2)</td> <td>2.4(1.9)</td> <td>3.1(2.9)</td> </tr> </table> <p>○は、地盤物性のばらつきを考慮したすべり安全率とする。</p>	①斜面無し	斜面の傾斜度が比較的緩やかで、また輸送ルート上に位置する斜面が複数ある場合	斜面の傾斜度が比較的緩やかで、また輸送ルート上に位置する斜面が複数ある場合	②斜面有り	斜面の傾斜度が比較的急で、また輸送ルート上に位置する斜面が複数ある場合	斜面の傾斜度が比較的急で、また輸送ルート上に位置する斜面が複数ある場合	検討断面	⑥断面	⑦断面	⑧断面	最小すべり安全率	3.0(2.2)	2.4(1.9)	3.1(2.9)
①斜面無し	斜面の傾斜度が比較的緩やかで、また輸送ルート上に位置する斜面が複数ある場合	斜面の傾斜度が比較的緩やかで、また輸送ルート上に位置する斜面が複数ある場合												
②斜面有り	斜面の傾斜度が比較的急で、また輸送ルート上に位置する斜面が複数ある場合	斜面の傾斜度が比較的急で、また輸送ルート上に位置する斜面が複数ある場合												
検討断面	⑥断面	⑦断面	⑧断面											
最小すべり安全率	3.0(2.2)	2.4(1.9)	3.1(2.9)											

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>【評価結果】</p> <p>⑨断面、⑩断面及び⑪断面の最小すべり安全率は評価基準値1.2を下回ることから、土砂崩壊後の堆積形状を想定し、復旧に要する時間を評価する。</p>  <p>c. 斜面崩壊が大きいエリアの復旧への影響評価について</p> <p>斜面崩壊が大きいエリア（中央道路）において、崩壊土砂以外に復旧時間に影響を与える要因として、次の8つを想定※し、それぞれが復旧時間に与える影響について評価した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>復旧時間に影響を与える要因</th><th>復旧時間への影響</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i. 薬品漏えい (塩酸、硫酸、苛性ソーダ、ヒドロジン、アンモニア)</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>ii. 漏えいガスの滞留（液体窒素）</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>iii. 斜面崩壊の不均一性</td><td>159分</td></tr> <tr> <td>iv. 木暮ガス貯槽の倒壊</td><td>12分</td></tr> <tr> <td>v. 1号及び2号炉アニオン、カチオン排水タンクの倒壊</td><td>25分</td></tr> <tr> <td>vi. 復水処理建屋等のガレキを含む土砂の撤去</td><td>50m/hとして評価</td></tr> <tr> <td>vii. 長配管によるルート寸断</td><td>60分</td></tr> <tr> <td>viii. 復旧作業時の斜面の安全確認（二次災害防止）</td><td>10m毎に1分</td></tr> </tbody> </table>  <p>斜面崩壊の影響が大きいエリアの概要図</p> <p>※斜面崩壊が発生し、ブルドーザにより道路復旧が必要となる場合において、堆積土砂の影響を受けるタンク等は当該場所にとどまるることはできず、倒壊等により機能喪失することが考えられる。</p> <p>これにより、薬品タンクから薬品（塩酸等）が漏えいした場合は、中和作業を同時に実施する必要があるため、最も復旧作業が輻輳する条件とした。</p>	復旧時間に影響を与える要因	復旧時間への影響	i. 薬品漏えい (塩酸、硫酸、苛性ソーダ、ヒドロジン、アンモニア)	なし	ii. 漏えいガスの滞留（液体窒素）	なし	iii. 斜面崩壊の不均一性	159分	iv. 木暮ガス貯槽の倒壊	12分	v. 1号及び2号炉アニオン、カチオン排水タンクの倒壊	25分	vi. 復水処理建屋等のガレキを含む土砂の撤去	50m/hとして評価	vii. 長配管によるルート寸断	60分	viii. 復旧作業時の斜面の安全確認（二次災害防止）	10m毎に1分			<p>【大飯】 設備、運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵
復旧時間に影響を与える要因	復旧時間への影響																				
i. 薬品漏えい (塩酸、硫酸、苛性ソーダ、ヒドロジン、アンモニア)	なし																				
ii. 漏えいガスの滞留（液体窒素）	なし																				
iii. 斜面崩壊の不均一性	159分																				
iv. 木暮ガス貯槽の倒壊	12分																				
v. 1号及び2号炉アニオン、カチオン排水タンクの倒壊	25分																				
vi. 復水処理建屋等のガレキを含む土砂の撤去	50m/hとして評価																				
vii. 長配管によるルート寸断	60分																				
viii. 復旧作業時の斜面の安全確認（二次災害防止）	10m毎に1分																				

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>i. 薬品の漏えい</p> <p>重機等で輸送ルートを復旧する前に、緊急安全対策要員の2名が化学薬品用防護具一式及び酸素濃度計を携帯し、輸送ルート付近の薬品タンクの漏えい状況を確認する。薬品タンクの倒壊※、漏えいが確認された場合には、薬品タンクの種類を確認後、発電所対策本部要員に連絡する。発電所対策要員は他の緊急安全対策要員に適切な防護具の着用を指示し、当該箇所の通行及び当該箇所での作業を可能にする。なお、薬品漏えい状況の確認は輸送ルートの土砂撤去作業と並行して行われるため復旧時間への影響はない。</p> <p>※斜面崩壊に伴う土砂の流入等により、薬品タンクの所在が不明な場合を含む。</p> <p>漏えいが確認された場合には、化学薬品用防護具を装着し、化学物質等安全データシート(MSDS)に記載された以下の対応を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉復水処理建屋の薬品タンクの漏えい 3号炉及び4号炉復水処理建屋の薬品タンクは、輸送ルートより北側（斜面と反対方向）にあり、斜面崩壊により輸送ルート上に薬品が流入することはないと考えられるものの、漏えいが確認された場合には、周囲の土砂をかけて、漏えいした薬品を埋める。また、崩壊土砂にて堰を作り薬品が輸送ルートに流れ込まないように処置を実施する。 ・輸送ルート上に漏えいした塩酸 塩酸が漏えいした場合には塩化水素ガスが発生するため、応急処置として消防活動要員が消火栓又は消防車を使用して希釈実施後、薬品見回り要員が消石灰（水酸化カルシウム）を撒く事により中和する。塩酸の漏えいにより、塩化水素ガスが発生するが、保守的に想定した塩化水素ガス濃度と防毒マスクの吸収缶の性能の関係から、防毒マスクを着用することにより土砂撤去作業は可能である。また、3号及び4号炉B塩酸貯槽と3号及び4号炉B苛性ソーダ貯槽内の全ての塩酸と苛性ソーダが中和反応するという保守的な想定の場合でも、反応熱による温度上昇は約53°Cであり、輸送ルートへの影響はない。 ・輸送ルート上に漏えいした塩酸以外の薬品及び輸送ルート周辺に漏えいした薬品 緊急安全対策作業完了後、消防車にて放水し洗い流す。又は、周辺の土砂をかけて、漏えいした薬品を埋める。 上記の作業は輸送ルートの土砂復旧作業と平行して行われるため復旧時間に影響はない。 			<p>【大飯】設備、運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
ii. 漏えいガスの滞留 <p>漏えいした液化窒素は気化し、拡散すると考えられる。液化窒素貯槽から液化窒素が全量放出される時間は保守的（配管が2本破損し、内圧が抜けた状態）に仮定すると、約1時間であり、当該場所までの輸送ルート復旧時間は約6.5時間であることから、当該場所を復旧する頃には液体窒素は全量放出され、気化し、安定した状態になっている。</p> <p>薬品漏えい確認時に、液体窒素の漏えいによるガスの滞留が酸素濃度計にて確認された場合には、可搬型のバッテリー送風機により拡散させ、当該箇所での作業を可能にする。</p> <p>滞留ガスの拡散作業は薬品漏えい状況の確認作業の中で実施するため、復旧時間への影響はない。</p>			<p>【大飯】設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵
iii. 斜面崩壊の不均一性 <p>斜面崩壊の不均一性が最も厳しくなるケースは、輸送ルート上の盛土部背後の地山斜面および盛土部の一部が崩壊し、短い区間で大きな高低差が生じた場合である。よって崩壊土砂による形状は輸送ルート通過部の崩壊土砂高さが高くなり、その両端は崩壊しない場合として評価する。そのような状態として、盛土部背後の地山斜面と盛土部がともにすべる崩壊箇所A、崩壊箇所Bにおける不均一性の影響を検討する。斜面崩壊箇所における復旧ルートの取り方としては、輸送ルートに沿い原則標高が一定となるルートを選定し、標高をまたぐ際には、ルート勾配が10%以下となるルートを選定する。</p> <p>また、地山部分のみが崩壊する崩壊箇所Cについても、同様に検討を実施する。</p> <p>崩壊箇所A、B、Cにおける不均一性の復旧時間はそれぞれ159分、0分、0分であることから、輸送ルート全体における斜面崩壊の不均一性の復旧時間は合計159分程度と想定する。</p>			

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

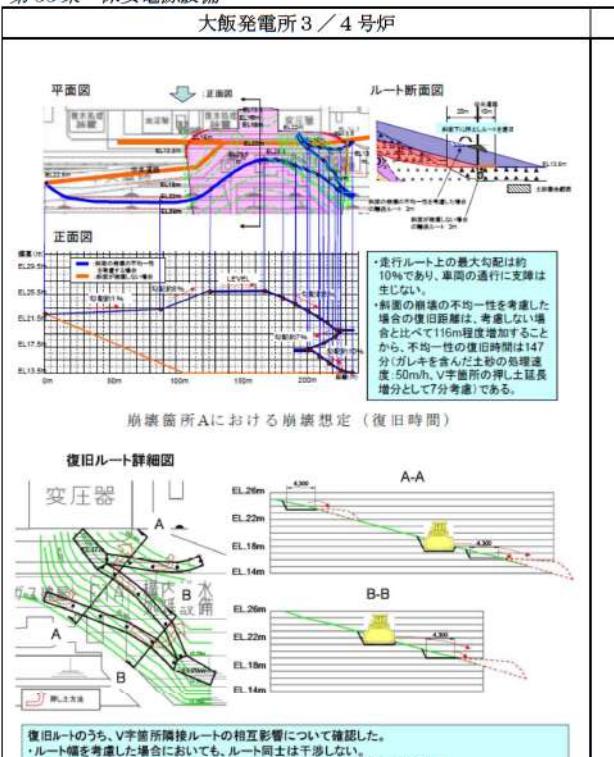
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>A-1断面(障害物がない場合)</p> <p>・最悪のためのすべり斜坡については、すべり斜面法により設定した。滑り範囲については、大飯発電所における他の斜面での二次元的有効要素法による評価では、大部分がCM級以上の斜面であることから、D級及びCL級を対象とし、すべり斜面法により形状を設定する。</p> <p>・斜面法を用いた際の、等高線については、基礎地盤動Svによるすべり斜面の応答加速度を一次元直動法により評価したものを利用した。なお、等高線は全てSv内の、水平加速度が最も大きいと判断した位置が最も大きなものと見出しており、抽出したSvについては地盤動上下の実験を考慮している。</p> <p>・また、すべり斜面については、安全率が1.2を下回るすべり斜面の中で最も大きなすべり斜面を考慮する。</p> <p>崩壊箇所Aにおける崩壊想定（断面その①）</p>			<p>【大飯】設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵
<p>A-2断面(障害物がある場合)</p> <p>・山頂部の斜面は、右図の青印の方向にすべりするため、輸送ルートに影響を及ぼさない。</p> <p>・崩壊箇所Aにおける崩壊想定（断面その②）</p>			
<p>○崩壊箇所A拡大図</p> <p>・崩壊箇所Aにおける崩壊想定（平面）</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>平面図 正面図 ルート断面図 正面図 復旧ルート詳細図 A-A B-B 復旧ルートのうち、V字箇所隣接ルートの相互影響について確認した。 ・ルート幅を考慮した場合においても、ルート同士は干渉しない。 ・土砂撤去の押し土については、隣接ルートに影響しないよう押し土可能である。</p> <p>崩壊箇所Aにおける崩壊想定（復旧時間）</p> <p>崩壊箇所Aにおける崩壊想定（復旧ルート詳細図）</p>			<p>【大飯】設備、運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
B-1断面(障害物がない場合) <p>・土壌震度のための滑り形状についても、すべり面法により算定した。滑り範囲については、大飯発電所における他の斜面での二次元動的滑動要素法による評価では、大部分が1M以上のおよびC級以上の斜面であることから、D級及びCL級を対象とし、すべり面法により形状を算定している。</p> <p>・すべり面法を用いる際の、等震震度についても、基本地震動S波によるすべり面の初期震度を一次元波動論により算出したものを用いた。なお、等震震度は全S波の内、水平震度が最大となるS波を抽出しており、抽出したS波については震度向上の反転を考慮している。</p> <p>また、すべり面については、安全率が1.2を下回るすべり線の中で最も大きなすべり線を考慮する。</p>  <p>崩壊箇所Bにおける崩壊想定（断面その①）</p>			【大飯】 設備、運用の相違 ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯： 燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵
B-2断面(障害物がある場合) <p>・山頂部の斜面は、右図の青印の方向にすべるため、輸送ルートに影響を及ぼさない。</p>  <p>崩壊箇所Bにおける崩壊想定（断面その②）</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>○崩壊箇所B拡大図 斜面の崩壊の不均一性を考慮した場合の輸送ルート 斜面が複雑な場合の輸送ルート ・崩壊土砂の堆積形状より、斜面勾配を考慮し、走行ルートを想定</p> <p>崩壊箇所Bにおける崩壊想定（平面）</p> <p>平面図 正面図 ルート断面図 ・走行ルート上の最大勾配は約10%であり、車両の通行に支障はない。 ・斜面の崩壊の不均一性を考慮した場合の復旧距離は、考慮しない場合と比べてほとんど変わらないため、時間評価に影響は及ぼさない。</p> <p>崩壊箇所Bにおける崩壊想定（復旧時間）</p> <p>C断面 ・土量算定のための沿り範囲については、すべり面法により設定した。滑り範囲については、大飯発電所における他の斜面での二次元動的滑落計算法による評価では、大部分がCM級以上の斜面での評価であることから、D級及びCL級を対象とした。 ・すべり面法を用いるものの、等高密度によっては、斜面の崩壊の応答加速度を一次元動的法により評価したものを利用している。なお、等高密度は全段内の、水平密度が最大となる点と斜直密度が最大となる点を抽出しており、抽出した点については和密度とする反映を考慮している。 ・また、すべり面については、安全率が1.2を下回るすべり線の中で最も大きなすべり面を考慮する。</p> <p>【すべり面法による安全率】 ■小すべり安全率：1.0 ■等高密度 K=0.97, Kv=0.84 (2a-2)</p> <p>・崩壊土砂が堆積することにより、輸送ルート通過部において地盤高さが約4m上昇する。</p> <p>崩壊箇所Cにおける崩壊想定（断面その①）</p>			<p>【大飯】設備、運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 崩壊箇所Cにおける崩壊想定 (平面) 正面図 崩壊箇所Cにおける崩壊想定 (復旧時間)			<p>【大飯】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>iv. 水素ガス貯槽の倒壊</p> <p>水素ガス貯槽については常時空運用とし、必要時に構外から運搬するタンクローリーと水素ガスボンベにて運用することから、水素ガスの漏えいによる火災の発生は考慮しない。しかし、地震発生時に輸送ルート上に倒壊し輸送ルートを塞ぐ可能性があるため、タンク倒壊時の迂回ルートとして3号及び4号炉オープンハッチ前のスペースを通るルートを想定する。迂回ルートと輸送ルートの距離の差は約10mであり、迂回ルートの選択による復旧時間への影響として12分を見込む。</p>			<p>【大飯】設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵
<p>v. 1号及び2号炉アニオン、カチオン排水タンクの倒壊</p> <p>1号及び2号炉アニオン、カチオン排水タンクについては今後撤去予定であり、タンク内は空であり倒壊による薬品の漏えいは考慮しない。これらのタンクが輸送ルート上に倒壊した場合は、重機によりタンクを撤去することになるが、これらのタンクには多くの配管が接続しており、タンク撤去の前に配管を切断する必要がある。</p> <p>1号及び2号炉アニオン、カチオン排水タンクに接続する配管は全て125A以下程度の細い配管であり、1箇所あたりの切断に要する時間を5分と想定する（重機取扱関係の専門家より聴取、今後訓練にて確認予定）。1号及び2号炉アニオン、カチオン排水タンクに接続する配管は合計で9本あるが、このうち4本はタンク上部に接続しており、タンクが倒壊する際には既に破断していると考えられ、残りの5本を復旧前に切断するとして評価する。</p> <p>以上より、1号及び2号炉アニオン、カチオン排水タンクの倒壊による復旧時間への影響として $5\text{ (分)} \times 5\text{ (箇所)} = 25\text{ (分)}$を見込む。</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>vi. 復水処理建屋等のガレキを含む土砂の撤去</p> <p>(i) 復水処理建屋の倒壊による輸送ルートへの影響</p> <p>復水処理建屋の上部構造は下部構造に比べて剛性・強度が低いため、地震力と盛土斜面のすべりによる土圧により、上部構造の層崩壊（破壊モードA）と転倒（破壊モードB）が考えられる。</p> <p>いずれの破壊モードにより建屋が倒壊しても、輸送ルートは閉塞されないと考えられるが、建屋倒壊に伴うガレキ等が道路上に散乱することを想定して、ブルドーザで撤去し、通行ルートを確保する。</p> <p>復水処理建屋内の機器については、処理水、樹脂等を内包した運転状態の荷重を考慮して、支持部は設計されている。</p> <p>各機器については、樹脂等を抜き取り、各機器については、樹脂等を抜き取り、空の状態で保管することから、設計荷重に対して余裕を確保し、支持部の強度裕度をより確保するよう努めている。また、各機器は配管で接続されていることから、建屋の中から機器が道路上に転がり出で輸送ルートを閉塞することは考えにくい。</p> <p>万一、建屋外に大型機器が転がり出たとしても、中央道路の道幅は約10m程度あり、大型機器を迂回して通行することが可能であると考えられる。</p>			<p>【大飯】設備、運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

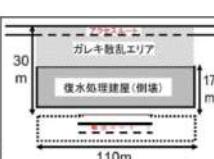
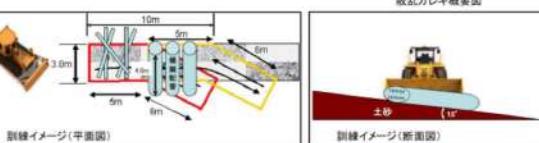
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>前述の破壊モードにより建屋が倒壊しても、建屋内の機器が道路上に転がり出て輸送ルートを閉塞することはないと考えられるが、万一、最も重量のある復水脱塩塔が道路上に転がり出たとしても長さ5m程度であり、迂回して通行することが可能である。</p> <p>(ii)ガレキを含む土砂撤去訓練結果</p> <p>ガレキを含む土砂の撤去については、想定されるガレキを含んだ土砂の撤去訓練を実施し、訓練から得られたガレキを含んだ土砂の処理速度(136m/h)を基に、余裕を見込んで50m/hとする。以下に訓練内容を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 訓練概要 <p>輸送ルート上へのガレキを含む土砂流入を想定し、ブルドーザを用いた土砂撤去訓練を実施した。</p> <p>ガレキを含む土砂流入については、想定されるガレキの単位面積あたりの重量を求め、同量の重量のガレキ及び土砂を配置した訓練用道路の復旧訓練を実施した。ガレキ重量の計算式は以下の通り。</p> <p>輸送ルート上へのガレキを含む土砂流入を想定し、ブルドーザを用いた土砂撤去訓練を実施した。</p> <p>ガレキを含む土砂流入については、復水処理建屋が倒壊した際に想定されるガレキの単位面積あたりの重量を求め、同量の重量のガレキ及び土砂を配置した訓練用道路の復旧訓練を実施した。ガレキ重量の計算式は以下の通り。</p>			<p>【大飯】設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵(タンク間はタンクローリーにて輸送)→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

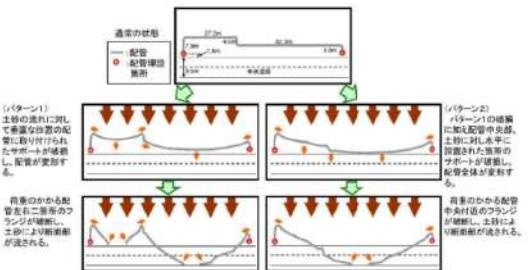
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由			
<p>【復水処理建屋倒壊時の想定機器重量】 約600t ÷ [ガレキの散乱が想定されるエリアの面積] [(10m) × 13(m)] = 130[m²] = [単位面積あたり瓦礫重量] 0.42[t/m²] ≈ 0.5[t/m²] よって単位面積あたりガレキ重量を0.5[t/m²]とし、訓練用道路30[m]に10tのガレキを配置し、ガレキを含む土砂搬去訓練を実施した。</p>   <p>訓練イメージ(平面図)</p> <p>訓練イメージ(断面図)</p> <p>【訓練条件】 ガレキの散乱想定に基づいて瓦礫を含む土砂の復旧訓練を実施した。</p> <p>訓練面積 : 30[m²] (3[m] × 10[m]) ガレキ重量 : 約10[t] (> 想定重量: 15[t]) (ガレキにはH鋼を使用し、一部を土砂に埋設させた。)</p>  <p>ガレキ及び土砂の設置状況</p> <p>【訓練結果】 訓練の結果は以下の通り。</p> <table border="1"> <tr> <td>土砂及びガレキの撤去作業</td> <td>: 2分10秒</td> </tr> <tr> <td>転圧作業</td> <td>: 2分14秒</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>: 4分24秒</td> </tr> </table> <p>今回の訓練の結果、ガレキを含む土砂の復旧速度は138[m/h]程度になることが判明した。</p>  <p>ガレキを含む土砂搬去の様子</p>	土砂及びガレキの撤去作業	: 2分10秒	転圧作業	: 2分14秒	合計	: 4分24秒
土砂及びガレキの撤去作業	: 2分10秒					
転圧作業	: 2分14秒					
合計	: 4分24秒					

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>vii. 長配管によるルートの寸断</p> <p>輸送ルートに流入する可能性のある長配管について、配管の形状、固定状況から配管の破断状況を想定し、輸送ルート復旧への影響を評価する。</p> <p>輸送ルートに流入する可能性のある長配管の配置は以下の概要図のとおりである。赤丸部分はそれまで埋設されていた配管が地上に現れる箇所であり、長配管が最も強固に固定されている箇所でもあるので、土砂流入の際にはこの箇所の配管は動かず、その他の箇所のサポートが破損し配管が変形、最終的に強度の低いフランジ部が破断すると考えられる。</p> <p>サポートの破損とフランジ部の破断が発生するパターンはいくつか考えられるが、どのパターンにおいても長配管を切断する必要のある箇所は1、2箇所になる。</p>  <p>よって、長配管を切断する必要のある箇所は2箇所とし、配管1箇所あたりの切断に要する時間は30分であることから長配管の輸送ルートへの流入が復旧に与える影響として</p> <p>$30\text{ (分)} \times 2\text{ (箇所)} = 60\text{ (分)}$を見込む。</p>			<p>【大飯】設備、運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵(タンク間はタンクローリーにて輸送) → 泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵
<p>viii. 復旧作業時の斜面の安全確認</p> <p>崩壊土砂の撤去作業中、斜面の崩壊による二次災害を防止するため、10m毎に1分間作業を中断し、次に撤去する斜面の安全確認を実施する。確認の際には斜面下方から斜面を観察し、「道路構造物点検要領(案)」(平成15年8月、日本道路公团)及び「道路のり面工・土木構造物の調査要領(案)」(平成25年2月、国土交通省国道・防災課)を参考に、以下の斜面崩壊の兆候となる現象の有無を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 斜面のはらみ出し 斜面からの落下物 斜面からの異音 斜面のき裂(クラック) <p>夜間はサーチライトを用いて、同様の確認を実施する。</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
<p>また、前述の「薬品の漏えい」確認を行った要員は、漏えい確認が終わり次第、可能な範囲で輸送ルート付近の斜面上部から以下の斜面崩壊の兆候となる現象について斜面を観察し、崩壊の兆候があれば輸送ルート復旧作業員に連絡する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・斜面のはらみ出し ・斜面からの異音 ・斜面のき裂（クラック） <p>更なる対応として、斜面監視装置を用いて斜面の変化を連続監視することで、崩壊せずに残った斜面の崩壊による二次災害を防ぐための確認を行う。なお、斜面監視装置はバッテリーや安全系母線から受電しており、SBO時でも対応可能としている。</p> <p>また、地震で斜面が崩壊しなかった場合にも斜面を監視し輸送ルート上で送水車の配備作業等を行う要員の安全を確保することができる。</p> <p>(4)⑤液状化及び搖すり込みによる不等沈下の評価結果</p> <p>a. 評価方法</p> <p>盛土及び堆積層が最も厚く分布する範囲については、基準地震動に対する液状化及び搖すり込みによる不等沈下を考慮し、沈下量の評価を行う。</p> <p>液状化による沈下量は、「道路橋示方書・同解説V耐震設計編」に基づく液状化対象層について、体積ひずみと液状化抵抗率の関係から体積ひずみを評価し、算出する。液状化が発生しない箇所の搖すり込み沈下については、新潟県中越沖地震により生じた東京電力柏崎刈羽原子力発電所の沈下実績に基づき算出する。</p> <p>評価基準値については、タンクローリーが徐行により通行可能な許容段差量 15cm とし、15cm 以上の段差が発生すると想定される箇所を抽出する。</p> <p>【評価場所】 盛土及び堆積層が最も厚く分布するAエリアにて。 最大沈下量を算出 一輪道ルート</p> <p>【液状化による沈下量の算出】 液状化判定(GL-20m以降) <table border="1"> <thead> <tr> <th>層厚</th> <th>判定結果</th> <th>判定根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土層 約6m</td> <td>液状化しない</td> <td>耐震分野及び地下水位範囲 結果：“心液状化発達対象外”</td> </tr> <tr> <td>堆積層 約14m</td> <td>液状化しない</td> <td>耐震分野から液状化発達対象外</td> </tr> </tbody> </table> 【液状化による沈下は生じない】</p> <p>【搖すり込みによる沈下量の算出】 堆積層 体積ひずみ 搖すり込みによる沈下量 約30m 1%¹² 30m</p> <p>※1: 地下水位範囲外で計測された最高水位の平均値に基づき設定(調査期間:552.3.11～4.13) ※2: 東京電力柏崎刈羽原子力発電所の沈下実績に基づく</p>	層厚	判定結果	判定根拠	盛土層 約6m	液状化しない	耐震分野及び地下水位範囲 結果：“心液状化発達対象外”	堆積層 約14m	液状化しない	耐震分野から液状化発達対象外			<p>【大飯】 設備、運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵
層厚	判定結果	判定根拠										
盛土層 約6m	液状化しない	耐震分野及び地下水位範囲 結果：“心液状化発達対象外”										
堆積層 約14m	液状化しない	耐震分野から液状化発達対象外										

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(a)液状化による沈下量の算定法</p> <p>地下水位が G.L. -10m 以内にあって、地下水位以深～G.L. -20m の堆積層及び盛土のうち、細粒子含有率 FC が 35%以下、又は FC が 35%を越えていても塑性指数 I_p が 15 以下の範囲については、液状化検討対象層とする。</p> <p>液状化検討対象層に対して、基準地震動による地震力に対する液状化判定を行い、液状化抵抗率が 1 未満の範囲については、液状化が生ずると評価し、沈下量の算出を行う。液状化による沈下量は、体積ひずみを 3%と評価し、液状化層厚の 3%と算出する。</p> <p>(b) 摆すり込みによる沈下量の算定法</p> <p>液状化が発生しない箇所の揆すり込み沈下については、新潟県中越沖地震により生じた東京電力柏崎刈羽原子力発電所の沈下実績に基づき、盛土層及び堆積層厚の 1%を揆すり込みによる沈下量として算出する。</p> <p>b. 評価結果</p> <p>液状化による沈下は生じない。揆すり込みにより道路に発生する不等沈下量を 30cm と評価した。また、揆すり込みによる沈下の影響により、地下構造物横断部及び地層境界部において、段差が生ずると想定し、段差発生箇所を次図のとおり抽出した。</p> <p>段差が生じる箇所については、ブルドーザ等でアスファルトを剥ぎ取り道路面を整形し、段差を解消し通行ルートを確保に要する時間を評価する。</p> <p>(5) ⑥地下構造物の損壊の評価結果</p> <p>a. 評価方法</p> <p>地下構造物の損壊による道路面への影響については、新潟県中越沖地震時の柏崎刈羽原子力発電所においても被害報告はないこと等から、道路の陥没等の通行支障が発生する可能性は極めて低いと考えられるが、安全性を重視する観点から、輸送ルート上の地下構造物を抽出した。</p> <p>→抽出地下構造物 合計 38 箇所</p>			<p>【大飯】設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3／4号炉</p> <p>抽出した地下構造物のうち、以下の条件に該当する地下構造物については、損壊の可能性が小さいもしくは損壊したとしても周囲を迂回可能であり、輸送ルートへの影響が小さいと考えられるため、検討対象の地下構造物から除外した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震Sクラスとして設計された設備 合計2箇所 ・コンクリートで巻き立てられ補強された管路、及びCH級岩盤に位置するトンネル 合計16箇所 ・上部に路盤補強が施工されている地下構造物 合計8箇所 ・上部にH鋼を設置し、道路補強されている地下構造物 合計10箇所 ・損壊したとしても周囲を迂回し通行することが可能な地下構造物 合計2箇所 <p>b. 評価結果</p> <p>地下構造物の損壊により車両通行が困難となる段差は発生しないため、輸送ルートへの影響はない。なお、事前対策を実施した箇所を下図に示す。</p>			<p>【大飯】設備、運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵(タンク間はタンクローリーにて輸送) → 泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(6)⑦構内持込資機材の影響の評価結果</p> <p>a. 評価方法 輸送ルート近傍の持込資機材の影響については、輸送ルートの通行に支障があるか影響の評価を行う。</p> <p>b. 評価結果 輸送ルートの確保のため、構内持込資機材について以下の方針に基づき、対応するため通行に影響しない。 ・原則、輸送ルートに影響を与える範囲に資機材を配置しない運用とする。 ・作業時に資機材を配置する場合は、通行に必要な道幅を確保する。または、迂回ルートを確保する。 ・作業中、やむを得ず輸送ルートに影響を及ぼす場合に、地震が発生し資機材によりガレキが発生した場合は、ブルドーザ等でのガレキ除去にて対応する。 ・ブルドーザ等にて撤去できない大きさのガレキが発生した場合は、迂回ルート又は別ルートにて対応する。</p>			<p>【大飯】設備・運用の相違 ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。</p> <p>・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

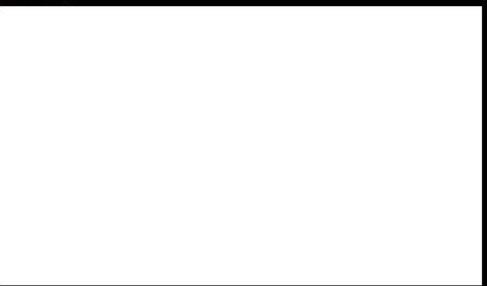
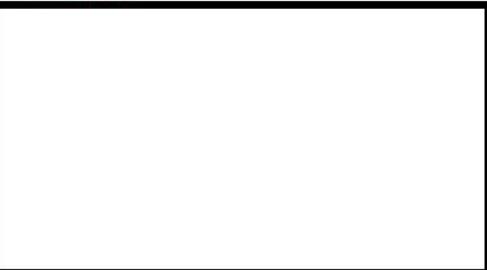
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(補足) 土石流発生時における輸送ルートについて (1)輸送ルート 土石流発生時には、中央道路が一部寸断される可能性があるため、その場合の輸送ルートを下図に示す。</p>  <p>土石流危険箇所</p> <p>輸送ルート1: Yellow line with arrows pointing right and left, connecting various fuel storage tanks and a tank truck.</p> <p>輸送ルート2: Red line with arrows pointing right and left, connecting different parts of the facility.</p> <p>Legend:</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑色ルート1 緑色ルート2 延長ホースルート 3,4号伊丹所タンクローリー貯蔵場所 千葉工場(クローク)→貯蔵場所 泊発電所(重油タンク) 泊発電所(燃料油貯蔵タンク)  <p>燃料油貯蔵タンクまわり輸送ルート拡大図</p> <p>輸送ルート1: Yellow line with arrows pointing right and left, connecting various fuel storage tanks and a tank truck.</p> <p>輸送ルート2: Red line with arrows pointing right and left, connecting different parts of the facility.</p> <p>Legend:</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑色ルート1 緑色ルート2 延長ホースルート タンクローリー配置場所 注油箇所(燃料油貯蔵タンク) <p>約200m</p> <p>約140m</p> <p>タービン建屋</p> <p>延長ホースルート</p> <p>タンクローリー配置場所</p> <p>3u燃料油貯蔵タンク設置場所</p> <p>4u燃料油貯蔵タンク設置場所</p> <p>タンクローリー配置場所</p> <p>タンクローリー配置場所</p> <p>注油箇所(燃料油貯蔵タンク)</p> <p>土石流危険箇所</p> <p>a. 輸送ルート1 (3u 燃料貯蔵タンクへの燃料輸送) 輸送ルート1 のうち 3u 燃料油貯蔵タンクへの燃料輸送は、3u 東側背面道路にタンクローリーを配置し、約 120m の延長ホースを布設することで行う。延長ホースの布設イメージ図を下に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>			<p>【大飯】設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽に貯蔵

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 輸送ルート1 (4u燃料貯蔵タンクへの燃料輸送) 輸送ルート1のうち4u燃料油貯蔵タンクへの燃料輸送は、4u北側背面道路にタンクローリーを配置し、約200mの延長ホースを布設することで行う。延長ホースの布設イメージ図を下に示す。</p> 			<p>【大飯】設備・運用の相違 ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。</p> <p>・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵</p>
<p>c. 輸送ルート2 (3u燃料貯蔵タンクへの燃料輸送) 輸送ルート2のうち3u燃料油貯蔵タンクへの燃料輸送は、土石流の影響はない。ホースの布設イメージ図を下に示す。</p> 			
<p>d. 輸送ルート2 (4u燃料貯蔵タンクへの燃料輸送) 輸送ルート2のうち4u燃料油貯蔵タンクへの燃料輸送は、3u燃料油貯蔵タンク付近にタンクローリーを配置し、約140mの延長ホースを布設することで行う。延長ホースの布設イメージ図を下に示す。</p> 			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																											
<p>(2) 補給の成立性</p> <p>ディーゼル発電機の7日間の運転継続に必要な所要の燃料を補給可能であることを確認している2.2.1.3.8「作業時間を考慮した補給成立性」(通常時の燃料輸送)と対比して、土石流発生時の燃料輸送に問題ないことを確認している。対比表を次表に示す。</p> <p>通常時の燃料輸送時間と土石流発生時の燃料輸送時間の対比表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業工程</th> <th colspan="2">通常時の燃料輸送時間</th> <th colspan="2">土石流発生時の燃料輸送時間</th> </tr> <tr> <th>想定時間(分)</th> <th>確認結果</th> <th>輸送ルート1 想定時間(分)</th> <th>輸送ルート2 想定時間(分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸送ルート1の廻り</td> <td>輸送ルート1-1: 1105分 輸送ルート1-2: 2583分</td> <td>—</td> <td>不適用</td> <td>不適用</td> </tr> <tr> <td>延長ホース布設</td> <td>手要用¹</td> <td>手要用²</td> <td>480分</td> <td>450分</td> </tr> <tr> <td>人員移動(荷物場所→保管場所)</td> <td>20分</td> <td>8分</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>わたり移動(保管場所→監査ドクタ)</td> <td>10分</td> <td>9分</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>ホース着脱準備(直油³)</td> <td>15分</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>境上げ(直油⁴→リカバー)</td> <td>30分</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>移動(直油⁵→燃料油貯蔵⁶)</td> <td>11分</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>ホース着脱準備(燃料油貯蔵⁶)</td> <td>7分</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>搬送(リカバー→燃料油貯蔵⁶)</td> <td>13分</td> <td>約10分⁷</td> <td>約10分⁸</td> <td>約10分⁹</td> </tr> <tr> <td>移動(燃料油貯蔵⁶→直油⁵)</td> <td>11分</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>1. 通常運営時間における場合は、輸送ルートの回数が1回。 2. 延長ホースの搬送時間が1回以上ある場合は、延長ホースの回数が実施しない。 3. 通常時間。 4. 延長時間。 5. 燃料油貯蔵室へ搬入する際によって算出した値である。</small></p> <p>準備については、通常時の燃料輸送にかかる準備時間は最大2900分であり、土石流発生時における燃料輸送にかかる準備時間は最大497分である。以上のことから土石流発生時の燃料輸送にかかる準備時間は、通常時の燃料輸送準備時間より短い時間で対応できるため、補給の成立性に問題はない。</p> <p>なお、土石流発生時の燃料輸送の人員移動とタンクローリー移動は、通常時の燃料輸送と同様であるため、同じ時間を設定している。</p> <p>繰返し輸送については、通常時の燃料輸送にかかる時間は77分(想定100分)であり、土石流発生時における燃料輸送にかかる時間は79分である。土石流発生時における79分は、通常時の燃料輸送における想定100分に包括されるため、補給の成立性に問題はない。</p> <p>なお、土石流発生時における燃料補給時間(タンクローリー→燃料油貯蔵タンク)の算出方法を示す。</p> <p>a. 輸送ルート1(3u燃料貯蔵タンクへの燃料輸送)の補給時間</p> <p>延長ホース全長120mの圧力損失は0.096MPaであり、タンクローリーポンプの定格吐出圧は0.2MPaであるため、タンクローリーポンプの定格流量(2300l/min)で燃料補給が可能である。</p> <p>従って、燃料補給にかかる時間は、通常時の補給時間(13分)に延長ホース長さ120mに燃料を送油するための時間(約2分)を加算し、約15分である。</p>	作業工程	通常時の燃料輸送時間		土石流発生時の燃料輸送時間		想定時間(分)	確認結果	輸送ルート1 想定時間(分)	輸送ルート2 想定時間(分)	輸送ルート1の廻り	輸送ルート1-1: 1105分 輸送ルート1-2: 2583分	—	不適用	不適用	延長ホース布設	手要用 ¹	手要用 ²	480分	450分	人員移動(荷物場所→保管場所)	20分	8分	同左	同左	わたり移動(保管場所→監査ドクタ)	10分	9分	同左	同左	ホース着脱準備(直油 ³)	15分	同左	同左	同左	境上げ(直油 ⁴ →リカバー)	30分	同左	同左	同左	移動(直油 ⁵ →燃料油貯蔵 ⁶)	11分	同左	同左	同左	ホース着脱準備(燃料油貯蔵 ⁶)	7分	同左	同左	同左	搬送(リカバー→燃料油貯蔵 ⁶)	13分	約10分 ⁷	約10分 ⁸	約10分 ⁹	移動(燃料油貯蔵 ⁶ →直油 ⁵)	11分	同左	同左	同左			<p>【大飯】設備、運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯:燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵(タンク間はタンクローリーにて輸送)→泊:ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵
作業工程		通常時の燃料輸送時間		土石流発生時の燃料輸送時間																																																										
	想定時間(分)	確認結果	輸送ルート1 想定時間(分)	輸送ルート2 想定時間(分)																																																										
輸送ルート1の廻り	輸送ルート1-1: 1105分 輸送ルート1-2: 2583分	—	不適用	不適用																																																										
延長ホース布設	手要用 ¹	手要用 ²	480分	450分																																																										
人員移動(荷物場所→保管場所)	20分	8分	同左	同左																																																										
わたり移動(保管場所→監査ドクタ)	10分	9分	同左	同左																																																										
ホース着脱準備(直油 ³)	15分	同左	同左	同左																																																										
境上げ(直油 ⁴ →リカバー)	30分	同左	同左	同左																																																										
移動(直油 ⁵ →燃料油貯蔵 ⁶)	11分	同左	同左	同左																																																										
ホース着脱準備(燃料油貯蔵 ⁶)	7分	同左	同左	同左																																																										
搬送(リカバー→燃料油貯蔵 ⁶)	13分	約10分 ⁷	約10分 ⁸	約10分 ⁹																																																										
移動(燃料油貯蔵 ⁶ →直油 ⁵)	11分	同左	同左	同左																																																										

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 輸送ルート1 (4u燃料貯蔵タンクへの燃料輸送) の補給時間 延長ホース全長 200m の圧力損失は 0.160MPa であり、タンクローリーポンプの定格吐出圧は 0.2MPa であるため、タンクローリーポンプの定格流量(230ℓ/min)で燃料補給が可能である。 従って、燃料補給にかかる時間は、通常時の補給時間(13分)に延長ホース長さ 200m に燃料を送油するための時間(約2分)を加算し、約 15 分である。</p> <p>c. 輸送ルート2 (3u燃料貯蔵タンクへの燃料輸送) の補給時間 通常時の燃料輸送と相違なく、燃料補給にかかる時間は、13分で可能である。</p> <p>d. 輸送ルート2 (4u燃料貯蔵タンクへの燃料輸送) の補給時間 延長ホース全長 140m の圧力損失は 0.132MPa であり、タンクローリーポンプの定格吐出圧は 0.2MPa であるため、タンクローリーポンプの定格流量(230ℓ/min)で燃料補給が可能である。 従って、燃料補給にかかる時間は、通常時の補給時間(13分)に延長ホース長さ 140m に燃料を送油するための時間(約2分)を加算し、約 15 分である。</p> <p>それぞれの燃料補給にかかる詳細な計算を次項に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>－共通事項－</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タンクローリー吐出圧 $P=0.2\text{MPa}$ ・延長ホース内径 $d=51.3\text{mm}$ ・延長ホース圧力損失 $a=0.0006\text{MPa/m}$ ・タンクローリーポンプ定格流量 $V=230\ell/\text{min}=3.88\times10^{-3}\text{m}^3/\text{s}$ ・重油流速 $v=V/(π \times d^2)=1.85\text{m/s}$ ・重油密度 $ρ=960\text{kg/m}^3$ </div>			<p>【大飯】設備、運用の相違 ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。</p> <p>・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵(タンク間はタンクローリーにて輸送) → 泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵</p>
<p>a. 輸送ルート1 (3u燃料貯蔵タンクへの燃料輸送) の補給時間 輸送ルート1 (3u燃料貯蔵タンクへの燃料輸送) におけるホース布設長さ 120m に対し、ホース1本当たり 20m であるため、ホースを 6 本接続することになる。ホース全長 120m の圧力損失は、 $\Delta P_a = 120\text{m} \times 0.0006\text{MPa/m} = 0.072\text{MPa}$ ホース1本(20m)あたりの曲がり(90°)を 10 箇所と想定し、曲がり 1 箇所あたりの圧力損失を 0.56m とすると、ホース6本分の曲がり箇所の相当直管長は、 $0.56\text{m} \times 10 \text{箇所} \times 6 \text{本} = 33.6\text{m}$ </p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>従って、曲がり箇所の圧力損失は、 $\Delta P_b = 33.6m \times 0.0006MPa/m = 0.0202MPa$</p> <p>ホース接続部金具の圧力損失は、0.0003MPaであり、ホース1本につき2個金具があるため、圧力損失は、 $\Delta P_c = 0.0003MPa \times 2\text{ 個} \times 6\text{ 本} = 0.0036MPa$</p> <p>高低差(23.3m)による損失 ΔP_d は、立下りであるため、考慮しない。</p> <p>全体の圧力損失は、 $\Delta P = \Delta P_a + \Delta P_b + \Delta P_c + \Delta P_d = 0.096MPa$</p> <p>以上のことから、全体の圧力損失とタンクローリー吐出圧を比較すると $\Delta P(0.096MPa) < P(0.2MPa)$</p> <p>であるため、定格流量($V=230\ell/min$)で移送可能である。</p> <p>通常時の補給時間は、 $t_a = 13\text{ min}$</p> <p>延長ホース長さ 120mに燃料を送油するための時間は、 $t_b = 120m \div 1.85m/s = 65\text{ sec} = 1.1\text{ min}$</p> <p>従って、燃料補給にかかる時間は、 $t = t_a + t_b = 14.1\text{ min}$</p> <p>となり、約 15 分である。</p> <p>b. 輸送ルート 1 (4u燃料貯蔵タンクへの燃料輸送) の補給時間</p> <p>輸送ルート 1 (4u燃料貯蔵タンクへの燃料輸送) におけるホース布設長さ 200mに対し、ホース1本当たり 20mであるため、ホースを 10 本接続することになる。ホース全長 200m の圧力損失は、 $\Delta P_a = 200m \times 0.0006MPa/m = 0.12MPa$</p> <p>ホース1本(20m)あたりの曲がり(90°)を 10 箇所と想定し、曲がり 1 箇所あたりの圧力損失を 0.56m とすると、ホース 10 本分の曲がり箇所の相当直管長は、 $0.56m \times 10 \text{ 箇所} \times 10 \text{ 本} = 56m$</p> <p>従って、曲がり箇所の圧力損失は、 $\Delta P_b = 56m \times 0.0006MPa/m = 0.0336MPa$</p> <p>ホース接続部金具の圧力損失は、0.0003MPaであり、ホース1本につき2個金具があるため、圧力損失は、 $\Delta P_c = 0.0003MPa \times 2\text{ 個} \times 10\text{ 本} = 0.006MPa$</p> <p>高低差(23.3m)による損失 ΔP_d は、立下りであるため、考慮しない。</p> <p>全体の圧力損失は、 $\Delta P = \Delta P_a + \Delta P_b + \Delta P_c + \Delta P_d = 0.160MPa$</p> <p>以上のことから、全体の圧力損失とタンクローリー吐出圧を比較すると $\Delta P(0.160MPa) < P(0.2MPa)$</p> <p>であるため、定格流量($V=230\ell/min$)で移送可能である。</p>			<p>【大飯】設備、運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵(タンク間はタンクローリーにて輸送) → 泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>通常時の補給時間は、 $t_a = 13\text{min}$</p> <p>延長ホース長さ 200m に燃料を送油するための時間は、 $t_b = 200\text{m} \div 1.85\text{m/s} = 109\text{sec} = 1.9\text{min}$</p> <p>従って、燃料補給にかかる時間は、 $t = t_a + t_b = 14.9\text{min}$</p> <p>となり、約 15 分である。</p> <p>c. 輸送ルート 2 (3u 燃料貯蔵タンクへの燃料輸送) の補給時間 通常時の燃料輸送と相違なく、燃料補給にかかる時間は、約 13 分である。</p> <p>d. 輸送ルート 2 (4u 燃料貯蔵タンクへの燃料輸送) の補給時間 輸送ルート 2 (4u 燃料貯蔵タンクへの燃料輸送) におけるホース布設長さ 140m に対し、ホース 1 本当たり 20m であるため、ホースを 7 本接続することになる。ホース全長 140m の圧力損失は、 $\Delta P_a = 140\text{m} \times 0.0006\text{MPa/m} = 0.084\text{MPa}$ ホース 1 本(20m)あたりの曲がり(90°)を 10 箇所と想定し、曲がり 1 箇所あたりの圧力損失を 0.56m とすると、ホース 7 本分の曲がり箇所の相当直管長は、 $0.56\text{m} \times 10 \text{箇所} \times 7 \text{本} = 39.2\text{m}$ 従って、曲がり箇所の圧力損失は、 $\Delta P_b = 39.2\text{m} \times 0.0006\text{MPa/m} = 0.02352\text{MPa}$ ホース接続部金具の圧力損失は、0.0003MPa であり、ホース 1 本につき 2 個金具があるため、圧力損失は、 $\Delta P_c = 0.0003\text{MPa} \times 2 \text{個} \times 7 \text{本} = 0.0042\text{MPa}$ 高低差(23.3m)による損失 ΔP_d は、立下りであるため、考慮しない。 全体の圧力損失は、 $\Delta P = \Delta P_a + \Delta P_b + \Delta P_c + \Delta P_d = 0.112\text{MPa}$ 以上のことから、全体の圧力損失とタンクローリー吐出圧を比較すると $\Delta P(0.112\text{MPa}) < P(0.2\text{MPa})$ であるため、定格流量($V=230\text{l/min}$)で移送可能である。 通常時の補給時間は、 $t_a = 13\text{min}$ 延長ホース長さ 140m に燃料を送油するための時間は、 $t_b = 140\text{m} \div 1.85\text{m/s} = 76\text{sec} = 1.3\text{min}$ 従って、燃料補給にかかる時間は、 $t = t_a + t_b = 14.3\text{min}$ となり、約 15 分である。</p>			<p>【大飯】設備、運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵(タンク間はタンクローリーにて輸送) → 泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>延長用ホースの耐圧については、タンクローリーのポンプ吐出圧力 0.2MPa 及び燃料輸送時の最大高低差（輸送ルート 1 = 高低差 23.3m）による水頭圧 0.23MPa を考慮して、0.78MPa のものを選定しており、十分な信頼性を確保している。</p> <p>(3)まとめ 土石流が発生した場合においても、ディーゼル発電機の運転は、7日間以上継続可能である。</p>			<p>【大飯】設備・運用の相違 ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。</p> <p>・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>竜巻による外部電源喪失時のディーゼル発電機の継続運転時間について</p> <p>竜巻に起因して発生が予想される外部電源喪失時のディーゼル発電機連続運転可能時間については、下記条件にて評価する。</p> <p>①竜巻によるタンクローリーの損傷 ②外部電源喪失に伴うB0シーケンスによる各機器起動 ③単一故障等（想定機器：タンクローリー、燃料油貯蔵タンク・重油タンク）</p> <p>《ケーススタディ》</p> <p>①竜巻+B0+故障（タンクローリー1台） 【結論】7日間の連続運転可能</p> <p>【理由】本事象では、竜巻によるタンクローリーの損傷：4台、故障によるタンクローリーの損傷を1台想定する。さらに残り2台のタンクローリーのうち1台は、メンテナンスで使用できず、1台は、他号炉で使用することを想定すると残存するタンクローリーは0台となる。ただし、すでに故障を想定しており、さらにディーゼル発電機の単一故障を想定する必要がないことから、ディーゼル発電機片トレン運転が可能であり、7日間の連続運転は可能である。</p> <p>②竜巻+B0+単一故障（燃料油貯蔵タンク、重油タンク1基） 【結論】7日間の連続運転可能</p> <p>【理由】本事象では、竜巻によるタンクローリーの損傷：4台、単一故障により燃料油貯蔵タンク、重油タンクのうち1基の損傷を想定する。補給活動を行うタンクローリーは2台を確保できる。対象となる重油量を制限する燃料油貯蔵タンク、重油タンクの単一故障を想定するため、ディーゼル発電機の単一故障を想定する必要がなく、片トレンのディーゼル発電機による運転が可能であることから、ディーゼル発電機に対する重油量が十分であるため、7日間の連続運転は可能である。</p>			<p>【大飯】設備、運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
2.2.1.4 重油タンク 重油タンクは屋外に設置された静的機器であり、共通要因として考慮すべき事象としては、以下の外部事象が考えられる。重油タンクについては、これらの外部事象に対して機能喪失しない設計としている。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>外部事象</th><th>設計方針</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震</td><td>耐震重要度分類 S クラスとし、地震により機能喪失しない設計としている。</td></tr> <tr> <td>津波</td><td>津波の影響を受けない敷地高さ (T.P.+13.1m) に設置している。</td></tr> <tr> <td>風（台風）</td><td>タンクは地下埋設構造であり、風圧力荷重及び気圧差による圧力の影響を受けない設計としている。なお、ペント管は風圧力に対し、構造健全性が維持され、機能喪失しない設計としている。また、タンク上部には厚さ約 25mm のプロテクタ蓋があり、設計飛来物がタンクを貫通しない設計としている。なお、設計飛来物はペント管を貫通するが、機能喪失しても安全機能に影響しない。</td></tr> <tr> <td>竜巻</td><td></td></tr> <tr> <td>凍結</td><td>タンクは、周辺温度が外気温度の影響を受けにくい地下埋設構造としており、低温においても、凍結しない設計としている。</td></tr> <tr> <td>降水 溢水</td><td>周辺は雨水が溜まる設計ではなく、周囲に溢水源も存在しないこと及びタンクは水密構造であることから、降水及び溢水の影響を受けない設計としている。なお、タンクの大気開放部はペント管のみであること、開口部高さは T.P.+17.0m にあり、開口部は下向きとなっていることから、溢水及び降水の影響を受けない設計としている。</td></tr> <tr> <td>積雪</td><td>タンクは地下埋設構造であり、積雪荷重を受けない設計としている。プロテクタ蓋は、積雪荷重を考慮しても機能喪失しない設計としている。なお、ペント管は T.P.+17.0m の位置に開口部があり、開口部は下向きとなっていることから、積雪の影響を受けない設計としている。</td></tr> </tbody> </table>	外部事象	設計方針	地震	耐震重要度分類 S クラスとし、地震により機能喪失しない設計としている。	津波	津波の影響を受けない敷地高さ (T.P.+13.1m) に設置している。	風（台風）	タンクは地下埋設構造であり、風圧力荷重及び気圧差による圧力の影響を受けない設計としている。なお、ペント管は風圧力に対し、構造健全性が維持され、機能喪失しない設計としている。また、タンク上部には厚さ約 25mm のプロテクタ蓋があり、設計飛来物がタンクを貫通しない設計としている。なお、設計飛来物はペント管を貫通するが、機能喪失しても安全機能に影響しない。	竜巻		凍結	タンクは、周辺温度が外気温度の影響を受けにくい地下埋設構造としており、低温においても、凍結しない設計としている。	降水 溢水	周辺は雨水が溜まる設計ではなく、周囲に溢水源も存在しないこと及びタンクは水密構造であることから、降水及び溢水の影響を受けない設計としている。なお、タンクの大気開放部はペント管のみであること、開口部高さは T.P.+17.0m にあり、開口部は下向きとなっていることから、溢水及び降水の影響を受けない設計としている。	積雪	タンクは地下埋設構造であり、積雪荷重を受けない設計としている。プロテクタ蓋は、積雪荷重を考慮しても機能喪失しない設計としている。なお、ペント管は T.P.+17.0m の位置に開口部があり、開口部は下向きとなっていることから、積雪の影響を受けない設計としている。		【大飯】 設備・運用の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯槽に貯蔵
外部事象	設計方針																	
地震	耐震重要度分類 S クラスとし、地震により機能喪失しない設計としている。																	
津波	津波の影響を受けない敷地高さ (T.P.+13.1m) に設置している。																	
風（台風）	タンクは地下埋設構造であり、風圧力荷重及び気圧差による圧力の影響を受けない設計としている。なお、ペント管は風圧力に対し、構造健全性が維持され、機能喪失しない設計としている。また、タンク上部には厚さ約 25mm のプロテクタ蓋があり、設計飛来物がタンクを貫通しない設計としている。なお、設計飛来物はペント管を貫通するが、機能喪失しても安全機能に影響しない。																	
竜巻																		
凍結	タンクは、周辺温度が外気温度の影響を受けにくい地下埋設構造としており、低温においても、凍結しない設計としている。																	
降水 溢水	周辺は雨水が溜まる設計ではなく、周囲に溢水源も存在しないこと及びタンクは水密構造であることから、降水及び溢水の影響を受けない設計としている。なお、タンクの大気開放部はペント管のみであること、開口部高さは T.P.+17.0m にあり、開口部は下向きとなっていることから、溢水及び降水の影響を受けない設計としている。																	
積雪	タンクは地下埋設構造であり、積雪荷重を受けない設計としている。プロテクタ蓋は、積雪荷重を考慮しても機能喪失しない設計としている。なお、ペント管は T.P.+17.0m の位置に開口部があり、開口部は下向きとなっていることから、積雪の影響を受けない設計としている。																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>外部事象</th><th>設計方針</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>落雷</td><td>避雷針を設置し、落雷により機能喪失しない設計としている。</td></tr> <tr> <td>地滑り</td><td>タンク周辺は、地滑り影響箇所がないことを確認している。</td></tr> <tr> <td>火山の影響</td><td>タンクは地下埋設構造であり、火山灰荷重の影響は受けない設計としている。プロテクタ蓋は、火山灰荷重を考慮しても機能喪失しない設計としている。なお、ペント管は地上から約 3.9m の位置に開口部があり、火山灰の吹き上がりによる侵入の影響も考えににくい設計としている。</td></tr> <tr> <td>火災</td><td>タンクは地下埋設構造であること及び設置位置は防火帯外縁（火災側）からの離隔距離が約 220m であることから、森林火災の影響を受けない設計としている。</td></tr> </tbody> </table>	外部事象	設計方針	落雷	避雷針を設置し、落雷により機能喪失しない設計としている。	地滑り	タンク周辺は、地滑り影響箇所がないことを確認している。	火山の影響	タンクは地下埋設構造であり、火山灰荷重の影響は受けない設計としている。プロテクタ蓋は、火山灰荷重を考慮しても機能喪失しない設計としている。なお、ペント管は地上から約 3.9m の位置に開口部があり、火山灰の吹き上がりによる侵入の影響も考えににくい設計としている。	火災	タンクは地下埋設構造であること及び設置位置は防火帯外縁（火災側）からの離隔距離が約 220m であることから、森林火災の影響を受けない設計としている。								
外部事象	設計方針																	
落雷	避雷針を設置し、落雷により機能喪失しない設計としている。																	
地滑り	タンク周辺は、地滑り影響箇所がないことを確認している。																	
火山の影響	タンクは地下埋設構造であり、火山灰荷重の影響は受けない設計としている。プロテクタ蓋は、火山灰荷重を考慮しても機能喪失しない設計としている。なお、ペント管は地上から約 3.9m の位置に開口部があり、火山灰の吹き上がりによる侵入の影響も考えににくい設計としている。																	
火災	タンクは地下埋設構造であること及び設置位置は防火帯外縁（火災側）からの離隔距離が約 220m であることから、森林火災の影響を受けない設計としている。																	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>森林との距離 約14m 約33.2m 重油タンク 約14.6m</p> <p>凡例 ■ 重油タンク ■ 消火栓(消18m)</p> <p>220m</p> <p>タンク室 (鉄筋コンクリート) プロテクタ蓋(厚さ約25mm) マンホール 乾燥砂 ▼T.P.+13.15m</p> <p>重油タンク</p> <p>重油タンク構造の概要</p>			<p>【大飯】設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.2.2 隣接する発電用原子炉施設に属する非常用電源設備等への依存</p> <p>2.2.2.1 他の発電用原子炉施設に属する非常用電源設備との取り扱い</p> <p>ディーゼル発電機は、原子炉ごとに単独で設置し、他の原子炉施設と共用しない。また、保安規定での経過措置に関する考えについて以下に述べる。</p> <p>保安規定で経過措置として認めている号機間融通について</p> <p>保安規定で経過措置として認めている号機間融通については、以下の理由により、設置許可基準の第33条第8項における共用には当たらないと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ディーゼル発電機は、号炉毎に単独で設置されている。（設置許可基準第33条第8項） ②号機間融通については、1台のDGが点検中に、外部電源が喪失し、運転可能なもう1台のDGが故障した場合を想定している。 ③号機間融通については、常時電路が構成されているものではなく、必要時に接続して使用するものである。 <p>以上より、設置許可基準の解釈第57条（電源設備）第1項（d）で整理されるものと考える。</p> <p>(1) 保安規定への記載経緯</p> <p>平成23年4月7日、宮城県沖地震による東北電力（株）東通原子力発電所において外部電源が喪失した際、ディーゼル発電機が起動し、電源が確保されたが、外部電源復旧後においてディーゼル発電機がすべて機能喪失したことが判明した。これを受け、4月9日付けで原子力安全・保安院より、原子炉停止時においては2台以上のディーゼル発電機を動作可能な状態に確保させるため、「非常用発電設備の保安規定上の取扱いについて（指示）」が発出された。</p> <p>具体的には、2台以上を確保するためには、非常用発電設備の増設が必要となるが、増設までには時間を有することから、経過措置として、他号炉のディーゼル発電機からの融通、電源車による電源供給が要求された。</p>	<p>2.3.2 隣接する発電用原子炉施設に属する非常用電源設備等への依存</p> <p>2.3.2.1 他の発電用原子炉施設に属する非常用電源設備との取り合い</p> <p>ディーゼル発電機は、発電用原子炉ごとに単独で設置し、他の発電用原子炉施設と共用しない。また、保安規定での経過措置に関する考えについて以下に述べる。</p> <p>保安規定で経過措置として認めている号炉間融通について</p> <p>保安規定で経過措置として認めている号炉間融通については、以下の理由により、設置許可基準規則第33条第8項における共用には当たらないと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ディーゼル発電機は、号炉ごとに単独で設置されている。（設置許可基準規則第33条第8項） ②号炉間融通については、1台のディーゼル発電機が点検中に、外部電源が喪失し、運転可能なもう1台のディーゼル発電機が故障した場合を想定している。 ③号炉間融通については、常時電路が構成されているものではなく、必要時に接続して使用するものである。 <p>以上より、設置許可基準規則の解釈第57条（電源設備）第1項（d）で整理されるものと考える。</p> <p>(1) 保安規定への記載経緯</p> <p>平成23年4月7日、宮城県沖地震による東北電力（株）東通原子力発電所において外部電源が喪失した際、ディーゼル発電機が起動し、電源が確保されたが、外部電源復旧後においてディーゼル発電機がすべて機能喪失したことが判明した。これを受け、4月9日付けで原子力安全・保安院より、発電用原子炉停止時においても2台以上のディーゼル発電機を動作可能な状態に確保させるため、「非常用発電設備の保安規定上の取扱いについて（指示）」が発出された。</p> <p>具体的には、2台以上を確保するためには、非常用発電設備の増設が必要となるが、増設までには時間を要することから、経過措置として、他号炉のディーゼル発電機からの融通、電源車による電源供給が要求された。</p>	<p>2.3.2 隣接する発電用原子炉施設に属する非常用電源設備等への依存</p> <p>2.3.2.1 他の発電用原子炉施設に属する非常用電源設備との取り合い</p> <p>ディーゼル発電機は、発電用原子炉ごとに単独で設置し、他の発電用原子炉施設と共用しない。また、保安規定での経過措置に関する考えについて以下に述べる。</p> <p>保安規定で経過措置として認めている号炉間融通について</p> <p>保安規定で経過措置として認めている号炉間融通については、以下の理由により、設置許可基準規則第33条第8項における共用には当たらないと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ディーゼル発電機は、号炉ごとに単独で設置されている。（設置許可基準規則第33条第8項） ②号炉間融通については、1台のディーゼル発電機が点検中に、外部電源が喪失し、運転可能なもう1台のディーゼル発電機が故障した場合を想定している。 ③号炉間融通については、常時電路が構成されているものではなく、必要時に接続して使用するものである。 <p>以上より、設置許可基準規則の解釈第57条（電源設備）第1項（d）で整理されるものと考える。</p> <p>(1) 保安規定への記載経緯</p> <p>平成23年4月7日、宮城県沖地震による東北電力（株）東通原子力発電所において外部電源が喪失した際、ディーゼル発電機が起動し、電源が確保されたが、外部電源復旧後においてディーゼル発電機がすべて機能喪失したことが判明した。これを受け、4月9日付けで原子力安全・保安院より、発電用原子炉停止時においても2台以上のディーゼル発電機を動作可能な状態に確保させるため、「非常用発電設備の保安規定上の取扱いについて（指示）」が発出された。</p> <p>具体的には、2台以上を確保するためには、非常用発電設備の増設が必要となるが、増設までには時間を要することから、経過措置として、他号炉のディーゼル発電機からの融通、電源車による電源供給が要求された。</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・大飯：取り扱い→泊：取り合い ・大飯：設置許可基準の、設置許可基準→泊：設置許可基準規則 ・大飯：毎→泊：ごと ・大飯：DG→泊：ディーゼル発電機 ・大飯：原子炉→泊：発電用原子炉 </p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

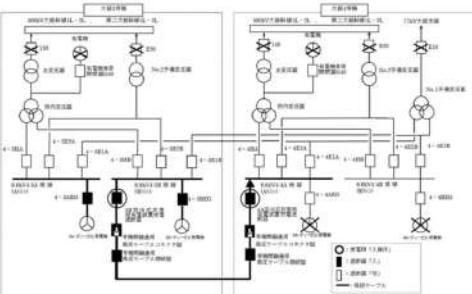
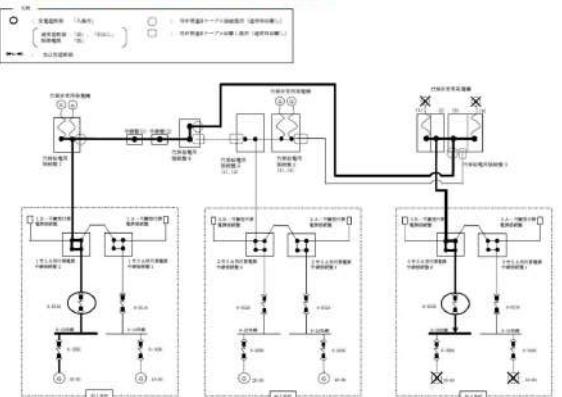
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
		<p>(2)指示内容を踏まえた対応 保安規定に以下の内容を反映し、変更認可申請を行った。</p> <p>①保安規定第73条（ディーゼル発電機 モード1, 2, 3及び4以外）に以下を規定。</p> <p>(ディーゼル発電機 モード1, 2, 3および4以外) 第73条 モード1, 2, 3および4以外において、ディーゼル発電機は、表73-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 発電課長（当直）は、モード1, 2, 3および4以外において、1ヶ月に1回、ディーゼル発電機について、以下の事項を実施する。 a. ディーゼル発電機を待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が6,900±345Vおよび周波数が50±2.5Hzであることを確認する。 b. 燃料油サービスタンク貯油量を確認する。 3 発電課長（当直）は、ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表73-3の措置を講じとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、技術課長に通知する。通知を受けた技術課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>表73-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>運転上の制限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル発電機</td><td>(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること※1※2 (2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が表73-2に定める制限値内にあること※3</td></tr> </tbody> </table> <p>※1:ディーゼル発電機の予備潤滑運転（ターニング、エアラン）を行う場合、運転上の制限を適用しない。 ※2:ディーゼル発電機には、非常用発電機1基を含めることができる。非常用発電機とは、所要の電力供給が可能なものをいう。なお、非常用発電機は複数の号炉で共用することができる。 ※3:ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表73-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>制限値</th></tr> <tr> <td>1号炉および2号炉</td><td>1.92m³以上</td></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉</td><td>1.39m³以上</td></tr> <tr> <td>燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>②保安規定付則に以下を規定。</p> <p>付則 (施行期日) 第1条 この規定は、平成23年5月13日から施行する。</p> <p>2 第73条（ディーゼル発電機 モード1, 2, 3および4以外）の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機または移動発電機車を非常用発電機とみなすことができる</p>	項目	運転上の制限	ディーゼル発電機	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること※1※2 (2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が表73-2に定める制限値内にあること※3	項目	制限値	1号炉および2号炉	1.92m ³ 以上	3号炉	1.39m ³ 以上	燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)		<p>【大飯】 記載方針の相違 ・泊は指示内容を踏まえた保安規定の内容を記載している。</p>
項目	運転上の制限														
ディーゼル発電機	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること※1※2 (2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が表73-2に定める制限値内にあること※3														
項目	制限値														
1号炉および2号炉	1.92m ³ 以上														
3号炉	1.39m ³ 以上														
燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)															

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.2.2.2 ディーゼル発電機の共用について</p> <p>ディーゼル発電機は、設計基準事故時において、原子炉施設に属する非常用電源設備及びその附属設備は、原子炉ごとに単独で設置し、他の原子炉施設と共用しない設計とする。</p> <p>ただし、設置許可基準57条にて、号機間電力融通の要求があり、この要求に対応するため、No.2予備変圧器2次側、No.1予備変圧器2次側、号機間電力融通ケーブル及び予備ケーブルを使用し、号機間の電力融通を実施する。</p> <p>この際、他号炉への電源の供給元としては、自号炉のディーゼル発電機による融通を実施するため、ディーゼル発電機から電力融通する際のプラント状況を以下に整理する。</p> <p>(1)全交流動力電源喪失時の代替電源（交流）の優先順位</p> <p>全交流動力電源喪失時に、代替電源（交流）の供給手段として、以下の手段にて炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保する。また、優先順位として電源供給を開始するまでに要する時間が短時間となるものから優先して供給することとしている。</p> <p>①空冷式非常用発電装置による給電 ②No.1予備変圧器からの受電 ③No.2予備変圧器2次側電路（号機間融通） ④No.1予備変圧器2次側電路（号機間融通） ⑤号機間電力融通恒設ケーブル（号機間融通） ⑥電源車 ⑦号機間電力融通予備ケーブル（号機間融通）</p>  <p>号機間電力融通恒設ケーブルを使用した号機間電力融通</p>	<p>(1)非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の共用について</p> <p>非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）は、発電用原子炉ごとに単独で設置し、多重性を考慮して、必要な容量のものを合計3台備え、各々非常用高圧母線に接続しており、他の発電用原子炉施設との共用をしない設計としている。【設置許可基準規則第33条 第8項】</p> <p>(2)非常用所内電源系の相互接続について</p> <p>2号炉非常用高圧母線と3号炉非常用高圧母線は号機間電力融通電気設備（自主対策設備）を用いた相互接続が可能な設計としているが、相互に接続することで安全性が向上する設計とする。</p> <p>（「重大事故等対処設備について「3.14 電源設備（設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章）」を参照）</p>	<p>2.3.2.2 ディーゼル発電機の共用について</p> <p>ディーゼル発電機は、発電用原子炉ごとに単独で設置し、多重性を考慮して、必要な容量のものを合計2台備え、各々非常用高圧母線に接続しており、他の発電用原子炉施設との共用をしない設計としている。【設置許可基準規則第33条 第8項】</p> <p>ただし、設置許可基準規則第57条にて、号機間電力融通の要求があり、この要求に対応するため、275kV開閉所設備、号機間連絡ケーブル及び予備ケーブルを使用し、号機間の電力融通を実施する。</p> <p>この際、他号炉への電源の供給元としては、自号炉のディーゼル発電機による融通を実施するため、ディーゼル発電機から電力融通する際のプラント状況を以下に整理する。</p> <p>(1)全交流動力電源喪失時の代替電源（交流）の優先順位</p> <p>全交流動力電源喪失時に、代替電源（交流）の供給手段として、以下の手段にて炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保する。また、優先順位として電源供給を開始するまでに要する時間が短時間となるものから優先して供給することとしている。</p> <p>①代替非常用発電機による給電 ②後備変圧器 ③可搬型代替電源車 ④号機間連絡ケーブル（号機間融通） ⑤275kV開閉所設備（号機間融通）</p>  <p>第2.3.2.1図 号機間連絡ケーブルを使用した号機間電力融通（1号炉から3号炉への電力融通の場合）</p>	<p>【女川】 設備名称の相違（D/G） 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【大飯】 記載表現の相違 ・大飯：設置許可基準57条→泊：設置許可基準規則第57条 【大飯, 女川】 設備・対応手段の相違 ・号機間電力融通に使用する設備・対応手段に差異があるが、SA時に号機間の電力融通を実施する点において同等である。 【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 設備・対応手段の相違 ・号機間電力融通に使用する設備・対応手段に差異があるが、SA時に号機間の電力融通を実施する点において同等である。 【大飯】 設備名称の相違</p>

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																			
<p>(2) プラント状況 他号炉より電力を融通可能なプラント状況は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電力給電側のプラント</th> <th>電力受電側のプラント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源 使用不可</td> <td>使用不可</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機 2 台運転中 (1 台健全の場合、既存の... 融通可能な出力が確保できない)</td> <td>使用不可</td> </tr> <tr> <td>並行式非常用発電装置 使用不可あるいは待機中</td> <td>使用不可</td> </tr> <tr> <td>プラントの電源 状況 外部電源が使用できない状態であるが、ディーゼル発電機が 2 台健全な状態であり、シビアアクシデント状態に至っていない可能性も考えられる。</td> <td>外部電源、ディーゼル発電機の使用不可であり、全交流動力電源喪失を伴ったシビアアクシデント状態。さらに、代替電源（交流）から電源復旧を試みた際に、並行式非常用発電装置からの電源が失敗している状態。</td> </tr> </tbody> </table> <p>電力給電側の号炉は、外部電源が喪失しているが、ディーゼル発電機が 2 台健全な状態であり、シビアアクシデント状態となっていない。この場合、電力給電側もシビアアクシデント状態として整理する。</p> <p>全交流動力電源喪失に対する対応手順</p>	電力給電側のプラント	電力受電側のプラント	外部電源 使用不可	使用不可	ディーゼル発電機 2 台運転中 (1 台健全の場合、既存の... 融通可能な出力が確保できない)	使用不可	並行式非常用発電装置 使用不可あるいは待機中	使用不可	プラントの電源 状況 外部電源が使用できない状態であるが、ディーゼル発電機が 2 台健全な状態であり、シビアアクシデント状態に至っていない可能性も考えられる。	外部電源、ディーゼル発電機の使用不可であり、全交流動力電源喪失を伴ったシビアアクシデント状態。さらに、代替電源（交流）から電源復旧を試みた際に、並行式非常用発電装置からの電源が失敗している状態。	<p>(2) プラント状況 他号炉より電力を融通可能なプラント状況は以下のとおり。</p> <p>第 2.3.2.1 表 プラントの電源状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電力給電側のプラント</th> <th>電力受電側のプラント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源 使用不可</td> <td>使用不可</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機 2 台運転中 (1 台健全の場合、他号炉へ融通可能な出力が確保できない)</td> <td>使用不可</td> </tr> <tr> <td>代替非常用発電機 使用不可又は待機中</td> <td>使用不可</td> </tr> <tr> <td>プラントの電源状況 外部電源が使用できない状態であるが、ディーゼル発電機が 2 台健全な状態であり、シビアアクシデントに至っていない可能性も考えられる。</td> <td>外部電源、ディーゼル発電機が使用不可であり、全交流動力電源喪失を伴ったシビアアクシデント状態。さらに、代替電源（交流）から電源復旧を試みた際に、代替非常用発電機からの受電が失敗している状態。</td> </tr> </tbody> </table> <p>電力給電側の号炉は、外部電源が喪失しているが、ディーゼル発電機が 2 台健全な状態であり、シビアアクシデント状態となっていない可能性もある。この場合、電力給電側もシビアアクシデント状態として整理する。</p> <p>第 2.3.2.2 図 全交流動力電源喪失に対する対応手順</p>	電力給電側のプラント	電力受電側のプラント	外部電源 使用不可	使用不可	ディーゼル発電機 2 台運転中 (1 台健全の場合、他号炉へ融通可能な出力が確保できない)	使用不可	代替非常用発電機 使用不可又は待機中	使用不可	プラントの電源状況 外部電源が使用できない状態であるが、ディーゼル発電機が 2 台健全な状態であり、シビアアクシデントに至っていない可能性も考えられる。	外部電源、ディーゼル発電機が使用不可であり、全交流動力電源喪失を伴ったシビアアクシデント状態。さらに、代替電源（交流）から電源復旧を試みた際に、代替非常用発電機からの受電が失敗している状態。	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p>
電力給電側のプラント	電力受電側のプラント																					
外部電源 使用不可	使用不可																					
ディーゼル発電機 2 台運転中 (1 台健全の場合、既存の... 融通可能な出力が確保できない)	使用不可																					
並行式非常用発電装置 使用不可あるいは待機中	使用不可																					
プラントの電源 状況 外部電源が使用できない状態であるが、ディーゼル発電機が 2 台健全な状態であり、シビアアクシデント状態に至っていない可能性も考えられる。	外部電源、ディーゼル発電機の使用不可であり、全交流動力電源喪失を伴ったシビアアクシデント状態。さらに、代替電源（交流）から電源復旧を試みた際に、並行式非常用発電装置からの電源が失敗している状態。																					
電力給電側のプラント	電力受電側のプラント																					
外部電源 使用不可	使用不可																					
ディーゼル発電機 2 台運転中 (1 台健全の場合、他号炉へ融通可能な出力が確保できない)	使用不可																					
代替非常用発電機 使用不可又は待機中	使用不可																					
プラントの電源状況 外部電源が使用できない状態であるが、ディーゼル発電機が 2 台健全な状態であり、シビアアクシデントに至っていない可能性も考えられる。	外部電源、ディーゼル発電機が使用不可であり、全交流動力電源喪失を伴ったシビアアクシデント状態。さらに、代替電源（交流）から電源復旧を試みた際に、代替非常用発電機からの受電が失敗している状態。																					

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																				
<p>3. 別添</p> <p>別添1 鉄塔基礎の安定性について</p> <p>1 女川原子力発電所外部電源線における送電鉄塔基礎の安定性評価</p> <p>経済産業省原子力安全・保安院指示文書「原子力発電所及び再処理施設の外部電源の信頼性確保について（指示）」（平成23・04・15 原院第3号）に基づき敷地周辺の地盤変状の影響による二次的被害の要因である「盛土の崩壊」「地すべり」及び「急傾斜地の崩壊」を評価し、抽出した鉄塔について、地質専門家による現地踏査結果を踏まえ、鉄塔基礎の安定性に影響がないことを確認した。</p> <p>第1-1表に、基礎の安定性評価結果を示す。</p> <p style="text-align: center;">第1-1表 対象線路ごとの評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象線路</th> <th rowspan="2">対象基数</th> <th colspan="3">現地踏査基数</th> <th rowspan="2">崩壊防止対策等の追加対策が必要な基数</th> </tr> <tr> <th>盛土の崩壊</th> <th>地すべり</th> <th>急傾斜地の崩壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>275kV 松島幹線</td> <td>233基</td> <td>0基</td> <td>14基</td> <td>41基</td> <td>0基</td> </tr> <tr> <td>275kV 杜鵑幹線</td> <td>86基</td> <td>4基</td> <td>3基</td> <td>21基</td> <td>0基</td> </tr> <tr> <td>66kV 琴古支線</td> <td>10基</td> <td>0基</td> <td>0基</td> <td>4基</td> <td>0基</td> </tr> <tr> <td>66kV 鮎川幹線</td> <td>70基</td> <td>0基</td> <td>5基</td> <td>35基</td> <td>0基</td> </tr> <tr> <td>66kV 万石幹線</td> <td>77基</td> <td>1基</td> <td>2基</td> <td>17基</td> <td>0基</td> </tr> <tr> <td>5線路</td> <td>476基</td> <td>5基</td> <td>24基</td> <td>118基</td> <td>0基</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 地質の専門家による現地踏査の評価項目と方法</p> <p>評価対象線路の全基を対象に図面等を用いた机上調査を行い、基礎の安定性に影響を与える兆候を有する鉄塔を抽出し、地質専門家による現地踏査で第2-1表に示す項目に基づき、鉄塔基礎の安定性評価を実施した。</p> <p style="text-align: center;">第2-1表 現地踏査評価項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>主な評価項目</th> <th>評価方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土の崩壊</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 盛土の状況（形状・規模） 鉄塔と盛土の距離 崩壊跡の有無 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 現地踏査に際しては、盛土の状況（形状・規模）、鉄塔との距離、崩壊跡の有無を確認し、健全性を評価した。 </td> </tr> <tr> <td>地すべり</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地すべり地形（地形・地質・変状） 鉄塔と地すべり地形の距離 露岩分布 移動土塊の状況 地表面の変状の有無 地すべり地形の明瞭度 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 現地踏査に際しては、調査の対象とする地区に対して可能な限り見通しの良い正面又は側面から全体の地形、勾配、傾斜変換線の位置等を確認して地すべり地の概略を把握した。 その後、地形状況、露岩分布状況、移動土塊の状況、地表面の変状の有無等について詳細に確認し、健全性を評価した。 </td> </tr> <tr> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地形（地質・斜度・斜面変状） 鉄塔と急傾斜地の距離 崩壊跡の有無 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 現地踏査に際しては、斜面勾配等の地形条件、斜面上の変状の有無、植生状況、地下水や表流水の集水条件等を調査し、健全性を評価した。 </td> </tr> </tbody> </table>	対象線路	対象基数	現地踏査基数			崩壊防止対策等の追加対策が必要な基数	盛土の崩壊	地すべり	急傾斜地の崩壊	275kV 松島幹線	233基	0基	14基	41基	0基	275kV 杜鵑幹線	86基	4基	3基	21基	0基	66kV 琴古支線	10基	0基	0基	4基	0基	66kV 鮎川幹線	70基	0基	5基	35基	0基	66kV 万石幹線	77基	1基	2基	17基	0基	5線路	476基	5基	24基	118基	0基	評価項目	主な評価項目	評価方法	盛土の崩壊	<ul style="list-style-type: none"> 盛土の状況（形状・規模） 鉄塔と盛土の距離 崩壊跡の有無 	<ul style="list-style-type: none"> 現地踏査に際しては、盛土の状況（形状・規模）、鉄塔との距離、崩壊跡の有無を確認し、健全性を評価した。 	地すべり	<ul style="list-style-type: none"> 地すべり地形（地形・地質・変状） 鉄塔と地すべり地形の距離 露岩分布 移動土塊の状況 地表面の変状の有無 地すべり地形の明瞭度 	<ul style="list-style-type: none"> 現地踏査に際しては、調査の対象とする地区に対して可能な限り見通しの良い正面又は側面から全体の地形、勾配、傾斜変換線の位置等を確認して地すべり地の概略を把握した。 その後、地形状況、露岩分布状況、移動土塊の状況、地表面の変状の有無等について詳細に確認し、健全性を評価した。 	急傾斜地の崩壊	<ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地形（地質・斜度・斜面変状） 鉄塔と急傾斜地の距離 崩壊跡の有無 	<ul style="list-style-type: none"> 現地踏査に際しては、斜面勾配等の地形条件、斜面上の変状の有無、植生状況、地下水や表流水の集水条件等を調査し、健全性を評価した。 	<p>別紙1 鉄塔基礎の安定性について</p> <p>1 泊発電所外部電源線における送電鉄塔基礎の安定性評価</p> <p>経済産業省原子力安全・保安院指示文書「原子力発電所及び再処理施設の外部電源の信頼性確保について（指示）」（平成23・04・15 原院第3号）に基づき敷地周辺の地盤変状の影響による二次的被害の要因である「盛土の崩壊」「地滑り」及び「急傾斜地の崩壊」を評価し、抽出した鉄塔について、地質専門家による現地踏査結果を踏まえ、鉄塔基礎の安定性に影響がないことを確認した。</p> <p>第1.1表に、基礎の安定性評価結果を示す。</p> <p style="text-align: center;">第1.1表 対象線路ごとの評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象線路</th> <th rowspan="2">対象基数</th> <th colspan="4">現地踏査実数</th> <th rowspan="2">自重に対する 耐力の割合 （必要値2.4倍）</th> </tr> <tr> <th>盛土の崩壊</th> <th>地すべり</th> <th>急傾斜地の 崩壊</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>275kV 白井幹線</td> <td>102基</td> <td>0基</td> <td>32基</td> <td>1基</td> <td>0基</td> </tr> <tr> <td>275kV 佐治幹線</td> <td>109基</td> <td>0基</td> <td>109基</td> <td>10基</td> <td>0基</td> </tr> <tr> <td>275kV 佐伯幹線</td> <td>5基</td> <td>0基</td> <td>2基</td> <td>0基</td> <td>0基</td> </tr> <tr> <td>66kV 手折幹線</td> <td>90基</td> <td>0基</td> <td>4基</td> <td>1基</td> <td>0基</td> </tr> <tr> <td>66kV 吉田支線</td> <td>7基</td> <td>0基</td> <td>0基</td> <td>0基</td> <td>0基</td> </tr> <tr> <td>66kV 白良幹線</td> <td>1基</td> <td>0基</td> <td>2基</td> <td>0基</td> <td>0基</td> </tr> <tr> <td>66kV 佐々木幹線</td> <td>2基</td> <td>0基</td> <td>2基</td> <td>0基</td> <td>0基</td> </tr> <tr> <td>66kV 手折支線 G1-2新電開設</td> <td>1基</td> <td>0基</td> <td>0基</td> <td>0基</td> <td>0基</td> </tr> <tr> <td>（合計）</td> <td>442基</td> <td>0基</td> <td>113基</td> <td>12基</td> <td>0基</td> </tr> </tbody> </table> <p>＊総基数のうち、100基（22.4%）が高さ2.4倍未満</p> <p>2 地質の専門家による現地踏査の評価項目と方法</p> <p>評価対象線路の全基を対象に図面等を用いた机上調査を行い、基礎の安定性に影響を与える兆候を有する鉄塔を抽出し、地質専門家による現地踏査で第2.1表に示す項目に基づき、鉄塔基礎の安定性評価を実施した。</p> <p style="text-align: center;">第2.1表 現地踏査評価項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>主な評価項目</th> <th>評価方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土の崩壊</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 盛土の状況（形状・規模） 鉄塔と盛土の距離 崩壊跡の有無 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 現地踏査に際しては、盛土の状況（形状・規模）、鉄塔との距離、崩壊跡の有無を確認し、健全性を評価した。 </td> </tr> <tr> <td>地滑り</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地滑り地形（地形・地質・変状） 鉄塔と地滑り地形の距離 露岩分布 移動土塊の状況 地表面の変状の有無 地滑り地形の明瞭度 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 現地踏査に際しては、調査の対象とする地区に対して可能な限り見通しの良い正面又は側面から全体の地形、勾配、傾斜変換線の位置等を確認して地滑り地の概略を把握した。 その後、地形状況、露岩分布状況、移動土塊の状況、地表面の変状の有無等について詳細に確認し、健全性を評価した。 </td> </tr> <tr> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地形（地質・斜度・斜面変状） 鉄塔と急傾斜地の距離 崩壊跡の有無 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 現地踏査に際しては、斜面勾配等の地形条件、斜面上の変状の有無、植生状況、地下水や表流水の集水条件等を調査し、健全性を評価した。 </td> </tr> </tbody> </table>	対象線路	対象基数	現地踏査実数				自重に対する 耐力の割合 （必要値2.4倍）	盛土の崩壊	地すべり	急傾斜地の 崩壊	合計	275kV 白井幹線	102基	0基	32基	1基	0基	275kV 佐治幹線	109基	0基	109基	10基	0基	275kV 佐伯幹線	5基	0基	2基	0基	0基	66kV 手折幹線	90基	0基	4基	1基	0基	66kV 吉田支線	7基	0基	0基	0基	0基	66kV 白良幹線	1基	0基	2基	0基	0基	66kV 佐々木幹線	2基	0基	2基	0基	0基	66kV 手折支線 G1-2新電開設	1基	0基	0基	0基	0基	（合計）	442基	0基	113基	12基	0基	評価項目	主な評価項目	評価方法	盛土の崩壊	<ul style="list-style-type: none"> 盛土の状況（形状・規模） 鉄塔と盛土の距離 崩壊跡の有無 	<ul style="list-style-type: none"> 現地踏査に際しては、盛土の状況（形状・規模）、鉄塔との距離、崩壊跡の有無を確認し、健全性を評価した。 	地滑り	<ul style="list-style-type: none"> 地滑り地形（地形・地質・変状） 鉄塔と地滑り地形の距離 露岩分布 移動土塊の状況 地表面の変状の有無 地滑り地形の明瞭度 	<ul style="list-style-type: none"> 現地踏査に際しては、調査の対象とする地区に対して可能な限り見通しの良い正面又は側面から全体の地形、勾配、傾斜変換線の位置等を確認して地滑り地の概略を把握した。 その後、地形状況、露岩分布状況、移動土塊の状況、地表面の変状の有無等について詳細に確認し、健全性を評価した。 	急傾斜地の崩壊	<ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地形（地質・斜度・斜面変状） 鉄塔と急傾斜地の距離 崩壊跡の有無 	<ul style="list-style-type: none"> 現地踏査に際しては、斜面勾配等の地形条件、斜面上の変状の有無、植生状況、地下水や表流水の集水条件等を調査し、健全性を評価した。
対象線路			対象基数	現地踏査基数			崩壊防止対策等の追加対策が必要な基数																																																																																																																																
	盛土の崩壊	地すべり		急傾斜地の崩壊																																																																																																																																			
275kV 松島幹線	233基	0基	14基	41基	0基																																																																																																																																		
275kV 杜鵑幹線	86基	4基	3基	21基	0基																																																																																																																																		
66kV 琴古支線	10基	0基	0基	4基	0基																																																																																																																																		
66kV 鮎川幹線	70基	0基	5基	35基	0基																																																																																																																																		
66kV 万石幹線	77基	1基	2基	17基	0基																																																																																																																																		
5線路	476基	5基	24基	118基	0基																																																																																																																																		
評価項目	主な評価項目	評価方法																																																																																																																																					
盛土の崩壊	<ul style="list-style-type: none"> 盛土の状況（形状・規模） 鉄塔と盛土の距離 崩壊跡の有無 	<ul style="list-style-type: none"> 現地踏査に際しては、盛土の状況（形状・規模）、鉄塔との距離、崩壊跡の有無を確認し、健全性を評価した。 																																																																																																																																					
地すべり	<ul style="list-style-type: none"> 地すべり地形（地形・地質・変状） 鉄塔と地すべり地形の距離 露岩分布 移動土塊の状況 地表面の変状の有無 地すべり地形の明瞭度 	<ul style="list-style-type: none"> 現地踏査に際しては、調査の対象とする地区に対して可能な限り見通しの良い正面又は側面から全体の地形、勾配、傾斜変換線の位置等を確認して地すべり地の概略を把握した。 その後、地形状況、露岩分布状況、移動土塊の状況、地表面の変状の有無等について詳細に確認し、健全性を評価した。 																																																																																																																																					
急傾斜地の崩壊	<ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地形（地質・斜度・斜面変状） 鉄塔と急傾斜地の距離 崩壊跡の有無 	<ul style="list-style-type: none"> 現地踏査に際しては、斜面勾配等の地形条件、斜面上の変状の有無、植生状況、地下水や表流水の集水条件等を調査し、健全性を評価した。 																																																																																																																																					
対象線路	対象基数	現地踏査実数				自重に対する 耐力の割合 （必要値2.4倍）																																																																																																																																	
		盛土の崩壊	地すべり	急傾斜地の 崩壊	合計																																																																																																																																		
275kV 白井幹線	102基	0基	32基	1基	0基																																																																																																																																		
275kV 佐治幹線	109基	0基	109基	10基	0基																																																																																																																																		
275kV 佐伯幹線	5基	0基	2基	0基	0基																																																																																																																																		
66kV 手折幹線	90基	0基	4基	1基	0基																																																																																																																																		
66kV 吉田支線	7基	0基	0基	0基	0基																																																																																																																																		
66kV 白良幹線	1基	0基	2基	0基	0基																																																																																																																																		
66kV 佐々木幹線	2基	0基	2基	0基	0基																																																																																																																																		
66kV 手折支線 G1-2新電開設	1基	0基	0基	0基	0基																																																																																																																																		
（合計）	442基	0基	113基	12基	0基																																																																																																																																		
評価項目	主な評価項目	評価方法																																																																																																																																					
盛土の崩壊	<ul style="list-style-type: none"> 盛土の状況（形状・規模） 鉄塔と盛土の距離 崩壊跡の有無 	<ul style="list-style-type: none"> 現地踏査に際しては、盛土の状況（形状・規模）、鉄塔との距離、崩壊跡の有無を確認し、健全性を評価した。 																																																																																																																																					
地滑り	<ul style="list-style-type: none"> 地滑り地形（地形・地質・変状） 鉄塔と地滑り地形の距離 露岩分布 移動土塊の状況 地表面の変状の有無 地滑り地形の明瞭度 	<ul style="list-style-type: none"> 現地踏査に際しては、調査の対象とする地区に対して可能な限り見通しの良い正面又は側面から全体の地形、勾配、傾斜変換線の位置等を確認して地滑り地の概略を把握した。 その後、地形状況、露岩分布状況、移動土塊の状況、地表面の変状の有無等について詳細に確認し、健全性を評価した。 																																																																																																																																					
急傾斜地の崩壊	<ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地形（地質・斜度・斜面変状） 鉄塔と急傾斜地の距離 崩壊跡の有無 	<ul style="list-style-type: none"> 現地踏査に際しては、斜面勾配等の地形条件、斜面上の変状の有無、植生状況、地下水や表流水の集水条件等を調査し、健全性を評価した。 																																																																																																																																					

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3 盛土崩壊に対する評価結果</p> <p>3.1 現地踏査対象の抽出</p> <p>対象箇所の抽出にあたっては、送電線とその周辺の地形状況が記載されている実測平面図、国土地理院発行の地形図（1/25,000）、送電線周辺で発生した盛土に関する送電線の保守記録も使用し、人工的に土地の改変が加えられた箇所を抽出した。</p> <p>また、地表地質の専門家による空中写真判読により人工改変地の抽出も行い、さらに現地を徒步により直接確認して、漏れのないよう盛土箇所を抽出した。</p> <p>抽出の結果、鉄塔 476 基のうち、5 基が該当した。</p> <p>なお、盛土の規模としては、基本的に今回の評価の発端となつた 66kV 送電線（夜の森線（他社送電線））周辺で発生した盛土崩壊と同程度の規模の盛土を対象とし、更なる安全性向上の観点から、それよりも小規模な盛土についても対象とした。</p> <p>3.2 現地踏査結果</p> <p>対象鉄塔 5 基について現地踏査を実施した結果、崩壊の危険性を有する盛土のり面は認められず、鉄塔基礎の安定性に問題ないことを確認した。</p> <p>4 地すべりに対する鉄塔基礎の安定性評価結果</p> <p>4.1 現地踏査対象の抽出</p> <p>地すべり防止区域（地すべり等防止法）、地すべり危険箇所（地方自治体指定）及び地すべり地形分布図（独立行政法人防災科学研究所）から対象鉄塔を抽出した後、『切土工・斜面安定工指針』に示されている「地すべり型による地形図及び写真判読のポイント」を参考にした空中写真判読、あるいは送電線とその周辺の地形形状、地形状況を確認した結果、鉄塔 476 基のうち、計 24 基を抽出した。</p> <p>4.2 現地踏査結果</p> <p>対象鉄塔 24 基について現地踏査を実施し、地すべりの変状、地形特性に基づき各鉄塔を評価した結果、鉄塔基礎の安定性に問題ないことを確認した。</p>	<p>3 盛土崩壊に対する評価結果</p> <p>3.1 現地踏査対象の抽出</p> <p>対象箇所の抽出に当たっては、送電線とその周辺の地形状況が記載されている実測平面図や送電線路周辺の保守記録を使用し、人工的に土地の改変が加えられた箇所を抽出した。</p> <p>さらに、机上で確認した箇所を含め、送電線周辺の現地状況を徒步・ヘリコプタ巡視により直接確認して、漏れのないよう盛土箇所を抽出した。</p> <p>抽出の結果、鉄塔 442 基について、鉄塔付近や鉄塔敷地の斜面上方に盛土箇所がないことを確認した。</p> <p>なお、盛土の規模としては、基本的に今回の評価の発端となつた 66kV 送電線（夜の森線（他社送電線））周辺で発生した盛土崩壊箇所と同程度の規模以上 の盛土を対象とし、更なる安全性向上の観点から、それよりも小規模な盛土についても対象とした。</p> <p>3.2 現地踏査結果</p> <p>評価対象鉄塔 442 基について、鉄塔付近や鉄塔敷地の斜面上方に盛土箇所がなく、鉄塔基礎の安定性に問題ないことを確認した。</p> <p>4 地すべりに対する鉄塔基礎の安定性評価結果</p> <p>4.1 現地踏査対象の抽出</p> <p>地すべり防止区域（地すべり等防止法）、地すべり危険箇所（地方自治体指定）及び地すべり地形分布図（独立行政法人防災科学技術研究所）から対象鉄塔を抽出した後、『道路土工 切土工・斜面安定工指針（社）日本道路協会 平成 21 年 6 月』に示されている「地すべり型による地形図及び写真判読のポイント（P.377）」を参考にした空中写真判読、あるいは送電線とその周辺の地形形状が記載されている実測平面図等を用いて、地形勾配、地形形状、地形状況を確認し、鉄塔 442 基のうち、計 113 基を抽出した。</p> <p>4.2 現地踏査結果</p> <p>対象鉄塔 113 基について現地踏査を実施し、地すべりの変状、地形特性に基づき各鉄塔を評価した結果、鉄塔基礎の安定性に問題ないことを確認した。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】</p> <p>記載表現の相違</p> <p>【女川】</p> <p>設備構成の相違</p> <p>（対象鉄塔数 女川 5 基、泊 0 基）</p> <p>【女川】</p> <p>記載表現の相違</p> <p>【女川】</p> <p>設備構成の相違</p> <p>（対象鉄塔数 女川 5 基、泊 0 基）</p> <p>【女川】</p> <p>記載表現の相違</p> <p>【女川】</p> <p>記載表現の相違</p> <p>女川：地すべり→泊：地滑り</p> <p>【女川】</p> <p>記載表現の相違</p> <p>【女川】</p> <p>設備構成の相違</p> <p>（対象鉄塔数 女川 24 基、泊 113 基）</p> <p>【女川】</p> <p>設備構成の相違</p> <p>（対象鉄塔数 女川 24 基、泊 113 基）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>5 急傾斜地の土砂崩壊に対する鉄塔基礎の安定性評価結果</p> <p>5.1 現地踏査対象の抽出</p> <p>急傾斜地の土砂崩壊については、送電線とその周辺の地形状況が記載されている実測平面図や国土地理院発行の地形図(1/25,000)等を使用し、『切土工・斜面安定工指針』に示されている「斜面崩壊が発生した勾配の分布」を参考に以下の抽出条件を定め、鉄塔 476 基のうち、計 118 基を抽出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄塔近傍に 30 度以上の傾斜を有する斜面がある箇所 ・万が一、土砂崩壊があった場合、杭基礎と違い根入れが浅く影響を受けやすい逆T型基礎（かつ建設時にボーリング調査を実施しておらず地質状態が不明確なもの）の鉄塔 <p>5.2 現地踏査結果</p> <p>対象鉄塔 118 基について現地踏査を実施し、斜面勾配等の地形条件、斜面上の変状の有無、植生状況、地下水や表流水の集水条件等に基づき各鉄塔を評価した結果、鉄塔基礎の安定性に問題ないことを確認した。</p> <p>6 巡視・点検実績</p> <p>原子力安全・保安院への「原子力発電所等に対する供給信頼性向上対策ならびに原子力発電所等電源線の送電鉄塔基礎の安定性等評価報告書」（平成 24 年 2 月 17 日）提出以降も、送電設備全般を対象とした定期的な普通巡視、また、大雨・地震後等に必要に応じて行う予防巡視により、鉄塔基礎の安定性に影響がないことを確認している。</p> <p>巡視及び点検の頻度を第 6-1 表に、巡視及び点検の実績を第 6-2 表に示す。</p>	<p>5 急傾斜地の土砂崩壊に対する鉄塔基礎の安定性評価結果</p> <p>5.1 現地踏査対象の抽出</p> <p>急傾斜地の土砂崩壊については、送電線とその周辺の地形状況が記載されている実測平面図や国土地理院発行の地形図等を使用し、『道路土工 切土工・斜面安定工指針』に示されている「斜面崩壊が発生した勾配の分布（P. 314）」を参考に以下の抽出条件を定め、鉄塔 442 基のうち、計 12 基を抽出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄塔近傍に 30 度以上の傾斜を有する斜面がある箇所 ・万一、土砂崩壊があった場合、杭基礎と違い根入れが浅く影響を受けやすい逆T字基礎（かつ建設時にボーリング調査を実施しておらず地質状態が不明確なもの）の鉄塔 <p>5.2 現地踏査結果</p> <p>対象鉄塔 12 基について現地踏査を実施し、斜面勾配等の地形条件、斜面上の変状の有無、植生状況、地下水や表流水の集水条件等に基づき各鉄塔を評価した結果、鉄塔基礎の安定性に問題ないことを確認した。</p> <p>6 巡視・点検実績</p> <p>原子力安全・保安院への「原子力発電所等に対する供給信頼性向上対策ならびに原子力発電所等電源線の送電鉄塔基礎の安定性等評価報告書」（平成 24 年 2 月 17 日）提出以降も、送電設備全般を対象とした定期的な普通巡視、また、大雨・地震後等に必要に応じて行う予防巡視により、鉄塔基礎の安定性に影響がないことを確認している。</p> <p>巡視及び点検の頻度を第 6.1 表に、過去 5 ヶ年度の巡視及び点検の実績を第 6.2 表に示す。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備構成の相違 (対象鉄塔数 女川 118 基、泊 12 基)</p> <p>【女川】 設備構成の相違 (対象鉄塔数 女川 118 基、泊 12 基)</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉							泊発電所3号炉					相違理由	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉						相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">66kV 芥沼線</th> <th>2017年度</th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> <th>2020年度</th> <th>2021年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">巡視</td> <td rowspan="6">普通 巡視</td> <td rowspan="6">小樽</td> <td>5月</td> <td>5月</td> <td>5月</td> <td>4月</td> <td>4月</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>9月</td> <td>11月</td> <td>9月</td> <td>3月</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>1月</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4月</td> <td>4月</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>7月</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>9月</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>12月</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1月</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>2月</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">定期 点検</td> <td rowspan="3">予防 巡視</td> <td rowspan="3">小樽</td> <td>4月</td> <td>4月</td> <td>4月</td> <td>実績なし</td> <td>実績なし</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1月</td> <td>3月</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>2月</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">臨時 点検</td> <td rowspan="3">小樽</td> <td>12月</td> <td>実績なし</td> <td>6月</td> <td>7月</td> <td>7月</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>9月</td> <td>11月</td> <td>12月</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1月</td> </tr> </tbody> </table> <p>【次回定期点検予定：2028年度】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">66kV 岩内支線</th> <th>2017年度</th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> <th>2020年度</th> <th>2021年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">巡視</td> <td rowspan="6">普通 巡視</td> <td rowspan="6">小樽</td> <td>5月</td> <td>5月</td> <td>5月</td> <td>4月</td> <td>4月</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>11月</td> <td>11月</td> <td>8月</td> <td>3月</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>1月</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>9月</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>12月</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1月</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>2月</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">定期 点検</td> <td rowspan="3">小樽</td> <td>11月</td> <td>実績なし</td> <td>実績なし</td> <td>実績なし</td> <td>実績なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">臨時 点検</td> <td rowspan="3">小樽</td> <td>実績なし</td> <td>実績なし</td> <td>実績なし</td> <td>実績なし</td> <td>実績なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【次回定期点検予定：2028年度】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">66kV 泊支線</th> <th>2017年度</th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> <th>2020年度</th> <th>2021年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">巡視</td> <td rowspan="6">普通 巡視</td> <td rowspan="6">小樽</td> <td>5月</td> <td>5月</td> <td>6月</td> <td>7月</td> <td>6月</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>9月</td> <td>9月</td> <td>9月</td> <td>3月</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>1月</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>9月</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>12月</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1月</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>2月</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>3月</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">定期 点検</td> <td rowspan="3">小樽</td> <td>実績なし</td> <td>実績なし</td> <td>6月</td> <td>6月</td> <td>6月</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>8月</td> <td>6月</td> <td>1月</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">臨時 点検</td> <td rowspan="3">小樽</td> <td>実績なし</td> <td>実績なし</td> <td>8月</td> <td>6月</td> <td>6月</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【次回定期点検予定：2029年度】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">66kV 泊支線*</th> <th>2017年度</th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> <th>2020年度</th> <th>2021年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">巡視</td> <td rowspan="6">普通 巡視</td> <td rowspan="6">小樽</td> <td>5月</td> <td>4月</td> <td>5月</td> <td>4月</td> <td>6月</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>9月</td> <td>9月</td> <td>7月</td> <td>3月</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>1月</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>9月</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>12月</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1月</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>2月</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>3月</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">定期 点検</td> <td rowspan="3">小樽</td> <td>実績なし</td> <td>実績なし</td> <td>10月</td> <td>実績なし</td> <td>実績なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">臨時 点検</td> <td rowspan="3">小樽</td> <td>実績なし</td> <td>実績なし</td> <td>8月</td> <td>実績なし</td> <td>実績なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【次回定期点検予定：2023年度】</p> <p>*巡視及び点検当時の名称は「66kV 泊電源支線」</p>	66kV 芥沼線		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	巡視	普通 巡視	小樽	5月	5月	5月	4月	4月	9月	9月	11月	9月	3月	1月	1月				4月	4月				7月	7月				8月	9月				9月	12月				12月	1月				1月	2月				2月															定期 点検	予防 巡視	小樽	4月	4月	4月	実績なし	実績なし	12月	1月	3月			2月	2月									臨時 点検	小樽	12月	実績なし	6月	7月	7月			9月	11月	12月					1月	66kV 岩内支線		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	巡視	普通 巡視	小樽	5月	5月	5月	4月	4月	10月	11月	11月	8月	3月	1月	1月				7月					8月	9月				9月	12月				12月	1月				1月	2月				2月															定期 点検	小樽	11月	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし											臨時 点検	小樽	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし											66kV 泊支線		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	巡視	普通 巡視	小樽	5月	5月	6月	7月	6月	9月	9月	9月	9月	3月	1月	1月				7月					8月	9月				9月	12月				12月	1月				1月	2月				2月	3月														定期 点検	小樽	実績なし	実績なし	6月	6月	6月			8月	6月	1月						臨時 点検	小樽	実績なし	実績なし	8月	6月	6月											66kV 泊支線*		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	巡視	普通 巡視	小樽	5月	4月	5月	4月	6月	9月	9月	9月	7月	3月	1月	1月				7月					8月	9月				9月	12月				12月	1月				1月	2月				2月	3月														定期 点検	小樽	実績なし	実績なし	10月	実績なし	実績なし											臨時 点検	小樽	実績なし	実績なし	8月	実績なし	実績なし										
66kV 芥沼線		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
巡視	普通 巡視	小樽	5月	5月	5月	4月	4月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			9月	9月	11月	9月	3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			1月	1月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			4月	4月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			7月	7月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			8月	9月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	9月	12月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	12月	1月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	1月	2月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	2月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
定期 点検	予防 巡視	小樽	4月	4月	4月	実績なし	実績なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			12月	1月	3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			2月	2月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	臨時 点検	小樽	12月	実績なし	6月	7月	7月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
					9月	11月	12月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
						1月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
66kV 岩内支線		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
巡視	普通 巡視	小樽	5月	5月	5月	4月	4月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			10月	11月	11月	8月	3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			1月	1月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			7月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
			8月	9月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			9月	12月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	12月	1月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	1月	2月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	2月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	定期 点検	小樽	11月	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
臨時 点検	小樽	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
66kV 泊支線		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
巡視	普通 巡視	小樽	5月	5月	6月	7月	6月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			9月	9月	9月	9月	3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			1月	1月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			7月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
			8月	9月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			9月	12月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	12月	1月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	1月	2月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	2月	3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	定期 点検	小樽	実績なし	実績なし	6月	6月	6月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
				8月	6月	1月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
臨時 点検	小樽	実績なし	実績なし	8月	6月	6月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
66kV 泊支線*		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
巡視	普通 巡視	小樽	5月	4月	5月	4月	6月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			9月	9月	9月	7月	3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			1月	1月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			7月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
			8月	9月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			9月	12月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	12月	1月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	1月	2月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	2月	3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	定期 点検	小樽	実績なし	実績なし	10月	実績なし	実績なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
臨時 点検	小樽	実績なし	実績なし	8月	実績なし	実績なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

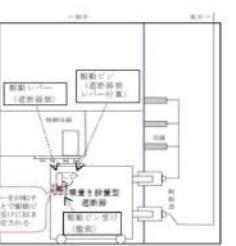
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所 3／4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>別添 2 吊り下げ設置型高压遮断器について</p> <p>1 事象概要</p> <p>平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震による揺れで、女川原子力発電所 1 号機（以下、「女川 1 号機」という。）のタービン建屋地下 1 階にある高压電源盤 6-1 A から火災が発生した。</p> <p>2 推定原因</p> <p>女川 1 号機高压電源盤火災の原因是、盤内の吊り下げ設置型の高压遮断器が地震により大きく揺れたことで、盤側及び遮断器側断路部が破損し、その際に発生した短絡・地絡に伴うアーク放電による熱の影響であると推定されている（第 2-1 図参照）。</p> <p>一方、従来から吊り下げ設置型の高压遮断器に本設の架台が設置されている RPT 用高压電源盤については、地震後に実施した外観目視確認の結果、破損等の異常は認められていないことから、吊り下げ設置型の高压遮断器の揺れを低減することにより、火災の発生を抑制することが可能と考えられる。</p>  <p>第 2-1 図 吊り下げ設置型の高压遮断器 概要図</p>	<p>別紙 2 吊り下げ設置型高压遮断器について</p> <p>1 事象概要</p> <p>平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震による揺れで、東北電力株式会社女川原子力発電所 1 号機高压電源盤 6-1A から火災が発生したことを受け、平成 23 年 5 月 31 日に発出された経済産業省原子力安全・保安院指示文書「原子力発電所における吊り下げ設置型の高压遮断器に係る火災防護上の必要な措置の実施等について（指示）」（平成 23・05・30 原院第 2 号）に基づき、原子力発電所において所有している吊り下げ設置型高压遮断器の有無を確認した。</p> <p>2 吊り下げ設置型高压遮断器の有無</p> <p>泊発電所で使用している吊り下げ設置型の高压遮断器について調査した結果、設置されていないことを確認した。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 最新知見の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> 吊り下げ設置型高压遮断器を使用していない旨の記載の明確化のため、女川とともに資料と同様の記述を追記した。 泊は他 BWR と同様に設置の有無を記載している。（女川は女川 1 号機で発生した事象の推定原因及び対策状況も記載している。）

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

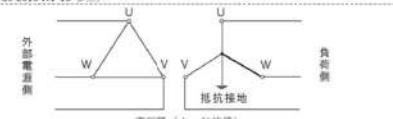
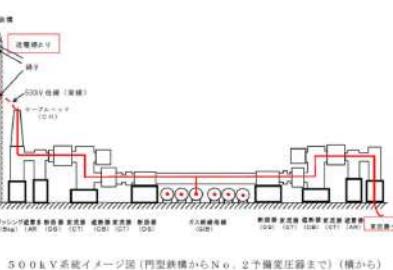
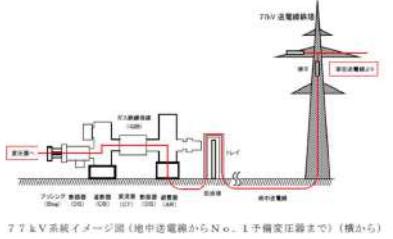
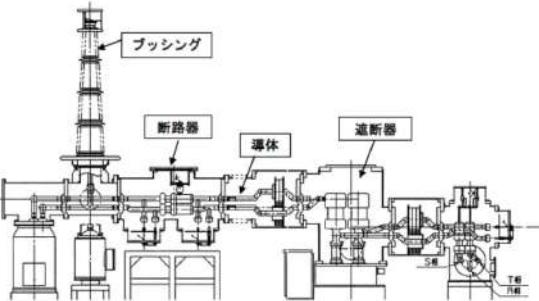
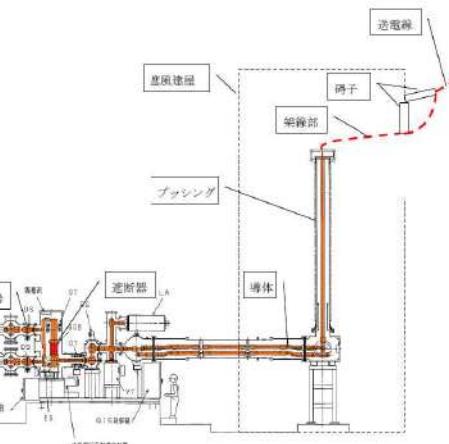
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																															
	<p>3 対策状況</p> <p>上記2項の推定原因から、女川・東通原子力発電所で使用している吊り下げ設置型の高圧遮断器の有無について調査した結果、女川1号機の常用系高圧電源盤に、25台（火災で焼損した9台を含む。）のマグネプラスト遮断器（MBB）が設置されていることを確認した。なお、女川2、3号機及び東通1号機については、吊り下げ設置型の遮断器は使用していない。</p> <p>対策として、抽出された25台のマグネプラスト遮断器について、吊り下げ設置型の高圧遮断器から、地震による大きな揺れが発生しない横置き型の真空遮断器（VCB）に更新することとした（第3-1図参照）。なお、第3-1表とのおり更新は完了しており、対策済みである。</p> <div style="text-align: center;">   </div> <p>第3-1図 横置き型VCB 概要図</p> <p>第3-1表 吊り下げ設置型高圧遮断器調査結果及び対策状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>プラント名</th> <th>該当遮断器台数</th> <th>遮断器の設置場所</th> <th>対策状況</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">女川1号機</td> <td rowspan="3">25台</td> <td>12台 高圧電源盤6-1S</td> <td>済^{※1}</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9台 高圧電源盤6-1A</td> <td>済^{※1}</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4台 RPT用高圧電源盤</td> <td>済^{※1}</td> <td></td> </tr> <tr> <td>女川2号機</td> <td>無</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>女川3号機</td> <td>無</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東通1号機</td> <td>無</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：MBBからVCBへ更新済み。</p>	プラント名	該当遮断器台数	遮断器の設置場所	対策状況	備考	女川1号機	25台	12台 高圧電源盤6-1S	済 ^{※1}		9台 高圧電源盤6-1A	済 ^{※1}		4台 RPT用高圧電源盤	済 ^{※1}		女川2号機	無	—	—		女川3号機	無	—	—		東通1号機	無	—	—			<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 最新知見の反映 ・吊り下げ設置型高圧遮断器を使用していない旨の記載の明確化のため、女川まとめ資料と同様の記述を追記した。 ・泊は他 BWR と同様に設置の有無を記載している。（女川は女川1号機で発生した事象の推定原因及び対策状況も記載している。）</p>
プラント名	該当遮断器台数	遮断器の設置場所	対策状況	備考																														
女川1号機	25台	12台 高圧電源盤6-1S	済 ^{※1}																															
		9台 高圧電源盤6-1A	済 ^{※1}																															
		4台 RPT用高圧電源盤	済 ^{※1}																															
女川2号機	無	—	—																															
女川3号機	無	—	—																															
東通1号機	無	—	—																															

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																															
<内容比較のため再掲(2.2-4(1/3))>																																																																																		
<p>(補足1) 変圧器1次側における設備状況について (GIS設備)</p> <p>変圧器1次側における設備状況について（変圧器の巻線仕様）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">変圧器名称</th> <th rowspan="2">電圧</th> <th colspan="3">巻線の結線方法</th> </tr> <tr> <th>外部電源側</th> <th>負荷側</th> <th>安定巻線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉 主変圧器</td> <td>515kV/24kV</td> <td>Y</td> <td>△</td> <td>無し</td> </tr> <tr> <td>4号炉 主変圧器</td> <td>515kV/24kV</td> <td>Y</td> <td>△</td> <td>無し</td> </tr> <tr> <td>3号炉 所内変圧器</td> <td>24kV/6.9kV</td> <td>△</td> <td>Y</td> <td>無し</td> </tr> <tr> <td>4号炉 所内変圧器</td> <td>24kV/6.9kV</td> <td>△</td> <td>Y</td> <td>無し</td> </tr> <tr> <td>N.o. 2号変圧器</td> <td>515kV/6.9kV</td> <td>Y</td> <td>Y</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>N.o. 1号変圧器</td> <td>77kV/6.9kV</td> <td>Y</td> <td>Y</td> <td>△</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1. 主要変圧器については、受電時の状態を記載 ※2. 安定巻線は、当該変圧器で発生する高調音等の抑制目的で設置されている</p>  <p>外部電源側で1相開放故障が発生した場合に、安定巻線を含むY-Y結線では、安定巻線△の影響により、変圧器2次側の電圧がほとんど低下しない状態となる (INSS JOURNAL Vol. 20 2013 NT-16 参照)</p>  <p>外部電源側が△結線、負荷側がY結線、安定巻線を有しない巻線構成である場合は、無負荷時ににおいても地絡を作わない1次側の1相開放故障が発生した場合でも負荷側の電圧が交流アシナリズムによる動作する範囲まで低下する可能性が高い (INSS JOURNAL Vol. 20 2013 NT-16 参照)</p>  <p>500kV系統イメージ図 (門型構造からN.o. 2号変圧器まで) (横から)</p>  <p>77kV系統イメージ図 (地中送電線からN.o. 1号変圧器まで) (横から)</p>	変圧器名称	電圧	巻線の結線方法			外部電源側	負荷側	安定巻線	3号炉 主変圧器	515kV/24kV	Y	△	無し	4号炉 主変圧器	515kV/24kV	Y	△	無し	3号炉 所内変圧器	24kV/6.9kV	△	Y	無し	4号炉 所内変圧器	24kV/6.9kV	△	Y	無し	N.o. 2号変圧器	515kV/6.9kV	Y	Y	△	N.o. 1号変圧器	77kV/6.9kV	Y	Y	△	<p>別添3 変圧器1次側の1相開放故障について</p> <p>1 外部電源系の変圧器の巻線仕様一覧</p> <p>女川原子力発電所2号炉の非常用高圧母線に電源供給する外部電源に直接接続している変圧器巻線仕様を第1-1表に示す。</p> <p>第1-1表 変圧器巻線仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">変圧器名称</th> <th rowspan="2">電圧</th> <th colspan="3">巻線の結線方法</th> </tr> <tr> <th>外部電源側</th> <th>負荷側</th> <th>安定巻線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>起動変圧器</td> <td>275kV/6.9kV</td> <td>Y (直接接地)</td> <td>Y (リアクトル接地)</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>予備変圧器</td> <td>66kV/6.9kV</td> <td>△ (非接地)</td> <td>△ (非接地)</td> <td>無し</td> </tr> </tbody> </table>	変圧器名称	電圧	巻線の結線方法			外部電源側	負荷側	安定巻線	起動変圧器	275kV/6.9kV	Y (直接接地)	Y (リアクトル接地)	△	予備変圧器	66kV/6.9kV	△ (非接地)	△ (非接地)	無し	<p>別紙3 変圧器1次側の1相開放故障について</p> <p>1 外部電源系の変圧器の巻線仕様一覧</p> <p>泊発電所3号炉の非常用高圧母線に電源供給する外部電源に直接接続している変圧器巻線仕様を第1.1表に示す。</p> <p>第1.1表 変圧器巻線仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">変圧器名称</th> <th rowspan="2">電圧</th> <th colspan="3">巻線の結線方法</th> </tr> <tr> <th>外部電源側</th> <th>負荷側</th> <th>安定巻線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予備変圧器</td> <td>280kV/6.9kV</td> <td>Y (直接接地)</td> <td>Y (抵抗接地)</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>主要変圧器</td> <td>275kV/21kV</td> <td>Y (直接接地)</td> <td>△ (非接地)</td> <td>無し</td> </tr> <tr> <td>後備変圧器</td> <td>64.5kV/6.9kV</td> <td>Y (非接地)</td> <td>Y (抵抗接地)</td> <td>△</td> </tr> </tbody> </table>	変圧器名称	電圧	巻線の結線方法			外部電源側	負荷側	安定巻線	予備変圧器	280kV/6.9kV	Y (直接接地)	Y (抵抗接地)	△	主要変圧器	275kV/21kV	Y (直接接地)	△ (非接地)	無し	後備変圧器	64.5kV/6.9kV	Y (非接地)	Y (抵抗接地)	△	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 プラント名称の相違</p>
変圧器名称			電圧	巻線の結線方法																																																																														
	外部電源側	負荷側		安定巻線																																																																														
3号炉 主変圧器	515kV/24kV	Y	△	無し																																																																														
4号炉 主変圧器	515kV/24kV	Y	△	無し																																																																														
3号炉 所内変圧器	24kV/6.9kV	△	Y	無し																																																																														
4号炉 所内変圧器	24kV/6.9kV	△	Y	無し																																																																														
N.o. 2号変圧器	515kV/6.9kV	Y	Y	△																																																																														
N.o. 1号変圧器	77kV/6.9kV	Y	Y	△																																																																														
変圧器名称	電圧	巻線の結線方法																																																																																
		外部電源側	負荷側	安定巻線																																																																														
起動変圧器	275kV/6.9kV	Y (直接接地)	Y (リアクトル接地)	△																																																																														
予備変圧器	66kV/6.9kV	△ (非接地)	△ (非接地)	無し																																																																														
変圧器名称	電圧	巻線の結線方法																																																																																
		外部電源側	負荷側	安定巻線																																																																														
予備変圧器	280kV/6.9kV	Y (直接接地)	Y (抵抗接地)	△																																																																														
主要変圧器	275kV/21kV	Y (直接接地)	△ (非接地)	無し																																																																														
後備変圧器	64.5kV/6.9kV	Y (非接地)	Y (抵抗接地)	△																																																																														
<p>2 1相開放故障発生時の検知について</p> <p>2.1 電流差動继電器(87)による検知</p> <p>変圧器の1次側において、米国バイロン2号炉の事象のように1相開放故障が発生した場合、275kV送電線、66kV送電線接続箇所以外について、米国バイロン2号炉同様の気中に露出した接続ではなく、第2-1図のように接地された筐体内等に導体が収納された構造である。このような構造の場合、導体の断線による1相開放故障が発生したとしても、接地された筐体等を通じ完全地絡となることで、電流差動继電器(87)による検知が可能である。</p>  <p>第2-1図 接地された筐体内等に導体が収納された構造 (275kV GISの例)</p>  <p>2.1 比率差動继電器(87)による検知</p> <p>変圧器の1次側において、米国バイロン2号炉の事象のように1相開放故障が発生した場合、275kV送電線、66kV送電線接続箇所以外について、米国バイロン2号炉同様の気中に露出した接続ではなく、第2.1図のように接地された筐体内等に導体が収納された構造である。このような構造の場合、導体の断線による1相開放故障が発生したとしても、接地された筐体等を通じ完全地絡となることで、比率差動继電器(87)による検知が可能である。</p>																																																																																		
<p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：電流差動继電器→泊：比率差動继電器</p>																																																																																		

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所 3／4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>第 2-2 図に完全地絡による電流差動繼電器（87）により検知可能なガス絶縁開閉装置（GIS），変圧器及び OF ケーブルの各部位を示す。</p> <p>第 2-2 図 完全地絡による電流差動繼電器（87）による検知部位</p>	<p>第 2.2 図に完全地絡による比率差動繼電器（87）により検知可能なガス絶縁開閉装置（GIS），変圧器及び CV ケーブルの各部位を示す。</p> <p>第 2.2 図 完全地絡による比率差動繼電器（87）による検知部位</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備名称の相違 ・女川：電流差動繼電器→泊：比率差動繼電器 【女川】 設備構成の相違 ・女川：OF ケーブル→泊：CV ケーブル</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

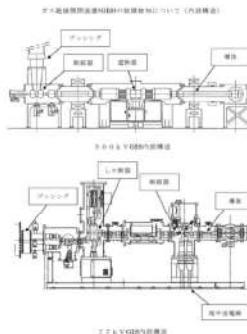
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><内容比較のため再掲(2.2-4(1/3))></p> <p>(補足3-1) ガス絶縁開閉装置(GIS)の故障検知について GISは、接地されたタンク内に導体が収納されており、絶縁性の高いSF6ガスにより絶縁が確保されている。 SF6ガスは気中絶縁に比べ約7倍の絶縁性能を有しているため、導体とタンク間の距離を縮小化することが可能である。 GISは母線、ブッシング、遮断器、断路器等の機器から構成されている。</p> <p>ブッシングは磁器碍管に導体等が収納された構造となっており、ブッシング内の導体等の破損については、磁器碍管の破損がない限り考えにくい。 仮に、磁器碍管の破損による故障が発生した場合、導体と接地物（タンク）間で地絡が発生する。その場合、電流差動继電器(87)が設置されており、検知が可能である。</p>	<p>以下にガス絶縁開閉装置、変圧器及びOFケーブルの構造に関する詳細を示す。</p> <p>(1) ガス絶縁開閉装置の故障検知について ガス絶縁開閉装置は、接地されたタンク内に導体が収納されており、絶縁性の高いSF6ガスにより絶縁が確保されている。 ガス絶縁開閉装置は、ブッシングを通じて架線と接続する構成である。</p> <p>a. ブッシング ブッシングは第2-3図のとおり磁器碍管に導体等が収納された構造となっており、ブッシング内の導体等の破損については、磁器碍管の破損がない限り考えにくい。 仮に、磁器碍管の破損による故障が発生した場合、導体と筐体間で地絡が発生する。その場合、電流差動继電器(87)が設置されており、検知が可能である。</p>  <p>第2-3図 ブッシングの外観及び内部構造図</p>	<p>以下にガス絶縁開閉装置、変圧器及びCVケーブルの構造に関する詳細を示す。</p> <p>(1) ガス絶縁開閉装置の故障検知について ガス絶縁開閉装置は、接地されたタンク内に導体が収納されており、絶縁性の高いSF6ガスにより絶縁が確保されている。 ガス絶縁開閉装置は、ブッシングを通じて架線と接続する構成である。</p> <p>a. ブッシング ブッシングは第2-3図のとおりポリマー碍管に導体等が収納された構造となっており、ブッシング内の導体等の破損については、ポリマー碍管の破損がない限り考えにくい。 仮に、ポリマー碍管の破損による故障が発生した場合、導体と筐体間で地絡が発生する。その場合、地絡過電流继電器(51G)あるいは比率差動继電器(87)が設置されており、検知が可能である。</p>  <p>第2-3図 ブッシングの外観及び内部構造図</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備構成の相違 ・女川：OFケーブル→泊：CVケーブル 【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：磁器碍管→泊：ポリマー碍管 【大飯、女川】 設備構成の相違 ・泊：地絡過電流继電器の設置 【大飯、女川】 設備名称の相違 ・大飯：電流差動继電器→女川：電流差動继電器 ・泊：比率差動继電器→泊：比率差動继電器</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><内容比較のため再掲(2.2-4(1/3))></p> <p>ガス絶縁開閉装置は、絶縁スペーサ（材料：エポキシ樹脂）でGIS内の導体（材料：アルミ合金）を支持する構造となつておらず、絶縁スペーサは、機械的強度が高く壊れることはないことから、導体の脱落が生じない構造となっている。したがって、GIS内部での1相開放故障は発生しない構造である。</p>  <p>ブッシングの外観 導体</p>  <p>大飯発電所3号炉と泊発電所3号炉の絶縁開閉装置について（内筒構造） ブッシングと導体の接続構造 対応する部品名</p> <p><内容比較のため再掲(2.2-2)></p> <p>③GISの異常検知について</p> <p>GISは、接地された筐体内に導体が内包されており、導体の断線が起きない構造となっている。仮に、断線が発生した場合でも、アーキの発生により接地されたタンクを通じ、地絡が発生し地絡過電流继電器(51G)あるいは電流差動继電器(87)が動作する等、異常を検知することが可能である。</p>	<p>b. ガス絶縁開閉装置（ブッシング除き）</p> <p>(a)導体</p> <p>ガス絶縁開閉装置（GIS）は第2-1図のとおり絶縁スペーサでガス絶縁開閉装置内の導体を支持する構造となっており、絶縁スペーサは、機械的強度が高く壊れる可能性が小さいと考えられることから、導体の脱落が生じにくい構造となっている。したがって、ガス絶縁開閉装置内部での1相開放故障は発生しにくい構造である。</p> <p>仮に、絶縁スペーサが破損した場合、導体と筐体間で地絡が発生する。その場合、電流差動继電器(87)が設置されており、検知が可能である。</p>	<p>b. ガス絶縁開閉装置（ブッシング除き）</p> <p>(a)導体</p> <p>ガス絶縁開閉装置（GIS）は第2.1図のとおり絶縁スペーサでガス絶縁開閉装置内の導体を支持する構造となっており、絶縁スペーサは、機械的強度が高く壊れる可能性が小さいと考えられることから、導体の脱落が生じにくい構造となっている。したがって、ガス絶縁開閉装置内部での1相開放故障は発生しにくい構造である。</p> <p>仮に、絶縁スペーサが破損した場合、導体と筐体間で地絡が発生する。その場合、比率差動继電器(87)が設置されており、検知が可能である。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違 ・大飯：電流差動继電器→女川：電流差動继電器→泊：比率差動继電器 記載表現の相違</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【内容比較のため再掲(2.2-4(2/3))】</p> <p>ガス絶縁開閉装置(GIS)の故障検知について (遮断器の投入動作不良による欠相の検知)</p> <p>遮断器により1相開放故障が発生する要因として、投入動作不良による欠相が考えられる。しかし、投入動作不良による欠相が発生した場合においては、欠相繼電器(47)を設置しており、検知が可能である。</p> <p>欠相が生じた場合、欠相保護継電器が動作し、遮断器は3相開放されるため、欠相状態は解除され、また、警報により、1相開放故障の検知が可能である。</p> <p>【例：a相のみ開放、b、c相投入】</p> <p>第2-4図 遮断器投入不良による1相開放故障検知のインターロック</p> <p>(b)遮断器の投入動作不良による欠相の検知</p> <p>遮断器により1相開放故障が発生する要因として、各相個別に開放及び投入が可能な遮断器においては、投入動作不良による欠相が考えられる。しかし、このような遮断器には、欠相繼電器(47)を設置しており、欠相の検知が可能である(第2-4図参照)。</p> <p>欠相が生じた場合、欠相保護継電器が動作し、遮断器は3相開放されるため、欠相状態は解除され、また警報により、1相開放故障の検知が可能である。</p> <p>第2-4図 遮断器投入不良による1相開放故障検知のインターロック</p> <p>(b)遮断器の投入動作不良による欠相の検知</p> <p>遮断器により1相開放故障が発生する要因として、各相個別に開放及び投入が可能な遮断器においては、投入動作不良による欠相が考えられる。しかし、このような遮断器には、欠相繼電器(47)を設置しており、欠相の検知が可能である(第2-4図参照)。</p> <p>欠相が生じた場合、欠相保護継電器が動作し、遮断器は3相開放されるため、欠相状態は解除され、また警報により、1相開放故障の検知が可能である。</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

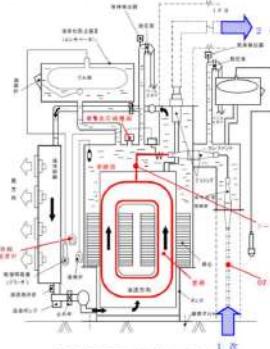
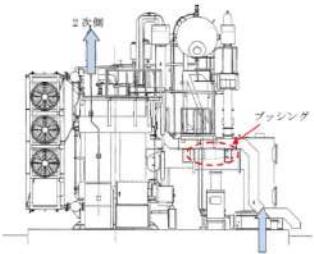
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><内容比較のため再掲(2.2-4(2/3))></p> <p>ガス絶縁開閉装置(GIS)の故障検知について （断路器の開閉状態確認）</p> <p>断路器投入時は遮断器開放状態であり、投入操作時は現場に人員がいるため、投入成功状態の確認が可能である。</p> <p>断路器通電状態の場合は、開放及び投入不可のインターロックが構成されており、点検時以外（現場に人がいない状態）では操作不可である。</p> <p>断路器操作装置 断路器 開閉表示窓 接地開閉器操作装置 ガス絶縁開閉装置(GIS)</p>	<p>(c) 断路器の投入動作不良による欠相の検知</p> <p>断路器投入時は遮断器開放状態であり、投入操作時は基本的に現場に人員がいるため、第2-5図のとおり投入成功状態の確認が可能であることから、投入動作不良による欠相の検知は可能である。</p> <p>なお、断路器通電状態の場合は、開放及び投入不可のインターロックが構成されており、操作不可である。</p> <p>断路器 開閉表示窓</p> <p>第2-5図 断路器の開放及び投入表示について</p>	<p>(c) 断路器の投入動作不良による欠相の検知</p> <p>断路器投入時は遮断器開放状態であり、投入操作時は基本的に現場に人員がいるため、第2.5図のとおり投入成功状態の確認が可能であることから、投入動作不良による欠相の検知は可能である。</p> <p>なお、断路器通電状態の場合は、開放及び投入不可のインターロックが構成されており、操作不可である。</p> <p>断路器操作装置 開閉表示窓 201甲</p> <p>第2.5図 断路器の開放及び投入表示について</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>

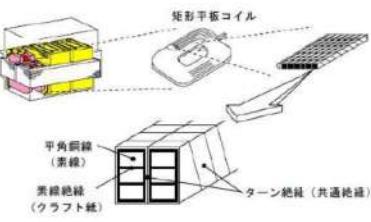
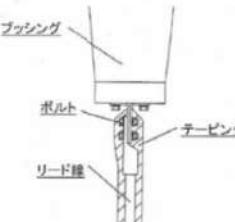
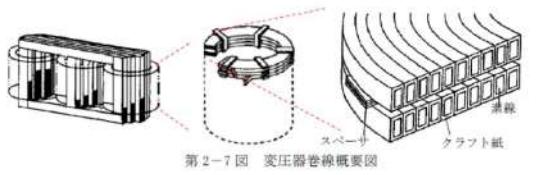
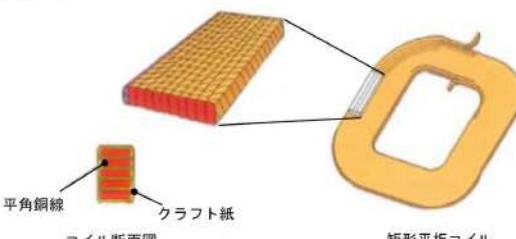
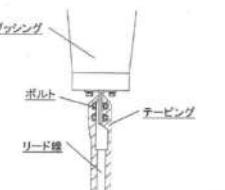
泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><内容比較のため再掲(2.2-4(2/3))></p> <p>(補足3-2) 変圧器の故障検知について</p> <p>変圧器は、接地されたタンク内に導体が収納されており、絶縁油により絶縁が確保されている。導体は、GISからOFケーブルによりタンク内ブッシングを介し、リード線で変圧器巻線と連結した構造である。</p> <p>変圧器は、十分強度を持った筐体内にあるため、断線は発生しない。</p> <p>仮に、変圧器の筐体内で断線が発生した場合、アークの発生により衝撃油圧继電器による機械的保護继電器又は温度继電器が動作することにより検知に至る場合や、地絡が生じることによって検知が可能である。</p> <p>変圧器の構造を以下に示す。</p> <p><内容比較のため再掲(2.2-3)></p> <p>④No. 1予備変圧器、No. 2予備変圧器の異常検知について</p> <p>No. 1予備変圧器、No. 2予備変圧器は、1次側の接続部位に架線の碍子は存在せず、また、変圧器の導体は、十分強度を持った筐体内にあることから、断線の可能性は考えにくい。しかし、仮に、配線の断線が発生した場合、アークの発生により接地された筐体を通じ地絡となることで、地絡過電流继電器(51G)あるいは電流差動继電器(87)が動作する、あるいは、アークにより内圧上昇により機械的な異常を検知することで検知が可能である。</p> <p><内容比較のため再掲(2.2-4(3/3))></p>  <p>外鉄形変圧器の中身構造イメージ図</p>	<p>(2) 変圧器の故障検知について</p> <p>変圧器は、接地されたタンク内に導体が収納されており、絶縁油により絶縁が確保されている。導体は、タンク内ブッシングを介し、リード線で変圧器巻線と連結した構造である。</p> <p>変圧器は、十分強度を持った筐体内にあるため、断線が発生する可能性は低い。</p> <p>仮に、変圧器の筐体内で断線が発生した場合、アークの発生により衝撃油圧继電器による機械的保護继電器が動作することにより検知に至る場合や、地絡が生じることによって電流差動继電器(87)による検知が可能である。</p> <p>変圧器の外形図を第2-6図に示す。</p>  <p>第2-6図 変圧器外形図（起動変圧器）</p>	<p>(2) 変圧器の故障検知について</p> <p>変圧器は、接地されたタンク内に導体が収納されており、絶縁油により絶縁が確保されている。導体は、タンク内ブッシングを介し、リード線で変圧器巻線と連結した構造である。</p> <p>変圧器は、十分強度を持った筐体内にあるため、断線が発生する可能性は低い。</p> <p>仮に、変圧器の筐体内で断線が発生した場合、アークの発生により衝撃油圧继電器による機械的保護继電器又は温度继電器が動作することにより検知に至る場合や、地絡が生じることによって比率差動继電器(87)による検知が可能である。</p> <p>変圧器の外形図を第2.6図に示す。</p>  <p>第2.6図 変圧器外形図（主変圧器）</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違 ・大飯：電流差動继電器→女川：電流差動继電器→泊：比率差動继電器</p>

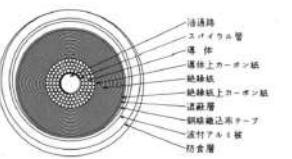
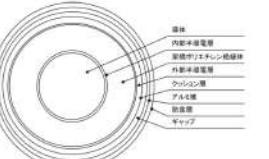
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><内容比較のため再掲(2.2-4(3/3))></p> <p>変圧器の故障検知について（断線が発生しない構造）</p> <p>外鉄形変圧器の巻線は、矩形平板コイルを組みあわせて構成するが、この矩形平板コイルには、複数の平角銅線（素線）が用いられる。素線は各々クラフト紙が巻かれ、また、複数の素線全体をまとめて共通絶縁を施している。</p> <p>このように、巻線の1ターンは複数の平角銅線により構成されていることから、断線が発生し、1相開放故障が発生することは無い。</p>  <p>外鉄形鉄心の場合の巻線概要</p> <p>ブッシングと巻線のリード線の接続箇所は、ボルトで接続し、かつテーピングを施しているため、接続が外れて断線することは無い。万一外れた場合には、導体とタンク間の絶縁離隔距離が保てなくなるため地絡が発生し、検知が可能である。</p> <p>過去このような事例が発生したことはないことをメーカにも確認している。</p> 	<p>変圧器の巻線は、第2-7図のとおり1ターンが複数の素線により構成されており、断線が発生し、1相開放故障が発生する可能性は低い。</p>  <p>第2-7図 変圧器巻線概要図</p>	<p>変圧器の巻線は、第2.7図のとおり1ターンが複数の素線により構成されており、断線が発生し、1相開放故障が発生する可能性は低い。</p>  <p>コイル断面図</p> <p>第2.7図 変圧器巻線概要図</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>ブッシングと巻線のリード線の接続箇所は、第2.8図のとおりボルトで接続している。かつ275kV系統ではテーピングを施しているため、接続が外れて断線することは無い。万一外れた場合には、導体とタンク間の絶縁離隔距離が保てなくなるため地絡が発生し、検知が可能である。</p> <p>過去、このような事例が発生したことはないことをメーカにも確認している。</p>  <p>第2.8図 ブッシング接続箇所図</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) OF ケーブルの故障検知について OF ケーブルは第2-8図のとおり導体が絶縁体等に内包されており、導体の断線が起きにくい構造となっている。仮に、断線が発生した場合は、導体外側にある接地された層を通じ地絡に至り、電流差動継電器(87)又は起動変圧器中性点過電流継電器(51)が動作することで検知することが可能である。</p>  <p>第2-8図 OF ケーブル構造図</p>	<p>(3) CV ケーブルの故障検知について CV ケーブルは第2.9図のとおり導体が絶縁体等に内包されており、導体の断線が起きにくい構造となっている。仮に、断線が発生した場合は、導体外側にある接地された層を通じ地絡に至り、比率差動継電器(87)又は地絡過電流継電器(51G)が動作することで検知することが可能である。</p>  <p>第2.9図 CV ケーブル構造図</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備構成の相違 ・女川：OF ケーブル→泊：CV ケーブル 【女川】 設備名称の相違 ・女川：電流差動継電器、起動変圧器中性点過電流継電器→泊：比率差動継電器、地絡過電流継電器</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><内容比較のため再掲(2.2-4(3/3))></p> <p>(補足2) 送電線保護装置による検知 送電線保護装置は、装置の健全性の自己監視機能として、3相電流の平衡監視機能を有している。（検出条件は下式のとおり。）</p> <p>検出条件： $I_a + I_b + I_c - 0.1 \times \text{MAX}(I_a , I_b , I_c) \geq 1.0\text{A}$</p> <p>（1.0Aは保護装置の他保護要素の動作に干渉しない範囲の値として設定）</p> <p>通常時は、CT～入力変換器間の断線検出を主な目的としているが、系統の1相断線時の電流不平衡により検出条件を満たせば、本機能により、故障として検出することが可能となる。</p> <p>●送電線系統</p> <p>西京都変電所 500kV系統</p> <p>大飯発電所 500kV系統</p>		<p>3 送電線保護装置による検知 送電線保護装置は、装置の健全性の自己監視機能として、3相電流の平衡監視機能を有している。</p> <p>検出条件</p> $I_{\text{max}} - 4 \times I_{\text{min}} \geq \text{CT2次側定格} \times 10\%$ <p>R相断線時： $I_{\text{max}} = 1$ 相分の潮流（健全相 S, T） $I_{\text{min}} = R$ 相電流 = 0A $\text{CT2次側定格} = 5\text{A}$</p> <p>式に代入する $I_{\text{max}} \geq 0.5\text{A}$</p> <p>通常時は、CT～入力変換器間の断線検出を主な目的としているが、系統の1相断線時の電流不平衡により検出条件を満たせば、本機能により故障として検出することが可能となる。</p> <p>●送電系統</p> <p>西野変電所 275kV母線</p> <p>泊原変電所 275kV母線</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） ・以降、大飯のみの記載箇所については、泊と大飯の比較結果を色塗りする。</p> <p>【大飯】 設備構成の相違 ・電源設備の構成に差異があるが、既許可・既工認の内容・構成等を踏まえた設備の構造・運用等を記載しているという点において同等である。</p>
<p>(補足3) 各設備での故障の検知方法について 大飯発電所における電気系統のうち、1相開放故障发生のおそれがある設備について、検知の方法は以下のとおりである。</p>		<p>4 各設備での故障の検知方法について 泊発電所における電気系統のうち、1相開放故障发生のおそれがある設備について検知の方法は以下のとおりである。</p>	<p>【大飯】 プラント名称の相違</p>

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<内容比較のため再掲(2.2-4(3/3))>				
設備	検知方法			
ブッシング破損	ブッシングは磁器碍管に導体等が収納された構造となっており、ブッシング内の導体等の破損については、磁器碍管の破損がない限り考えにくい。 仮に、磁器碍管の破損による故障が発生した場合、導体と接地物（タンク）間の絶縁が保たなくなるため地絡が発生する。その場合、地絡過電流遮断器(51G)あるいは電流差動遮断器(87)が設置されており、検知が可能。		ブッシングはポリマー碍管内に導体等が収納された構造となっており、ブッシング内の導体等の破損については、ポリマー碍管の破損がない限り考えにくい。 仮に、ポリマー碍管の破損による故障が発生した場合、導体と接地物（タンク）間の絶縁が保たなくなるため地絡が発生する。その場合、比平差動遮断器(51G)が設置されており、検知が可能。	ブッシングはポリマー碍管内に導体等が収納された構造となっており、ブッシング内の導体等の破損については、ポリマー碍管の破損がない限り考えにくい。 仮に、ポリマー碍管の破損による故障が発生した場合、導体と接地物（タンク）間の絶縁が保たなくなるため地絡が発生する。その場合、比平差動遮断器(51G)が設置されており、検知が可能。
G I S	絶縁スペーサ（材料：エボキシ樹脂）でGIS内の導体（材料：アルミ合金）を支持する構造となっており、絶縁スペーサは、機械的強度が高く、壊れることがない。 また、導体は接地されたタンク内に収納されており、脱落しない構造であるが、導体脱落による断線を想定した場合、アーカの発生により接地されたタンクを通じ、地絡が発生し、導体とタンク間の絶縁離隔距離が保てなくなるため地絡が発生し、地絡過電流遮断器(51G)あるいは電流差動遮断器(87)が設置されており、検知が可能。	エボキシ碍管の破損(66kV系統)	エボキシ碍管は、接地されたタンク内に収納されており、エボキシ碍管内に電気ケーブルが接続された構造となっており、機械的強度が高く、壊れることはない。仮に、破損した場合は、電気ケーブル導体とタンク間の絶縁離隔距離が保たなくなるため地絡が発生し、地絡過電流遮断器(51G)が設置されており、検知が可能な装置。	【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）
遮断器の故障	遮断器により1相開放故障が発生する要因として、投入動作不良による欠相が考えられる。しかし、投入動作不良による欠相が発生した場合においては、欠相遮断器(47)を設置しており、検知が可能。	遮断器の故障	27kV系統においては、遮断器により1相開放故障が発生する要因として、投入動作不良による欠相が考えられる。しかし、投入動作不良による欠相が発生した場合においては、欠相遮断器(47)を設置しており、検知が可能。 66kV系統においては、遮断器は3相一括動作で3相は連鎖リンクで結合されている。連鎖リンクは金属製で機械的強度が高く壊れることはない。 遮断器の故障	【大飯】 設備構成の相違 ・大飯：磁器碍管→泊：ポリマー碍管 ・電源設備の構成に差異があるが、既許可・既工認の内容・構成等を踏まえた設備の構造・運用等を記載しているという点において同等である。
断路器の故障	断路器投入時は遮断器開放状態であり、投入操作時は現場に人員がいるため、投入成功状態の確認が可能である。 また、1相でも投入失敗した場合は、中央制御室の表示灯が緑点灯のままである（通常は投入成功した場合、赤点	導体部の断線	断線スペーサ（材料：アルミニウム合金）を支持する構造となっており、絶縁スペーサは、機械的強度が高く、壊れることがない。 また、導体は接地されたタンク内に収納されており、脱落しない構造であるが、導体脱落による断線を想定した場合、導体とタンク間の絶縁離隔距離が保たなくなるため地絡が発生し、地絡過電流遮断器(51G)が設置されており、検知が可能。 変圧器	変圧器
	灯となる。）ので、検知が可能である。 断路器通電状態の場合は、開放及び投入不可のインターロックが構成されており、点検時以外（現場に人がいない状態）では操作不可。	変圧器	変圧器1次側の接続部位に破損が想定される箇所の跡子は存在せず、また、変圧器の導体は、十分強度を持った導体内にあることから、断線の可能性は考えにくい。 しかし、仮に、配線の断線が発生した場合、接地された導体を通じ地絡となることで、地絡過電流遮断器(51G)あるいは電流差動遮断器(87)が動作する。又はアーカによるガス圧上昇により機械的な異常を検知することで検知が可能。	変圧器
	各設備での故障検出について		各設備での故障検出について	各設備での故障検出について

第4.1図 各設備での故障検出

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

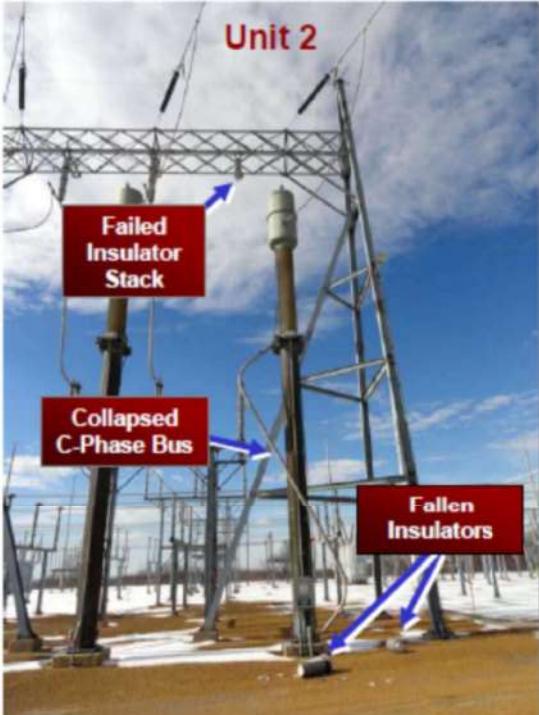
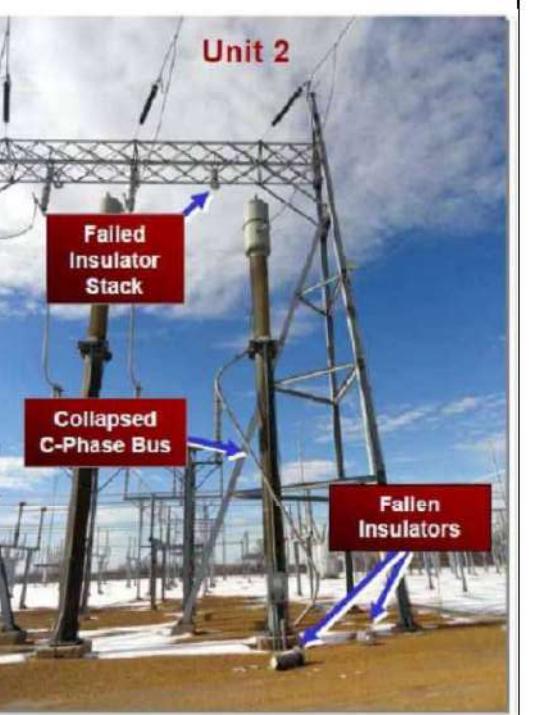
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p><内容比較のため再掲(2.2-4(3/3))></p> <p>(補足4) 巡視点検による検知について 門型鉄構は、外部電源をガス絶縁開閉装置へ引き込むため、送電線を碍子により固定している。導体は気中に露出しており、米国バイロン2号炉の事象と類似した箇所であるため、運転員による毎日実施する巡視により、仮に碍子の破損等が発生した場合においては、巡視点検により確認可能であり、1相開放故障を早期に検知することが可能である。 あわせて、1相開放故障時に適切な対応が出来るよう、兆候や知見を手順書に反映しており、運転員に対して定期的に教育を実施している。 なお、送電線の巡視についても、適宜実施している。 また、3号炉または4号炉側でNo.1予備変圧器を手動による受電切替えにて使用する際は、変圧器等の巡視点検に加え、受電時に線路電流を計測し、1相開放故障が発生していないことの確認を実施する。</p> <p>500kV 架線部（引留鉄構）</p> <p>77kV 大飯支線部（77kV 送電鉄塔）</p>		<p>5 巡視点検による検知について（275kV 系統） 遮風建屋は、外部電源をガス絶縁開閉装置へ引き込むため、送電線を碍子により固定している。導体は気中に露出しており、米国バイロン2号機の事象と類似した箇所であるため、運転員が毎日実施する巡視により、仮に碍子の破損等が発生した場合においても、巡視点検により確認可能であり、1相開放故障を早期に検知することが可能である。</p> <p>なお、送電線については、適宜巡視を実施している。</p> <p>第5.1図 275kV 架線部（引留碍子）</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【大飯】 設備構成の相違</p> <p>【大飯】 ・記載箇所の相違 運転員への教育及び規定類への反映については「7 運転員への当該事象に関する教育及び規定類への反映」（33-299 ページ）に記載している。 【大飯】 設備構成の相違</p>

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所 3／4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p><内容比較のため再掲(2.2-4(3/3))></p> <p>(参考) 米国バイロン 2 号炉の事象 屋外の気中絶縁開閉所において、碍子の損壊により C 相母線が断路器との接続部で切れて 1 相開放故障状態になった様子。</p>  <p>(NRC ホームページ公開資料より抜粋)</p>	<p>女川原子力発電所 2 号炉</p>	<p>(参考) 米国バイロン 2 号の事象 屋外の気中絶縁開閉所において、碍子の損壊により C 相母線が断路器との接続部で切れて 1 相開放故障状態になった様子。</p>  <p>(NRC ホームページ公開資料より抜粋)</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p>

第 5.3 図 米国バイロン 2 号の事象

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
<内容比較のため再掲(2.2-4(3/3))>																			
(補足5) 保護継電器が検知可能な範囲について 変圧器1次側において1相開放故障が発生した場合には、以下の保護継電器により、設定値に到達した場合、検知可能である。		6 保護継電器が検知可能な範囲について 変圧器1次側において1相開放故障が発生した場合には、以下の保護継電器により設定値に到達した場合、検知可能である。	【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な保護継電器</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不足電圧継電器(27)</td> <td>1相開放故障の影響により所内母線の検知電圧が3割程度低下した場合、不足電圧継電器が作動し、警報が発報することにより、異常を検知することが可能</td> </tr> <tr> <td>過電流継電器(51)</td> <td>1相開放故障の影響により所内母線電圧の不平衝が発生した場合において過負荷トリップした場合、1相欠相の可能性があることから原因調査を行う手順を定めており、原因調査結果から、1相開放故障を検知することが可能</td> </tr> <tr> <td>回転機温度継電器(49)</td> <td>1相開放故障の影響により所内母線電圧に不平衝が発生した場合、それに伴う電流値が設定値を超えた場合、警報が発報されることにより、原因調査結果から、1相開放故障を検知することが可能</td> </tr> </tbody> </table>	主な保護継電器	概要	不足電圧継電器(27)	1相開放故障の影響により所内母線の検知電圧が3割程度低下した場合、不足電圧継電器が作動し、警報が発報することにより、異常を検知することが可能	過電流継電器(51)	1相開放故障の影響により所内母線電圧の不平衝が発生した場合において過負荷トリップした場合、1相欠相の可能性があることから原因調査を行う手順を定めており、原因調査結果から、1相開放故障を検知することが可能	回転機温度継電器(49)	1相開放故障の影響により所内母線電圧に不平衝が発生した場合、それに伴う電流値が設定値を超えた場合、警報が発報されることにより、原因調査結果から、1相開放故障を検知することが可能		<p>第6.1表 主な保護継電器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な保護継電器</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不足電圧継電器(27)</td> <td>1相開放故障の影響により所内母線の検知電圧が3割程度低下した場合、不足電圧継電器が作動し、警報が発報することにより、異常を検知することが可能。</td> </tr> <tr> <td>過電流継電器(51)</td> <td>1相開放故障の影響により所内母線電圧の不平衝が発生した場合において過負荷トリップした場合、1相欠相の可能性があることから原因調査を行う手順を定めており、原因調査結果から、1相開放故障を検知することが可能。</td> </tr> <tr> <td>過負荷継電器(49)</td> <td>1相開放故障の影響により所内母線電圧に不平衝が発生した場合、それに伴う電流値が設定値を超えた場合、警報が発報されることにより、原因調査結果から、1相開放故障を検知することが可能。</td> </tr> </tbody> </table>	主な保護継電器	概要	不足電圧継電器(27)	1相開放故障の影響により所内母線の検知電圧が3割程度低下した場合、不足電圧継電器が作動し、警報が発報することにより、異常を検知することが可能。	過電流継電器(51)	1相開放故障の影響により所内母線電圧の不平衝が発生した場合において過負荷トリップした場合、1相欠相の可能性があることから原因調査を行う手順を定めており、原因調査結果から、1相開放故障を検知することが可能。	過負荷継電器(49)	1相開放故障の影響により所内母線電圧に不平衝が発生した場合、それに伴う電流値が設定値を超えた場合、警報が発報されることにより、原因調査結果から、1相開放故障を検知することが可能。	【大飯】 記載表現の相違 • 大飯：不足電圧継電器(27) → 泊：不足電圧継電器
主な保護継電器	概要																		
不足電圧継電器(27)	1相開放故障の影響により所内母線の検知電圧が3割程度低下した場合、不足電圧継電器が作動し、警報が発報することにより、異常を検知することが可能																		
過電流継電器(51)	1相開放故障の影響により所内母線電圧の不平衝が発生した場合において過負荷トリップした場合、1相欠相の可能性があることから原因調査を行う手順を定めており、原因調査結果から、1相開放故障を検知することが可能																		
回転機温度継電器(49)	1相開放故障の影響により所内母線電圧に不平衝が発生した場合、それに伴う電流値が設定値を超えた場合、警報が発報されることにより、原因調査結果から、1相開放故障を検知することが可能																		
主な保護継電器	概要																		
不足電圧継電器(27)	1相開放故障の影響により所内母線の検知電圧が3割程度低下した場合、不足電圧継電器が作動し、警報が発報することにより、異常を検知することが可能。																		
過電流継電器(51)	1相開放故障の影響により所内母線電圧の不平衝が発生した場合において過負荷トリップした場合、1相欠相の可能性があることから原因調査を行う手順を定めており、原因調査結果から、1相開放故障を検知することが可能。																		
過負荷継電器(49)	1相開放故障の影響により所内母線電圧に不平衝が発生した場合、それに伴う電流値が設定値を超えた場合、警報が発報されることにより、原因調査結果から、1相開放故障を検知することが可能。																		

ただし、地絡や短絡を伴わない1相開放故障の場合、設備構成や負荷状況によっては、保護継電器の設定値まで値が変動しない可能性がある。

・不足電圧継電器(27)にて検知できない事象

不足電圧継電器は、所内母線に設置しており、母線電圧が低下した場合に、保護装置が動作する。これらの設定値は、電圧変動による誤動作が起きないよう、大型電動機の起動時の電圧低下や送電系統の電圧変動等を見込んだ上で設定値を定めており、69%以上としている。

仮に、短絡や地絡を伴わない1相開放故障が発生した場合に、これらの設定値を下回る電圧変動が発生すれば検知可能であるが、変圧器の巻線構成及び負荷状態によっては、電圧がほぼ低下しない状態となり、不足電圧継電器の動作値まで到達しない可能性があり、その場合不足電圧継電器にて検知できない。

【参考】1相開放故障時の解析結果からみる各変圧器毎の電圧低下傾向

不足電圧継電器の動作・不動作について						
変圧器型式（巻線の結線方法）		大飯3号炉、4号炉における開閉操作による電圧変動（無負荷時想定）		高圧側1相開放故障時の低圧側の相開電圧の変動（無負荷時想定）		
Y	△	直接接続地	無	内 外 共 用 端子	3号炉 主変圧器 4号炉 主変圧器	各相開電圧ともほぼ変化なし 不動作
Y	△	直接接続地	無	内 外 共 用 端子	各相開電圧ともほぼ変化なし 不動作	
△	Y	直接接続地	無	内 外 共 用 端子	3号炉 主変圧器 4号炉 主変圧器	1つの相開電圧が約2割程度低下 1相動作
△	Y	直接接続地	無	内 外 共 用 端子	1つの相開電圧が約1割程度低下 1つの相開電圧が約1割程度低下 1相動作	1相動作
Y	Y	直接接続地	無	内 外 共 用 端子	N.o. 2 内 外 共 用 端子	各相開電圧ともほぼ変化なし 不動作
Y	Y	直接接続地	無	内 外 共 用 端子	N.o. 1 内 外 共 用 端子	2つの相開電圧が約5割程度低下 2相動作

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p><内容比較のため再掲(2.2-4(3/3))></p> <p>・過電流继電器（51）にて検知できない事象 電流については、安定巻線の作用により、電源側電流のうち、零相電流のみ安定巻線に流れ、正相及び逆相電流が所内側へ流れ。電流の大きさ及び位相については、所内側電圧がほぼ正常を保っており、電動機の正常運転を維持することから、全相が1相開放故障前と等しい電力を消費するように、3相電流が流れようとする。</p> <p>しかし、この電流値が、過電流继電器の設定値に到達しない場合は、過電流继電器による検知はできない。これらの設定値は、電動機ごとの定格電流の約150%にて動作となるよう設定している。また、回転機温度继電器により、定格電流の約110%増加した場合に動作となるよう設定している。</p> <p>INSS及びEPRIにて実施された解析結果も次表のとおり安定巻線△を含む場合、電流及び電圧がほとんど変化しない結果も報告されている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">パラメータ</th> <th>INSS</th> <th>EPRI</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">無負荷</td> <td>低圧側</td> <td>電圧 ほとんど変化なし</td> <td>変化無し</td> </tr> <tr> <td>電流</td> <td>—</td> <td>解析無し</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有負荷</td> <td>低圧側</td> <td>電圧 ほとんど変化なし</td> <td>0~20%ほど降下</td> </tr> <tr> <td>電流</td> <td>ほとんど変化なし</td> <td>解析無し</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、外部電源側（入力）Y、負荷側（出力）△、外部電源側（入力）Y、負荷側（出力）Yの場合及び外部電源側Y、負荷側Y+△の安定巻線の場合は、電圧の変化による地絡のない1相開放（欠相）を検出することはできない、又は困難である。</p> <p>しかし、上記以外の結線の変圧器は、制御室の電圧計の変化で地絡のない1相開放（欠相）を検出することはできると報告されている。</p>	パラメータ		INSS	EPRI	無負荷	低圧側	電圧 ほとんど変化なし	変化無し	電流	—	解析無し	有負荷	低圧側	電圧 ほとんど変化なし	0~20%ほど降下	電流	ほとんど変化なし	解析無し		<p>・過電流继電器にて検知できない事象 電流については、安定巻線の作用により、電源側電流のうち、零相電流のみ安定巻線に流れ、正相及び逆相電流が所内側へ流れ。電流の大きさ及び位相については、所内側電圧がほぼ正常を保っており、電動機の正常運転を維持することから、全相が1相開放故障前と等しい電力を消費するように、3相電流が流れようとする。</p> <p>しかし、この電流値が、過電流继電器の設定値に到達しない場合は、過電流继電器による検知はできない。これらの設定値は、電動機ごとの定格電流の約150%にて動作となるよう設定している。また、過負荷继電器により、電動機ごとに定格電流の約110%増加した場合に動作となるよう設定している。</p> <p>INSS及びEPRIにて実施された解析結果も以下のとおり安定巻線△を含む場合、電流、電圧がほとんど変化しない結果も報告されている。</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p>
パラメータ		INSS	EPRI																		
無負荷	低圧側	電圧 ほとんど変化なし	変化無し																		
	電流	—	解析無し																		
有負荷	低圧側	電圧 ほとんど変化なし	0~20%ほど降下																		
	電流	ほとんど変化なし	解析無し																		
		<p>第6.2表 INSS及びEPRIにおける解析結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">パラメータ</th> <th>INSS</th> <th>EPRI</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">無負荷</td> <td>低圧側</td> <td>電圧 ほとんど変化なし</td> <td>変化無し</td> </tr> <tr> <td>電流</td> <td>—</td> <td>解析無し</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有負荷</td> <td>低圧側</td> <td>電圧 ほとんど変化なし</td> <td>0~20%ほど降下</td> </tr> <tr> <td>電流</td> <td>ほとんど変化なし</td> <td>解析無し</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、外部電源側（入力）Y、負荷側（出力）△、外部電源側（入力）Y、負荷側（出力）Yの場合及び外部電源側Y、負荷側Y+△の安定巻線の場合は、電圧の変化による地絡のない1相開放（欠相）を検出することはできない、又は困難である。</p> <p>しかし、上記以外の結線の変圧器は、中央制御室の電圧計の変化で地絡のない1相開放（欠相）を検出することはできると報告されている。</p>	パラメータ		INSS	EPRI	無負荷	低圧側	電圧 ほとんど変化なし	変化無し	電流	—	解析無し	有負荷	低圧側	電圧 ほとんど変化なし	0~20%ほど降下	電流	ほとんど変化なし	解析無し	<p>【大飯】 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯：回転機温度继電器→泊：過負荷继電器 <p>【大飯】 記載表現の相違（表題の追加）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯：△→泊：△ ・大飯：制御室→泊：中央制御室
パラメータ		INSS	EPRI																		
無負荷	低圧側	電圧 ほとんど変化なし	変化無し																		
	電流	—	解析無し																		
有負荷	低圧側	電圧 ほとんど変化なし	0~20%ほど降下																		
	電流	ほとんど変化なし	解析無し																		

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><内容比較のため再掲(2.2-4(3/3))></p> <p>(補足6) 運転員への当該事象に関する教育及び規定類への反映 米国原子力規制委員会による情報「電源系統の設計における脆弱性」(Bulletin2012-01)に記載されたバイロン2号炉での1相開放故障に係わる事象を受け、原子力規制委員会による指示文書(H25.10)をもとに本事象の対策について検討した。</p> <p>大飯発電所3号炉及び4号炉において、まとめ資料本文2.1.1.2「変圧器1次側の3相のうち1相の開放が発生した場合」でまとめているとおり、1相開放故障が発生した場合の検知性や発生が想定される箇所ごとの検知方法を検討した結果から、一部を除き、既設置の保護継電器等の検知デバイスにより検知可能と判断しているが、人的な検知（1日1回の巡視点検等）を加えることで、一部の保護継電器等による検知が期待できない箇所の1相開放故障の発見や、その兆候を早期に発見できる可能性を高めることとしている。</p> <p>また、万一上記対応にて1相開放故障が検知されない状態において、当該の電源系につながる安全系機器が1相開放故障による悪影響が生じた場合にも、運転員がそれを認知し、適切な対応を行えるよう手順書等を整備している。</p> <p>なお、上記の人的な検知並びに対応には、バイロンの事象から得られた1相開放故障に関する知見が有用であることから、これらを手順書に反映し、運転員の事象に対する認識を高めることとしている。</p> <p>（得られた知見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①母線電圧が低電圧保護継電器の動作設定値以下にならない場合もあり、欠相を検出できない可能性がある。 ②母線電圧低下に伴い負荷電流が上昇し、当該母線に接続された各補機が過電流保護継電器の動作により連続的にトリップする。 ③現場確認、電圧計の指示低下により当該母線が異常と判断した場合は、健全系統への電源切替えが必要 ④電動機による異常な挙動（振動や異音）が発生する。^{※1} <p>※1. 既に手順書へ記載しており異常が疑われる場合は保修課員へ連絡し詳細な点検を実施しているため、運転員の巡回点検の心得として記載する業務所則へは①から③について反映することとしている。（業務所則の改正H26.4）</p> <p>本事象の教育を継続的に行うことにより、運転員への「気づき」を醸成していくこととする。</p> <p>なお、これらの対応により運転員が1相開放故障を認知すれば、既存の健全系統への電源切替の手順書にて切替操作を行う。</p>		<p>7 運転員への当該事象に関する教育及び規定類への反映 米国原子力規制委員会による情報「電源系統の設計における脆弱性」(Bulletin2012-01)に記載されたバイロン2号機での1相開放故障に係わる事象を受け、原子力規制委員会による指示文書(H25.10)を基に本事象の対策について検討した。</p> <p>泊発電所3号炉において、1相開放故障が発生した場合の検知性や発生が想定される箇所ごとの検知方法を検討した結果から、一部を除き、既設置の保護継電器等の検知デバイスにより検知可能と判断しているが、人的な検知（巡視点検等）を加えることで、一部の保護継電器等による検知が期待できない箇所の1相開放故障の発見や、その兆候を早期に発見できる可能性を高めることとしている。</p> <p>また、万一上記対応にて1相開放故障が検知されない状態において、当該の電源系につながる安全系機器が1相開放故障による悪影響が生じた場合にも、運転員がそれを認知し、適切な対応を行えるよう手順書等を整備している。</p> <p>なお、上記の人的な検知並びに対応には、バイロンの事象から得られた1相開放故障に関する知見が有用であることから、これらをマニュアル等に反映し、運転員の事象に対する認識を高めることとしている。</p> <p>（得られた知見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①母線電圧が不足電圧継電器の動作設定値以下にならない場合もあり、欠相を検出できない可能性がある ②母線電圧低下に伴い負荷電流が上昇し、当該母線に接続された各補機が過電流継電器の動作により連続的にトリップする ③現場確認、電圧計の指示低下により当該母線が異常と判断した場合は、健全系統への電源切替が必要 ④電動機による異常な挙動（振動・異音）が発生する* <p>*既にマニュアル等へ記載しており異常が疑われる場合は保修課員へ連絡し詳細な点検を実施しているため、運転員の巡回点検の心得として記載する運転要領へは①から③について反映している。</p> <p>本事象の教育を継続的に行うことにより、運転員への「気づき」を醸成していくこととする。</p> <p>なお、これらの対応により運転員が1相開放故障を認知すれば、既存の健全系統への電源切替の手順書にて切替操作を行う。</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯】 プラント名称の相違</p> <p>【大飯】 記載表現、設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯：手順書→泊：マニュアル ・大飯：低電圧保護継電器→泊：不足電圧継電器 ・大飯：業務所則→泊：運転要領

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>8 泊 3 号炉 1 相開放故障対応の概要について</p> <p>GIS から変圧器の 1 次側の接続部位は、米国バイロン 2 号炉同様の架線による接続ではなく、接地された筐体・管路内に配線が収納された構造（GIS, CV ケーブル、相分離母線）であり、このような構造の場合、破損が想定される架線部は存在せず、また仮に導体の断線による 1 相開放故障が発生したとしても、接地された筐体・管路を通じ完全地絡となることで、保護继電器による検知が可能である。</p> <p>1 相開放故障において自動検知が困難な箇所は、米国バイロン 2 号機の故障箇所のような架線部であり、泊 3 号炉では GIS への送電線引込部に架線部がある。この送電線引込部における 1 相開放故障に対し、外部電源の複数回線接続、巡視点検により 1 相開放故障が問題とならないようにしている。</p> <p>具体的には、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 保安規定に外部電源との接続は 3 回線以上で接続するよう定めることとしており、複数回線と接続されれば、1 相開放故障が発生しても、他の回線により各相の電圧が維持されるため、問題が生じない。 ➢ 架線部（送電線引込部）での 1 相開放故障が発生した場合には、自動検知ができないため、故障状態が放置されないように、運転員の巡視点検（1 回／1 日）にて架線部（送電線引込部）の確認を実施している。 	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> • 泊の対応概要を整理している。

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

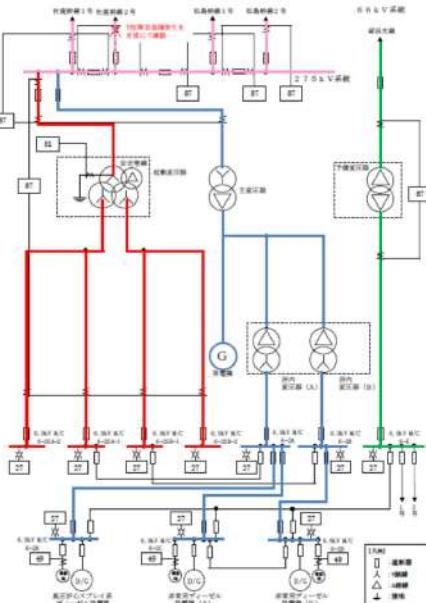
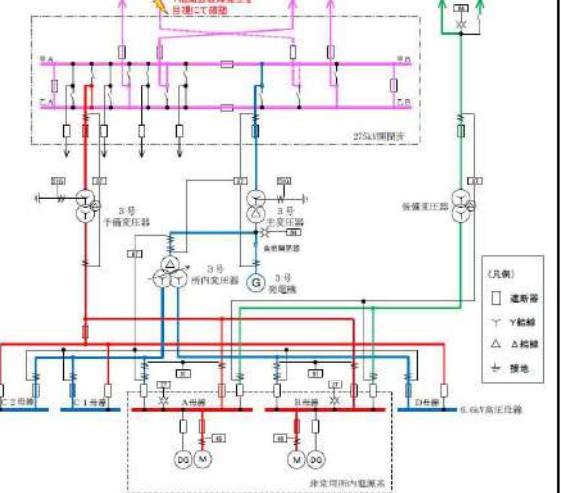
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>別添4 1相開放故障発生箇所の識別とその後の対応操作について</p> <p>1. 通常運転時 (1) 275kV送電線で発生する1相開放故障 (目視点検)</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態 第1.1-1図のとおり、275kV送電線から起動変圧器及び共用高压母線を受電している状態を想定する。</p> <p>第1.1.1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：起動変圧器→泊：予備変圧器</p>	

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 1相開放故障直後の状態</p> <p>第1.1-2図のとおり、275kV送電線の1回線で1相開放故障が発生すると、故障部位を目視で確認できる。このことから運転員は、275kV送電線の1回線にて1相開放故障が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第1.1-2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>b. 1相開放故障直後の状態</p> <p>第1.1.2図のとおり、275kV送電線の1回線で1相開放故障が発生すると、故障部位を目視で確認できる。このことから運転員は、275kV送電線の1回線にて1相開放故障が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第1.1.2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

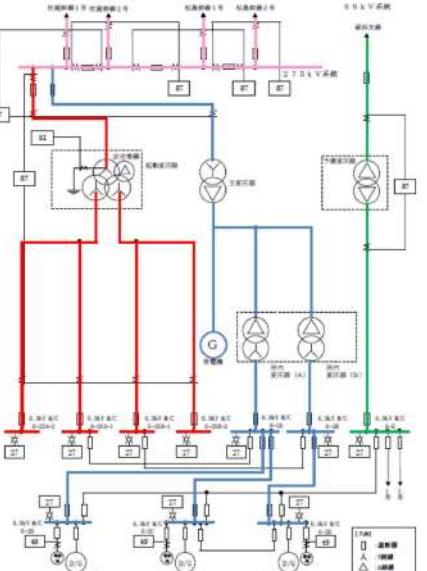
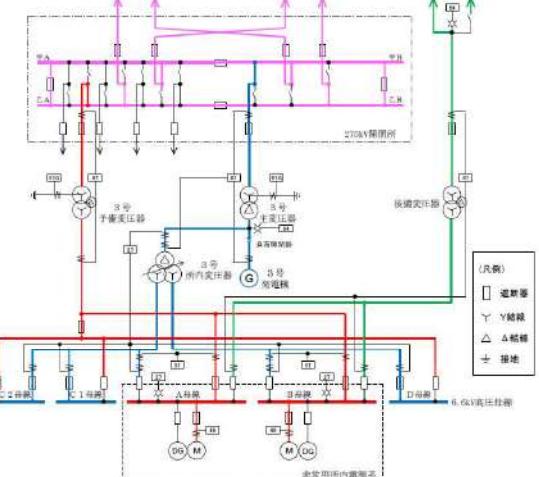
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第1.1-3図のとおり、運転員の手動操作により、275kV送電線1回線を外部電源系から隔離すると、残り3回線で起動変圧器及び共通用高圧母線へ電源供給を行う。（非常用高圧母線の電圧は変化無し。）</p> <p>第1.1-3図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第1.1.3図のとおり、運転員の手動操作により、275kV送電線1回線を外部電源系から隔離すると、残り3回線で予備変圧器及び非常用高圧母線へ電源供給を行う。（非常用高圧母線の電圧は変化無し。）</p> <p>第1.1.3図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：起動変圧器、共通用高圧母線→泊：予備変圧器、非常用高圧母線</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

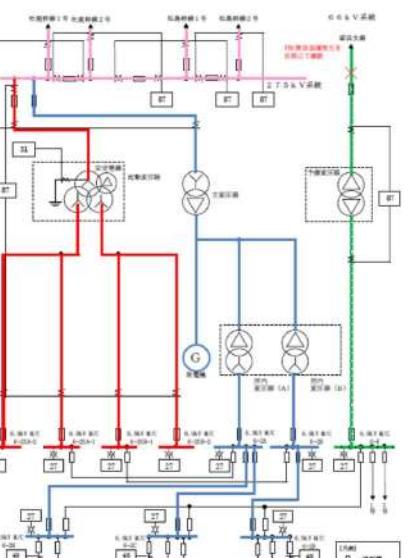
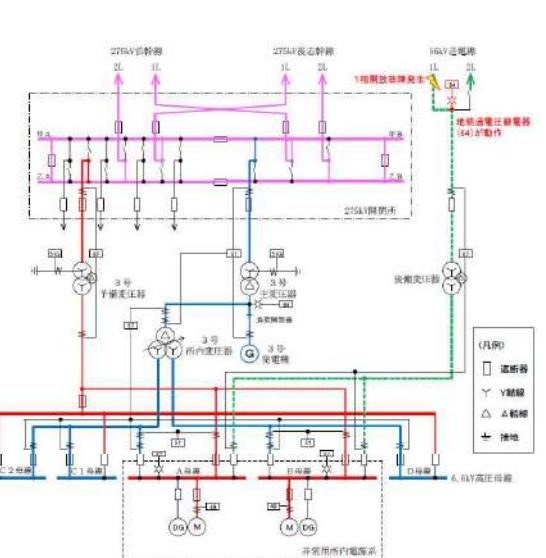
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 66kV送電線で発生する1相開放故障 (目視による確認)</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態 第1.2-1図のとおり、275kV送電線から起動変圧器及び共用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第1.2-1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>(2) 66kV送電線で発生する1相開放故障 (地絡過電圧継電器(64)にて検知)</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態 第1.2.1図のとおり、275kV送電線から予備変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第1.2.1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：目視確認→泊：保護継電器で検知</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：起動変圧器、共用高圧母線→泊：予備変圧器、非常用高圧母線</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

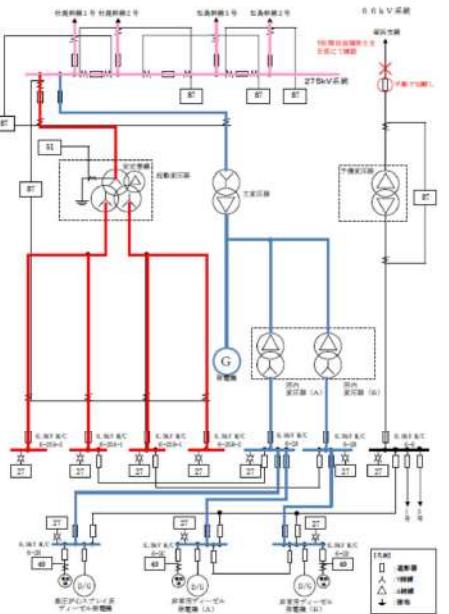
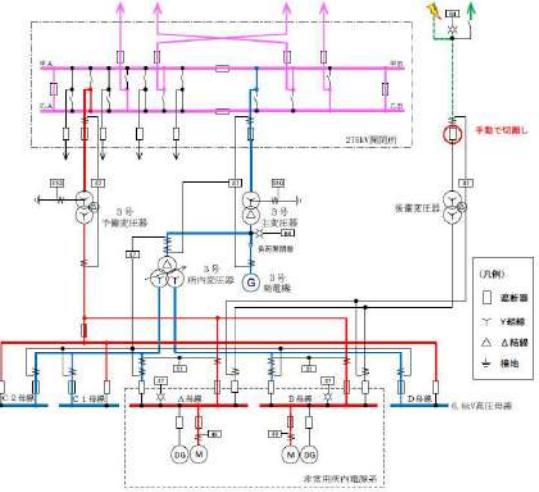
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 1相開放故障直後の状態</p> <p>第1.2-2図のとおり、66kV送電線で1相開放故障が発生すると、故障部位を目視で確認できる。このことから運転員は、66kV送電線にて1相開放故障が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第1.2-2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>b. 1相開放故障直後の状態</p> <p>第1.2.2図のとおり、66kV送電線で1相開放故障が発生すると、後備変圧器1次側の地絡過電圧遮断器(64)が動作する。このことから運転員は、66kV送電線にて1相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第1.2.2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：目視確認→泊：保護遮断器で検知</p>	

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第1.2-3図のとおり、運転員の手動操作により、66kV送電線を外部電源系から隔離する。275kV送電線で起動変圧器及び共用高圧母線へ電源供給を継続する。（非常用高圧母線の電圧は変化無し。）</p>  <p>第1.2-3図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第1.2.3図のとおり、運転員の手動操作により、66kV送電線を外部電源系から隔離する。275kV送電線で予備変圧器及び非常用高圧母線へ電源供給を継続する。（非常用高圧母線の電圧は変化無し。）</p>  <p>第1.2.3図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：起動変圧器、共用高圧母線一泊： 予備変圧器、非常用高圧母線</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(3) 予備変圧器1次側で発生する1相開放故障 (比率差動継電器(87)にて検知)</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態 第1.3.1図のとおり、275kV送電線から予備変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p> <p>第1.3.1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>【女川】 記載方針の相違 泊においては予備変圧器1次側で発生する1相開放故障のうち、比率差動継電器(87)にて検知する場合も想定している。</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>b. 1相開放故障直後の状態</p> <p>第1.3.2図のとおり、予備変圧器の1次側で1相開放故障が発生すると、予備変圧器又は275kV母線の比率差動遮断器(87)が動作する。このことから運転員は、予備変圧器の1次側にて1相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p> <p>第1.3.2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <p>泊においては予備変圧器1次側で発生する1相開放故障のうち、比率差動遮断器(87)にて検知する場合も想定している。</p>

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所 3／4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第 1.3.3 図のとおり、予備変圧器又は 275kV 母線の比率差動继電器（87）の動作により、予備変圧器を外部電源系から隔離すると、所内変圧器に接続する遮断器が自動で投入され、非常用高圧母線に電源供給を行う。</p> <p>第 1.3.3 図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <p>泊においては予備変圧器 1 次側で発生する 1 相開放故障のうち、比率差動继電器（87）にて検知する場合も想定している。</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(4) 予備変圧器1次側で発生する1相開放故障 （地絡過電流继電器（51G）にて検知）</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態</p> <p>第1.4.1図のとおり、275kV送電線から予備変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p> <p>第1.4.1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <p>泊においては予備変圧器1次側で発生する1相開放故障のうち、地絡過電流继電器（51G）にて検知する場合も想定している。</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>b. 1相開放故障直後の状態</p> <p>第1.4.2図のとおり、予備変圧器の1次側で1相開放故障が発生すると、予備変圧器の地絡過電流继電器(51G)が動作する。このことから運転員は、予備変圧器の1次側にて1相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p> <p>第1.4.2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <p>泊においては予備変圧器1次側で発生する1相開放故障のうち、地絡過電流继電器(51G)にて検知する場合も想定している。</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

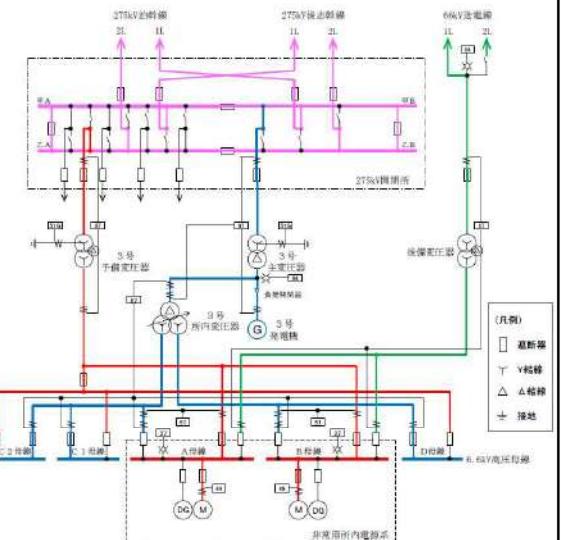
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

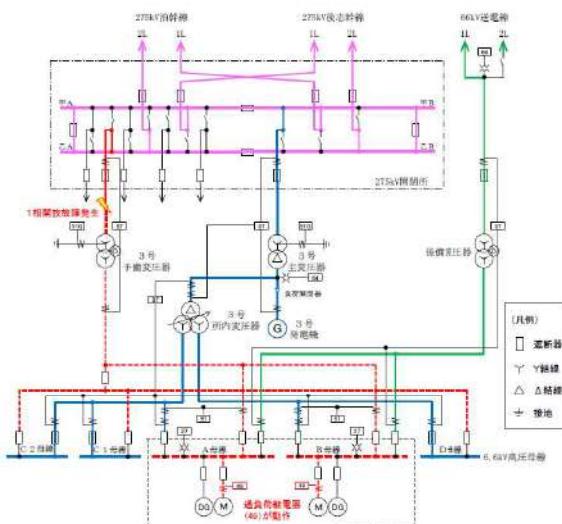
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所 3／4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>(5) 予備変圧器 1 次側で発生する 1 相開放故障 (過負荷继電器 (49) にて検知)</p> <p>a. 1 相開放故障直前の状態</p> <p>第 1.5.1 図のとおり、275kV 送電線から予備変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第 1.5.1 図 1 相開放故障直前の状態</p>	<p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <p>泊においては予備変圧器 1 次側で発生する 1 相開放故障のうち、過負荷继電器 (49) にて検知する場合も想定している。</p>

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所 3／4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>b. 1 相開放故障直後の状態</p> <p>第 1.5.2 図のとおり、予備変圧器の 1 次側で 1 相開放故障が発生すると、予備変圧器から受電していた複数の負荷の過負荷継電器 (49) が動作する。このことから運転員は、予備変圧器の 1 次側にて 1 相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第 1.5.2 図 1 相開放故障直後の状態</p>	<p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <p>泊においては予備変圧器 1 次側で発生する 1 相開放故障のうち、過負荷継電器 (49) にて検知する場合も想定している。</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

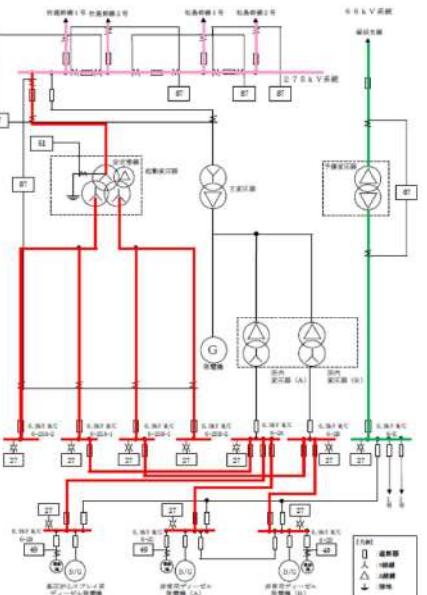
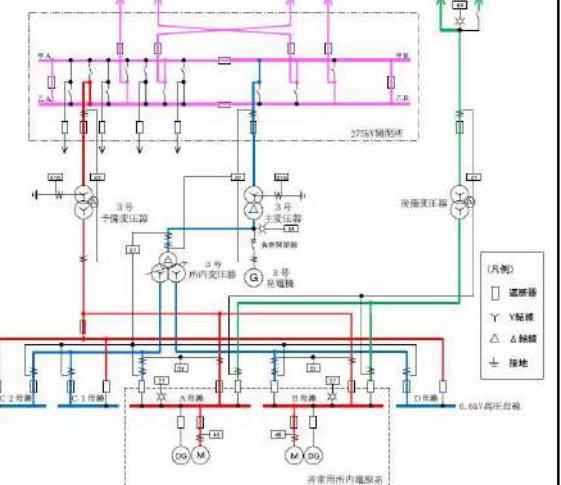
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第1.5.3図のとおり、運転員の手動操作により、予備変圧器を外部電源系から隔離すると、所内変圧器に接続する遮断器が自動で投入され、非常用高圧母線に電源供給を行う。</p> <p>第1.5.3図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <p>泊においては予備変圧器1次側で発生する1相開放故障のうち、過負荷继電器(49)にて検知する場合も想定している。</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

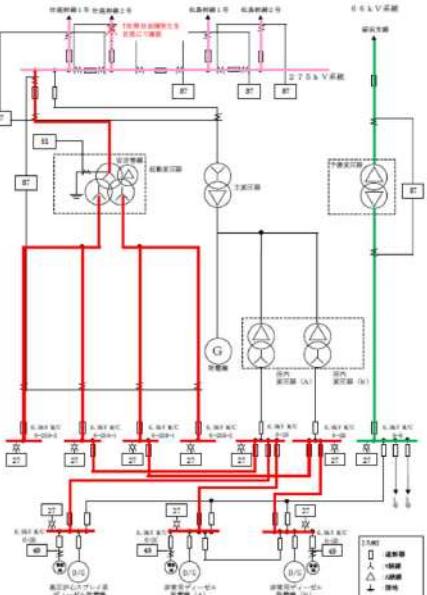
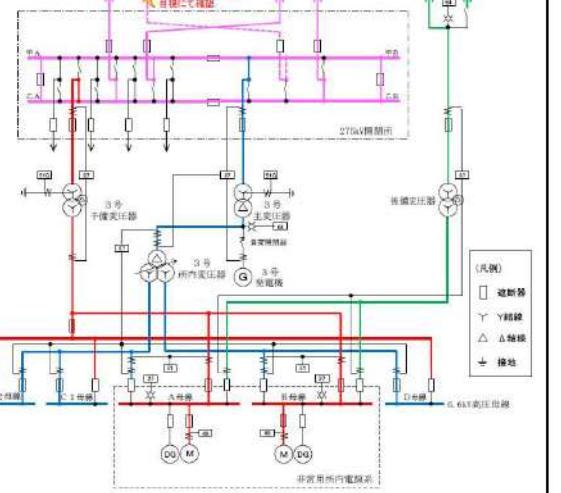
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2. プラント停止時 (1) 275kV送電線で発生する1相開放故障 (目視点検)</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態 第2.1-1図のとおり、275kV送電線から起動変圧器、共通用高圧母線、常用高圧母線及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第2.1-1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>2. プラント停止時 (1) 275kV送電線で発生する1相開放故障 (目視点検)</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態 第2.1.1図のとおり、275kV送電線から予備変圧器、主変圧器、所内変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第2.1.1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：起動変圧器、共通用高圧母線、常用高圧母線、非常用高圧母線→泊：予備変圧器、主変圧器、所内変圧器、非常用高圧母線</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

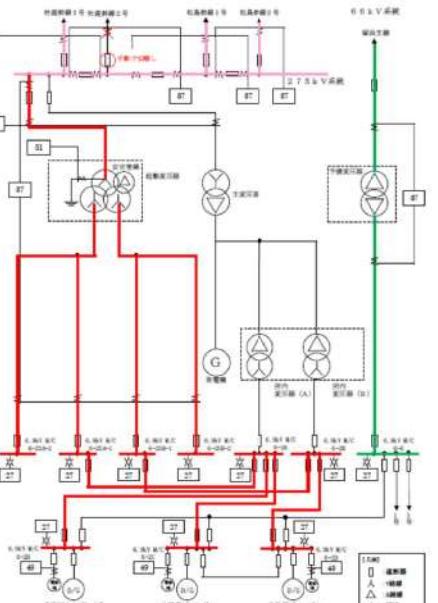
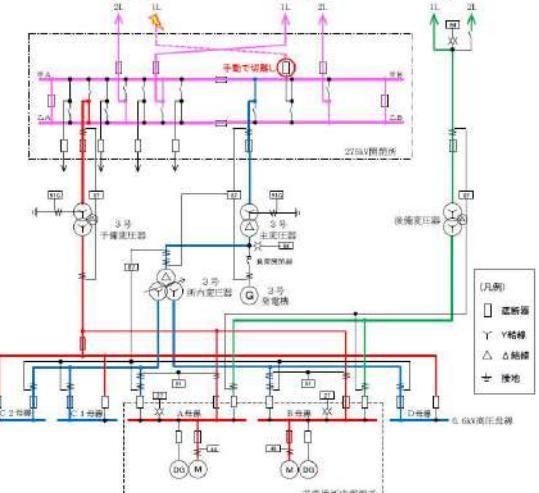
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 1相開放故障直後の状態</p> <p>第2.1-2図のとおり、275kV送電線の1回線で1相開放故障が発生すると、故障部位を目視で確認できる。このことから運転員は、275kV送電線の1回線にて1相開放故障が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第2.1-2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>b. 1相開放故障直後の状態</p> <p>第2.1.2図のとおり、275kV送電線の1回線で1相開放故障が発生すると、故障部位を目視で確認できる。このことから運転員は、275kV送電線の1回線にて1相開放故障が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第2.1.2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

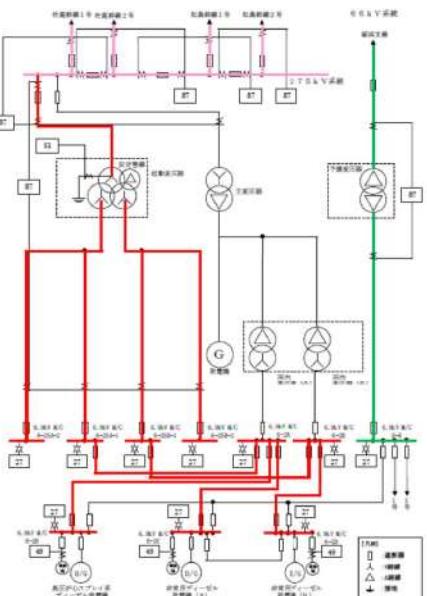
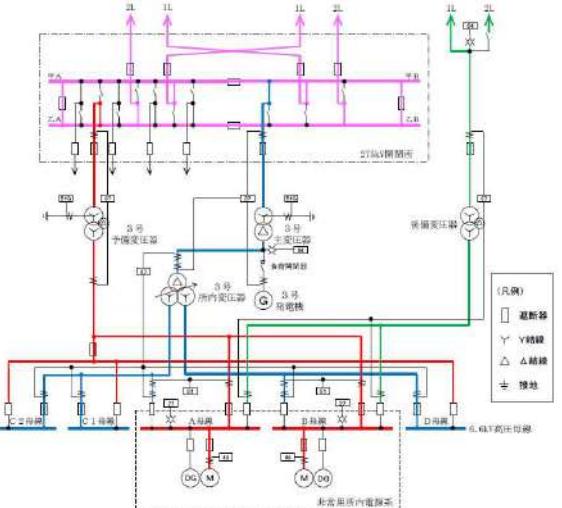
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第2.1-3図のとおり、運転員の手動操作により、275kV送電線1回線を外部電源系から隔離すると、残り3回線で起動変圧器及び共通用高圧母線へ電源供給を行う。（非常用高圧母線の電圧は変化無し。）</p>  <p>第2.1-3図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第2.1.3図のとおり、運転員の手動操作により、275kV送電線1回線を外部電源系から隔離すると、残り3回線で予備変圧器及び非常用高圧母線へ電源供給を行う。（非常用高圧母線の電圧は変化無し。）</p>  <p>第2.1.3図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：起動変圧器、共通用高圧母線→泊：予備変圧器、非常用高圧母線</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 起動変圧器 1次側で発生する 1相開放故障 (電流差動継電器 (87) にて検知)</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態 第2.2-1図のとおり、275kV送電線から起動変圧器、共用高圧母線、常用高圧母線及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第2.2-1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>(2) 予備変圧器 1次側で発生する 1相開放故障 (比率差動継電器 (87) にて検知)</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態 第2.2.1図のとおり、275kV送電線から予備変圧器、主変圧器、所内変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第2.2.1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：電流差動継電器→泊：比率差動継電器</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：起動変圧器、共用高圧母線、常用高圧母線、非常用高圧母線→泊：予備変圧器、主変圧器、所内変圧器、非常用高圧母線</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

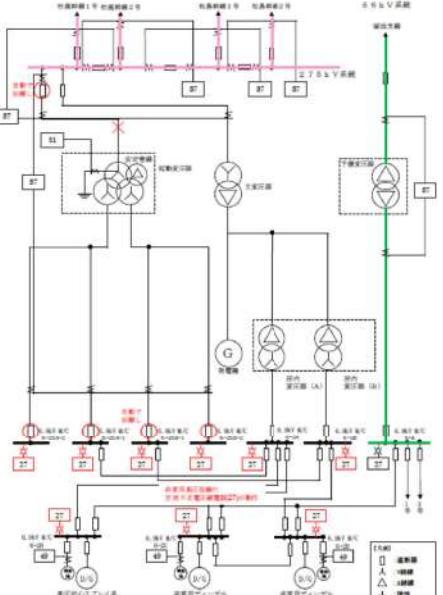
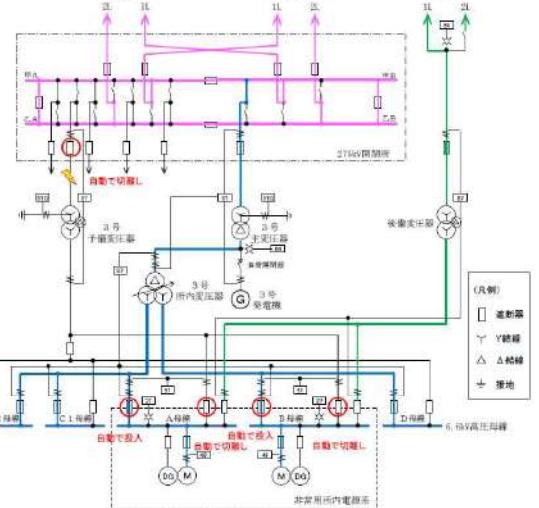
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 1相開放故障直後の状態</p> <p>第2.2-2図のとおり、起動変圧器の1次側で1相開放故障が発生すると、起動変圧器又は275kV母線の電流差動继電器(87)が動作する。このことから運転員は、起動変圧器の1次側にて1相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p> <p>第2.2-2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>b. 1相開放故障直後の状態</p> <p>第2.2.2図のとおり、予備変圧器の1次側で1相開放故障が発生すると、予備変圧器又は275kV母線の比率差動继電器(87)が動作する。このことから運転員は、予備変圧器の1次側にて1相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p> <p>第2.2.2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：電流差動继電器→泊：比率差動继電器</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：起動変圧器→泊：予備変圧器</p>

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

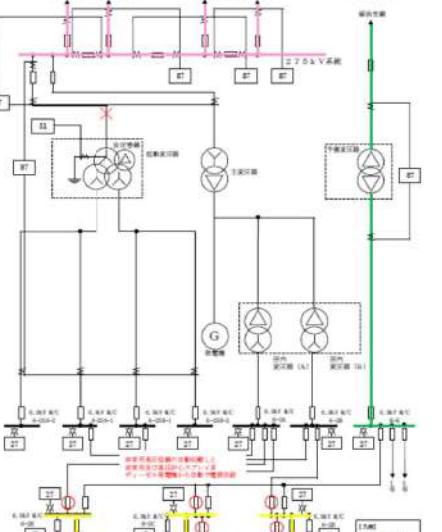
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所 3／4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第 2.2-3 図のとおり、電流差動継電器（87） の動作により、起動変圧器を外部電源系から隔離すると、起動変圧器から受電していた複数の非常用高圧母線の交流不足電圧継電器（27）が動作する。</p>  <p>第 2.2-3 図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第 2.2.3 図のとおり、予備変圧器又は 275kV 母線の比率差動継電器（87） の動作により、予備変圧器を外部電源系から隔離すると、所内変圧器に接続する遮断器が自動で投入され、非常用高圧母線に電源供給を行う。</p> 	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：電流差動継電器→泊：比率差動継電器</p> <p>【女川】 非常用電源設備構成の相違</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
d. 非常用高圧母線を隔離した状態 第2.2-4 図のとおり、交流不足電圧继電器（27）の動作により、非常用高圧母線を外部電源系から隔離すると、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）が自動起動し、電源供給を行う。  第2.2-4 図 非常用高圧母線を隔離した状態			【女川】 非常用電源設備構成の相違

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

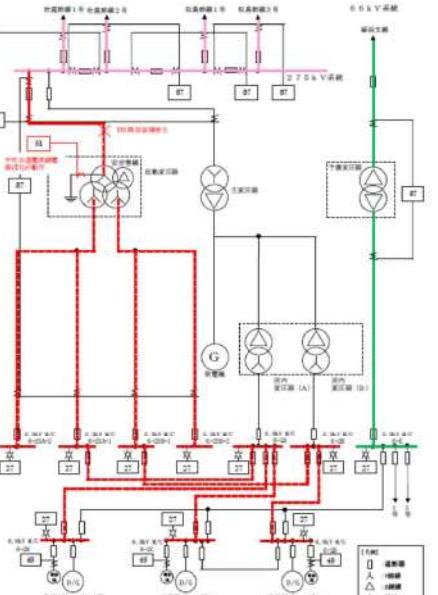
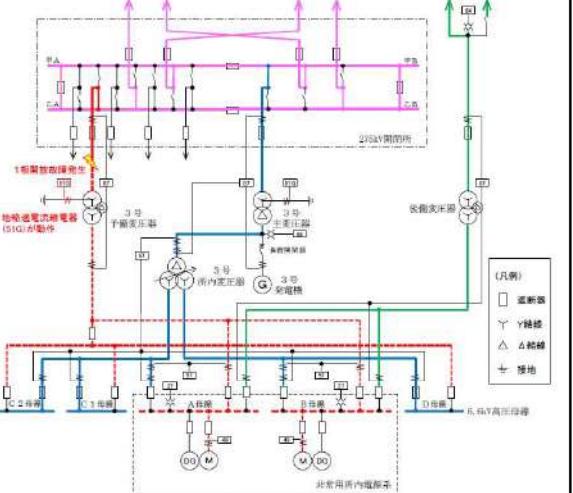
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 起動変圧器1次側で発生する1相開放故障 (中性点過電流继電器 (51) にて検知)</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態 第2.3-1図のとおり、275kV送電線から起動変圧器、共用高圧母線、常用高圧母線及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p> <p>第2.3-1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>(3) 予備変圧器1次側で発生する1相開放故障 (地絡過電流继電器 (51G) にて検知)</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態 第2.3.1図のとおり、275kV送電線から予備変圧器、主変圧器、所内変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p> <p>第2.3.1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：中性点過電流继電器→泊：地絡過電流继電器</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：起動変圧器、共用高圧母線、常用高圧母線、非常用高圧母線→泊：予備変圧器、主変圧器、所内変圧器、非常用高圧母線</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

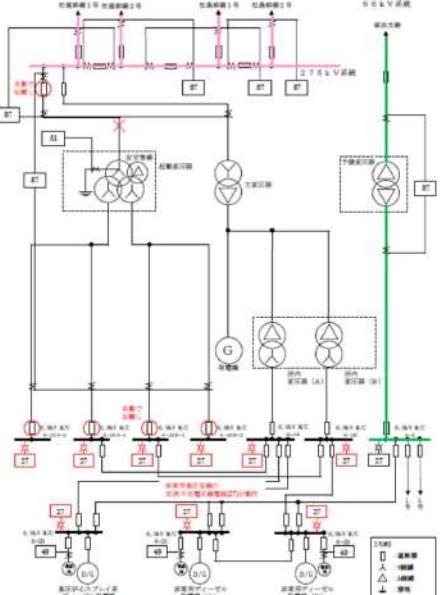
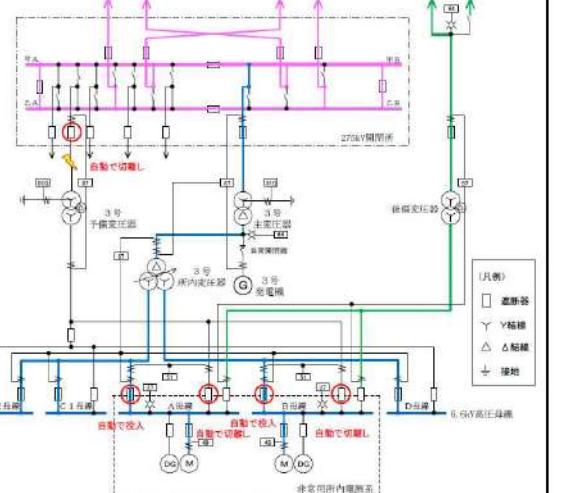
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 1相開放故障直後の状態</p> <p>第2.3-2図のとおり、起動変圧器の1次側で1相開放故障が発生すると、起動変圧器の中性点過電流继電器(51)が動作する。このことから運転員は、起動変圧器の1次側にて1相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第2.3-2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>b. 1相開放故障直後の状態</p> <p>第2.3.2図のとおり、予備変圧器の1次側で1相開放故障が発生すると、予備変圧器の地絡過電流继電器(51G)が動作する。このことから運転員は、予備変圧器の1次側にて1相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第2.3.2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：中性点過電流继電器→泊：地絡過電流继電器</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：起動変圧器→泊：予備変圧器</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

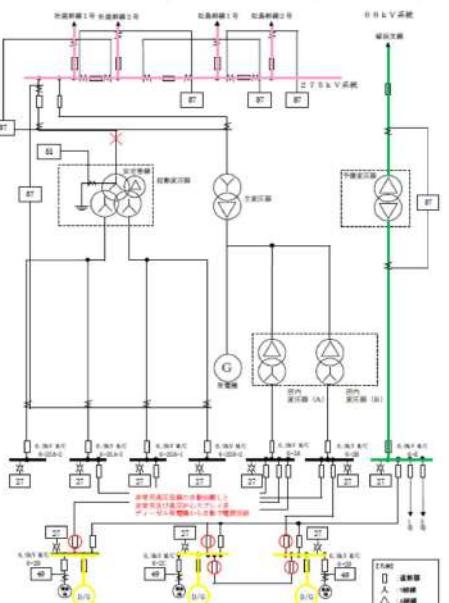
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第2.3-3図のとおり、中性点過電流継電器（51）の動作により、起動変圧器を外部電源系から隔離すると、起動変圧器から受電していた複数の非常用高圧母線の交流不足電圧継電器（27）が動作する。</p>  <p>第2.3-3図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第2.3.3図のとおり、予備変圧器の地絡過電流継電器（51G）の動作により、予備変圧器を外部電源系から隔離すると、所内変圧器に接続する遮断器が自動で投入され、非常用高圧母線に電源供給を行う。</p>  <p>第2.3.3図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：中性点過電流継電器→泊：地絡過電流継電器</p> <p>【女川】 非常用電源設備構成の相違</p>

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

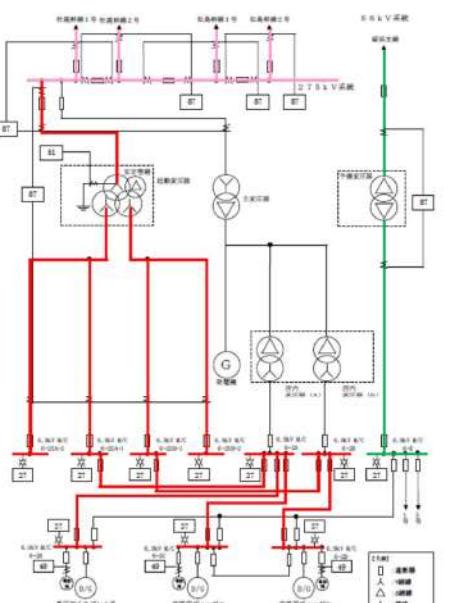
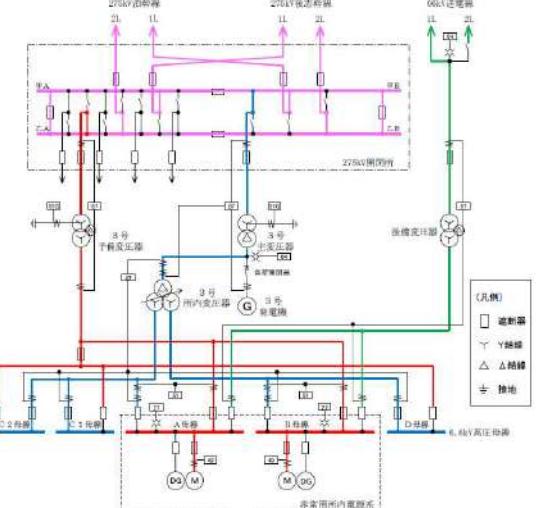
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所 3／4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
d. 非常用高圧母線を隔離した状態 第 2.3-4 図のとおり、交流不足電圧继電器（27）の動作により、非常用高圧母線を外部電源系から隔離すると、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）が自動起動し、電源供給を行う。  第 2.3-4 図 非常用高圧母線を隔離した状態			【女川】 非常用電源設備構成の相違

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

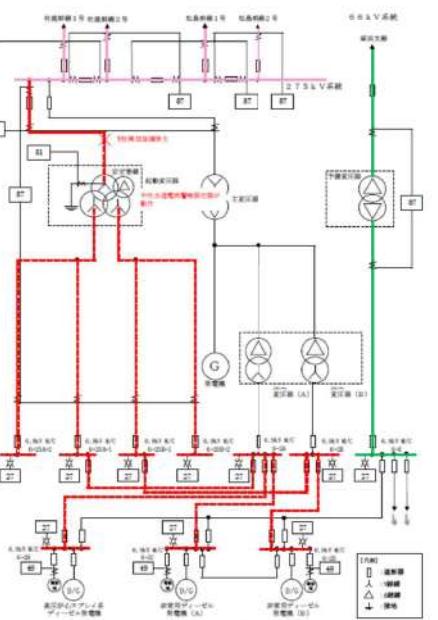
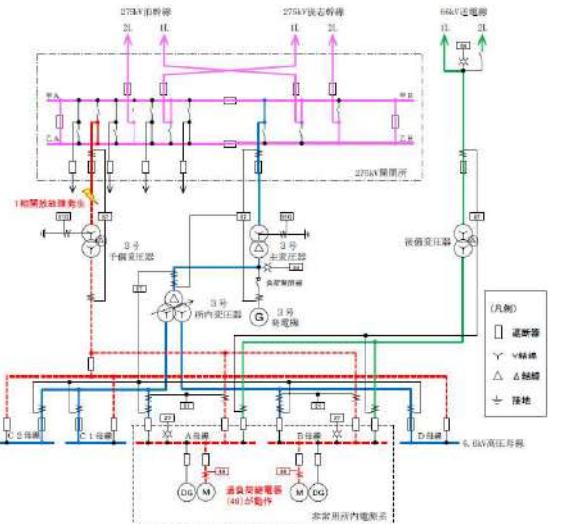
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 起動変圧器1次側で発生する1相開放故障 (中性点過電流警報設定器にて検知)</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態 第2.4-1図のとおり、275kV送電線から起動変圧器、共用高圧母線、常用高圧母線及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第2.4-1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>(4) 予備変圧器1次側で発生する1相開放故障 (過負荷继電器(49)にて検知)</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態 第2.4.1図のとおり、275kV送電線から予備変圧器、主変圧器、所内変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第2.4.1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備構成の相違 ・女川：起動変圧器、共用高圧母線、常用高圧母線、非常用高圧母線 泊：予備変圧器、主変圧器、所内変圧器、非常用高圧母線</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

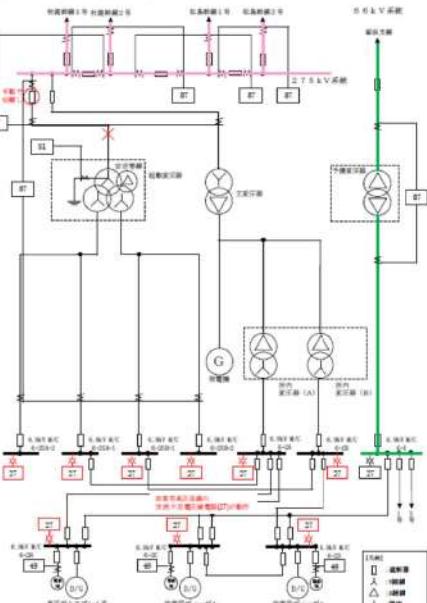
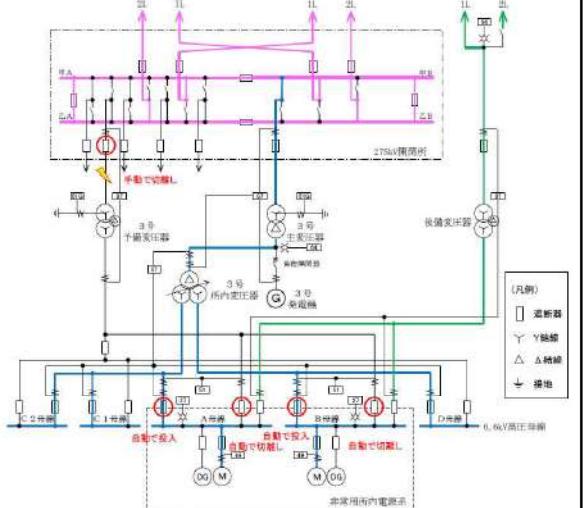
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 1相開放故障直後の状態</p> <p>第2.4-2図のとおり、起動変圧器の1次側で1相開放故障が発生すると、起動変圧器の中性点過電流警報設定器が動作する。このことから運転員は、起動変圧器の1次側にて1相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第2.4-2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>b. 1相開放故障直後の状態</p> <p>第2.4.2図のとおり、予備変圧器の1次側で1相開放故障が発生すると、予備変圧器から受電していた複数の負荷の過負荷继電器(49)が動作する。このことから運転員は、予備変圧器の1次側にて1相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第2.4.2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備構成の相違 ・女川：起動変圧器→泊：予備変圧器</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

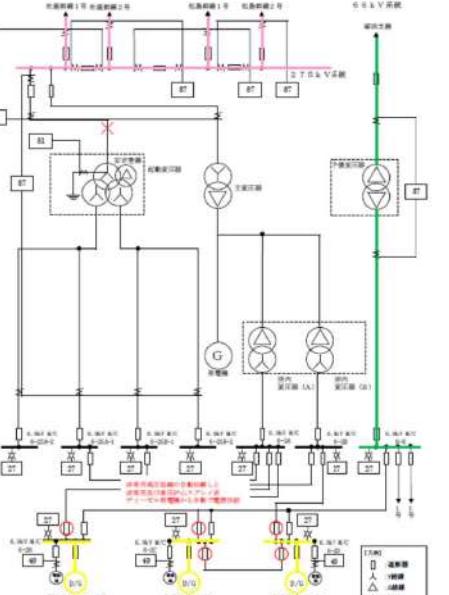
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第2.4-3図のとおり、運転員の手動操作により、起動変圧器を外部電源系から隔離すると、起動変圧器から受電していた複数の非常用高圧母線の交流不足電圧遮断器(27)が動作する。</p>  <p>第2.4-3図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第2.4.3図のとおり、運転員の手動操作により、予備変圧器を外部電源系から隔離すると、所内変圧器に接続する遮断器が自動で投入され、非常用高圧母線に電源供給を行う。</p>  <p>第2.4.3図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 非常用電源設備構成の相違</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

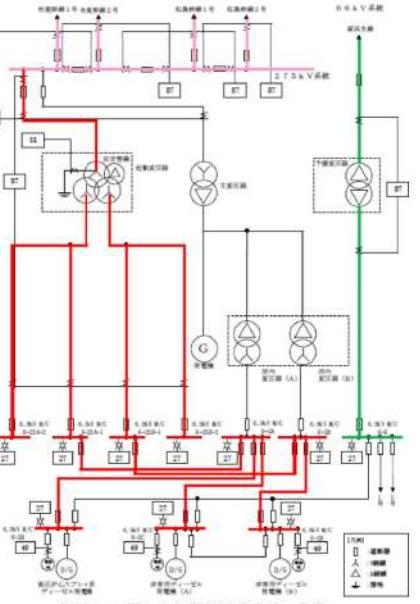
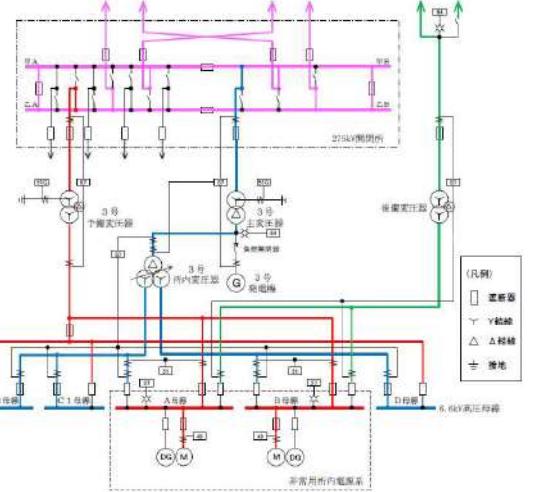
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>d. 非常用高圧母線を隔離した状態</p> <p>第2.4-4図のとおり、交流不足電圧継電器（27）の動作により、非常用高圧母線を外部電源系から隔離すると、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）が自動起動し、電源供給を行う。</p>  <p>第2.4-4図 非常用高圧母線を隔離した状態</p>		<p>【女川】</p> <p>非常用電源設備構成の相違</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

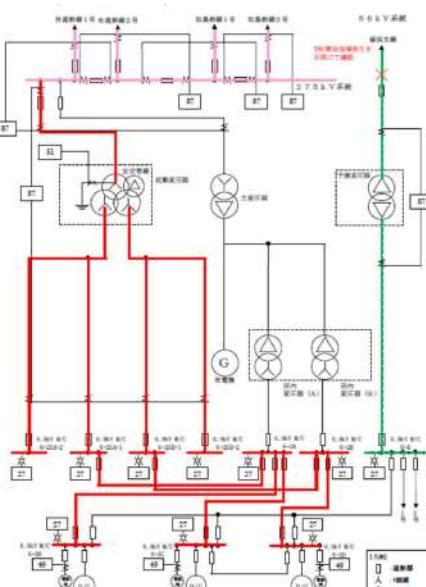
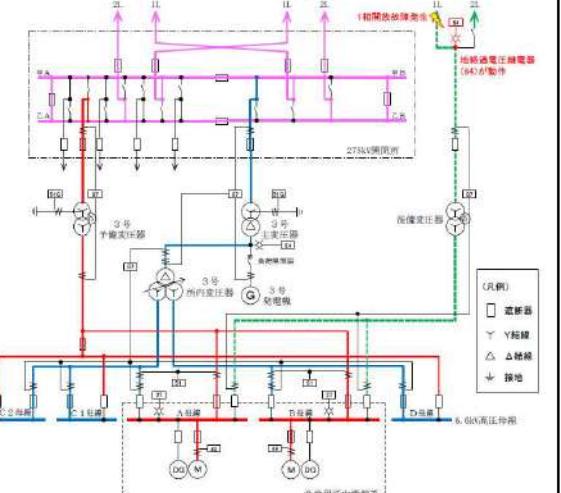
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 66kV送電線で発生する1相開放故障 (目視点検)</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態 第2.5-1図のとおり、275kV送電線から起動変圧器、共通用高圧母線、常用高圧母線及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第2.5-1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>(5) 66kV送電線で発生する1相開放故障 (地絡過電圧継電器(64)にて検知)</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態 第2.5.1図のとおり、275kV送電線から予備変圧器、主変圧器、所内変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第2.5.1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：目視確認→泊：保護継電器で検知</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：起動変圧器、共通用高圧母線、常用高圧母線、非常用高圧母線→泊：予備変圧器、主変圧器、所内変圧器、非常用高圧母線</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

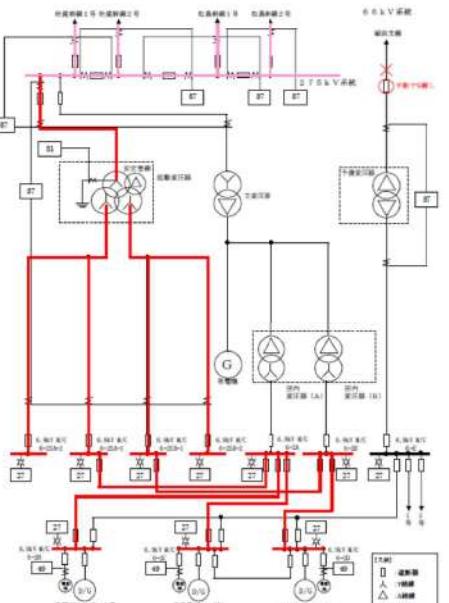
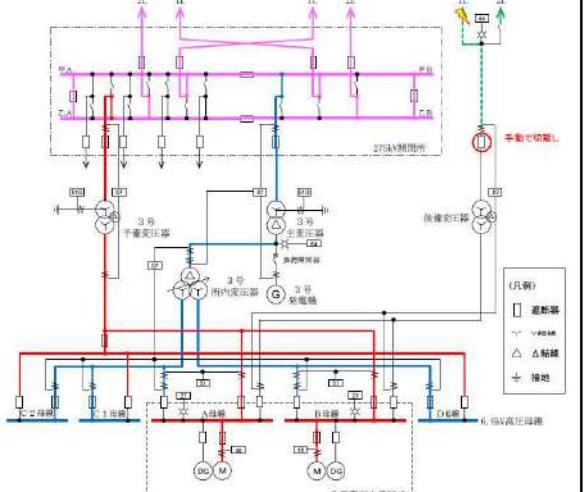
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 1相開放故障直後の状態</p> <p>第2.5-2図のとおり、66kV送電線で1相開放故障が発生すると、故障部位を目視で確認できる。このことから運転員は、66kV送電線にて1相開放故障が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第2.5-2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>b. 1相開放故障直後の状態</p> <p>第2.5.2図のとおり、66kV送電線で1相開放故障が発生すると、後備変圧器1次側の地絡過電圧遮断器(64)が動作する。このことから運転員は、66kV送電線にて1相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第2.5.2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備構成の相違 ・女川：目視確認→泊：保護遮断器で検知</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

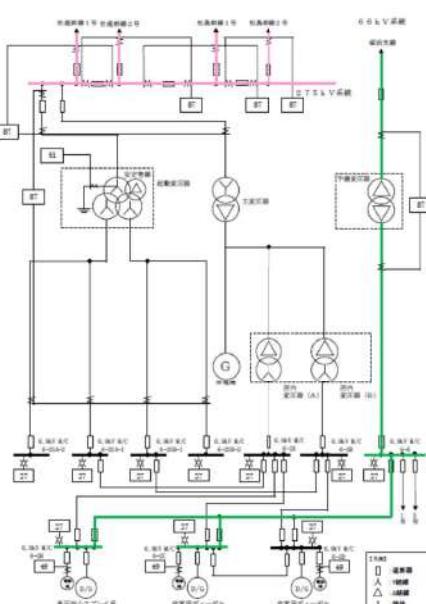
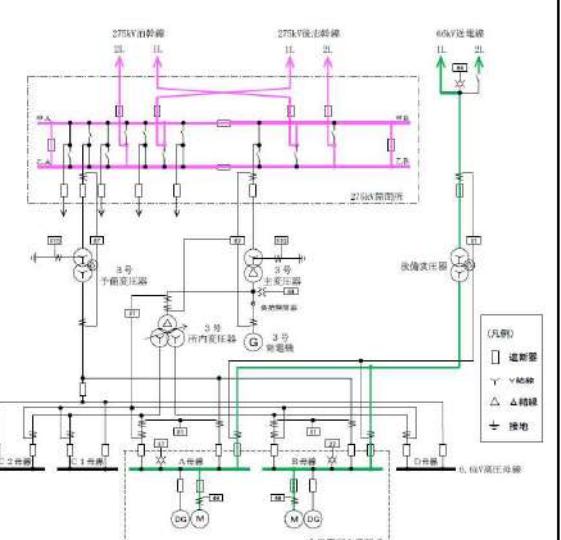
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第2.5-3図のとおり、運転員の手動操作により、66kV送電線を外部電源系から隔離する。275kV送電線で起動変圧器及び共用高圧母線へ電源供給を継続する。（非常用高圧母線の電圧は変化無し。）</p>  <p>第2.5-3図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第2.5.3図のとおり、運転員の手動操作により、66kV送電線を外部電源系から隔離する。275kV送電線で予備変圧器及び非常用高圧母線へ電源供給を継続する。（非常用高圧母線の電圧は変化無し。）</p>  <p>第2.5.3図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備構成の相違 ・女川：起動変圧器→泊：予備変圧器</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

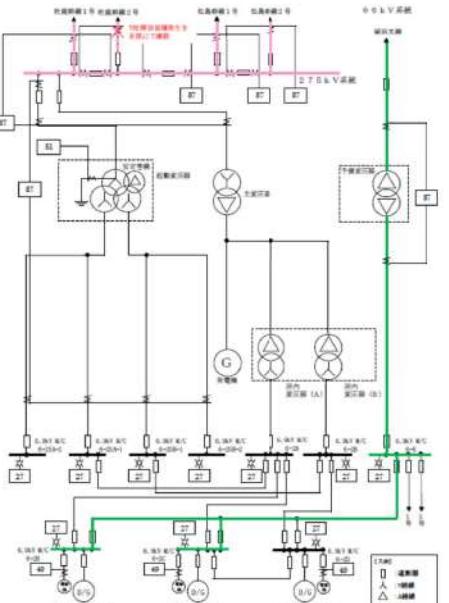
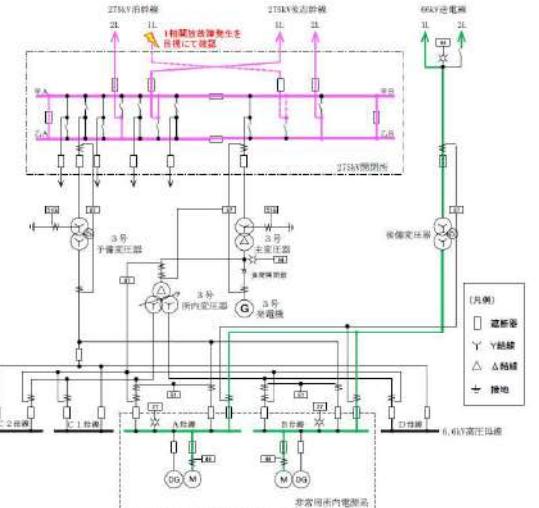
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3. 予備変圧器による電源供給時 (1) 275kV送電線で発生する1相開放故障 (目視点検)</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態 第3.1-1図のとおり、66kV送電線から予備変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第3.1-1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>3. 後備変圧器による電源供給時 (1) 275kV送電線で発生する1相開放故障 (目視点検)</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態 第3.1.1図のとおり、66kV送電線から後備変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第3.1.1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：予備変圧器→泊：後備変圧器</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

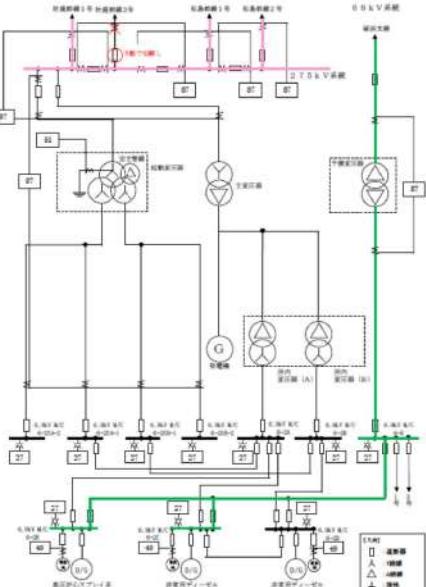
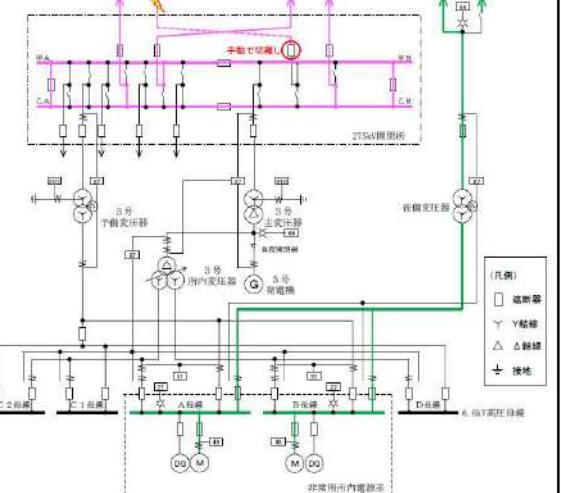
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 1相開放故障直後の状態</p> <p>第3.1-2図のとおり、275kV送電線の1回線で1相開放故障が発生すると、故障部位を目視で確認できる。このことから運転員は、275kV送電線の1回線にて1相開放故障が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第3.1-2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>b. 1相開放故障直後の状態</p> <p>第3.1.2図のとおり、275kV送電線の1回線で1相開放故障が発生すると、故障部位を目視で確認できる。このことから運転員は、275kV送電線の1回線にて1相開放故障が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第3.1.2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

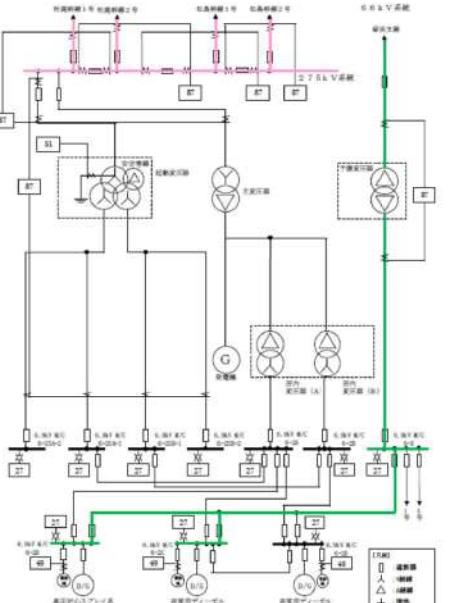
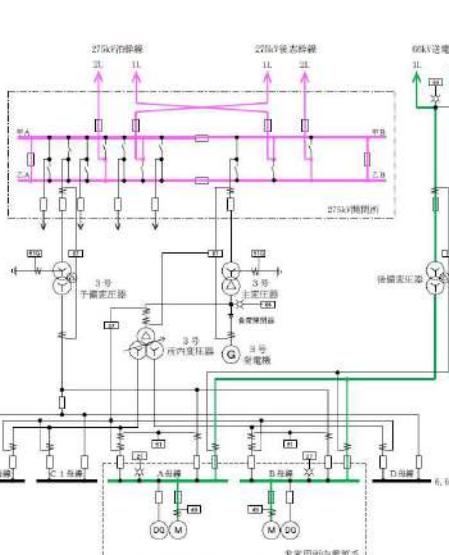
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第3.1-3図のとおり、運転員の手動操作により、275kV送電線1回線を外部電源系から隔離する。残り3回線で275kV系統へ電源供給を継続する。（非常用高圧母線の電圧は変化無し。）</p>  <p>第3.1-3図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第3.1.3図のとおり、運転員の手動操作により、275kV送電線1回線を外部電源系から隔離する。残り3回線で275kV系統へ電源供給を継続する。（非常用高圧母線の電圧は変化無し。）</p>  <p>第3.1.3図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 予備変圧器 1次側で発生する 1相開放故障 （電流差動継電器（87）にて検知）</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態 第3.2-1図のとおり、66kV送電線から予備変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第3.2-1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>(2) 後備変圧器 1次側で発生する 1相開放故障 （比率差動継電器（87）にて検知）</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態 第3.2.1図のとおり、66kV送電線から後備変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第3.2.1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：電流差動継電器→泊：比率差動継電器</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：予備変圧器→泊：後備変圧器</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

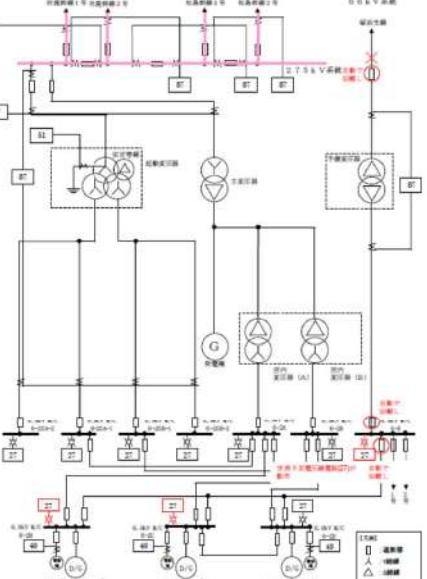
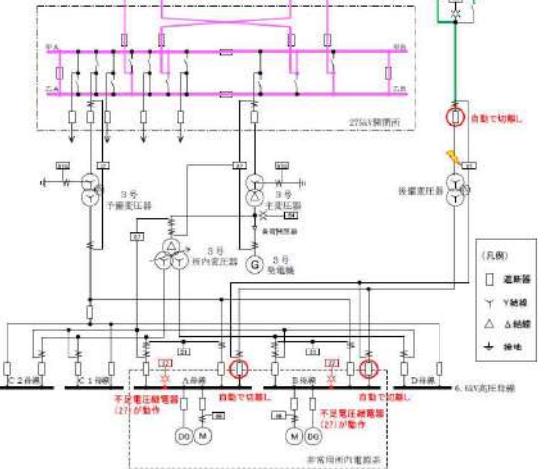
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 1相開放故障直後の状態</p> <p>第3.2-2図のとおり、予備変圧器の1次側で1相開放故障が発生すると、電流差動繼電器（87）が動作する。このことから運転員は、予備変圧器の1次側にて1相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p> <p>第3.2-2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>b. 1相開放故障直後の状態</p> <p>第3.2.2図のとおり、後備変圧器の1次側で1相開放故障が発生すると、後備変圧器の比率差動繼電器（87）が動作する。このことから運転員は、後備変圧器の1次側にて1相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p> <p>第3.2.2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：電流差動繼電器→泊：比率差動繼電器</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：予備変圧器→泊：後備変圧器</p>

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

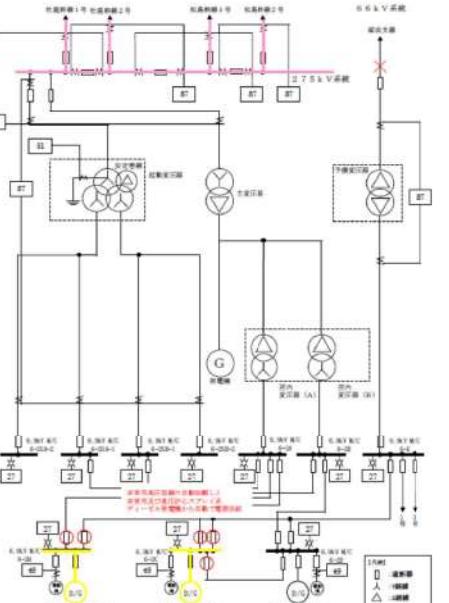
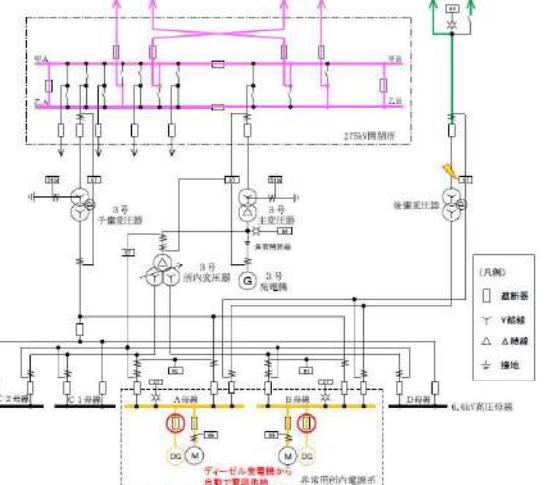
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所 3／4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第 3.2-3 図のとおり、電流差動継電器（87） の動作により、予備変圧器を外部電源系から隔離すると、予備変圧器から受電していた複数の非常用高圧母線の交流不足電圧継電器（27）が動作する。</p>  <p>第 3.2-3 図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第 3.2.3 図のとおり、後備変圧器の比率差動継電器（87）の動作により、後備変圧器を外部電源系から隔離すると、後備変圧器から受電していた複数の非常用高圧母線の不足電圧継電器（27）が動作する。</p>  <p>第 3.2.3 図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：電流差動継電器、交流不足電圧継電器→泊：比率差動継電器、不足電圧継電器</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：予備変圧器→泊：後備変圧器</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
d. 非常用高压母線を隔離した状態 第3.2-4図のとおり、交流不足電圧継電器（27）の動作により、非常用高压母線を外部電源系から隔離すると、 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。） が自動起動し、電源供給を行う。	 <p>第3.2-4図 非常用高压母線を隔離した状態</p>	<p>d. 非常用高压母線を隔離した状態 第3.2.4図のとおり、不足電圧継電器（27）の動作により、非常用高压母線を外部電源系から隔離すると、ディーゼル発電機が自動起動し、電源供給を行う。</p>  <p>第3.2.4図 非常用高压母線を隔離した状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：交流不足電圧継電器→泊：不足電圧継電器</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D/G）</p> <p>【女川】 非常用電源設備構成の相違</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 予備変圧器 1次側で発生する 1相開放故障 (過負荷继電器 (49) にて検知)</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態 第 3.3-1 図のとおり、66kV 送電線から予備変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p> <p>第 3.3-1 図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>(3) 後備変圧器 1次側で発生する 1相開放故障 (過負荷继電器 (49) にて検知)</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態 第 3.3.1 図のとおり、66kV 送電線から後備変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p> <p>第 3.3.1 図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：予備変圧器→泊：後備変圧器</p>

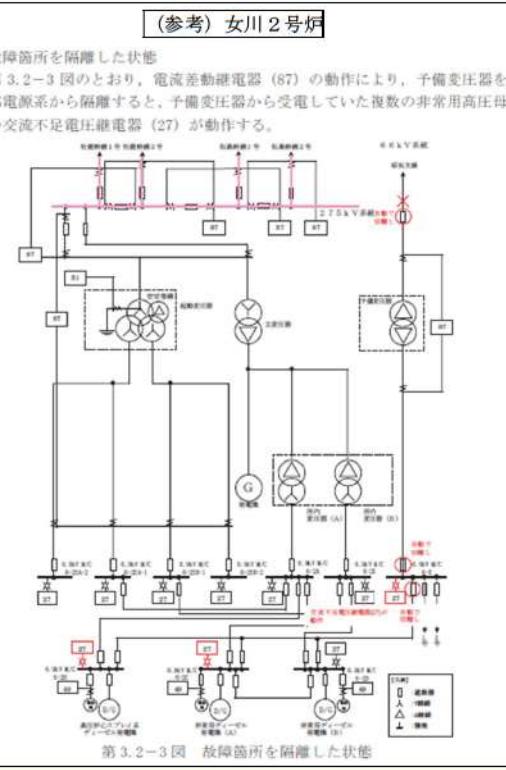
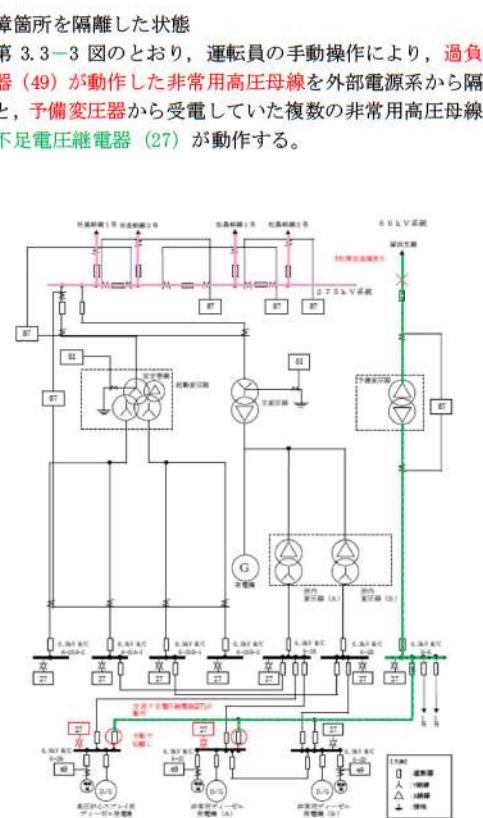
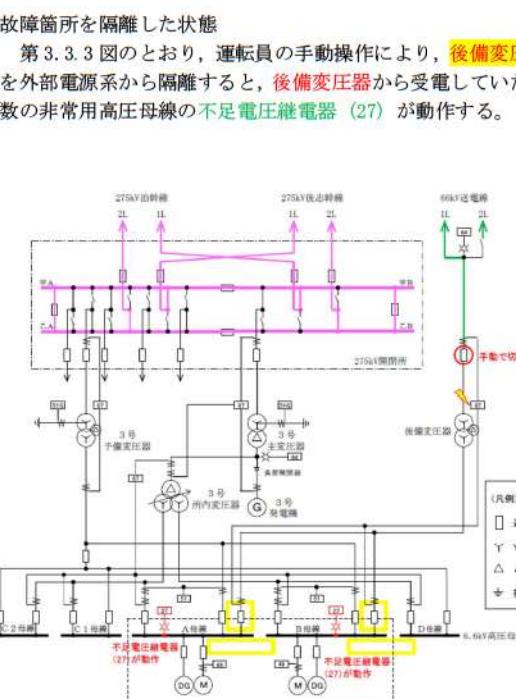
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 1相開放故障直後の状態</p> <p>第3.3-2図のとおり、予備変圧器の1次側で1相開放故障が発生すると、予備変圧器から受電していた複数の負荷の過負荷继電器(49)が動作する。このことから運転員は、予備変圧器の1次側にて1相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p> <p>第3.3-2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>b. 1相開放故障直後の状態</p> <p>第3.3.2図のとおり、後備変圧器の1次側で1相開放故障が発生すると、後備変圧器から受電していた複数の負荷の過負荷继電器(49)が動作する。このことから運転員は、後備変圧器の1次側にて1相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p> <p>第3.3.2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：予備変圧器→泊：後備変圧器 	

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

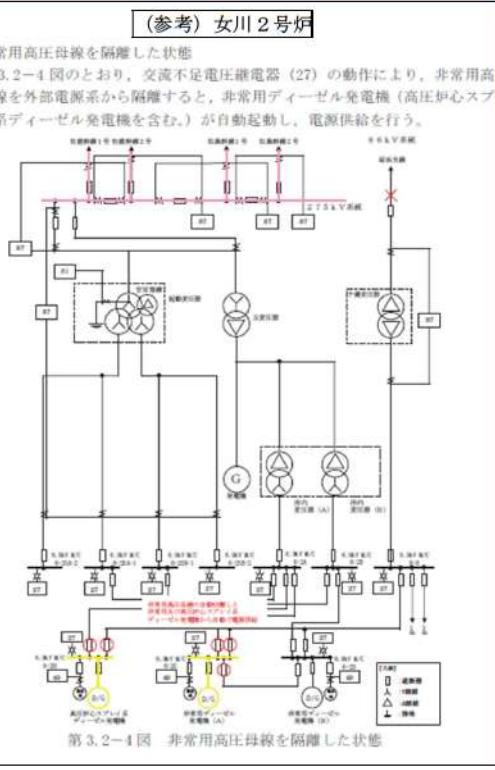
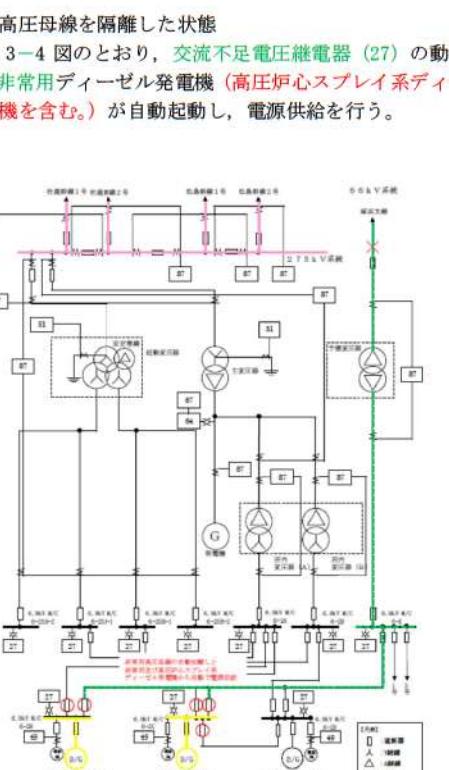
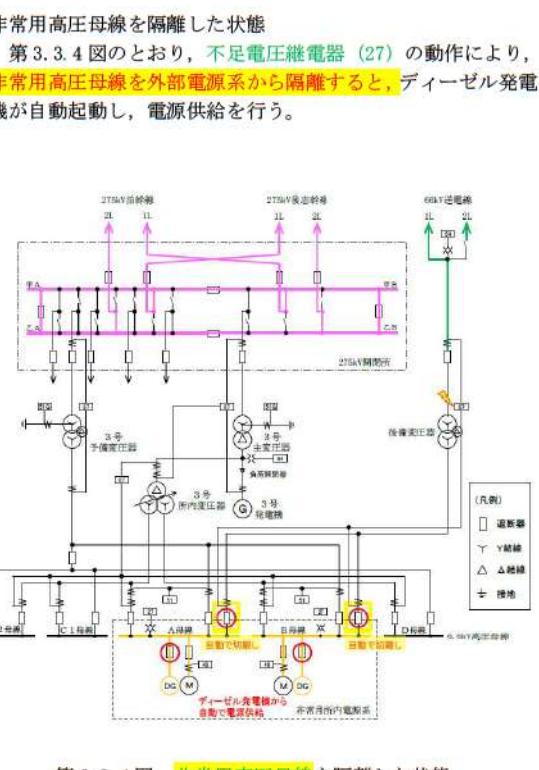
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考) 女川2号炉</p> <p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第3.2-3図のとおり、電流差動遮断器(87)の動作により、予備変圧器を外部電源系から隔離すると、予備変圧器から受電していた複数の非常用高圧母線の交流不足電圧遮断器(27)が動作する。</p>  <p>第3.2-3図 故障箇所を隔離した状態</p> <p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第3.3-3図のとおり、運転員の手動操作により、過負荷遮断器(49)が動作した非常用高圧母線を外部電源系から隔離すると、予備変圧器から受電していた複数の非常用高圧母線の交流不足電圧遮断器(27)が動作する。</p>  <p>第3.3-3図 故障箇所を隔離した状態</p> <p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第3.3.3図のとおり、運転員の手動操作により、後備変圧器を外部電源系から隔離すると、後備変圧器から受電していた複数の非常用高圧母線の不足電圧遮断器(27)が動作する。</p>  <p>第3.3.3図 故障箇所を隔離した状態</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違 ・女川は運転員の手動操作により、過負荷遮断器(49)が動作した非常用高圧母線の遮断器を切り離すことで故障箇所を隔離する運用としている。</p> <p>・泊は運転員の手動操作により、後備変圧器1次側の遮断器を切り離すことで故障箇所を隔離する運用としている。</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：交流不足電圧遮断器→泊：不足電圧遮断器</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：予備変圧器→泊：後備変圧器</p>			

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

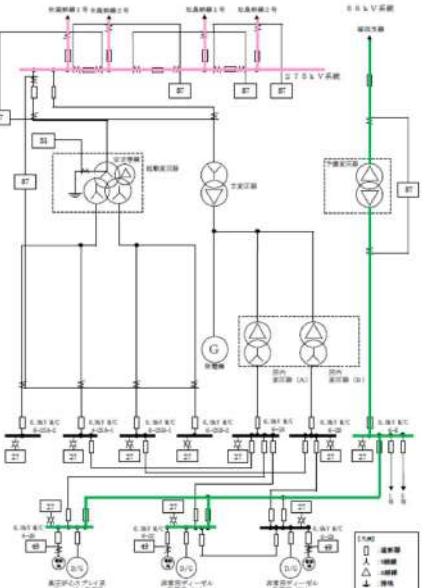
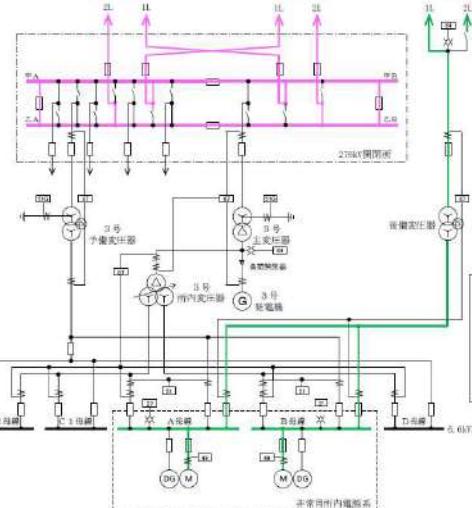
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考) 女川2号炉</p> <p>d. 非常用高圧母線を隔離した状態</p> <p>第3.2-4図のとおり、交流不足電圧繼電器（27）の動作により、非常用高圧母線を外部電源系から隔離すると、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）が自動起動し、電源供給を行う。</p>  <p>第3.2-4図 非常用高圧母線を隔離した状態</p> <p>d. 非常用高圧母線を隔離した状態</p> <p>第3.3-4図のとおり、交流不足電圧繼電器（27）の動作により、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）が自動起動し、電源供給を行う。</p>  <p>第3.3-4図 故障箇所を隔離した状態</p> <p>d. 非常用高圧母線を隔離した状態</p> <p>第3.3.4図のとおり、不足電圧繼電器（27）の動作により、非常用高圧母線を外部電源系から隔離すると、ディーゼル発電機が自動起動し、電源供給を行う。</p>  <p>第3.3.4図 非常用高圧母線を隔離した状態</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：交流不足電圧繼電器→泊：不足電圧繼電器</p> <p>【女川】 運用の相違 ・女川は運転員の手動操作により、過負荷繼電器（49）が動作した非常用高圧母線の遮断器を切り離すことで、非常用高圧母線の交流不足電圧繼電器（27）が動作し、D/Gが自動起動する。 ・泊は運転員の手動操作により、後備変圧器1次側の遮断器を切り離すことで、非常用高圧母線の不足電圧繼電器（27）が動作し、非常用高圧母線の遮断器を自動で切離し、D/Gが自動起動する。</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D/G）</p> <p>【女川】 非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・女川：故障箇所→泊：非常用高圧母線</p>			

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

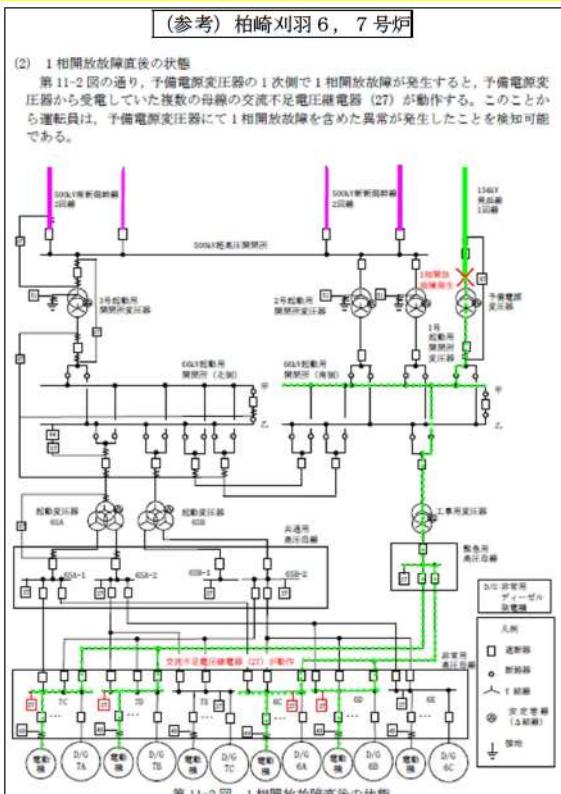
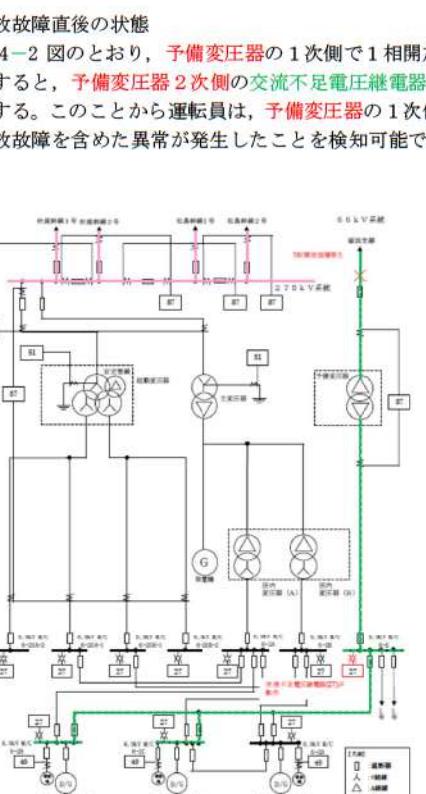
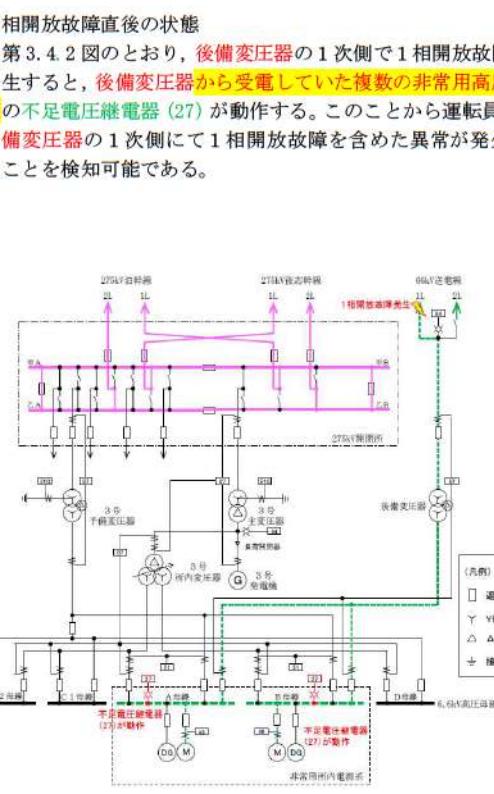
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 予備変圧器 1次側で発生する 1相開放故障 (交流不足電圧継電器 (27) にて検知)</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態 第3.4-1図のとおり、66kV送電線から予備変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第3.4-1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>(4) 後備変圧器 1次側で発生する 1相開放故障 (不足電圧継電器 (27) にて検知)</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態 第3.4.1図のとおり、66kV送電線から後備変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第3.4.1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：交流不足電圧継電器→泊：不足電圧継電器</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：予備変圧器→泊：後備変圧器</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考) 柏崎刈羽6, 7号炉</p> <p>(2) 1相開放故障直後の状態 第11-2図の通り、予備電源変圧器の1次側で1相開放故障が発生すると、予備電源変圧器から受電していた複数の母線の交流不足電圧遮断器(27)が動作する。このことから運転員は、予備電源変圧器にて1相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第11-2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>b. 1相開放故障直後の状態 第3.4-2図のとおり、予備変圧器の1次側で1相開放故障が発生すると、予備変圧器2次側の交流不足電圧遮断器(27)が動作する。このことから運転員は、予備変圧器の1次側にて1相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第3.4-2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>b. 1相開放故障直後の状態 第3.4.2図のとおり、後備変圧器の1次側で1相開放故障が発生すると、後備変圧器から受電していた複数の非常用高圧母線の不足電圧遮断器(27)が動作する。このことから運転員は、後備変圧器の1次側にて1相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第3.4.2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違 ・女川は予備変圧器2次側の交流不足電圧遮断器(27)が動作すると、非常用高圧母線を手動で切り離して非常用ディーゼル発電機から電源供給を行う。</p> <p>・泊は柏崎と同様に非常用高圧母線の不足電圧遮断器(27)が動作すると、非常用高圧母線を自動で切り離してディーゼル発電機尾から電源供給を行う設計とする。</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：交流不足電圧遮断器→泊：不足電圧遮断器</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：予備変圧器→泊：後備変圧器</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

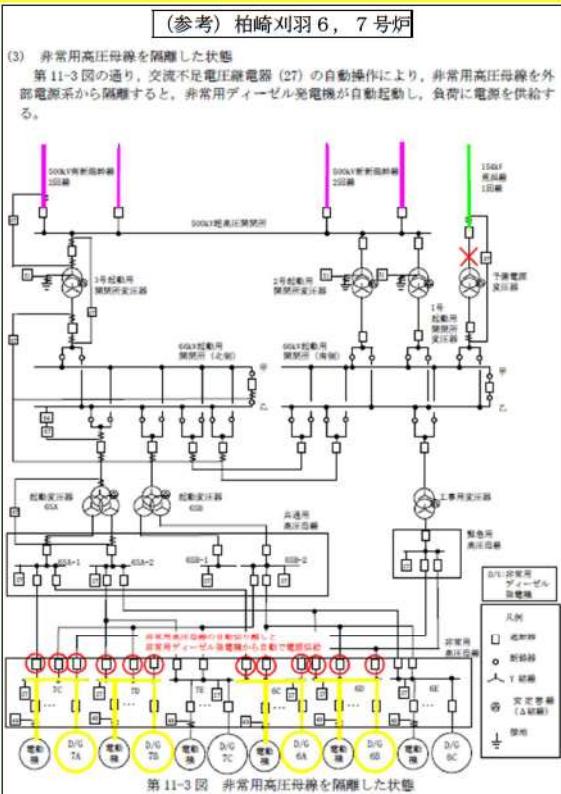
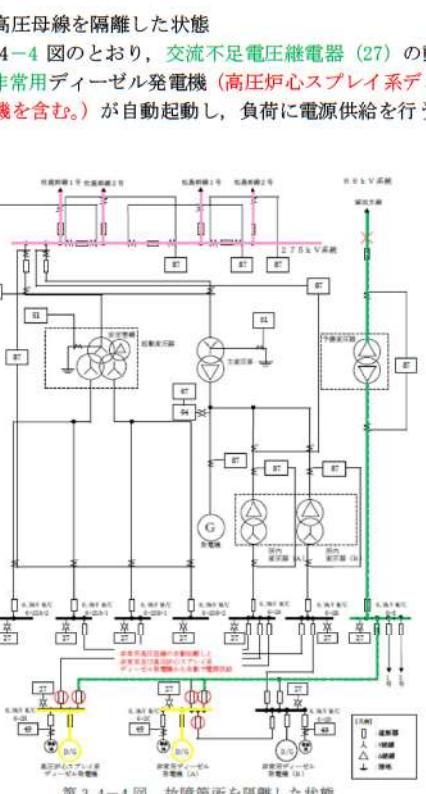
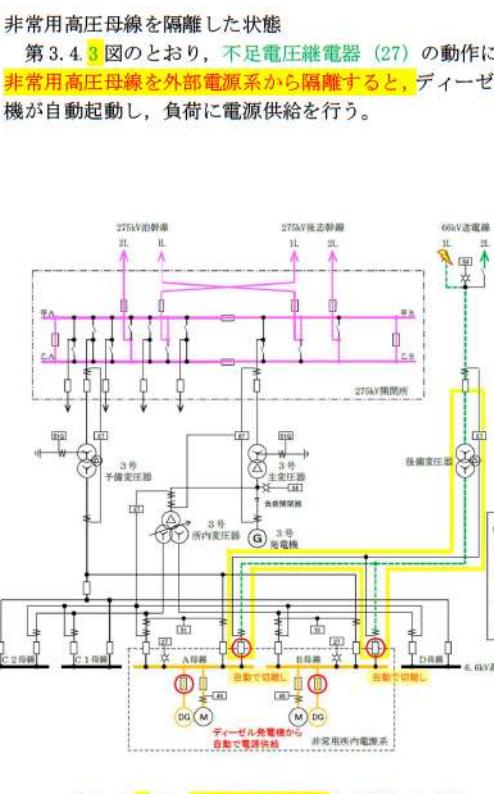
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第3.4-3 図のとおり、運転員の手動操作により、非常用高圧母線を外部電源系から隔離すると、予備変圧器から受電していた複数の非常用高圧母線の交流不足電圧継電器（27）が動作する。</p> <p>第3.4-3図 故障箇所を隔離した状態</p>		<p>【女川】 非常用電源設備構成の相違</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

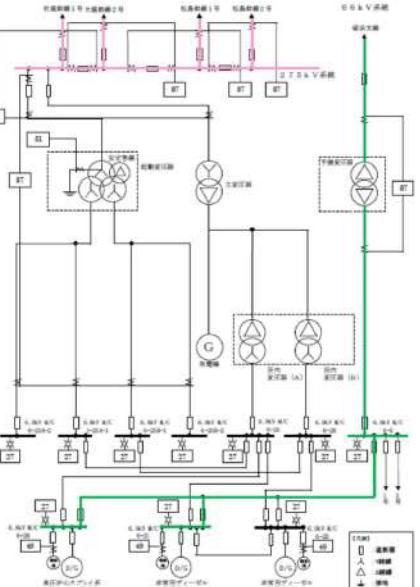
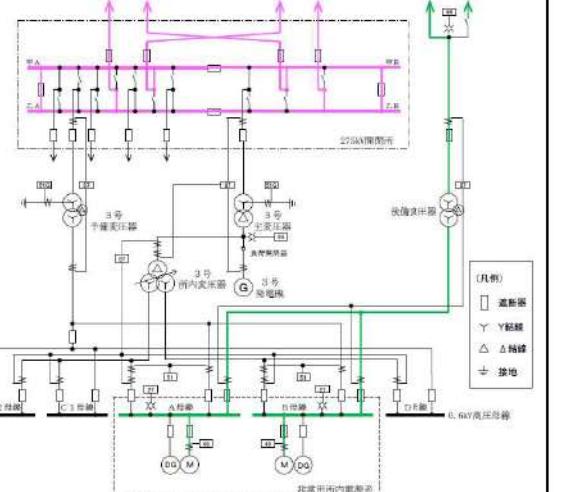
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考) 柏崎刈羽 6, 7号炉</p> <p>(3) 非常用高圧母線を隔離した状態 第11-3図の通り、交流不足電圧继電器(27)の自動操作により、非常用高圧母線を外部電源系から隔離すると、非常用ディーゼル発電機が自動起動し、負荷に電源を供給する。</p>  <p>第11-3図 非常用高圧母線を隔離した状態</p> <p>d. 非常用高圧母線を隔離した状態 第3.4-4図のとおり、交流不足電圧继電器(27)の動作により、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）が自動起動し、負荷に電源供給を行う。</p>  <p>第3.4-4図 故障箇所を隔離した状態</p> <p>c. 非常用高圧母線を隔離した状態 第3.4.3図のとおり、不足電圧继電器(27)の動作により、非常用高圧母線を外部電源系から隔離すると、ディーゼル発電機が自動起動し、負荷に電源供給を行う。</p>  <p>第3.4.3図 非常用高圧母線を隔離した状態</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：交流不足電圧继電器→泊：不足電圧继電器</p> <p>【女川】 設備・運用の相違 ・女川は予備高圧母線の交流不足電圧继電器(27)で1相開放故障を検知し、運転員の手動操作により、非常用高圧母線の遮断器を切り離すことで、D/Gが自動起動する運用としている。 ・泊は非常用高圧母線の不足電圧继電器(27)で1相開放故障を検知し、非常用高圧母線の遮断器を自動で切り離すことと、D/Gが自動起動する運用としている。</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D/G）</p> <p>【女川】 非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・女川：故障箇所→泊：非常用高圧母線</p>			

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

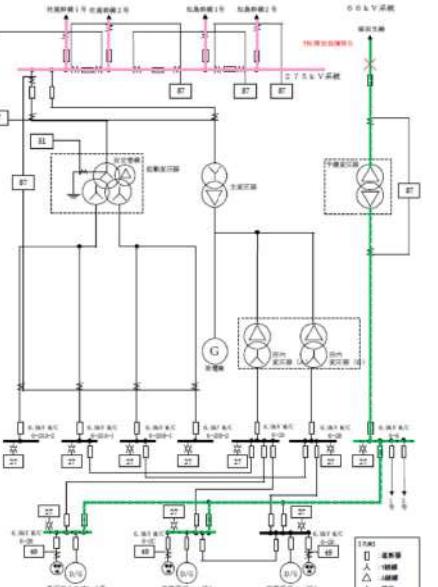
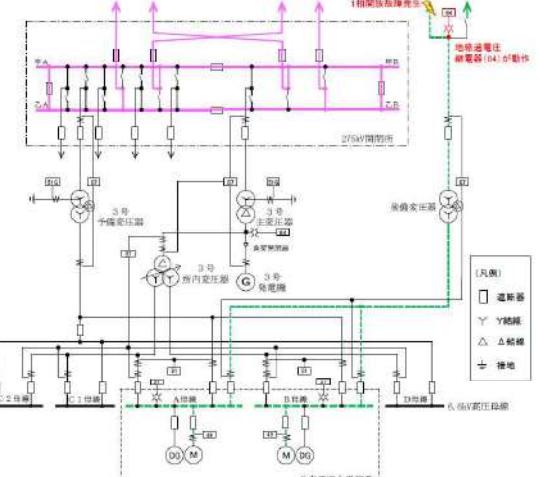
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 66kV送電線で発生する1相開放故障 (目視点検)</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態 第3.5-1図のとおり、66kV送電線から予備変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第3.5-1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>(5) 66kV送電線で発生する1相開放故障 (地絡過電圧継電器(64)にて検知)</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態 第3.5.1図のとおり、66kV送電線から後備変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第3.5.1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：目視確認→泊：保護継電器で検知</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：予備変圧器→泊：後備変圧器</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

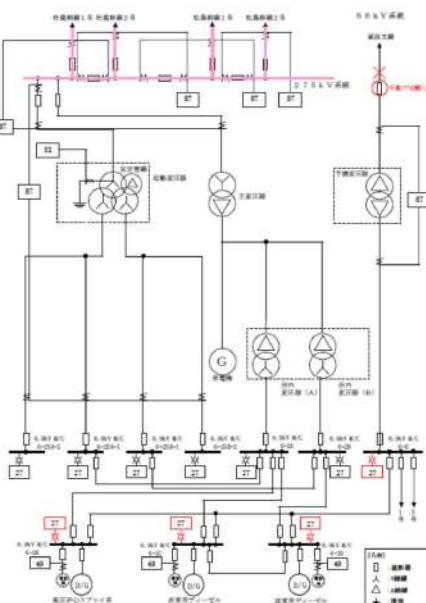
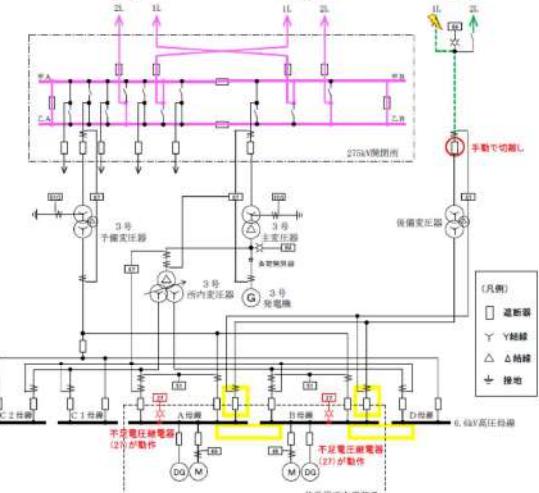
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 1相開放故障直後の状態</p> <p>第3.5-2図のとおり、66kV送電線で1相開放故障が発生すると、故障部位を目視で確認できる。このことから運転員は、66kV送電線にて1相開放故障が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第3.5-2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>b. 1相開放故障直後の状態</p> <p>第3.5.2図のとおり、66kV送電線で1相開放故障が発生すると、後備変圧器1次側の地絡過電圧继電器(64)が動作する。このことから運転員は、66kV送電線にて1相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第3.5.2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備構成の相違 ・女川：目視確認→泊：保護继電器で検知</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

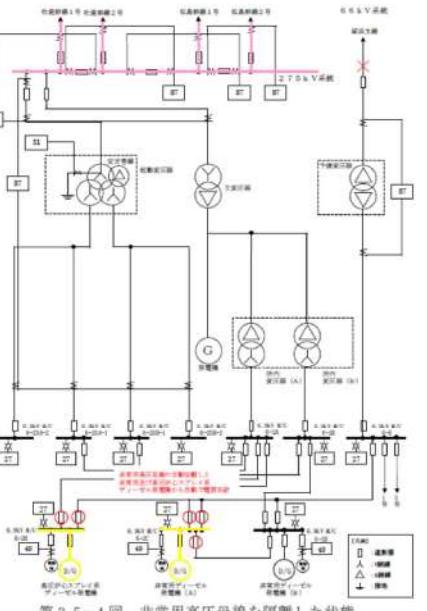
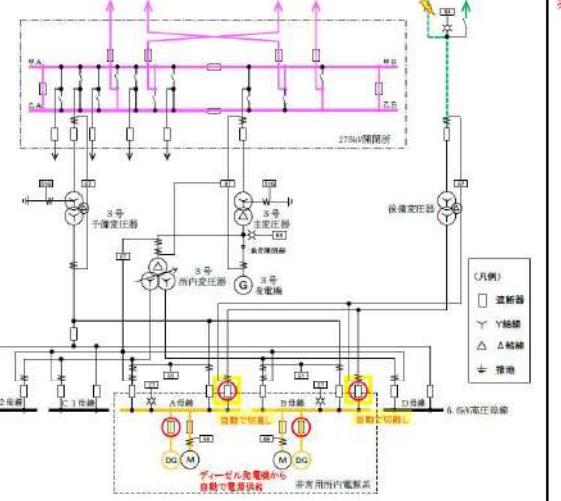
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第3.5-3図のとおり、運転員の手動操作により、66kV送電線を外部電源系から隔離すると、予備変圧器から受電していた複数の非常用高圧母線の交流不足電圧継電器（27）が動作する。</p>  <p>第3.5-3図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第3.5.3図のとおり、運転員の手動操作により、66kV送電線を外部電源系から隔離すると、後備変圧器から受電していた複数の非常用高圧母線の不足電圧継電器（27）が動作する。</p>  <p>第3.5.3図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：目視確認→泊：保護継電器で検知</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：交流不足電圧継電器→泊：不足電圧継電器</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

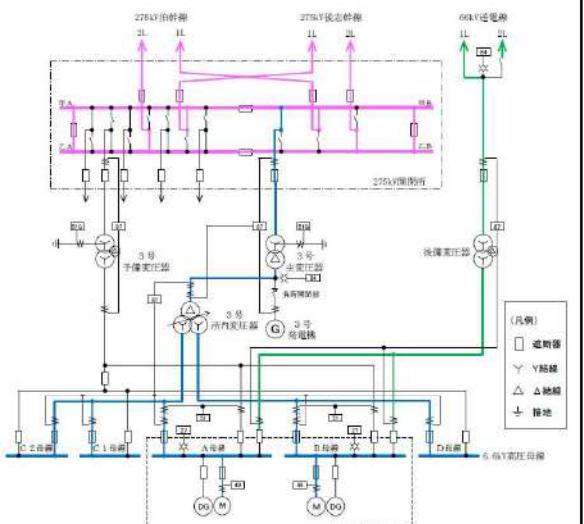
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>d. 非常用高压母線を隔離した状態</p> <p>第3.5-4図のとおり、交流不足電圧継電器（27）の動作により、非常用高压母線を外部電源系から隔離すると、非常用ディーゼル発電機（高炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）が自動起動し、電源供給を行う。</p>  <p>第3.5-4図 非常用高压母線を隔離した状態</p>	<p>d. 非常用高压母線を隔離した状態</p> <p>第3.5.4図のとおり、不足電圧継電器（27）の動作により、非常用高压母線を外部電源系から隔離すると、ディーゼル発電機が自動起動し、電源供給を行う。</p>  <p>第3.5.4図 非常用高压母線を隔離した状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：交流不足電圧継電器→泊：不足電圧継電器</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D/G）</p> <p>【女川】 非常用電源設備構成の相違</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>4. 所内変圧器による電源供給時 (1) 275kV送電線で発生する1相開放故障 (目視点検)</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態</p> <p>第4.1.1図のとおり、275kV送電線から主変圧器、所内変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第4.1.1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>【女川】</p> <p>設備構成の相違</p> <p>泊においては所内変圧器による電源供給時の1相開放故障を想定している。</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>b. 1相開放故障直後の状態</p> <p>第4.1.2図のとおり、275kV送電線の1回線で1相開放故障が発生すると、故障部位を目視で確認できる。このことから運転員は、275kV送電線の1回線にて1相開放故障が発生したことを検知可能である。</p> <p>第4.1.2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>【女川】</p> <p>設備構成の相違</p> <p>泊においては所内変圧器による電源供給時の1相開放故障を想定している。</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第4.1.3図のとおり、運転員の手動操作により、275kV送電線1回線を外部電源系から隔離すると、残り3回線で主変圧器、所内変圧器及び非常用高圧母線へ電源供給を行う。（非常用高圧母線の電圧は変化無し。）</p> <p>第4.1.3図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>【女川】</p> <p>設備構成の相違</p> <p>泊においては所内変圧器による電源供給時の1相開放故障を想定している。</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

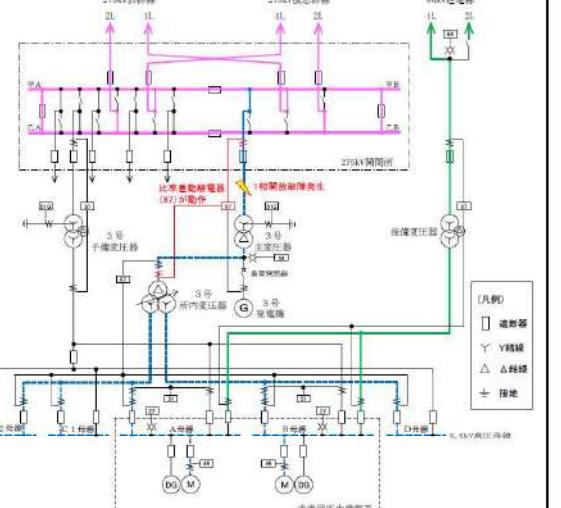
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(2) 主変圧器1次側で発生する1相開放故障 (比率差動継電器(87)にて検知)</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態</p> <p>第4.2.1図のとおり、275kV送電線から主変圧器、所内変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p> <p>第4.2.1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>【女川】</p> <p>設備構成の相違</p> <p>泊においては所内変圧器による電源供給時の1相開放故障を想定している。</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

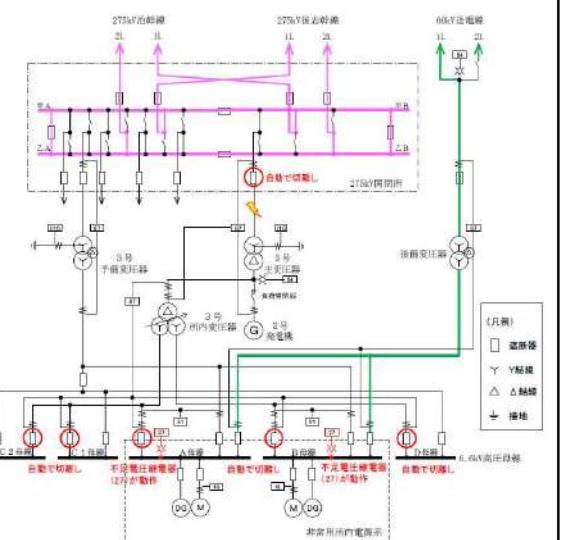
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>b. 1相開放故障直後の状態</p> <p>第4.2.2図のとおり、主変圧器の1次側で1相開放故障が発生すると、主変圧器又は275kV母線の比率差動遮断器（87）が動作する。このことから運転員は、主変圧器の1次側にて1相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第4.2.2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>【女川】</p> <p>設備構成の相違</p> <p>泊においては所内変圧器による電源供給時の1相開放故障を想定している。</p>

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

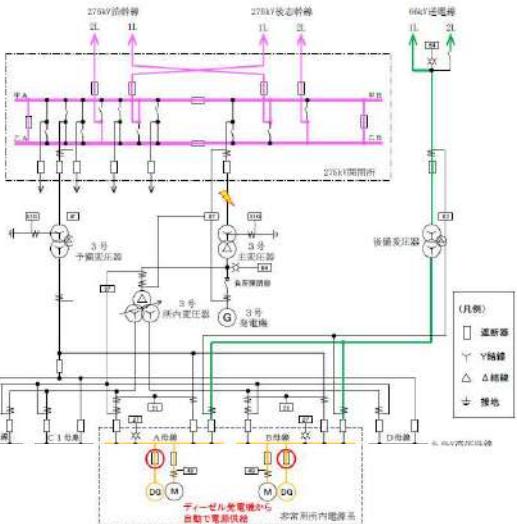
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所 3／4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第 4.2.3 図のとおり、主変圧器又は 275kV 母線の比率差動繼電器（87）の動作により、主変圧器を外部電源系から隔離すると、主変圧器から受電していた複数の非常用高圧母線の不足電圧繼電器（27）が動作する。</p>  <p>第 4.2.3 図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>【女川】</p> <p>設備構成の相違</p> <p>泊においては所内変圧器による電源供給時の 1 相開放故障を想定している。</p>

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所 3／4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>d. 非常用高圧母線を隔離した状態</p> <p>第 4.2.4 図のとおり、不足電圧継電器（27）の動作により、非常用高圧母線を外部電源系から隔離すると、ディーゼル発電機が自動起動し、電源供給を行う。</p>  <p>第 4.2.4 図 非常用高圧母線を隔離した状態</p>	<p>【女川】</p> <p>設備構成の相違</p> <p>泊においては所内変圧器による電源供給時の 1 相開放故障を想定している。</p>

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>(3) 主変圧器 1 次側で発生する 1 相開放故障 （地絡過電流継電器（51G）にて検知）</p> <p>a. 1 相開放故障直前の状態</p> <p>第 4.3.1 図のとおり、275kV 送電線から主変圧器、所内変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p> <p>第 4.3.1 図 1 相開放故障直前の状態</p>	<p>【女川】</p> <p>設備構成の相違</p> <p>泊においては所内変圧器による電源供給時の 1 相開放故障を想定している。</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>b. 1相開放故障直後の状態</p> <p>第4.3.2図のとおり、主変圧器の1次側で1相開放故障が発生すると、主変圧器の地絡過電流遮断器（51G）が動作する。このことから運転員は、主変圧器の1次側にて1相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p> <p>第4.3.2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>【女川】</p> <p>設備構成の相違</p> <p>泊においては所内変圧器による電源供給時の1相開放故障を想定している。</p>

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第 4.3.3 図のとおり、主変圧器の地絡過電流继電器（51G）の動作により、主変圧器を外部電源系から隔離すると、主変圧器から受電していた複数の非常用高圧母線の不足電圧继電器（27）が動作する。</p> <p>第 4.3.3 図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>【女川】</p> <p>設備構成の相違</p> <p>泊においては所内変圧器による電源供給時の 1 相開放故障を想定している。</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>d. 非常用高圧母線を隔離した状態</p> <p>第4.3.4図のとおり、不足電圧継電器（27）の動作により、非常用高圧母線を外部電源系から隔離すると、ディーゼル発電機が自動起動し、電源供給を行う。</p> <p>第4.3.4図 非常用高圧母線を隔離した状態</p>	<p>【女川】</p> <p>設備構成の相違</p> <p>泊においては所内変圧器による電源供給時の1相開放故障を想定している。</p>

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>(4) 主変圧器 1 次側で発生する 1 相開放故障 (過負荷継電器 (49) にて検知)</p> <p>a. 1 相開放故障直前の状態</p> <p>第 4.4.1 図のとおり、275kV 送電線から主変圧器、所内変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p> <p>第 4.4.1 図 1 相開放故障直前の状態</p>	<p>【女川】</p> <p>設備構成の相違</p> <p>泊においては所内変圧器による電源供給時の 1 相開放故障を想定している。</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>b. 1相開放故障直後の状態</p> <p>第4.4.2図のとおり、主変圧器の1次側で1相開放故障が発生すると、主変圧器及び所内変圧器から受電していた複数の負荷の過負荷遮断器（49）が動作する。このことから運転員は、主変圧器の1次側にて1相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p> 33-365	

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第 4.4.3 図のとおり、運転員の手動操作により、主変圧器を外部電源系から隔離すると、主変圧器から受電していた複数の非常用高圧母線の不足電圧継電器（27）が動作する。</p> <p>第 4.4.3 図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>【女川】</p> <p>設備構成の相違</p> <p>泊においては所内変圧器による電源供給時の 1 相開放故障を想定している。</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>d. 非常用高圧母線を隔離した状態</p> <p>第4.4.4図のとおり、不足電圧継電器（27）の動作により、非常用高圧母線を外部電源系から隔離すると、ディーゼル発電機が自動起動し、電源供給を行う。</p> <p>第4.4.4図 非常用高圧母線を隔離した状態</p>	<p>【女川】</p> <p>設備構成の相違</p> <p>泊においては所内変圧器による電源供給時の1相開放故障を想定している。</p>

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

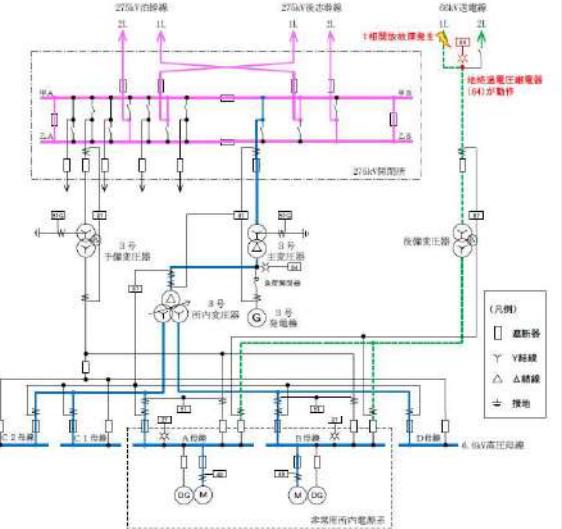
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所 3／4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>(5) 66kV 送電線で発生する 1 相開放故障 （地絡過電圧継電器（64）にて検知）</p> <p>a. 1 相開放故障直前の状態</p> <p>第 4.5.1 図のとおり、275kV 送電線から主変圧器、所内変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p> <p>第 4.5.1 図 1 相開放故障直前の状態</p>	<p>【女川】</p> <p>設備構成の相違</p> <p>泊においては所内変圧器による電源供給時の 1 相開放故障を想定している。</p>

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

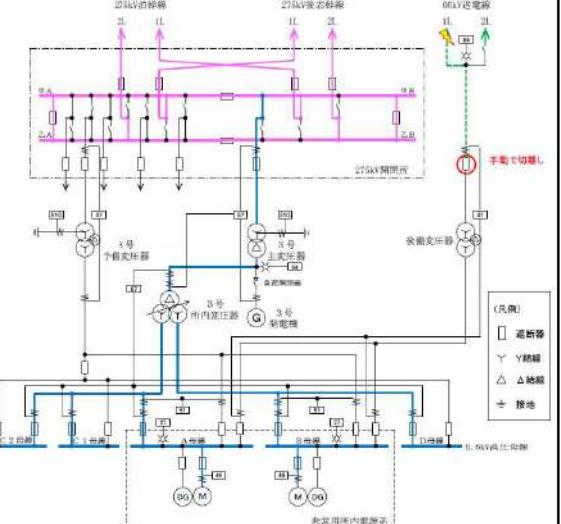
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所 3／4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>b. 1 相開放故障直後の状態</p> <p>第 4.5.2 図のとおり、66kV 送電線で 1 相開放故障が発生すると、後備変圧器 1 次側の地絡過電圧繼電器 (64) が動作する。このことから運転員は、66kV 送電線にて 1 相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第 4.5.2 図 1 相開放故障直後の状態</p>	<p>【女川】</p> <p>設備構成の相違</p> <p>泊においては所内変圧器による電源供給時の 1 相開放故障を想定している。</p>

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

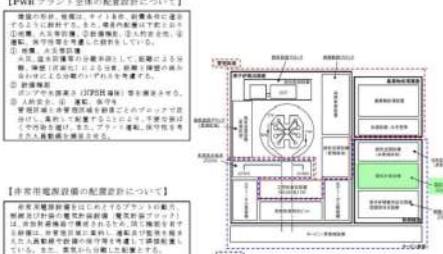
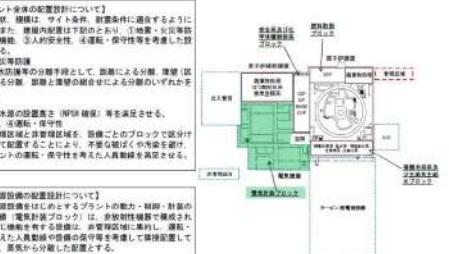
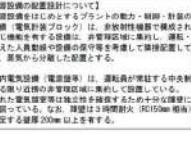
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所 3／4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第 4.5.3 図のとおり、運転員の手動操作により、66kV 送電線を外部電源系から隔離する。275kV 送電線で主変圧器、所内変圧器及び非常用高圧母線へ電源供給を継続する。（非常用高圧母線の電圧は変化無し。）</p>  <p>第 4.5.3 図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>【女川】</p> <p>設備構成の相違</p> <p>泊においては所内変圧器による電源供給時の 1 相開放故障を想定している。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

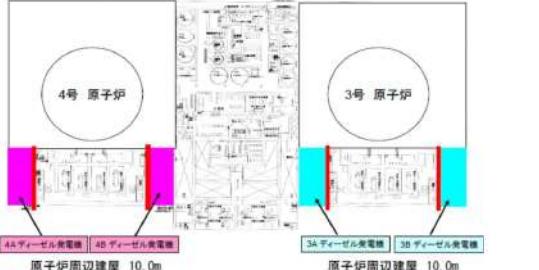
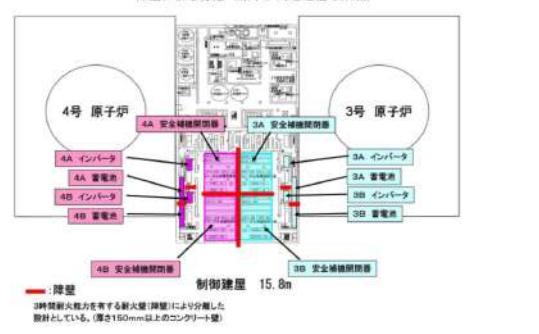
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><内容比較のため再掲(2.3-2)></p> <p>(1) 非常用電源設備の配置</p> <p>非常用電源設備は、区画された部屋に設置し、主たる共通要因（地震、津波、火災、溢水）に対し、頑健性を有している。また、運転操作、保守性を考慮し隣接配置としている。</p> <p>プラント全体の配置設計コンセプトにおいて、電気盤室は、中央制御設備を中心とするプラントの動力、制御及び計装の電気計装設備の主要設備として構成しており、非放射性機器で構成するため、非管理区域に配置している。また、電気計装設備は、プラントの監視、制御に直接影響を及ぼすものであり、設備故障時には早急に原因を調査し、措置を行うために、運転員が常駐する中央制御室のできる限り近傍に設置する必要がある。</p> <p>【FWB プラント全般の配置設計について】</p>  <p>【非常用電源設備の配置設計について】</p>  <p>各設備の構成と配置。</p> <p>電気設備を配置するうえでの基本的なコンセプトは、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○非放射性機器で構成されるため、非管理区域へ配置 ○ヒューマンエラーの発生を極力低減する配置 ○ケーブル等の物量が極力低減される配置 ○地震、津波、火災、溢水に対する頑健性を確保する配置 ○同じ機能を有する設備は運転性、保守性に配慮し集中配置 <p>女川原子力発電所2号炉の電気設備の配置及び動線は第1図のとおりであり、上記の基本的なコンセプトを満足している。</p> <p>別添5 非常用電源設備の配置の基本方針</p> <p>電気設備は、区分ごとに区画された部屋に設置し、主たる共通要因（地震、津波、火災、溢水）に対し、頑健性を有している。</p> <p>プラント全体の配置設計コンセプトにおいて、電気品室は非放射性機器から構成されているため、非管理区域に配置している。また、電気設備はケーブル、トレイ等の物量削減のため、電源供給を行う対象設備の近傍に配置している。</p> <p>主要な動力設備（電動機、電動弁等）は原子炉建屋内で炉心を囲むように各区分の機器が存在するため、動力設備に電源供給を行うための電気設備（非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）を含む。）も原子炉建屋内で炉心を囲むような配置とする。また、主要な計測制御設備も制御建屋の中央制御室に存在し、運転員の動線を考慮して集中配置としているため、計測制御設備に電源供給を行うための電気設備（蓄電池を含む。）も制御建屋又は隣接する原子炉建屋内に配置する。</p> <p>別紙5 非常用電源設備の配置の基本方針</p> <p>非常用電源設備は、区画された部屋に設置し、主たる共通要因（地震、津波、火災、溢水）に対し、頑健性を有している。また、運転操作、保守性を考慮し隣接配置としている。</p> <p>プラント全体の配置設計コンセプトにおいて、電気盤室は、中央制御設備を中心とするプラントの動力・制御・計装の電気計装設備の主要設備として構成しており、非放射性機器から構成されているため、非管理区域に配置している。また、電気計装設備は、プラントの監視、制御に直接影響を及ぼすものであり、設備故障時には早急に原因を調査し、措置を行うために、運転員が常駐する中央制御室のできる限り近傍に設置する必要がある。</p> <p>【FWB プラント全般の配置設計について】</p>  <p>【非常用電源設備の配置設計について】</p>  <p>【第1図 各設備の構成と配置】</p> <p>電気設備を配置する上での基本的なコンセプトは、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○非放射性機器で構成されるため、非管理区域へ配置 ○設備故障時の早急な対応のため、中央制御室近傍へ配置 ○安全上重要な電気設備の独立性を確保する配置 ○ヒューマンエラーの発生を極力低減する配置 ○ケーブル等の物量が極力低減される配置 ○地震、津波、火災、溢水に対する頑健性を確保する配置 ○同じ機能を有する設備は運転性、保守性に配慮し集中配置 <p>泊発電所3号炉の電気設備の配置は第2図のとおりであり、上記の基本的なコンセプトを満足している。</p> <p>赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違） 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違） 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【女川】 備品構成の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 備品構成の相違</p> <p>【女川】 プラント名称の相違</p>			

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>○非放射性機器で構成に伴う非管理区域へ配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント全体の配置設計コンセプトにおいて、電気盤室は、中央制御設備を中心とするプラントの動力、制御及び計装の電気計装設備の主要設備として構成しており、非放射性機器で構成するため、非管理区域に配置している。 <p>○設備故障時の早急な対応のため、中央制御室近傍へ配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気計装設備は、プラントの監視、制御に直接影響を及ぼすものであり、設備故障時には早急に原因を調査し、措置を行うために、運転員が常駐する中央制御室のできる限り近傍に設置する必要がある。 <p>○同じ機能を有する設備は運転性、保守性に配慮した集中配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PWR プラントでは、放射線管理上の理由により、管理区域と非管理区域に分割して管理することが必要となる。電気計装設備は、非放射性機器で構成されるため、非管理区域に集約して配置している。 <p>○安全上重要な電気設備の独立性を確保する配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多重化された電気計装設備は独立性を確保するため十分な障壁により分離を図っている。 多重化された電気計装設備を距離により分離する場合、間に管理区域を挟んで配置する必要があるため、設備故障の対応 	<p>○現状の電気設備の配置と動線</p> <p>第1図 現状の電気設備の配置と動線</p> <p>○現状の電気設備の配置</p> <p>第2図 現状の電気設備の配置</p>	<p>○非放射性機器で構成する設備の非管理区域への配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント全体の配置設計コンセプトにおいて、電気盤室は、中央制御設備を中心とするプラントの動力、制御・計装の電気計装設備の主要設備として構成しており、非放射性機器で構成するため、非管理区域に配置している。 <p>○設備故障時の早急な対応のため、中央制御室近傍へ配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気計装設備は、プラントの監視、制御に直接影響を及ぼすものであり、設備故障時には早急に原因を調査し、措置を行うために、運転員が常駐する中央制御室のできる限り近傍に設置する必要がある。 <p>○同じ機能を有する設備の運転性、保守性に配慮した集中配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PWR プラントでは、放射線管理上の理由により、放射線管理区域と非管理区域に分割して管理することが必要となる。電気計装設備は、非放射性機器で構成されることに加え、同じ機能を有する設備であることから、非管理区域に集約して配置している。 <p>○安全上重要な電気設備の独立性を確保する配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多重化された電気計装設備は独立性を確保するため十分な障壁により分離を図っている。 多重化された電気計装設備間に充分な距離を確保するためには、間に管理区域を挟んで配置する必要があるため、設備 	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【泊】 記載方針の相違 ・泊は配置上のコンセプトを項目分けして記載しているが、大飯は配置の考え方を含めて記載しており、実質的な相違はない。</p>

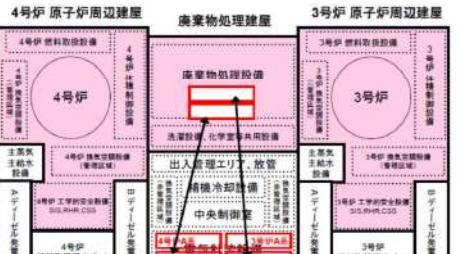
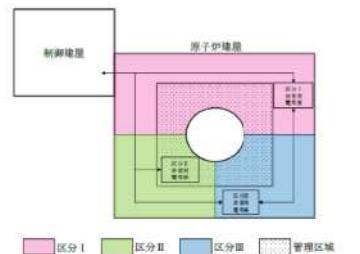
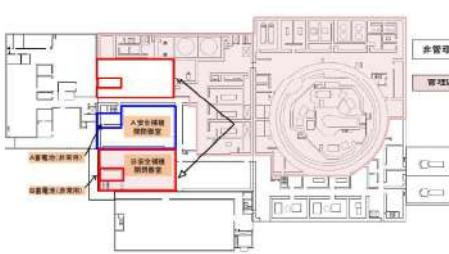
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>＜内容比較のため再掲(2.3-2)＞</p> <p>が遅れるとともに、管理区域の移動が必要となるため、不要な被ばくを生じる人員動線となる。</p> <p>○ヒューマンエラー発生を極力低減する配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・距離による分離を行うために、多重化された電気計装設備をツインユニットの他ユニット側に設置した場合、定期検査において、運転中ユニットのエリアに点検対象設備が混在することになり、エリアによる識別管理が困難となり、ヒューマンエラーが発生するおそれがある。 <p>○ケーブル等の物量が極力低減される配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一ユニット内の非管理区域内で距離による分離を行う場合は、さらに配置制限が厳しくなり、物量が増える割には、中央制御室や配線処理室との取り合いが整然としない。 <p>○地震、津波、火災及び溢水に対する頑健性を確保する配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震、津波、火災及び溢水の観点から、これら共通要因に対しても、頑健性を有していることを確認している。  	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・大飯尾は3/4号炉同時申請による記載となっているが、泊は単独号炉申請のため記載していない。</p>

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

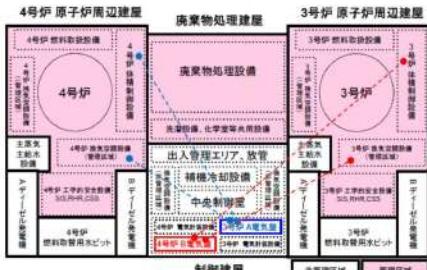
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p>【内 容 比 較 の た め 再 掲 (2. 3-2)】</p> <p>(3) 管理区域と非管理区域内に電気盤を分離配置するケース</p> <p>A系統とB系統の安全補機開閉器室の電気盤を管理区域と非管理区域内に分離配置するケースを検討した場合、電気盤の設置が可能な耐震クラスを有する管理区域及び非管理区域が限られていることから、管理区域内設備との配置の入れ替えをする必要がある。</p> <p>この場合、それぞれのトレン設備を収容する区画の間に管理区域を配置することとなり、非管理区域内のトレン間のアクセスで不要な被ばくが生じることになる。不要な被ばくを避け、プラントの運転及び保守を踏まえた動線とするためには、各トレン設備のエリアは集中的に配置することが望ましい。</p> <p>4号炉 原子炉周辺建屋 3号炉 原子炉周辺建屋 廃棄物処理建屋 制御建屋</p>  <p>管理区域と非管理区域に分離配置した場合のイメージ</p> <table border="1"> <tr> <td>現状配置（集中・隔離）</td> <td>距離による分離</td> </tr> <tr> <td>①地震・火災等防護</td> <td>良好</td> </tr> <tr> <td>②人的安全性</td> <td>良好</td> </tr> <tr> <td>③運動・保守性</td> <td>良好</td> </tr> <tr> <td>④物量</td> <td>良好</td> </tr> </table> <p>管理区域と非管理区域に電気盤を分離配置するケース</p>	現状配置（集中・隔離）	距離による分離	①地震・火災等防護	良好	②人的安全性	良好	③運動・保守性	良好	④物量	良好	<p>ここでケーススタディとして、電気設備の区分分離の考え方について、現状と異なる配置を行った場合の得失の検討を行う。検討対象として、下記の2ケースの配置パターンについて、検討を行った。</p> <p>(1) 管理区域と非管理区域内に電気盤を分離配置する場合 (2) 区分ごとに配置する建屋を分離する場合</p> <p>1 管理区域と非管理区域内に電気設備を分離配置する場合</p> <p>管理区域と非管理区域内に電気設備を分離配置するケースを検討した場合の配置図を第2図、現状と比較した得失を第1表に示す。</p> <p>図は原子炉建屋内の区分IIの電気設備を非管理区域から管理区域に変更する場合を想定している。</p> <p>この場合、管理区域へのアクセスで不要な被ばくが生じることになる。不要な被ばくを避け、プラントの運転及び保守を踏まえた動線とするためには、電気設備を非管理区域に配置することが望ましい。</p> <p>新御建屋</p>  <p>第2図 管理区域と非管理区域に電気設備を分離配置する場合の配置と動線</p> <table border="1"> <tr> <td>評価項目</td> <td>現状と比較した場合の得失</td> </tr> <tr> <td>地震及び火災等防護</td> <td>同等</td> </tr> <tr> <td>人的安全性</td> <td>低下（動線上に管理区域があるため不要な被ばくをする）</td> </tr> <tr> <td>運動及び保守性</td> <td>低下（動線が長くなる）</td> </tr> <tr> <td>物量</td> <td>増加（ケーブル、トレイ、貫通部等の物量増大）</td> </tr> </table>	評価項目	現状と比較した場合の得失	地震及び火災等防護	同等	人的安全性	低下（動線上に管理区域があるため不要な被ばくをする）	運動及び保守性	低下（動線が長くなる）	物量	増加（ケーブル、トレイ、貫通部等の物量増大）	<p>ここでケーススタディとして、電気設備の区分分離の考え方について、現状と異なる配置を行った場合の得失の検討を行う。検討対象として、下記の2ケースの配置パターンについて、検討を行った。</p> <p>(1) 管理区域と非管理区域内に電気盤を分離配置する場合 (2) 非管理区域内で分離配置する場合</p> <p>1 管理区域と非管理区域内に電気盤を分離配置する場合</p> <p>管理区域と非管理区域内にA系とB系の安全補機開閉器室の電気盤を分離配置するケースを検討した場合の配置図を第4図、現状と比較した得失を第1表に示す。</p> <p>図は原子炉補助建屋内のB系の安全補機開閉器室の電気盤を非管理区域から管理区域に変更する場合を想定している。</p> <p>この場合、それぞれのトレン設備を収容する区画の間に管理区域を配置することとなり、非管理区域内のトレン間のアクセスで不要な被ばくが生じることになる。不要な被ばくを避け、プラントの運転・保守を踏まえた動線とするためには、各トレン設備のエリアは集中的に配置することが望ましい。</p>  <p>第4図 管理区域と非管理区域に電気盤を分離配置する場合の配置</p> <table border="1"> <tr> <td>評価項目</td> <td>現状と比較した場合の得失</td> </tr> <tr> <td>①地震・火災等防護</td> <td>同等</td> </tr> <tr> <td>②人的安全性</td> <td>低下（動線上に管理区域があるため不要な被ばくをする）</td> </tr> <tr> <td>③運動・保守性</td> <td>低下（管理対象が分散、人員の動線が長くなる）</td> </tr> <tr> <td>④物量</td> <td>増大（ケーブル、トレイ、貫通部、ダクト、配管、サポート、造へいコンクリートの増大）</td> </tr> </table>	評価項目	現状と比較した場合の得失	①地震・火災等防護	同等	②人的安全性	低下（動線上に管理区域があるため不要な被ばくをする）	③運動・保守性	低下（管理対象が分散、人員の動線が長くなる）	④物量	増大（ケーブル、トレイ、貫通部、ダクト、配管、サポート、造へいコンクリートの増大）	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：区分I, II, III→泊：A系, B系</p>
現状配置（集中・隔離）	距離による分離																																
①地震・火災等防護	良好																																
②人的安全性	良好																																
③運動・保守性	良好																																
④物量	良好																																
評価項目	現状と比較した場合の得失																																
地震及び火災等防護	同等																																
人的安全性	低下（動線上に管理区域があるため不要な被ばくをする）																																
運動及び保守性	低下（動線が長くなる）																																
物量	増加（ケーブル、トレイ、貫通部等の物量増大）																																
評価項目	現状と比較した場合の得失																																
①地震・火災等防護	同等																																
②人的安全性	低下（動線上に管理区域があるため不要な被ばくをする）																																
③運動・保守性	低下（管理対象が分散、人員の動線が長くなる）																																
④物量	増大（ケーブル、トレイ、貫通部、ダクト、配管、サポート、造へいコンクリートの増大）																																

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
<p><内容比較のため再掲(2.3-2)></p> <p>(4) 非管理区域内で3号炉と4号炉でA、B系を互い違いに配置するケース</p> <p>3号炉と4号炉でA系統とB系統の安全補機開閉器室の電気盤を互い違いに配置するケースで検討した場合、電気盤等の設置が可能な耐震クラスを有する非管理区域が限られていることから、各々の電源供給補機設備等のケーブルが3号炉及び4号炉間で混在、また、運転中ユニットのエリアに当該ユニット以外の監視操作、点検対象設備が存在することになり、号炉ごとの配置エリア単位による識別管理ができなくなることから、運転操作性、保守性上の阻害（ヒューマンエラー等）が発生する可能性が高くなるおそれがある。</p>  <p>非管理区域内で3号炉と4号炉でA、B系を互い違いに配置した場合のイメージ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状配置（集中・隣接）</th> <th>距離による分散</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 地震・大火災的確</td> <td>現状</td> <td>現状</td> </tr> <tr> <td>② 人の安全性</td> <td>現状</td> <td>既アリ（管理区域内タープルムード等にともない危険度被削除の範囲に現状）</td> </tr> <tr> <td>③ 機構・保守性</td> <td>現状</td> <td>既アリ（管理対象が母炉内で異なるものがあるため、ヒューマンエラーの懸念あり）</td> </tr> <tr> <td>④ 物量</td> <td>現状</td> <td>現アリ（ケーブル、トレイン、資通路、サポートの増大、空調装置、サポートの増大）</td> </tr> </tbody> </table> <p>非管理区域内で3号炉と4号炉でA、B系を互い違いに配置するケース</p>		現状配置（集中・隣接）	距離による分散	① 地震・大火災的確	現状	現状	② 人の安全性	現状	既アリ（管理区域内タープルムード等にともない危険度被削除の範囲に現状）	③ 機構・保守性	現状	既アリ（管理対象が母炉内で異なるものがあるため、ヒューマンエラーの懸念あり）	④ 物量	現状	現アリ（ケーブル、トレイン、資通路、サポートの増大、空調装置、サポートの増大）			<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <p>・大飯は3/4号炉同時申請による記載となっているが、泊は単独号炉申請のため記載していない。</p>
	現状配置（集中・隣接）	距離による分散																
① 地震・大火災的確	現状	現状																
② 人の安全性	現状	既アリ（管理区域内タープルムード等にともない危険度被削除の範囲に現状）																
③ 機構・保守性	現状	既アリ（管理対象が母炉内で異なるものがあるため、ヒューマンエラーの懸念あり）																
④ 物量	現状	現アリ（ケーブル、トレイン、資通路、サポートの増大、空調装置、サポートの増大）																

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

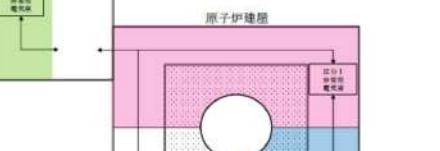
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><内容比較のため再掲(2.3-2)></p> <p>(5)同一ユニットの非管理区域内で分離配置するケース</p> <p>非常に電源設備を設置する非管理区域として制御建屋と原子炉周辺建屋（非管理区域）がある。制御建屋には3号炉及び4号炉の中央制御室とその関連設備室、共用設備である出入管理エリア等を配置している。共用設備はその役割から3号炉及び4号炉の中間にある制御建屋に配置することが望ましい。原子炉周辺建屋（非管理区域）や制御建屋の下層階には、系統機能上の要求（NPSH確保等）を満足させるために水系統の設備を優先的に配置するが、制御建屋の上層階に安全補機開閉器室等の電気盤室を配置することで、全系電気盤を集約でき、保守管理面でのメリットがある配置としている。</p> <p>安全補機開閉器室等は障壁による分離を採用してA系統、B系統を隣接させているが、隣接しない配置とするためには、片系を他の設備と入れ替える必要がある。列盤で構成される安全補機開閉器室（約370m²（1系統当たり））を配置するためにはまとまったスペースが必要になるが、計算機室（約130m²（1号炉当たり））に入れ替えるとしてもスペース不足になる。リレー室と入れ替えるとリレー室が中央制御室から離れてしまうデメリットに加え、ケーブルの取り合いが複雑化し、物量や必要スペースが増えるデメリットがある。原子炉補機冷却水系統設備と入れ替える場合、配管とケーブルトレイが上下に行き来し、複雑なルートになり物量が増える。</p> <p>これらのことから安全補機開閉器室はT.P.+15.8mにA系統、B系統を共に配置することが最適である。</p>	<p>2 区分ごとに配置する建屋を分離する場合</p> <p>区分ごとに配置する建屋を分離するケースを検討した場合の配置図を第3図、現状と比較した得失を第2表に示す。</p> <p>図は区分Ⅱの電気設備を原子炉建屋から制御建屋に変更する場合を想定している。</p> <p>この場合、ケーブルの取り合いが複雑化し、建屋間を行き来するケーブルの物量や必要スペースが増えるデメリットがある。このことから電気設備は電源供給を行う対象設備の近傍に配置することが最適である。</p>	<p>2 非管理区域内で分離配置する場合</p> <p>非管理区域内で安全補機開閉器室を分離するケースを検討した場合の配置図を第5図、現状と比較した得失を第2表に示す。</p> <p>図は安全補機開閉器室の片系を原子炉補助建屋 T.P. 10.3m から上層階に変更する場合を想定している。</p> <p>この場合、以下の理由からケーブルの取り合いが複雑化し、建屋内を行き来するケーブルの物量や必要スペースが増えるデメリットがある。このことから電気設備は電源供給を行う対象設備の近傍に配置することが最適である。</p> <p>非常用電源設備を設置する非管理区域として原子炉補助建屋がある。原子炉補助建屋には、3号炉の中央制御室とその関連設備室、安全上重要な設備が配置されており、例として安全補機開閉器室は、保守の合理性の観点からA系、B系を隣接して配置している。これらの設備はその役割から3号炉の原子炉補助建屋内に配置することが望ましい。原子炉補助建屋の下層階には、系統機能上の要求（NPSH確保等）を満足させるために水系統の設備を優先的に配置するが、上層階に安全補機開閉器室等の電気盤室を配置することで、原子炉補助建屋の安全系電気盤を集約でき、保守・管理面でのメリットがある配置としている。</p> <p>また、安全補機開閉器室等は障壁による分離を採用してA系、B系を隣接させているが、隣接しない配置とするためには、片系を他の設備と入れ替えをする必要がある。列盤で構成される安全補機開閉器室（約470m²/系）を配置するためにはまとったスペースが必要になるが、安全系計装盤室と入れ替えると安全系計装盤室が中央制御室から離れてしまうデメリットに加え、ケーブルの取り合いが複雑化し、物量や必要スペースが増えるデメリットがある。上層階の換気空調設備と入れ替える場合、配管ダクトとケーブルトレイが上下に行き来し、複雑なルートになり物量が増える。</p> <p>これらのことから安全補機開閉器室は原子炉補助建屋 T.P. 10.3m にA系、B系ともに配置することが最適である。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備構成の相違</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p><内容比較のため再掲(2.3-2)></p>  <p>非管理区域内設備の現配置イメージ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現状配置（集中・分散）</th> <th>影響による分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①地震・火災等防護</td> <td>現状 同等</td> </tr> <tr> <td>②人的安全性</td> <td>現状 同等（非管理区域内であるため被ばくの影響なし）</td> </tr> <tr> <td>③運動・保守性</td> <td>現状 低下（管理対象が分散（ヒューマンエラーの懸念）、人員の動線が長くなる）</td> </tr> <tr> <td>④物量</td> <td>現状 増大（ケーブル、トレイ、貫通部、サポート、配管類の物量増大）</td> </tr> </tbody> </table> <p>同一ユニットの非管理区域内で分離配置するケース</p> <p>第2表 分区ごとに配置する建屋を分離する場合の得失</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>現状と比較した場合の得失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震及び火災等防護</td> <td>同等</td> </tr> <tr> <td>人的安全</td> <td>同等</td> </tr> <tr> <td>運動及び保守性</td> <td>低下（動線が長くなる）</td> </tr> <tr> <td>物量</td> <td>増加（ケーブル、トレイ、貫通部等の物量増大）</td> </tr> </tbody> </table>	現状配置（集中・分散）	影響による分類	①地震・火災等防護	現状 同等	②人的安全性	現状 同等（非管理区域内であるため被ばくの影響なし）	③運動・保守性	現状 低下（管理対象が分散（ヒューマンエラーの懸念）、人員の動線が長くなる）	④物量	現状 増大（ケーブル、トレイ、貫通部、サポート、配管類の物量増大）	評価項目	現状と比較した場合の得失	地震及び火災等防護	同等	人的安全	同等	運動及び保守性	低下（動線が長くなる）	物量	増加（ケーブル、トレイ、貫通部等の物量増大）	 <p>第3図 区分ごとに配置する建屋を分離する場合の配置と動線</p>	 <p>第5図 非管理区域内で分離配置する場合の配置</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>T.P. 24.8m T.P. 17.9m T.P. 10.3m T.P. 2.8m</p> <p>【女川】 設備構成の相違</p> <p>第2表 非管理区域内で分離配置する場合の得失</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>現状と比較した場合の得失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①地震・火災等防護</td> <td>同等</td> </tr> <tr> <td>②人的安全性</td> <td>同等（非管理区域内であるため被ばくの影響なし）</td> </tr> <tr> <td>③運動・保守性</td> <td>低下（管理対象が分散（ヒューマンエラーの懸念）、人員の動線が長くなる）</td> </tr> <tr> <td>④物量</td> <td>増大（ケーブル、トレイ、貫通部、サポート、配管類の物量増大）</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	現状と比較した場合の得失	①地震・火災等防護	同等	②人的安全性	同等（非管理区域内であるため被ばくの影響なし）	③運動・保守性	低下（管理対象が分散（ヒューマンエラーの懸念）、人員の動線が長くなる）	④物量	増大（ケーブル、トレイ、貫通部、サポート、配管類の物量増大）
現状配置（集中・分散）	影響による分類																																
①地震・火災等防護	現状 同等																																
②人的安全性	現状 同等（非管理区域内であるため被ばくの影響なし）																																
③運動・保守性	現状 低下（管理対象が分散（ヒューマンエラーの懸念）、人員の動線が長くなる）																																
④物量	現状 増大（ケーブル、トレイ、貫通部、サポート、配管類の物量増大）																																
評価項目	現状と比較した場合の得失																																
地震及び火災等防護	同等																																
人的安全	同等																																
運動及び保守性	低下（動線が長くなる）																																
物量	増加（ケーブル、トレイ、貫通部等の物量増大）																																
評価項目	現状と比較した場合の得失																																
①地震・火災等防護	同等																																
②人的安全性	同等（非管理区域内であるため被ばくの影響なし）																																
③運動・保守性	低下（管理対象が分散（ヒューマンエラーの懸念）、人員の動線が長くなる）																																
④物量	増大（ケーブル、トレイ、貫通部、サポート、配管類の物量増大）																																

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
	<p>別添6 女川原子力発電所に接続する送電線等の経過地における風速について</p> <p>JEC-127-1979「送電用支持物設計標準」では、女川原子力発電所に接続する送電線等の経過地における地上高さ10mの風速を第1表のとおりとしている。</p> <p>過去の観測記録上、この設計値を超過していないことを確認するために、送電線等の経過地付近における気象観測所の記録を確認した。送電線の経過地及び気象観測所の配置は第1図に示す。周囲の観測所として女川、石巻、東松島、鹿島台、塩釜及び大衡の6箇所を抽出した。</p> <p>抽出した観測所における過去の最大風速(10分間平均風速の最大値)及び最大瞬間風速(3秒間平均風速の最大値)を第2表に示す。また、各気象観測所の風速計の設置高さを考慮し、「送電用支持物設計標準」に基づく手法により地上10m高さにおける風速に換算した結果を第3表に示す。</p> <p>以上より、「送電用支持物設計標準」で設計上考慮すべき風速を超える観測実績はないことを確認した。</p>  <p>第1図 送電線の経過地及び気象観測所</p> <p>第1表 JEC-127-1979 送電用支持物設計標準における限界風速（地上10m）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">想定荷重条件</th> <th>速度圧</th> <th>限界風速 (m/s)</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>Kgf/m²</th> <th>10分間</th> <th>瞬間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">強風時</td> <td>高温季</td> <td>VI</td> <td>100</td> <td>28.1</td> <td>40.8</td> </tr> <tr> <td>低温季</td> <td>VI</td> <td>100</td> <td>27.0</td> <td>39.2</td> </tr> </tbody> </table>	想定荷重条件		速度圧	限界風速 (m/s)			Kgf/m ²	10分間	瞬間	強風時	高温季	VI	100	28.1	40.8	低温季	VI	100	27.0	39.2	<p>別紙6 泊発電所に接続する送電線等の経過地における風速について</p> <p>電気設備の技術基準の基準風速は平均風速40m/sとしている。</p> <p>過去の観測記録上、この設計値を超過していないことを確認するために、送電線等の経過地付近における気象観測所の記録を確認した。送電線の経過地及び気象観測所の配置は第1図に示す。周囲の観測所として神恵内、余市、小樽、山口、共和、俱知安、喜茂別及び大泷の8箇所を抽出した。</p> <p>抽出した観測所における過去の最大風速(10分間平均風速の最大値)及び各気象観測所の風速計の設置高さを考慮し、「送電用支持物設計標準」に基づく手法により地上10m高さにおける風速に換算した結果を第1表に示す。</p> <p>以上より、「電気設備の技術基準」で設計上考慮すべき風速を超える観測実績はないことを確認した。</p>  <p>第1図 送電線の経過地及び気象観測所</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・女川 : JEC-127-1979→泊 : 電気設備の技術基準</p> <p>【女川】 最寄りの観測所数の相違</p> <p>【女川】 送電鉄塔の設計の相違 ・女川に接続する送電線の鉄塔は、最大風速及び最大瞬間風速の風圧荷重を取り入れた設計としているのに対して、泊に接続する送電線の鉄塔は、電気設備の技術基準で定める基準風速(40m/s)による風圧荷重に加えて、着雪時の風圧荷重を独自に規定して設計している。想定荷重によって、鉄塔の各部材に生ずる応力に対して、耐えうる強度の部材を選定しているという点において同等である。</p>
想定荷重条件		速度圧	限界風速 (m/s)																				
		Kgf/m ²	10分間	瞬間																			
強風時	高温季	VI	100	28.1	40.8																		
	低温季	VI	100	27.0	39.2																		

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

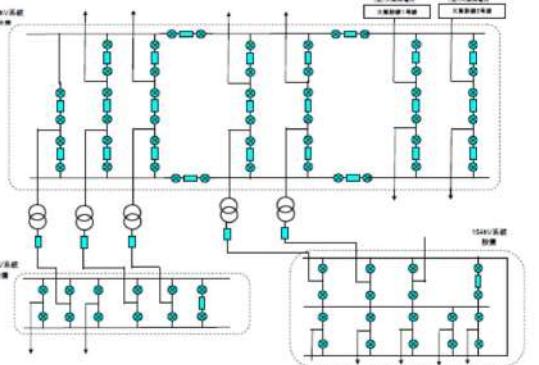
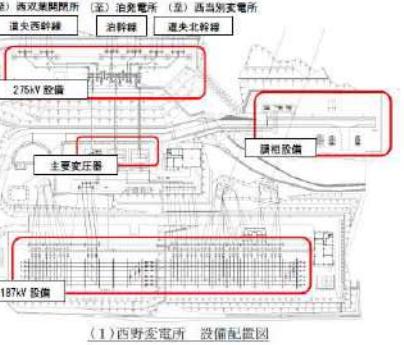
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																					
	<p>第2表 過去の最大風速及び最大瞬間風速</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>気象観測所 (風速計高さ)</th><th>最大風速 (m/s) (観測日), 【統計期間】</th><th>最大瞬間風速 (m/s) (観測日), 【統計期間】</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女川 (5.5m)</td><td>13.8 (2016/8/22) 【2011年5月～2019年3月】</td><td>31.5 (2017/9/18) 【2011年5月～2019年3月】</td></tr> <tr> <td>石巻 (28.6m)</td><td>27.4 (1958/9/27) 【1887年9月～2019年3月】</td><td>41.2 (2002/10/1) 【1940年1月～2019年3月】</td></tr> <tr> <td>東松島 (5.5m)</td><td>17.1 (2013/3/10) 【2011年9月～2019年3月】</td><td>27.5 (2013/4/8) 【2011年9月～2019年3月】</td></tr> <tr> <td>鹿島台 (10m)</td><td>18.6 (2013/3/2) 【1976年12月～2019年3月】</td><td>32.3 (2016/8/22) 【2009年1月～2019年3月】</td></tr> <tr> <td>塙釜 (10m)</td><td>16 (1979/3/31), (1981/8/23) 【1976年11月～2019年3月】</td><td>28.0 (2018/10/1) 【2009年1月～2019年3月】</td></tr> <tr> <td>大衡 (10m)</td><td>16 (1979/3/31) 【1976年12月～2019年3月】</td><td>26.4 (2018/10/1) 【2009年1月～2019年3月】</td></tr> </tbody> </table> <p>第3表 各気象観測所における風速一覧（地上高10m換算）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>気象観測所 地上10m高さ 換算</th><th>最大風速 (m/s)</th><th>最大瞬間風速 (m/s)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女川</td><td>14.9</td><td>34.0</td></tr> <tr> <td>石巻</td><td>24.1</td><td>36.2</td></tr> <tr> <td>東松島</td><td>18.5</td><td>29.7</td></tr> <tr> <td>鹿島台</td><td>18.6</td><td>32.3</td></tr> <tr> <td>塙釜</td><td>16</td><td>28.0</td></tr> <tr> <td>大衡</td><td>16</td><td>26.4</td></tr> </tbody> </table> <p>※観測風速を「送電用支持物設計標準」の手法に基づき、上空通増 = $(h/h_0)^{1/n}$ として、地上10m高さの風速に換算したもの。 ここに、 h=気象観測所における風速計の設置高さ [m] $h_0=10\text{m}$ (JEC-127-1979における基準地上高さ) $n=8$</p>	気象観測所 (風速計高さ)	最大風速 (m/s) (観測日), 【統計期間】	最大瞬間風速 (m/s) (観測日), 【統計期間】	女川 (5.5m)	13.8 (2016/8/22) 【2011年5月～2019年3月】	31.5 (2017/9/18) 【2011年5月～2019年3月】	石巻 (28.6m)	27.4 (1958/9/27) 【1887年9月～2019年3月】	41.2 (2002/10/1) 【1940年1月～2019年3月】	東松島 (5.5m)	17.1 (2013/3/10) 【2011年9月～2019年3月】	27.5 (2013/4/8) 【2011年9月～2019年3月】	鹿島台 (10m)	18.6 (2013/3/2) 【1976年12月～2019年3月】	32.3 (2016/8/22) 【2009年1月～2019年3月】	塙釜 (10m)	16 (1979/3/31), (1981/8/23) 【1976年11月～2019年3月】	28.0 (2018/10/1) 【2009年1月～2019年3月】	大衡 (10m)	16 (1979/3/31) 【1976年12月～2019年3月】	26.4 (2018/10/1) 【2009年1月～2019年3月】	気象観測所 地上10m高さ 換算	最大風速 (m/s)	最大瞬間風速 (m/s)	女川	14.9	34.0	石巻	24.1	36.2	東松島	18.5	29.7	鹿島台	18.6	32.3	塙釜	16	28.0	大衡	16	26.4	<p>第1表 各気象観測所における過去の最大風速及び地上高10m換算値</p> <p>（単位：m/s）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>気象観測所 (風速計高さ)</th><th>最大風速 (観測日) 【統計期間】</th><th>最大風速^① (地上高10m換算値)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神恵内 (10m)</td><td>24.5 (2012/12/6) 【1977年10月～2021年4月】</td><td>24.5</td></tr> <tr> <td>余市 (8m)</td><td>17 (2004/9/27) 【1977年10月～2021年4月】</td><td>17.5</td></tr> <tr> <td>小樽 (12.3m)</td><td>27.9 (1954/9/27) 【1943年1月～2021年4月】</td><td>27.2</td></tr> <tr> <td>山口 (10m)</td><td>19.3 (2016/3/1) 【1977年10月～2021年4月】</td><td>19.3</td></tr> <tr> <td>共栄 (10m)</td><td>25.5 (2016/3/1) 【1977年10月～2021年4月】</td><td>25.5</td></tr> <tr> <td>俱知安 (10.2m)</td><td>34.1 (1954/9/27) 【1944年1月～2021年4月】</td><td>34.1</td></tr> <tr> <td>喜茂別 (10m)</td><td>14.3 (2016/3/1) 【1977年10月～2021年4月】</td><td>14.3</td></tr> <tr> <td>大鹿 (8m)</td><td>12 (1987/9/1) 【1977年10月～2021年4月】</td><td>12.4</td></tr> </tbody> </table> <p>※観測風速を「送電用支持物設計標準」の手法に基づき、上空通増 = $(h/h_0)^{1/n}$ として、地上10m高さの風速に換算したもの。 h=気象観測所における風速計の設置高さ [m], $h_0=10\text{m}$, $n=8$</p>	気象観測所 (風速計高さ)	最大風速 (観測日) 【統計期間】	最大風速 ^① (地上高10m換算値)	神恵内 (10m)	24.5 (2012/12/6) 【1977年10月～2021年4月】	24.5	余市 (8m)	17 (2004/9/27) 【1977年10月～2021年4月】	17.5	小樽 (12.3m)	27.9 (1954/9/27) 【1943年1月～2021年4月】	27.2	山口 (10m)	19.3 (2016/3/1) 【1977年10月～2021年4月】	19.3	共栄 (10m)	25.5 (2016/3/1) 【1977年10月～2021年4月】	25.5	俱知安 (10.2m)	34.1 (1954/9/27) 【1944年1月～2021年4月】	34.1	喜茂別 (10m)	14.3 (2016/3/1) 【1977年10月～2021年4月】	14.3	大鹿 (8m)	12 (1987/9/1) 【1977年10月～2021年4月】	12.4	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 送電鉄塔の設計の相違 <ul style="list-style-type: none"> 女川に接続する送電線の鉄塔は、最大風速及び最大瞬間風速の風圧荷重を取り入れた設計としているのに対して、泊に接続する送電線の鉄塔は、電気設備の技術基準で定める基準風速（40m/s）による風圧荷重に加えて、着雪時の風圧荷重を独自に規定して設計している。想定荷重によって、鉄塔の各部材に生ずる応力を対して、耐えうる強度の部材を選定しているという点において同等である。 </p>
気象観測所 (風速計高さ)	最大風速 (m/s) (観測日), 【統計期間】	最大瞬間風速 (m/s) (観測日), 【統計期間】																																																																						
女川 (5.5m)	13.8 (2016/8/22) 【2011年5月～2019年3月】	31.5 (2017/9/18) 【2011年5月～2019年3月】																																																																						
石巻 (28.6m)	27.4 (1958/9/27) 【1887年9月～2019年3月】	41.2 (2002/10/1) 【1940年1月～2019年3月】																																																																						
東松島 (5.5m)	17.1 (2013/3/10) 【2011年9月～2019年3月】	27.5 (2013/4/8) 【2011年9月～2019年3月】																																																																						
鹿島台 (10m)	18.6 (2013/3/2) 【1976年12月～2019年3月】	32.3 (2016/8/22) 【2009年1月～2019年3月】																																																																						
塙釜 (10m)	16 (1979/3/31), (1981/8/23) 【1976年11月～2019年3月】	28.0 (2018/10/1) 【2009年1月～2019年3月】																																																																						
大衡 (10m)	16 (1979/3/31) 【1976年12月～2019年3月】	26.4 (2018/10/1) 【2009年1月～2019年3月】																																																																						
気象観測所 地上10m高さ 換算	最大風速 (m/s)	最大瞬間風速 (m/s)																																																																						
女川	14.9	34.0																																																																						
石巻	24.1	36.2																																																																						
東松島	18.5	29.7																																																																						
鹿島台	18.6	32.3																																																																						
塙釜	16	28.0																																																																						
大衡	16	26.4																																																																						
気象観測所 (風速計高さ)	最大風速 (観測日) 【統計期間】	最大風速 ^① (地上高10m換算値)																																																																						
神恵内 (10m)	24.5 (2012/12/6) 【1977年10月～2021年4月】	24.5																																																																						
余市 (8m)	17 (2004/9/27) 【1977年10月～2021年4月】	17.5																																																																						
小樽 (12.3m)	27.9 (1954/9/27) 【1943年1月～2021年4月】	27.2																																																																						
山口 (10m)	19.3 (2016/3/1) 【1977年10月～2021年4月】	19.3																																																																						
共栄 (10m)	25.5 (2016/3/1) 【1977年10月～2021年4月】	25.5																																																																						
俱知安 (10.2m)	34.1 (1954/9/27) 【1944年1月～2021年4月】	34.1																																																																						
喜茂別 (10m)	14.3 (2016/3/1) 【1977年10月～2021年4月】	14.3																																																																						
大鹿 (8m)	12 (1987/9/1) 【1977年10月～2021年4月】	12.4																																																																						

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

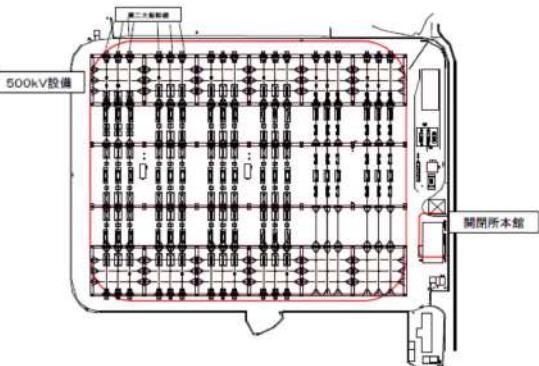
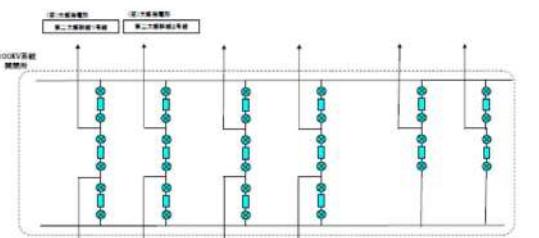
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.3.3.1 西京都変電所について 西京都変電所は内陸部に位置しているため、津波の影響を受けない。また、敷地直下に活断層は認められていない。</p>  <p>(1) 西京都変電所 設備配置図</p>  <p>(2) 西京都変電所 単線結線図</p>		<p>別紙7 変電所等の津波影響について 1 西野変電所について 西野変電所は内陸部に位置しているため、津波の影響を受けない。また、敷地直下に活断層は認められていない。</p>  <p>(1) 西野変電所 設備配置図</p>  <p>(2) 西野変電所 単線結線図</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の反映） 【大飯】 設備構成の相違</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

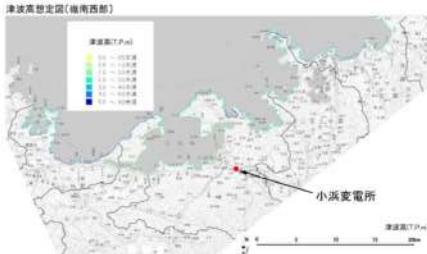
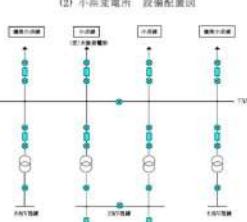
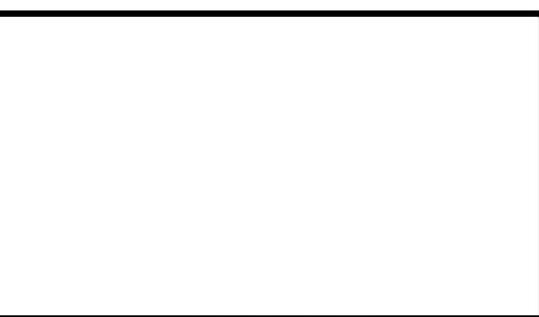
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.3.3.2 京北開閉所について 京北開閉所は内陸部に位置しているため、津波の影響を受けない。また、敷地直下に活断層は認められていない。</p>  <p>(1) 京北開閉所 設備配置図</p>  <p>(2) 京北開閉所 単線結線図</p>		<p>2 西双葉開閉所について 西双葉開閉所は内陸部に位置しているため、津波の影響を受けない。また、敷地直下に活断層は認められていない。</p>  <p>(1) 西双葉開閉所 設備配置図</p>  <p>(2) 西双葉開閉所 単線結線図</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 設備構成の相違</p>

第2図 西双葉開閉所 設備配置図及び単線結線図

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

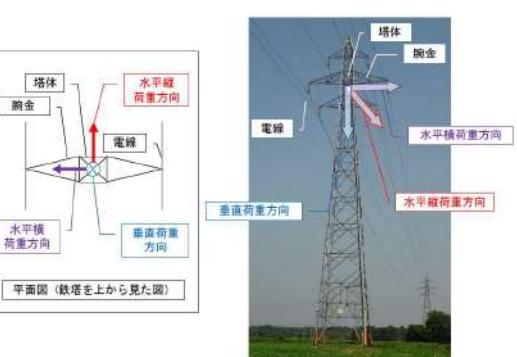
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.3.3.3 小浜変電所について</p> <p>小浜変電所は、福井県における津波シミュレーション結果によると津波による浸水がない場所となっている。また、敷地直下に活断層は認められていない。</p> <p>「日本海における大規模地震に関する調査検討会 報告書」（平成26年9月）においては、小浜市の平地^{*1}における津波高は平均で1.0m、最大で1.8m（福井県の朔望平均満潮位T.P.+0.47m）との報告があり、小浜変電所内の77kV設備の浸水の恐れはない。</p> <p>(*1: 海岸線から200m程度以内の標高が8mを超えない海岸線)</p> <p>(1) 福井県における津波シミュレーション結果について (平成24年9月3日 福井県ホームページ) 舛添より</p>  <p>(2) 小浜変電所設備配置図</p>  <p>(3) 小浜変電所 単線結線図</p> 		<p>3 国富変電所について</p> <p>国富変電所は内陸部に位置しているため、津波の影響を受けない。また、敷地直下に活断層は認められていない。</p> <p>(1) 国富変電所 設備配置図</p>  <p>(2) 国富変電所 単線結線図</p> 	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 設備構成の相違</p>

第3図 国富変電所 設備配置図及び単線結線図

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
		<p>別紙8 北海道電力ネットワーク株式会社の送電鉄塔の設計及び耐震性</p> <p>1. 送電鉄塔の設計について</p> <p>送電鉄塔の設計では、鉄塔の種類等を決めた後、電気設備の技術基準（電気設備に関する技術基準を定める省令）の規定に基づく想定荷重によって、鉄塔の各部材に生ずる応力に対して、耐えうる強度の部材を選定している。また、北海道電力ネットワーク株式会社の場合、着雪時を考慮した北海道電力ネットワーク株式会社独自の規定に基づく想定荷重によって、鉄塔の各部材に生ずる応力に対しても、耐えうる強度の部材を選定している。</p> <p>(1) 送電鉄塔に加わる荷重</p> <p>送電鉄塔に加わる荷重の主なものは、風圧荷重及び電線張力による荷重であり、これに鉄塔、電線等の重量が荷重として加わる。</p> <p>それらの送電鉄塔に加わる荷重は、垂直荷重、水平縦荷重及び水平横荷重の3種類に分類できる。それぞれの想定する荷重の要素は下表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">第1表 送電鉄塔に加わる荷重</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>垂直荷重</th> <th>水平横荷重</th> <th>水平縦荷重</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄塔重量 ・電線・がいし等の重量 ・電線等の被木（着雪）の重量 ・電線張力等の垂直分力 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄塔風圧 ・電線・がいし等に加わる風圧 ・電線張力等の水平分力 ・断線によるねじり力 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄塔風圧 ・不平均張力 ・断線による不平均張力 ・断線によるねじり力 </td> </tr> </tbody> </table>  <p>第1図 送電鉄塔平面図及び外観</p>	垂直荷重	水平横荷重	水平縦荷重	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄塔重量 ・電線・がいし等の重量 ・電線等の被木（着雪）の重量 ・電線張力等の垂直分力 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄塔風圧 ・電線・がいし等に加わる風圧 ・電線張力等の水平分力 ・断線によるねじり力 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄塔風圧 ・不平均張力 ・断線による不平均張力 ・断線によるねじり力 	<p>【大飯、女川】 記載方針の相違 ・泊は送電鉄塔の設計及び耐震性について詳細情報を記載している。</p>
垂直荷重	水平横荷重	水平縦荷重							
<ul style="list-style-type: none"> ・鉄塔重量 ・電線・がいし等の重量 ・電線等の被木（着雪）の重量 ・電線張力等の垂直分力 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄塔風圧 ・電線・がいし等に加わる風圧 ・電線張力等の水平分力 ・断線によるねじり力 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄塔風圧 ・不平均張力 ・断線による不平均張力 ・断線によるねじり力 							

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由											
		<p>(2) 風圧荷重 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重は、高温季と低温季の2種類であり、さらに北海道電力ネットワーク株式会社では着雪時の風圧荷重（着雪時風圧荷重）を独自に規定している。それぞれに適用する風圧荷重は、下表のとおり。</p> <p style="text-align: center;">第2表 送電鉄塔に適用する風圧荷重</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>適用する風圧荷重</th><th>規定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高温季</td><td>甲種風圧荷重</td><td rowspan="2">電気設備の技術基準</td></tr> <tr> <td>低温季</td><td>甲種風圧荷重又は乙種風圧荷重の いざれか大きいもの</td></tr> <tr> <td>着雪時</td><td>着雪時風圧荷重</td><td>北海道電力ネットワーク 株式会社独自</td></tr> </tbody> </table> <p>●甲種風圧荷重 鉄塔の各構成材の垂直投影面に加わる風の圧力によって計算したものであり、平均風速40m/sを考慮する ●乙種風圧荷重 架設線（電線等）の周囲に厚さ6mm、比重0.9の氷雪が付着した状態に対し、甲種風圧荷重の0.5倍（平均風速約27m/s）によって計算したもの ●着雪時風圧荷重 気温0℃で、架設線（電線等）の周囲に比重0.7の雪が同心円状に1m当たり5kg付着した状態に対し、平均風速15m/sの風の圧力によって計算したもの</p> <p>令和2年8月の電気設備の技術基準の解釈の改正により、送電鉄塔の主要な荷重である風圧荷重に平均風速40m/sと地域別基本風速を比べて、大きい方の荷重を考慮することに見直しされた。 当該地域における過去の平均風速の最大値は34.1m/sであり、平均風速40m/sを下回るため、令和2年8月の改正前と同様に平均風速40m/sの風圧荷重を考慮することとしている。これは、強い台風による風の強さと同等である。</p>	種類	適用する風圧荷重	規定	高温季	甲種風圧荷重	電気設備の技術基準	低温季	甲種風圧荷重又は乙種風圧荷重の いざれか大きいもの	着雪時	着雪時風圧荷重	北海道電力ネットワーク 株式会社独自	<p>【大飯、女川】 記載方針の相違 ・泊は送電鉄塔の設計及び耐震性について詳細情報を記載している。</p> <p>【大飯、女川】 最新知見の反映、記載方針の相違 ・送電鉄塔の設計に係る風圧荷重に係る記載の明確化のため、令和2年8月の電気設備の技術基準の解釈の改正に係る内容の記述を追記した。 ・泊発電所に接続する送電線等の経過地周辺における過去の気象データから平均風速40m/sを超えた実績がないことを確認した旨の記載の明確化のために追記した。</p>
種類	適用する風圧荷重	規定												
高温季	甲種風圧荷重	電気設備の技術基準												
低温季	甲種風圧荷重又は乙種風圧荷重の いざれか大きいもの													
着雪時	着雪時風圧荷重	北海道電力ネットワーク 株式会社独自												

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>2.送電鉄塔の耐震性評価について</p> <p>(1)送電設備の耐震性確保に関する基本的な考え方</p> <p>送電鉄塔を含む送電設備の耐震性確保に関する基本的な考え方については、兵庫県南部地震後の平成7年7月の中央防災会議において「防災基本計画」が決定され、それに基づいた「電気設備防災対策検討会」の報告書（以下、報告書）に、以下のとおり示されている。</p> <p>【電気設備（送電設備）の確保すべき耐震性】</p> <p>A.一般的な地震動に際し、個々の設備ごとの機能に重大な支障を生じないこと</p> <p>B.高レベルの地震動に際しても、著しい（長期的かつ広範囲で）電力の供給に支障が生じることのないよう、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能が確保すること</p> <p>(2)現行の耐震基準（風圧荷重基準）の妥当性の評価</p> <p>報告書では、兵庫県南部地震（以下、本地震）における被害状況を分析するとともに、理論的及び実証的検討を行い、現行の耐震基準（風圧荷重基準）が、一般的な地震動及び高レベルの地震動に対して妥当なものと評価されている。</p> <p>以下に、その概要を示す。</p> <p>a.理論的妥当性</p> <p>一般的な地震動に関しては、現行の基準による鉄塔は、建築基準法の震度法によって地震荷重により解析した結果、地震荷重と鉄塔の応力比（地震荷重／風圧荷重）が1以下となり、200～300galに対する耐震性を有すると評価されている。</p> <p>また、高レベルの地震動に対しては、本地震にて観測された地震波形（水平方向 818gal 及び 585gal）を入力して動的解析を行った結果、鉄塔の各部材は弾性限界内にとどまり変形も発生しないことが確認されていることから、高レベルの地震動に対しても耐震性を有していることが評価されている。</p> <p>b.実証的妥当性</p> <p>現行の基準による鉄塔は、本地震より過去の14回の大きな地震の震度6以上の地域において地震動による直接的な被害がなかったことから、一般的な地震動に対して十分な耐震性を有していると評価されている。</p> <p>また、高レベルの地震動に対しても、本地震の地震動に対して鉄塔が倒壊し、送電不能となったものは特殊な構造※の1基のみであったことから、十分な耐震性を有していると評価されている。</p>	<p>【大飯、女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は送電鉄塔の設計及び耐震性について詳細情報を記載している。

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所 3／4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>※特殊な構造：一般的な鉄塔部材を交差させた構造（プライヒ構造）ではない構造。</p> <p>(3) 東北地方太平洋沖地震による被害を踏まえた耐震性の検討 電気設備地震対策ワーキンググループ報告書（原子力安全・保安部会電力安全小委員会、平成 24 年 3 月）において、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震では、倒壊・折損等の鉄塔被害が無かったこと、電力の供給支障を 1 週間程度でほぼ解消したことを踏まえ、現行の耐震性の考え方について変更の必要ないと評価されている。</p>	<p>【大飯、女川】 記載方針の相違 ・ 泊は送電鉄塔の設計及び耐震性について詳細情報を記載している。</p>

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

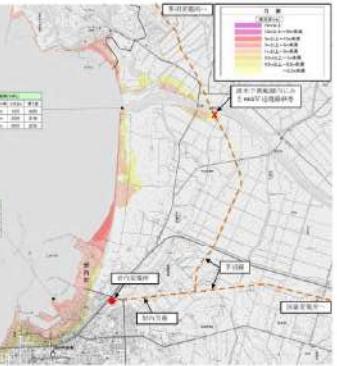
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所 3／4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>別紙 9 275kV 送電線近接区間における鉄塔基礎強化 送電線近接区間にについて、其倒れリスクは極めて低いことから、現状において対策の必要性は無いと判断しているが、鉄塔基礎の強化対策を実施した（平成 26 年 11 月工事完了）。</p> <p>【対策箇所の選定条件】 斜面崩壊は尾根稜線方向には発生しないが、急斜面から徐々に斜面が崩落すると仮定し、尾根稜線の直角方向にある斜面の下方に、急斜面^{※1}が存在している箇所を抽出。抽出に当たっては斜面崩壊が発生しやすいとされる勾配 30°^{※2} よりも安全側とし、斜面勾配 25° 以上を抽出。</p> <p>【対策箇所の区分】 対策箇所 A：選定条件を満たし斜面崩壊方向及び鉄塔へ作用する電線張力方向から、他送電線側への倒壊が想定される箇所 対策箇所 B：選定条件を満たし電線張力方向及び同一斜面の崩壊によって 2 基同時倒壊が想定される箇所 対策箇所 C：選定条件を満たし斜面崩壊による倒壊が想定される箇所</p> <p>※1 出典：「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」 定義第 2 条『「急斜面」とは傾斜度が 30 度以上である土地をいう。』</p> <p>※2 出典：日本道路協会編『道路土工 切土工・斜面安定工指針（平成 21 年度版）』 P. 313 によれば、斜面崩壊の約 95% が 30° 以上の斜面で発生しているとされる。</p>  <p>第 1 図 275kV 送電線近接区間ににおける鉄塔基礎強化対策</p>	<p>【大飯、女川】 記載方針の相違 ・泊は 275kV 送電線近接区間ににおける鉄塔基礎強化について詳細情報を記載している。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>別紙10 66kV送電線の津波影響について</p> <p>66kV送電線に連系している変電所のうち、もっとも標高が低く海岸に近い北海道電力ネットワーク株式会社岩内変電所（以下「岩内変電所」という。）の付近の津波高さは、北海道の検討結果によると岩内港における最大週上高さは約7mであり、岩内変電所は標高10mに設置されていることから津波による浸水のおそれはない。</p> <p>また、66kV送電線のうちの茅沼線の送電線鉄塔1塔が北海道の検討結果による津波の浸水予測範囲内となるが、浸水深想定0.5m未満に対して高さ1.2mのコンクリート構造物で周囲を囲うことにより当該送電線鉄塔は津波の浸水による影響を受けないようにしている。第1.1図に北海道における津波シミュレーション結果について、第1.2図に浸水予測範囲内にある送電線鉄塔の現地状況を示す。</p>  <p>第1.1図 北海道における津波シミュレーション結果について（平成29年2月 北海道ホームページに一部加筆）</p>   <p>第1.2図 浸水予測範囲内にある送電線鉄塔の現地状況</p>	<p>【大飯、女川】 記載方針の相違 ・泊は66kV送電線の津波影響について詳細情報を記載している。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.3.7.2 (参考) 送変電設備の碍子及び遮断器等の耐震性</p> <p>(1)送電鉄塔の長幹支持碍子の免震対策について</p> <p>東日本大震災の被害状況を踏まえ、77kV送電線の長幹支持碍子については免震対策としてロックピン式の免震金具等を設置済み（対策鉄塔83基 H24年3月対策完了）なお、送電線（500kV、77kV）の碍子は、耐震性の高い可とう性のある懸垂碍子を使用している。</p> <p>(2)変電所及び開閉所の遮断器等の耐震性について</p> <p>「変電所等における電気機器の耐震設計指針（JEAG5003）」に基づいて設計を行っている。</p>  <p>長幹支持碍子の免震対策</p>		<p>別紙11 送変電設備の碍子、遮断器等の耐震性</p> <p>(1)送電線の碍子の耐震性</p> <p>泊発電所につながる送電線のうち支持碍子が設置されていた鉄塔については、可とう性を有する碍子へ取り替えを実施した。</p>  <p>第1図 可とう性のある懸垂碍子</p> <p>(2)変電所及び開閉所の遮断器等の耐震性について</p> <p>「変電所等における電気機器の耐震設計指針（JEAG5003）」に基づいて設計を行っている。</p>  <p>西野変電所 西双葉開閉所</p> <p>第2図 西野変電所及び西双葉開閉所外観</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 設備構成の相違</p>

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

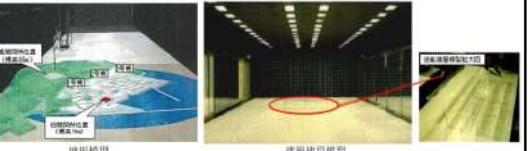
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所 3／4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>別紙 12 275kV 開閉所の塩害対策について 275kV 開閉所の塩害対策は以下のとおりである。</p> <p>1. 塩害調査及び風洞実験結果を踏まえた 275kV 開閉所設備の塩害対策の考え方 一般的に屋外電気設備における塩害対策には大きく分けて次の 3 種類がある。 ①絶縁強化による方法 ②遮風壁等による遮蔽による方法 ③碍子洗浄による方法 275kV 開閉所の塩害対策は、①絶縁強化による方法、②遮風建屋による遮蔽による方法とした。 塩害調査等の結果と塩害対策の考え方を第 1 図に示す。</p> <p>第 1 図 塩害調査等の結果と塩害対策の考え方</p> <p>2. 塩害調査について</p> <p>(1) 時期 平成 9 年 12 月～平成 11 年 2 月</p> <p>(2) 目的 旧 275kV 開閉所及び現 275kV 開閉所位置の汚損量の比較並びに現 275kV 開閉所位置の想定年間積算汚損量の設定</p> <p>(3) 内容 調査場所に汚損検出器を設置し、汚損量測定用碍子（以下、「パイロット碍子」という。）に付着した塩分等の汚損を純水で超音波洗浄し、その洗浄水の導電率を計測することで、汚損量を求めた（第 2 図参照）。</p> <p>第 2 図 汚損検出器</p>	<p>【大飯、女川】 設備構成の相違 275kV 開閉所の塩害対策については、比較表「2. 2. 4. 2. 7 津波の影響、塩害対策(2) 塩害対策」にて、女川 2 の塩害対策の考え方と相違がないことを示している。 ここでは 275kV 開閉所の塩害対策についての詳細を示す。</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																							
		<p>(4) 調査結果</p> <p>代表例として、旧 275kV 開閉所位置（T.P. 10m）と現 275kV 開閉所位置（T.P. 85m）それぞれの月最大積算汚損量であったデータを示す。両者を比較して低減率を算出すると次のようになる。</p> <p>第1表 塩害調査結果の代表例（冬季）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>①旧 275kV 開閉所位置の汚損量</th> <th>②現 275kV 開閉所位置の汚損量</th> <th>低減率（%）</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 10 年 12 月</td> <td>5.516 mg/cm²</td> <td>0.178 mg/cm²</td> <td>96.8</td> <td>②の最大月</td> </tr> <tr> <td>平成 11 年 2 月</td> <td>5.064 mg/cm²</td> <td>0.145 mg/cm²</td> <td>97.4</td> <td>①の最大月</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の表のように、特に汚損量の多い冬季において、現 275kV 開閉所位置は旧 275kV 開閉所に比べて著しく塩害の影響が少ないことが分かった。具体的には、旧 275kV 開閉所汚損量の 3 %程度の汚損量との評価結果であった。</p> <p>一方、気候が穏やかな夏季については、旧 275kV 開閉所位置も現 275kV 開閉所位置も有意な汚損は見られていない。一例として、旧 275kV 開閉所及び現 275kV 開閉所位置ともに月最小積算汚損量であったデータを第2表に示す。</p> <p>第2表 塩害調査結果の代表例（夏季）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>①旧 275kV 開閉所位置の汚損量</th> <th>②現 275kV 開閉所位置の汚損量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 10 年 8 月</td> <td>0.008 mg/cm²</td> <td>0.005 mg/cm²</td> <td>①②とも最小月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 現 275kV 開閉所位置の汚損量推定</p> <p>旧 275kV 開閉所及び現 275kV 開閉所位置の汚損量データの比較から、想定年間積算汚損量を求ると 1.573mg/cm²となるが、これに設計裕度 150%を見込み、現 275kV 開閉所位置における想定年間積算汚損量を 2.36mg/cm²とした。</p> <p>3. 風洞実験について</p> <p>(1) 時期 平成 11 年 10 月～平成 12 年 3 月</p> <p>(2) 目的 遮風建屋形状を決めるための汚損量低減効果の確認</p> <p>(3) 内容 泊発電所の地形模型を用いて、現 275kV 開閉所位置の風況を確認した。 その結果を踏まえ、異なる形状（屋根の有無等）の複数の遮風建屋模型を用いて、汚損量低減効果を確認した。</p>  <p>第3図 風洞実験の様子</p>		①旧 275kV 開閉所位置の汚損量	②現 275kV 開閉所位置の汚損量	低減率（%）	備考	平成 10 年 12 月	5.516 mg/cm ²	0.178 mg/cm ²	96.8	②の最大月	平成 11 年 2 月	5.064 mg/cm ²	0.145 mg/cm ²	97.4	①の最大月		①旧 275kV 開閉所位置の汚損量	②現 275kV 開閉所位置の汚損量	備考	平成 10 年 8 月	0.008 mg/cm ²	0.005 mg/cm ²	①②とも最小月	<p>【大飯、女川】</p> <p>設備構成の相違</p> <p>275kV 開閉所の塩害対策については、比較表「2.2.4.2.7 津波の影響、塩害対策(2) 塩害対策」にて、女川2の塩害対策の考え方と相違がないことを示している。</p> <p>ここでは 275kV 開閉所の塩害対策についての詳細を示す。</p>
	①旧 275kV 開閉所位置の汚損量	②現 275kV 開閉所位置の汚損量	低減率（%）	備考																						
平成 10 年 12 月	5.516 mg/cm ²	0.178 mg/cm ²	96.8	②の最大月																						
平成 11 年 2 月	5.064 mg/cm ²	0.145 mg/cm ²	97.4	①の最大月																						
	①旧 275kV 開閉所位置の汚損量	②現 275kV 開閉所位置の汚損量	備考																							
平成 10 年 8 月	0.008 mg/cm ²	0.005 mg/cm ²	①②とも最小月																							

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

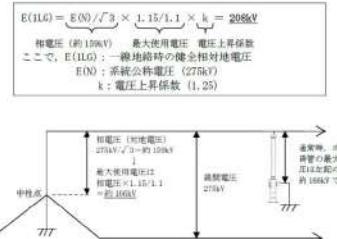
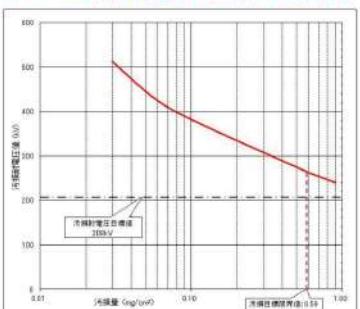
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
		<p>(4) 実験結果 異なる遮風建屋形状（屋根の有無等）の効果を確認するため、第3表に示す4つの遮風建屋模型（アクリル製）を用いて風洞実験を実施した。風洞実験は、風洞入口部で塩分等を模擬した粒子を発生させ、遮風建屋模型内外の粒子量を計測し、比較することで遮風建屋による汚損量低減効果を確認した。</p> <p style="text-align: center;">第3表 遮風建屋模型</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>モデル</th><th>特 徴</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td><td>屋根付き、遮風建屋の高さ 16.7m</td></tr> <tr> <td>B</td><td>屋根なし、遮風建屋の高さ 9.2m</td></tr> <tr> <td>C</td><td>屋根なし、遮風建屋の高さ 13.7m</td></tr> <tr> <td>D</td><td>屋根付き、天井にフィン付き、遮風建屋の高さ 16.7m</td></tr> </tbody> </table> <p>(5) 遮風建屋構造の決定 風洞実験の結果から、モデルAが最も構造上有利であることを確認した。モデルAの場合、遮風建屋を設置した場合、しない場合に比べて、汚損量は少なくとも1/4に低減されることが分った。</p> <p>4. 現275kV開閉所設備仕様の決定について (1) 現275kV開閉所仕様について 塩害調査結果から、現275kV開閉所位置は旧275kV開閉所に比べて著しく塩害の影響が小さいことが分かったが、さらに汚損低減効果がある屋根付き遮風建屋を設置した。 送電線との接続部には耐汚損特性に優れ軽量で耐震上も有利であるポリマー碍管を採用した（第4図参照）。</p> <div style="text-align: center;"> <p>遮風建屋 山側 海側 ポリマー碍管 (遮風建屋内)</p> <p>第4図 275kV開閉所</p> </div>	モデル	特 徴	A	屋根付き、遮風建屋の高さ 16.7m	B	屋根なし、遮風建屋の高さ 9.2m	C	屋根なし、遮風建屋の高さ 13.7m	D	屋根付き、天井にフィン付き、遮風建屋の高さ 16.7m	<p>【大飯、女川】 設備構成の相違 275kV開閉所の塩害対策については、比較表「2.2.4.2.7 津波の影響、塩害対策(2) 塩害対策」にて、女川2の塩害対策の考え方と相違がないことを示している。 ここでは275kV開閉所の塩害対策についての詳細を示す。</p>
モデル	特 徴												
A	屋根付き、遮風建屋の高さ 16.7m												
B	屋根なし、遮風建屋の高さ 9.2m												
C	屋根なし、遮風建屋の高さ 13.7m												
D	屋根付き、天井にフィン付き、遮風建屋の高さ 16.7m												

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

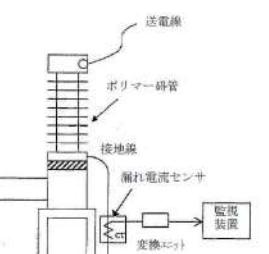
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>(2) ポリマー碍管仕様の決定</p> <p>a. 汚損耐電圧目標値</p> <p>ポリマー碍管仕様決定に必要な汚損耐電圧目標値は、一線地絡時の健全相対地電圧 $E(1LG)$ 208kVとした（第5図参照）。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> $E(1LG) = E(N) / \sqrt{3} \times 1.15 / 1.1 \times k = 208kV$ <p>根電圧（約109kV） 最大使用電圧 電圧上昇係数 ここで、 $E(1LG)$: 一線地絡時の健全相対地電圧 $E(N)$: 系統公称電圧（275kV） k : 電圧上昇係数（1.25）</p> </div>  <p>第5図 汚損耐電圧目標値</p> <p>b. 汚損目標限界値</p> <p>ポリマー碍管仕様決定に必要な汚損目標限界値は、塩害調査結果から求めた想定年間積算汚損量 $2.36\text{mg}/\text{cm}^2$ に遮風建屋による低減効果 $1/4$ を乗じた値 : $0.59\text{mg}/\text{cm}^2$とした。</p> <p>c. ポリマー碍管仕様の決定</p> <p>ポリマー碍管の汚損量が汚損目標限界値である $0.59\text{mg}/\text{cm}^2$ のときの汚損耐電圧が 208kVを上回る 500kV 仕様のポリマー碍管を選定した（第6図参照）。</p>  <p>第6図 ポリマー碍管の汚損耐電圧特性</p>	<p>【大飯、女川】</p> <p>設備構成の相違</p> <p>275kV 開閉所の塩害対策については、比較表「2.2.4.2.7 津波の影響、塩害対策(2) 塩害対策」にて、女川2の塩害対策の考え方と相違がないことを示している。</p> <p>ここでは 275kV 開閉所の塩害対策についての詳細を示す。</p>

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所 3／4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>5. ポリマー碍管の汚損、劣化監視のための漏れ電流監視装置について</p> <p>(1) 設置目的 ポリマー碍管の汚損、劣化が進行すると、漏れ電流が増加し、地絡事故に至る。ポリマー碍管の汚損及び劣化程度の常時監視を行うため、漏れ電流監視装置を設置した。</p> <p>(2) 漏れ電流監視装置概要 ポリマー碍管の接地線に漏れ電流センサ（CT）を設置し、漏れ電流の増加の有無を常時監視する。装置構成概要を第7図に示す。</p>  <p>第7図 漏れ電流監視装置</p> <p>(3) 監視方法について 一般的に、地絡事故の前兆としては 100mA 程度の漏れ電流が観測される。これを踏まえ、本装置では安全側に 100mA の 1/10 の 10mA が計測されると、警報を発信するよう設定した。警報発信の際は、送電線を停電し、ポリマー碍管の清掃を実施する。</p> <p>6. ポリマー碍管の汚損状況について</p> <p>(1) 漏れ電流監視実績について 平成 19 年 10 月のポリマー碍管使用開始以降、ポリマー碍管の漏れ電流の計測結果は 0.1mA 程度が継続しており、汚損、劣化の兆候は見られていない。</p> <p>(2) 汚損状況について ポリマー碍管の清掃に合わせてポリマー碍管の汚損量測定を実施したが、現時点において著しい汚損は確認されていない。</p>	<p>【大飯、女川】 設備構成の相違 275kV 開閉所の塩害対策については、比較表「2.2.4.2.7 津波の影響、塩害対策(2) 塩害対策」にて、女川 2 の塩害対策の考え方と相違がないことを示している。 ここでは 275 kV 開閉所の塩害対策についての詳細を示す。</p>

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

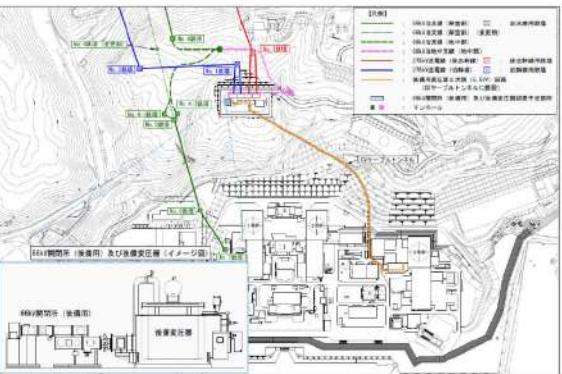
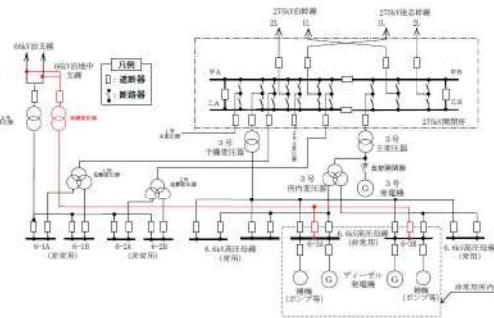
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所 3／4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>別紙 13 66kV 送電線から後備変圧器を介した電力供給ルートの確保について 送電鉄塔の倒壊を前提とした共倒れの影響を踏まえても、電線路（送電線）のうち少なくとも 1 回線は、他の回線と物理的に分離して受電できるよう、常設の 66kV 開閉所（後備用）及び後備変圧器を設置し、基準適合に必要な 66kV 送電線からの常設設備による電力供給ルートを確保する設計とする。</p> <p>＜66kV 送電線からの分岐による電力供給ルートの確保＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 275kV 泊幹線（No. 1～No. 3）の送電線が落下し、66kV 泊支線（No. 4～No. 5）の送電線と接触して停電するのを防止するため、66kV 泊支線（No. 4～No. 5）の送電線を地中化する。 ● 66kV 泊支線 No. 4 鉄塔（変更前）が 275kV 泊幹線 No. 3 鉄塔の倒壊範囲内に設置されているため、275kV 泊幹線 No. 3 鉄塔の倒壊の影響を受けないよう、275kV 泊幹線 No. 3 鉄塔の倒壊範囲の外側に 66kV 泊支線 No. 4 鉄塔を移設・建替する。 ● 66kV 泊地中支線は、66kV 泊支線 No. 4～No. 5 鉄塔間の 66kV 泊支線（地中部）から分岐した地中ケーブルにて 66kV 開閉所（後備用）に接続する。後備変圧器 2 次側の 6.6kV ケーブルは、CV ケーブルトンネルに敷設する。 （概略配置図は第 1 図、単線結線図は第 2 図参照） 	<p>【大飯、女川】 設計方針の変更 ・現状の泊発電所 3 号炉に対する電力供給は 275kV 送電線 2 ルートであるが、設計方針を変更し、基準適合に必要な設備として 66kV 開閉所（後備用）及び後備変圧器を設置するとともに、66kV 送電線からの電力供給ルートを確保する設計とする。</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第1図 概略配置図</p>  <p>第2図 66kV 開閉所（後備用）及び後備変圧器設置後の単線結線図</p>	<p>【大飯、女川】</p> <p>設計方針の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状の泊発電所3号炉に対する電力供給は275kV送電線2ルートであるが、設計方針を変更し、基準適合に必要な設備として66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器を設置するとともに、66kV送電線からの電力供給ルートを確保する設計とする。

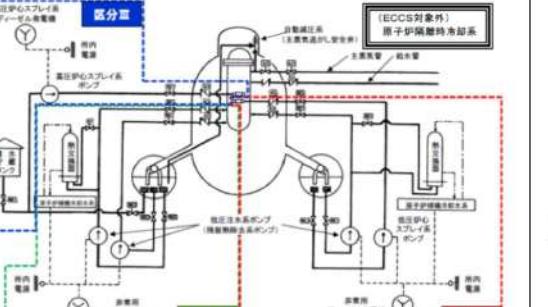
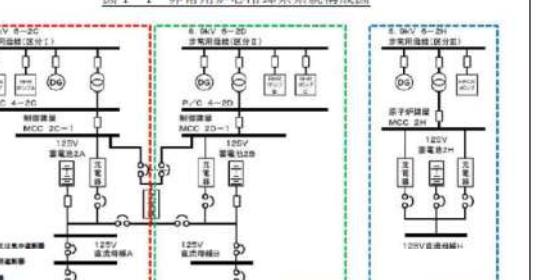
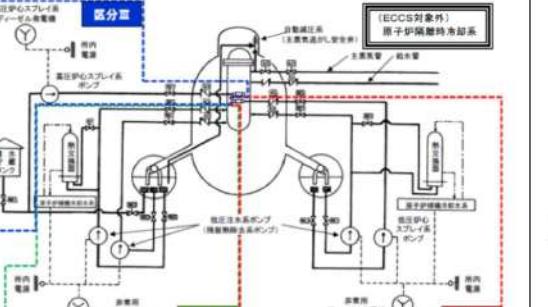
泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
	<p>参考1 非常用電源設備の多重性及び独立性について（BWR-5）</p> <p>1 非常用炉心冷却系の多重性及び独立性 非常に炉心冷却系（ECCS）は、原子炉冷却材圧力バウンダリのいかなる配管破断に対して单一故障及び外部電源喪失を仮定しても、所要の安全機能を確保できるよう、表1-1のとおり、系統の多重性に十分な裕度を持たせた設計としている。 また、非常に炉心冷却系は、図1-1のとおり、その起動信号、電源及び原子炉補機冷却系も含めて、区分I、区分II及び区分IIIに物理的に分離・独立し、相互に影響しない設計としている。</p> <p>2 非常用電源設備の多重性及び独立性 非常に電源設備（非常にディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）及び蓄電池）は、单一故障を仮定しても、所要の安全機能を確保できるよう、系統の多重性を考慮した設計としている。 また、非常に電源設備は、図1-2のとおり、区分I、区分II及び区分IIIに物理的に分離・独立し、相互に影響しない設計としている。</p> <p>表1-1 非常用炉心冷却系の安全機能と設計方針</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ECCSの安全機能</th> <th>設計方針</th> <th>系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炉心冷却 スプレイ冷却 再冠水冷却</td> <td>1系統で十分なスプレイ能力を持つが心スプレイ系を独立2系統設ける。</td> <td>HPCS LPCS</td> </tr> <tr> <td>原子炉減圧 冷氷新注 蒸気放散</td> <td>再冠水能力を持つ低圧注水系（LPCI）を設け、独立3ループとする。炉心スプレイ系1系統当たりの再冠水能力は、低圧注水系1ループ分とする。 最も過酷な瞬断時1ループ分の注水量で十分な冠水能力を持つこと。</td> <td>LPCI×3 HPCS LPCS</td> </tr> <tr> <td>長時間にわたる 崩壊熱除去 冷却 サブレギュレーティング・ブルーム冷却</td> <td>炉心スプレイ系の1系統を原子炉減圧で作動可能とし、減圧能力を持つこと。 自動減圧弁で、半1個故障しても十分な減圧能力を持つこと。 炉心スプレイ系1系統又は低圧注水系（LPCI）1ループのどちらか一方で十分な冠水能力を持つこと。 低圧注水系2系統に各々熱交換器を設け、1系統で十分なブルーム抑制能力を持つこと。</td> <td>HPCS LPCS LPCI LPCI×2</td> </tr> </tbody> </table>	ECCSの安全機能	設計方針	系統	炉心冷却 スプレイ冷却 再冠水冷却	1系統で十分なスプレイ能力を持つが心スプレイ系を独立2系統設ける。	HPCS LPCS	原子炉減圧 冷氷新注 蒸気放散	再冠水能力を持つ低圧注水系（LPCI）を設け、独立3ループとする。炉心スプレイ系1系統当たりの再冠水能力は、低圧注水系1ループ分とする。 最も過酷な瞬断時1ループ分の注水量で十分な冠水能力を持つこと。	LPCI×3 HPCS LPCS	長時間にわたる 崩壊熱除去 冷却 サブレギュレーティング・ブルーム冷却	炉心スプレイ系の1系統を原子炉減圧で作動可能とし、減圧能力を持つこと。 自動減圧弁で、半1個故障しても十分な減圧能力を持つこと。 炉心スプレイ系1系統又は低圧注水系（LPCI）1ループのどちらか一方で十分な冠水能力を持つこと。 低圧注水系2系統に各々熱交換器を設け、1系統で十分なブルーム抑制能力を持つこと。	HPCS LPCS LPCI LPCI×2	<p>参考1 非常用電源設備の多重性及び独立性について</p> <p>1. 非常用炉心冷却系の多重性及び独立性 非常に炉心冷却系（ECCS）は、原子炉冷却材圧力バウンダリの想定される配管破断に対して单一故障及び外部電源喪失を仮定しても、所要の安全機能を確保できるよう、表1.1のとおり、系統の多重性に十分な裕度を持たせた設計としている。 また、非常に炉心冷却系は、図1.1のとおり、その起動信号、電源も含めて、非常にA系、B系に物理的に分離・独立し、相互に影響しない設計としている。</p> <p>2. 非常用電源設備の多重性及び独立性 非常に電源設備（ディーゼル発電機及び蓄電池）は、单一故障を仮定しても、所要の安全機能を確保できるよう、系統の多重性を考慮した設計としている。</p> <p>また、非常に電源設備は、表1.2のとおり、非常にA系、B系に物理的に分離・独立し、相互に影響しない設計としている。</p> <p>表1.1 安全設備の安全機能と設計方針</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ECCSの安全機能</th> <th>設計方針</th> <th>系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炉心冷却</td> <td>1系統で十分な心注水能力を有する高圧注入系を独立2系統設ける。 1系統で十分な心注水能力を有する低圧注入系を独立2系統設ける。</td> <td>SIS RHRS</td> </tr> </tbody> </table>	ECCSの安全機能	設計方針	系統	炉心冷却	1系統で十分な心注水能力を有する高圧注入系を独立2系統設ける。 1系統で十分な心注水能力を有する低圧注入系を独立2系統設ける。	SIS RHRS	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 炉型による安全設備及び非常用電源設備構成の相違 【女川】 記載表現の相違 ・女川：いかなる→泊：想定される (泊は島根の記載に合わせてDBで想定される配管破断を記載している。) 【女川】 設備名称の相違（D/G） 【女川】 非常用電源設備構成の相違</p>
ECCSの安全機能	設計方針	系統																			
炉心冷却 スプレイ冷却 再冠水冷却	1系統で十分なスプレイ能力を持つが心スプレイ系を独立2系統設ける。	HPCS LPCS																			
原子炉減圧 冷氷新注 蒸気放散	再冠水能力を持つ低圧注水系（LPCI）を設け、独立3ループとする。炉心スプレイ系1系統当たりの再冠水能力は、低圧注水系1ループ分とする。 最も過酷な瞬断時1ループ分の注水量で十分な冠水能力を持つこと。	LPCI×3 HPCS LPCS																			
長時間にわたる 崩壊熱除去 冷却 サブレギュレーティング・ブルーム冷却	炉心スプレイ系の1系統を原子炉減圧で作動可能とし、減圧能力を持つこと。 自動減圧弁で、半1個故障しても十分な減圧能力を持つこと。 炉心スプレイ系1系統又は低圧注水系（LPCI）1ループのどちらか一方で十分な冠水能力を持つこと。 低圧注水系2系統に各々熱交換器を設け、1系統で十分なブルーム抑制能力を持つこと。	HPCS LPCS LPCI LPCI×2																			
ECCSの安全機能	設計方針	系統																			
炉心冷却	1系統で十分な心注水能力を有する高圧注入系を独立2系統設ける。 1系統で十分な心注水能力を有する低圧注入系を独立2系統設ける。	SIS RHRS																			

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
 <p>図1-1 非常用炉心冷却系系統構成図</p>  <p>図1-2 非常用炉心冷却系電源構成図</p>	 <p>図1-1 安全設備の系統構成</p> <p>(電源: 非常用A系) • 非常用炉心冷却系（高圧注入系）(SIS) • 非常用炉心冷却系（低圧注入系）(RLRS)</p> <p>(電源: 非常用B系) • 非常用炉心冷却系（高圧注入系）(SIS) • 非常用炉心冷却系（低圧注入系）(RLRS)</p>	<p>表1-2 安全設備の非常用A、B系電源区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>非常用A系</th> <th>非常用B系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A-ディーゼル発電機</td> <td>B-ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td>A-高圧注入ポンプ</td> <td>B-高圧注入ポンプ</td> </tr> <tr> <td>A-余熱除去ポンプ</td> <td>B-余熱除去ポンプ</td> </tr> <tr> <td>A-蓄電池</td> <td>B-蓄電池</td> </tr> <tr> <td>A-メタルクラッド閉鎖装置</td> <td>B-メタルクラッド閉鎖装置</td> </tr> <tr> <td> A 1-パワーコントロールセンタ</td> <td> B 1-パワーコントロールセンタ</td> </tr> <tr> <td> A 2-パワーコントロールセンタ</td> <td> B 2-パワーコントロールセンタ</td> </tr> <tr> <td> A 1-原子炉コントロールセンタ</td> <td> B 1-原子炉コントロールセンタ</td> </tr> <tr> <td> A 2-原子炉コントロールセンタ</td> <td> B 2-原子炉コントロールセンタ</td> </tr> <tr> <td>A-計装用インバータ</td> <td>B-計装用インバータ</td> </tr> <tr> <td>C-計装用インバータ</td> <td>D-計装用インバータ</td> </tr> </tbody> </table>	非常用A系	非常用B系	A-ディーゼル発電機	B-ディーゼル発電機	A-高圧注入ポンプ	B-高圧注入ポンプ	A-余熱除去ポンプ	B-余熱除去ポンプ	A-蓄電池	B-蓄電池	A-メタルクラッド閉鎖装置	B-メタルクラッド閉鎖装置	A 1-パワーコントロールセンタ	B 1-パワーコントロールセンタ	A 2-パワーコントロールセンタ	B 2-パワーコントロールセンタ	A 1-原子炉コントロールセンタ	B 1-原子炉コントロールセンタ	A 2-原子炉コントロールセンタ	B 2-原子炉コントロールセンタ	A-計装用インバータ	B-計装用インバータ	C-計装用インバータ	D-計装用インバータ	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 炉型による安全設備及び非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 (D/G)</p>
非常用A系	非常用B系																										
A-ディーゼル発電機	B-ディーゼル発電機																										
A-高圧注入ポンプ	B-高圧注入ポンプ																										
A-余熱除去ポンプ	B-余熱除去ポンプ																										
A-蓄電池	B-蓄電池																										
A-メタルクラッド閉鎖装置	B-メタルクラッド閉鎖装置																										
A 1-パワーコントロールセンタ	B 1-パワーコントロールセンタ																										
A 2-パワーコントロールセンタ	B 2-パワーコントロールセンタ																										
A 1-原子炉コントロールセンタ	B 1-原子炉コントロールセンタ																										
A 2-原子炉コントロールセンタ	B 2-原子炉コントロールセンタ																										
A-計装用インバータ	B-計装用インバータ																										
C-計装用インバータ	D-計装用インバータ																										

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別添）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別添資料</p> <p>大飯発電所3号炉及び4号炉 技術的能力説明資料 保安電源設備</p>	<p>別添7 女川原子力発電所2号炉 運用、手順説明資料（保安電源設備）</p> <p>女川原子力発電所2号炉 運用、手順説明資料 保安電源設備</p>	<p>泊発電所3号炉 運用、手順説明資料 保安電源設備</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 記載表現の相違 ・泊の他条文の記載と整合を図った。（記載統一） プラント名称の相違</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備(別添)

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字	：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備(別添)

自発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

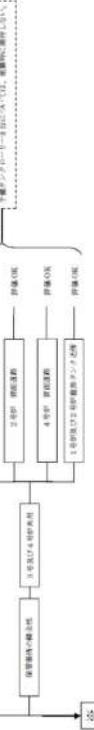
赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備(別添)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別添）

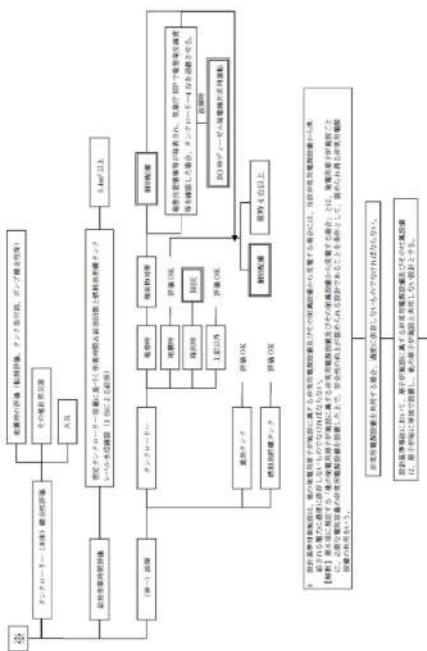
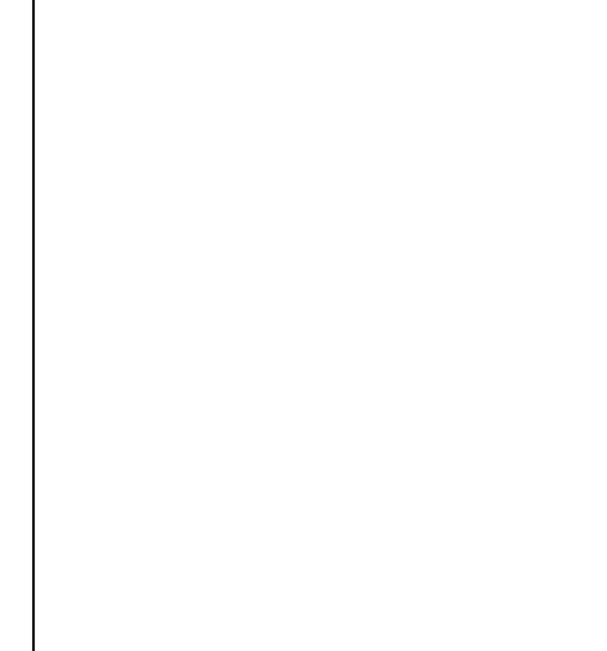
泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>【解説】 7. 本項に規定する「他の発電用原子炉施設に属する非常用電源設備及びその附属設備から受電する場合」には、当該非常用電源設備から供給される電力が、運転に供するものでなければならぬ。</p> <p>8. 設計基準対象施設は、他の発電用原子炉施設に属する非常用電源設備及びその附属設備から受電する場合には、当該非常用電源設備から供給される電力が、運転に供するものでなければならぬ。</p> <p>【解説】 第7項に規定する「他の発電用原子炉施設に属する非常用電源設備及びその附属設備から受電する場合」とは、発電用原子炉施設ごとに、必要な電気消費量の非常用電源設備を設置した上で、安全性の向上が認められる設計であることを条件として、認められた非常用電源設備の运用をい。</p>	 <p>8. 設計基準対象施設は、他の発電用原子炉施設に属する非常用電源設備及びその附属設備から受電する場合には、当該非常用電源設備から供給される電力が、運転に供するものでなければならぬ。</p> <p>【解説】 第7項に規定する「他の発電用原子炉施設に属する非常用電源設備及びその附属設備から受電する場合」とは、発電用原子炉施設ごとに、必要な電気消費量の非常用電源設備を設置した上で、安全性の向上が認められる設計であることを条件として、認められた非常用電源設備の运用をい。</p> <p>非常用電源設備を共用する場合、過度に供給しないものでなければならない。</p> <p>設計基準事例において、発電用原子炉施設に属する非常用電源設備及びその附属設備は、原子炉ごとに単独で設置し、他の発電用原子炉施設と共用しない設計とする。</p> <p>非常用電源設備を分離することに設置する。</p>	 <p>8. 設計基準対象施設は、他の発電用原子炉施設に属する非常用電源設備及びその附属設備から受電する場合には、当該非常用電源設備から供給される電力が、運転に供するものでなければならぬ。</p> <p>【解説】 7. 第7項に規定する「十分な容量」とは、7日間の外部電源喪失を假定しても、非常用ディーゼル発電機等の運転により必要とする電力を供給できることをいう。非常用ディーゼル発電機等の燃料を貯蔵する設備（貯蔵重量区分別5クラス）は、7日分の運転運転に必要な容量以上を整地内で貯蔵できるものであること。</p> <p>非常用電源設備及びその附属設備の多様性又は独立性を確保し、同一故障発生時の機能を確保する。</p> <p>非常用ディーゼル発電機等の燃料を貯蔵する設備（貯蔵重量区分別5クラス）は、7日分の運転運転に必要な容量以上を整地内で貯蔵できるものであること。</p> <p>7日間の外部電源喪失を假定しても、連続運転により必要とする電力を供給できよう。7日前分の容量以上の燃料を整地内のディーゼル発電機燃料油槽内に貯蔵する。</p> <p>ディーゼル発電機燃油槽貯油槽（約140㎘/基、基4）</p> <p>8. 設計基準対象施設は、他の発電用原子炉施設に属する非常用電源設備及びその附属設備から受電する場合には、当該非常用電源設備から供給される電力に過度に供給しないものでなければならない。</p> <p>【解説】 8. 第7項に規定する「他の発電用原子炉施設に属する非常用電源設備及びその附属設備から受電する場合」とは、発電用原子炉施設ごとに、必要な電気消費量の非常用電源設備を設置した上で、安全性の向上が認められる設計であることを条件として、認められた非常用電源設備の运用をい。</p> <p>非常用電源設備を共用する場合、過度に供給しないものでなければならない。</p> <p>設計基準事例において、発電用原子炉施設に属する非常用電源設備及びその附属設備は、発電用原子炉施設ごとに単独で設置し、他の発電用原子炉施設と共に運転しない設計とする。</p> <p>非常用電源設備を分離することに設置する。</p>	<p>【大飯、女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載表現の相違はあるが、実質的な相違なし。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別添）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯、女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載表現の相違はあるが、実質的な相違なし。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別添）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																													
<p style="text-align: center;">技術的能力に係る運用対策等（設計基準）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">設置許可基準対象条文</td> <td style="width: 10%;">対象項目</td> <td style="width: 10%;">区分</td> <td style="width: 70%;">運用対策等</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第33条 保安電源設備</td> <td rowspan="4">開閉所設備、所内電気設備の系統分離</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">送電線、母線等の多重化</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重要安全施設への電力供給</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">受電系統の自動切替</td> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">保護装置による異常検知</td> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>—</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">表1(1/5) 技術的能力に係る運用対策等（設計基準）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">設置許可基準対象条文</td> <td style="width: 10%;">対象項目</td> <td style="width: 10%;">区分</td> <td style="width: 70%;">運用対策等</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第33条 保安電源設備</td> <td rowspan="4">開閉所設備、所内電気設備の系統分離</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守管理</td> <td>電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">送電線、母線等の多重化</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守管理</td> <td>電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重要安全施設への電力供給</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">受電系統の自動切替</td> <td>保守管理</td> <td>電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。</td> </tr> <tr> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">保護装置による異常検知</td> <td>保守管理</td> <td>電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。</td> </tr> <tr> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">表1(2/5) 技術的能力に係る運用対策等（設計基準）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">設置許可基準対象条文</td> <td style="width: 10%;">対象項目</td> <td style="width: 10%;">区分</td> <td style="width: 70%;">運用対策等</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第33条 保安電源設備</td> <td rowspan="5">電流不平衡の監視又は開閉所端子の巡回点検</td> <td>運用・手順</td> <td>・変圧器1次側において1相開放を検知した場合、故障箇所の隔離又は非常用母線を健全な電源から受電できるよう切替えを実施する。 ・1相開放故障が検知されない状態において、安全系機器に悪影響が生じた場合にも、運転員がそれを認知し、適切な対応を行えるよう手順書等を整備する。</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">故障箇所の隔離、受電切替</td> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>—</td> </tr> </table>	設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等	第33条 保安電源設備	開閉所設備、所内電気設備の系統分離	運用・手順	—	体制	—	保守・点検	—	教育・訓練	—	送電線、母線等の多重化	運用・手順	—	体制	—	保守・点検	—	教育・訓練	—	重要安全施設への電力供給	運用・手順	—	体制	—	受電系統の自動切替	保守・点検	—	教育・訓練	—	運用・手順	—	保護装置による異常検知	体制	—	保守・点検	—	教育・訓練	—	設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等	第33条 保安電源設備	開閉所設備、所内電気設備の系統分離	運用・手順	—	体制	—	保守管理	電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	教育・訓練	電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。	送電線、母線等の多重化	運用・手順	—	体制	—	保守管理	電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	教育・訓練	電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。	重要安全施設への電力供給	運用・手順	—	体制	—	受電系統の自動切替	保守管理	電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	教育・訓練	電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。	運用・手順	—	保護装置による異常検知	保守管理	電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	教育・訓練	電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。	運用・手順	—	設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等	第33条 保安電源設備	電流不平衡の監視又は開閉所端子の巡回点検	運用・手順	・変圧器1次側において1相開放を検知した場合、故障箇所の隔離又は非常用母線を健全な電源から受電できるよう切替えを実施する。 ・1相開放故障が検知されない状態において、安全系機器に悪影響が生じた場合にも、運転員がそれを認知し、適切な対応を行えるよう手順書等を整備する。	体制	—	保守・点検	—	教育・訓練	—	運用・手順	—	故障箇所の隔離、受電切替	体制	—	保守・点検	—	教育・訓練	—	運用・手順	—	教育・訓練	—	<p style="color: green; font-weight: bold;">【大飯、女川】</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の他条文の記載と整合を図った。（記載統一） ・記載表現の相違はあるが、実質的な相違なし。
設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等																																																																																																													
第33条 保安電源設備	開閉所設備、所内電気設備の系統分離	運用・手順	—																																																																																																													
		体制	—																																																																																																													
		保守・点検	—																																																																																																													
		教育・訓練	—																																																																																																													
	送電線、母線等の多重化	運用・手順	—																																																																																																													
		体制	—																																																																																																													
		保守・点検	—																																																																																																													
		教育・訓練	—																																																																																																													
	重要安全施設への電力供給	運用・手順	—																																																																																																													
		体制	—																																																																																																													
受電系統の自動切替	保守・点検	—																																																																																																														
	教育・訓練	—																																																																																																														
	運用・手順	—																																																																																																														
保護装置による異常検知	体制	—																																																																																																														
	保守・点検	—																																																																																																														
	教育・訓練	—																																																																																																														
設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等																																																																																																													
第33条 保安電源設備	開閉所設備、所内電気設備の系統分離	運用・手順	—																																																																																																													
		体制	—																																																																																																													
		保守管理	電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。																																																																																																													
		教育・訓練	電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。																																																																																																													
	送電線、母線等の多重化	運用・手順	—																																																																																																													
		体制	—																																																																																																													
		保守管理	電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。																																																																																																													
		教育・訓練	電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。																																																																																																													
	重要安全施設への電力供給	運用・手順	—																																																																																																													
		体制	—																																																																																																													
受電系統の自動切替	保守管理	電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。																																																																																																														
	教育・訓練	電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。																																																																																																														
	運用・手順	—																																																																																																														
保護装置による異常検知	保守管理	電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。																																																																																																														
	教育・訓練	電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。																																																																																																														
	運用・手順	—																																																																																																														
設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等																																																																																																													
第33条 保安電源設備	電流不平衡の監視又は開閉所端子の巡回点検	運用・手順	・変圧器1次側において1相開放を検知した場合、故障箇所の隔離又は非常用母線を健全な電源から受電できるよう切替えを実施する。 ・1相開放故障が検知されない状態において、安全系機器に悪影響が生じた場合にも、運転員がそれを認知し、適切な対応を行えるよう手順書等を整備する。																																																																																																													
		体制	—																																																																																																													
		保守・点検	—																																																																																																													
		教育・訓練	—																																																																																																													
		運用・手順	—																																																																																																													
	故障箇所の隔離、受電切替	体制	—																																																																																																													
		保守・点検	—																																																																																																													
		教育・訓練	—																																																																																																													
		運用・手順	—																																																																																																													
		教育・訓練	—																																																																																																													

自發電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備(別添)

技術的能力に係る運用対策等（設計基準）

大飯発電所3／4号炉	
評議會の監査報告文 第33条 保安電源設備	

女川原子力発電所2号炉			
表1(3/5) 技術的能力に係る運用対策等（設計基準）			
設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等
第33条 保安電源設備	275kV送電線4回線及び66kV送電線1回線	運用・手順	—
		体制	—
		保守・点検	—
		教育・訓練	—
	送電線の物理的分離	運用・手順	—
		体制	—
		保守・点検	—
		教育・訓練	—
	鉄塔基礎の安定性、碍子の耐震性強化	運用・手順	—
		体制	—
保守・点検		—	
教育・訓練	—		

泊発電所3号炉			
表1(4/5) 技術的能力に係る運用対策等（設計基準）			
設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等
第33条 保安電源設備	275kV送電線4回線及び66kV送電線1回線、タイライン構成	運用・手順	—
		体制	—
		保守・点検	—
		教育・訓練	—
	地盤（十分な支持性能）	運用・手順	—
		体制	—
		保守・点検	—
		教育・訓練	—
	遮断器（ガス弛緩開閉装置、ガス遮断器）	運用・手順	—
		体制	—
保守・点検		—	
教育・訓練		—	
地盤（津波の影響を受けない防潮堤等）	運用・手順	—	
	体制	—	
	保守・点検	—	
	教育・訓練	—	
碍子洗浄	運用・手順	・電気設備の塗装を考慮し、定期的に碍子洗浄操作を実施する。 ・また、碍子の汚損が激しい場合は、臨時に碍子洗浄操作を実施する。	
		体制	—
		保守・点検	—
		教育・訓練	—

相違理由
【大飯、女川】 ・記載表現の相違はあるが、実質的な相違なし。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別添）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																		
表1(5/5) 技術的能力に係る運用対策等（設計基準）																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準対象条文</th> <th>対象項目</th> <th>区分</th> <th>運用対策等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第33条 保安電源設備 設備計画基準参考文献</td> <td>施設項目 運用・手順 体制</td> <td>保守管理 電気設備に要求される機能を維持するため、日常点検、定期点検により適切な保守管理を行う。 監視点検においては監視を行っては監視管理に関する教育を実施する。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ガス漏洩检测装置の使用 運用・手順</td> <td>保守・点検</td> <td>電気設備に要求される機能を維持するため、日常点検、定期点検により適切な保守管理を行う。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>蓄電池の容量受けない場合 運用・手順</td> <td>教育・訓練</td> <td>電気設備に要求される機能を維持するため、日常点検、定期点検により適切な保守管理を行う。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>非常用電源設備を号炉毎に設置 運用・手順 保守・点検 教育・訓練</td> <td>保守管理 電気設備に要求される機能を維持するため、日常点検、定期点検により適切な保守管理を行う。</td> <td>—</td> <td>【大飯、女川】 ・記載表現の相違はあるが、実質的な相違なし。</td> </tr> <tr> <td>非常用電源設備の多重化及び独立性を確保してより、同一故障発生時の機器保護が可能 運用・手順</td> <td>教育・訓練</td> <td>電気設備に要求される機能を維持するため、日常点検、定期点検により適切な保守管理を行う。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等	第33条 保安電源設備 設備計画基準参考文献	施設項目 運用・手順 体制	保守管理 電気設備に要求される機能を維持するため、日常点検、定期点検により適切な保守管理を行う。 監視点検においては監視を行っては監視管理に関する教育を実施する。	—	ガス漏洩检测装置の使用 運用・手順	保守・点検	電気設備に要求される機能を維持するため、日常点検、定期点検により適切な保守管理を行う。	—	蓄電池の容量受けない場合 運用・手順	教育・訓練	電気設備に要求される機能を維持するため、日常点検、定期点検により適切な保守管理を行う。	—	非常用電源設備を号炉毎に設置 運用・手順 保守・点検 教育・訓練	保守管理 電気設備に要求される機能を維持するため、日常点検、定期点検により適切な保守管理を行う。	—	【大飯、女川】 ・記載表現の相違はあるが、実質的な相違なし。	非常用電源設備の多重化及び独立性を確保してより、同一故障発生時の機器保護が可能 運用・手順	教育・訓練	電気設備に要求される機能を維持するため、日常点検、定期点検により適切な保守管理を行う。	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象項目</th> <th>区分</th> <th>運用対策等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガス絶縁閉鎖装置の使用 運用・手順 体制</td> <td>保守管理 電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>地盤 (厚度の影響を受けない敷地高さ) 運用・手順 体制</td> <td>教育・訓練 電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>逆風障害の設置、ボリマーブラストの採用、ケーブル引き込みによる接続 運用・手順 体制</td> <td>保守管理 電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>非常用電源設備の多重化及び独立性を確保しており、單一故障発生時の機器保護が可能 運用・手順 体制</td> <td>教育・訓練 電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7日間分の容量以上の燃料貯蔵、燃料輸送 運用・手順 保守・点検 教育・訓練</td> <td>保守管理 電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7日間分の容量以上の燃料を敷地内でのディーゼル発電機燃料油貯蔵に認定 運用・手順 体制</td> <td>教育・訓練 電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>非常用電源設備を号炉ごとに設置 運用・手順 体制</td> <td>保守管理 電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守管理 教育・訓練</td> <td>教育・訓練 電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	対象項目	区分	運用対策等	ガス絶縁閉鎖装置の使用 運用・手順 体制	保守管理 電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	—	地盤 (厚度の影響を受けない敷地高さ) 運用・手順 体制	教育・訓練 電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。	—	逆風障害の設置、ボリマーブラストの採用、ケーブル引き込みによる接続 運用・手順 体制	保守管理 電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	—	非常用電源設備の多重化及び独立性を確保しており、單一故障発生時の機器保護が可能 運用・手順 体制	教育・訓練 電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。	—	7日間分の容量以上の燃料貯蔵、燃料輸送 運用・手順 保守・点検 教育・訓練	保守管理 電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	—	7日間分の容量以上の燃料を敷地内でのディーゼル発電機燃料油貯蔵に認定 運用・手順 体制	教育・訓練 電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	—	非常用電源設備を号炉ごとに設置 運用・手順 体制	保守管理 電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	—	保守管理 教育・訓練	教育・訓練 電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。	—	
設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等																																																		
第33条 保安電源設備 設備計画基準参考文献	施設項目 運用・手順 体制	保守管理 電気設備に要求される機能を維持するため、日常点検、定期点検により適切な保守管理を行う。 監視点検においては監視を行っては監視管理に関する教育を実施する。	—																																																		
ガス漏洩检测装置の使用 運用・手順	保守・点検	電気設備に要求される機能を維持するため、日常点検、定期点検により適切な保守管理を行う。	—																																																		
蓄電池の容量受けない場合 運用・手順	教育・訓練	電気設備に要求される機能を維持するため、日常点検、定期点検により適切な保守管理を行う。	—																																																		
非常用電源設備を号炉毎に設置 運用・手順 保守・点検 教育・訓練	保守管理 電気設備に要求される機能を維持するため、日常点検、定期点検により適切な保守管理を行う。	—	【大飯、女川】 ・記載表現の相違はあるが、実質的な相違なし。																																																		
非常用電源設備の多重化及び独立性を確保してより、同一故障発生時の機器保護が可能 運用・手順	教育・訓練	電気設備に要求される機能を維持するため、日常点検、定期点検により適切な保守管理を行う。	—																																																		
対象項目	区分	運用対策等																																																			
ガス絶縁閉鎖装置の使用 運用・手順 体制	保守管理 電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	—																																																			
地盤 (厚度の影響を受けない敷地高さ) 運用・手順 体制	教育・訓練 電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。	—																																																			
逆風障害の設置、ボリマーブラストの採用、ケーブル引き込みによる接続 運用・手順 体制	保守管理 電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	—																																																			
非常用電源設備の多重化及び独立性を確保しており、單一故障発生時の機器保護が可能 運用・手順 体制	教育・訓練 電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。	—																																																			
7日間分の容量以上の燃料貯蔵、燃料輸送 運用・手順 保守・点検 教育・訓練	保守管理 電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	—																																																			
7日間分の容量以上の燃料を敷地内でのディーゼル発電機燃料油貯蔵に認定 運用・手順 体制	教育・訓練 電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	—																																																			
非常用電源設備を号炉ごとに設置 運用・手順 体制	保守管理 電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	—																																																			
保守管理 教育・訓練	教育・訓練 電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。	—																																																			

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備(別添)

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	DB34-9 r. 12. 0
提出年月日	令和5年7月31日

泊発電所 3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表

第34条 緊急時対策所

令和5年7月
北海道電力株式会社

□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

大飯発電所 3／4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<u>比較結果等をとりまとめた資料</u>			
1. 先行審査実績等を踏まえた泊 3 号炉まとめ資料の変更状況(2017 年 3 月以降)			
1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由			
<p>a. 大飯 3／4 号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし</p> <p>b. 女川 2 号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：下記 1 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブルーム通過時に緊急時対策所の居住性を確保するために必要な機器であるため、緊急時対策所内の圧力計を SA 設備とした。 <p>c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし</p> <p>d. 当社が自主的に変更したもの：下記 2 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所可搬型エリアモニタの線量率特性から線源がなくても最大 0.002mSv/h を示す可能性があり、空気供給装置加圧の判断基準が 0.001mSv/h では加圧を誤判断する可能性があること、また、万一、緊急時対策所内へ希ガスが流入した際は瞬時に線量率が急上昇することを踏まえ、他社の判断基準を参考に緊急時対策所可搬型エリアモニタによる緊急時対策所内の空気供給装置加圧の判断基準を「0.001mSv/h」から「0.1mSv/h」に変更した。(2.4 換気設備及び加圧設備について) ・屋外のモニタリング設備による緊急時対策所内の空気供給装置加圧の判断基準（5mGy/h）は、モニタリングポスト、モニタリングステーション並びに海側及び緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストの他、可搬型モニタリングポストによる代替測定の基本設置場所（モニタリングポスト及びモニタリングステーション付近）を対象に、3 号炉原子炉格納容器からの直接線及びスカイシャイン線の線量率が最も高くなるモニタリングポスト 7 の設置場所の線量率（約 3.5mSv/h）を基に設定していた。しかし、本加圧判断は全ての屋外のモニタリング設備を対象としている方針を踏まえると、可搬型モニタリングポストによるアクセスルート上の代替測定場所も含め当該線量率が最も高くなる場所の線量率を基に判断基準を設定するのが適切である。このため、当該線量率が最も高くなるモニタリングステーションのアクセスルート上の代替測定場所の線量率が約 28mGy/h になること、また、ブルーム通過時の線量率が 100mGy/h 以上になることを踏まえ、判断基準を「5mGy/h」から「30mGy/h」に変更した。(2.4 換気設備及び加圧設備について) 			
1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由			
<p>a. 大飯 3／4 号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし</p> <p>b. 女川 2 号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：下記 2 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急体制（原子力防災体制）については技術的能力 1.0 において整理されているが、緊急時対策所での活動における基本事項であることから、資料の充実が必要と判断し追加した。 (5.6 緊急体制について) ・緊急時対策所の照明設備の設置状況の記載を追記及び照明消灯時の運営方法について、乾電池内蔵型照明（ワークライト及びヘッドライト）を設置し必要な照度を確保できることを追記した。 <p>c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：下記 7 件。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所入構者の避難誘導方法について誰がどのように行うか記載を充実した。(3.2 事象発生後の要員の動きについて) ・発電所外への放射性物質の拡散抑制のために必要な緊対所の要員について対応班ごとの役割及び必要人数について整理し資料を追加した。(5.5 緊急時対策所の要員とその運用について) ・迅速な判断を可能とするため、ブルーム通過後に空気供給装置による加圧を停止し空気浄化設備へ切り替える追加条件として、緊急時対策所の付近に設置するモニタリングポストの線量率を 0.5mGy/h（0.5mSv/h として換算し、仮に 7 日間被ばくし続けたとしても 100mSv を超えることのない値）に設定した。(2.4 換気設備及び加圧設備について) ・有効性評価の事象進展の判断に用いるパラメータと ERSS へ伝送されるパラメータの関係について整理した資料を追加した。(5.4 安全パラメータ表示システム (SPDS) のデータ伝送概要とパラメータについて) ・平日勤務時間中の初動体制時に対応する要員に関する記載を充実した。(3.2 事象発生後の要員の動きについて) ・緊急時対策所内に必要なスペースについて休憩等を考慮してもスペースが確保されていることの資料を追加した。(2.1 建物及び収容人数) ・ブルーム通過時に緊急時対策所にとどまる要員以外の構外への一時避難場所について記載を充実した。(3.2 事象発生後の要員の動きについて) <p>d. 当社が自主的に変更したもの：なし</p>			
1-3) パックフィット関連事項			
<ul style="list-style-type: none"> ・有毒ガス防護対策 			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由				
2.まとめ資料との比較結果の概要										
2-1) 設備名称・用語等の相違(以下については、相違理由欄に差異理由を記載しない)										
No.	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	泊発電所3号炉	備考					
1	3号炉及び4号炉中央制御室	中央制御室	中央制御室	中央制御室	大飯は複数号炉の同時申請のため対象の中央制御室が2つである。泊は3号炉単独のため号炉の記載はしない。					
2	身体サーベイエリア	サーベイエリア	スクリーニングエリア	スクリーニングエリア	名称の相違 ・ チェンジングエリア内にある要員の汚染検査を行うエリアを示しているものであり、各社相違はない。					
3	(記載なし)	下足エリア	靴着脱エリア	靴着脱エリア						
4	緊急時対策所遮蔽	緊急時対策所遮蔽	緊急時対策所遮へい	緊急時対策所遮へい	緊急時対策所指揮所遮へい	設備名称の相違				
5	緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	緊急時対策所可搬型エリアモニタ	緊急時対策所可搬型エリアモニタ	緊急時対策所可搬型エリアモニタ	設備名称の相違					
6	可搬式モニタリングポスト	可搬式モニタリングポスト	可搬式モニタリングポスト	可搬式モニタリングポスト	設備名称の相違					
7	緊急時対策所非常用空気浄化ファン	緊急時対策所非常用送風機	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	設備名称の相違					
8	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット	緊急時対策所非常用フィルタ装置	可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	設備名称の相違					
9	空気供給装置	緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）	空気供給装置（空気ポンベ）	空気供給装置（空気ポンベ）	設備名称の相違					
10	微粒子フィルタ	高性能エアフィルタ	微粒子フィルタ	微粒子フィルタ	設備名称の相違					
11	よう素フィルタ	チャコールエアフィルタ	よう素フィルタ	よう素フィルタ	設備名称の相違					
12	(記載なし)	差圧計	圧力計	圧力計	設備名称の相違 ・ 女川は緊急時対策所内と建屋内の別エリアとの差圧、泊は緊急時対策所内と屋外との差圧を測定しているが、どちらも緊急時対策所内の正圧を維持し、放射性物質の流入防止を行うために必要な設備であるため、「設備名称の相違」に分類する。					
13	酸素濃度計	酸素濃度計	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	設備名称の相違 ・ 大飯、女川は酸素濃度及び二酸化炭素濃度をそれぞれの計器で測定する。					
	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計			・ 泊は酸素濃度及び二酸化炭素濃度を1つの計器で測定する。 ・ 設備が持つ機能に相違はないため、「設備名称の相違」に分類する。					
14	緊急時対策所情報収集設備	安全パラメータ表示システム（SPDS）	安全パラメータ表示システム（SPDS）	安全パラメータ表示システム（SPDS）	設備名称の相違					
15	安全パラメータ表示システム（SPDS）	データ収集装置	データ収集計算機	データ収集計算機	設備名称の相違					
16	安全パラメータ伝送システム	SPDS伝送装置	ERSS伝送サーバ	ERSS伝送サーバ	設備名称の相違					
17	SPDS表示装置	SPDS表示装置	データ表示端末	データ表示端末	設備名称の相違					
18	電源車（緊急時対策所用）	電源車（緊急時対策所用）	緊急時対策所用発電機	緊急時対策所用発電機	設備名称の相違					
19	タンクローリー	タンクローリー	可搬型タンクローリー	可搬型タンクローリー	設備名称の相違					
20	衛星電話（固定）	衛星電話設備（固定型）	衛星電話設備（固定型）	衛星電話設備（固定型）	設備名称の相違					
21	衛星電話（携帯）	衛星電話設備（携帯型）	衛星電話設備（携帯型）	衛星電話設備（携帯型）	設備名称の相違					
22	(記載なし)	無線連絡設備（携帯型）	無線連絡設備（携帯型）	無線連絡設備（携帯型）	設備名称の相違					
23	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	設備名称の相違					
24	運転指令設備	送受話設備（ペーディング）（警報装置を含む。）	運転指令設備（警報装置を含む。）	運転指令設備（警報装置を含む。）	設備名称の相違					
25	加入電話	局線加入電話設備	加入電話設備	加入電話設備	設備名称の相違					
26	多様性拡張設備	自主対策設備	自主対策設備	自主対策設備	記載名称の相違					
27	放射線管理班	放射線管理班	放管班	放管班	組織名称の相違					

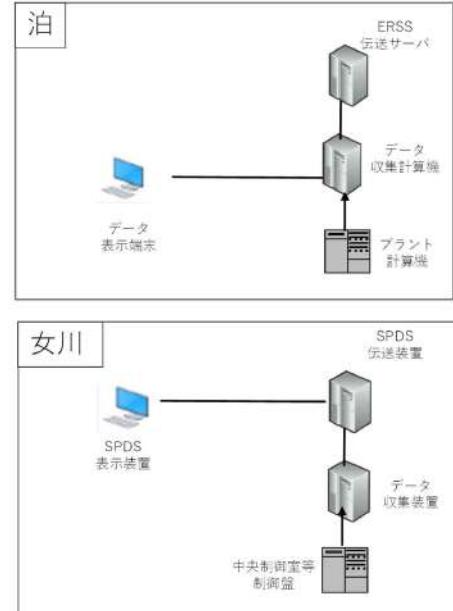
泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
2-2) 設備または設計方針の相違(以下については、相違理由欄に相違No.を記載する)						
No.	項目	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉		備考(相違理由等)
①	緊急時対策所の構成の相違	緊急時対策所は、緊急時対策所建屋内に設ける。 【柏崎刈羽原子力発電所6／7号炉】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)から構成される設計とする。 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は5号炉原子炉建屋に設置する設計とする。	緊急時対策所は、緊急時対策室及びSPDS室から構成され、緊急時対策建屋に設置する。	緊急時対策所は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所から構成され、それぞれ独立した建屋を敷地高さ T.P.39mに設置する。		泊は、緊急時対策所指揮所に指示を行う要員を収容し、緊急対策所待機所には現場作業を行う要員を収容する。主な活動場所を分割することで要員の緊急時対策所への入退室の動線や多数の要員の会話による本部内指示又は現場への指示に係る会話の輻輳を避けることができる。緊急時対策所指揮所では指揮命令に専念・集中でき、緊急時対策所待機所では多数の会話により発生する喧騒を低減することで、厳しい現場環境下で活動する現場要員の安全と休息を確保する場所とし、再出勤時に向け十分な休息ができる環境を整えることができる。 【緊急時対策所を指揮所と待機所に分割し、要員の収容場所としている点は、柏崎6／7号炉の緊急時対策所(対策本部)及び緊急時対策所(待機場所)と同様】 また、緊急時対策所には電力保安用通信設備や運転指令設備等の通信連絡設備に加え、指揮所・待機所専用の通信連絡設備として、インターフォン及びテレビ会議システム(指揮所・待機所間)(本項目⑧参照)を設置することにより、待機所の現場要員は居室を往来することなく本部要員からの指揮命令を受け取り、現場要員から指揮所に収容する本部要員への報告事項を伝達することが可能であり、確実な指揮命令系統の維持及び円滑なコミュニケーションができるようしている。
②	可搬型気象観測設備の有無	記載なし	記載なし	可搬型気象観測設備		泊は第19回審査会合(H25.9.12)で受けた指摘に対し、H25.10.22の回答でブルーム通過方向の把握のため緊急時対策所付近に可搬型気象観測設備を設置することとした。具体的には空気供給装置による緊急時対策所内の加圧から可搬型空气净化装置への切替えの判断材料の参考として、ブルームの方向が緊急時対策所方面か否かの確認に可搬型気象観測設備を使用する。
③	緊急時衛星通報システムの有無	緊急時衛星通報システム	記載なし	記載なし		大飯3／4号炉は、重大事故等発生時にも自治体等への通報連絡を行なうことができる設備として緊急時衛星通報システムを設置しているが、泊では衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(FAX)にてその機能を充足するため、重大事故等に対応可能であると判断している。 (緊急時衛星通報システムは、泊3号炉を含めた他プラントでは設置していない。)
④	携行型通話装置の記載	携行型通話装置	記載なし	記載なし		大飯3／4号炉は、緊急時対策所と中央制御室との連絡手段として携行型通話装置を配備しているが、泊3号炉は、衛星電話設備を配備することで機能を充足するため、重大事故等に対応可能と判断している。 (緊急時対策所の通信連絡手段としていないのは女川と同様。)
⑤	(欠番)					
⑥	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプによる燃料のくみ上げ	記載なし	記載なし	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ		泊3号炉は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽からタンクローリーへ燃料を汲み上げる手段として、タンクローリー付きの給油ポンプによりディーゼル発電機燃料油貯油槽から直接燃料を汲み上げる手段と、3号炉建屋内ルートにホースを敷設し燃料油移送ポンプを使用して燃料を汲み上げる手段の2つの手段を整備することにより、燃料補給するための複数のルートを確保している。
⑦	燃料タンクの配備	燃料油貯蔵タンク 重油タンク	軽油タンク 緊急時対策所軽油タンク	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 燃料タンク(SA)		・大飯3／4号炉は、燃料補給用として燃料油貯蔵タンクに加えて重油タンクを配備しており、7日間の重大事故対応が可能な備蓄量を確保している。 ・女川2号炉は、緊急時対策所軽油タンクを配備しており、7日間以上連續給電が可能としている。 ・泊3号炉は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)(女川2号炉の軽油タンクに相当する設備)に7日間以上重大事故等対応設備の運転可能な備蓄量を確保しており、定期的又はブルーム通過前にタンクローリーを用いて緊急時対策所用発電機に燃料を補給する手順を整備することでブルーム通過時においても燃料を補給せずに運転できる設計としている。 (ディーゼル発電機燃料と合わせて重大事故等時に必要な燃料を保管すること及びタンクローリーを用いた燃料補給は大飯3／4号炉と同様)

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
2-2) 設備または設計方針の相違(以下については、相違理由欄に相違No.を記載する)						
No.	項目	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	備考(相違理由等)	
⑧	指揮所・待機所間の連絡手段	記載なし	記載なし	インターフォン テレビ会議システム(指揮所・待機所間)	インターフォン及びテレビ会議システム(指揮所・待機所間)は、指揮所、待機所間を往来することなく、十分なコミュニケーションを可能にする目的で設置しており、指揮所の本部要員から手順に係る指示、活動場所の線量等量率、アクセスルートの状況、火災発生状況等の活動場所の現場環境情報の伝達、また待機所の現場要員からの現場活動結果の報告をインターフォン又はテレビ会議システム(指揮所・待機所間)を利用し会話や画像等で図示しながらの情報のやり取りをすることで要員の情報連携が可能である。 (指揮所・待機所間の連絡手段としてテレビ会議システムを配備しているプラントは泊3号炉のみ。インターフォンについては高浜、大飯(旧緊迫所)と同様)	
⑨	空調設備の設置場所	緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び空気供給装置(空気ポンベ)を緊急時対策所近傍に設置する。	緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置及び緊急時対策所加圧設備(空気ポンベ)を緊急時対策建屋内に設置する。	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び空気供給装置(空気ポンベ)を空調上屋に設ける。 空調上屋は2棟あり、それぞれ指揮所及び待機所に隣接して設置する。	大飯3／4号炉は屋外に空調設備を設置しているが、泊3号炉及び女川2号炉は、屋内に設置している。 泊3号炉は空調設備専用の建屋(空調上屋)、女川2号炉は緊急時対策建屋に設置しているという違いはあるものの、屋内に設置していることで空調設備を風雪等の外部事象から防護できるという点は同様である。	
⑩	電源構成	非常用母線からの受電が喪失した場合は、緊急時対策所の代替交流電源として電源車(緊急時対策所用)を起動する。同形式の電源車(緊急時対策所用)は3台配備し、多重性を確保するとともに補修点検の対応を可能にする。また、緊急時対策所でプラントパラメータを確認するための設備である安全パラメータ表示システム(S P D S)、安全パラメータ伝送システムの電源として空冷式非常用発電機を2台配備し、多重性を確保している。	緊急時対策所用高圧母線J系を有し、通常時は2号炉の非常用高圧母線から受電する。 代替電源としてガスタービン発電機または電源車(緊急時対策所用)により給電し、多様性を有する。	緊急時対策所の代替電源として緊急時対策所用発電機により給電する。同形式の緊急時対策所用発電機は予備機を含めて複数台保有し、多重性を有している。また、3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機、ERSS伝送サーバ及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、全交流動力電源喪失時において、代替非常用発電機より給電する。	・電源構成の相違 泊3号炉の通信連絡設備は設置許可基準規則第35条からの要求である「常時使用できること」を満足するため通常時、泊3号炉の非常用低圧母線から受電している。 また、緊急時対策所に設置する無停電運転保安灯についても3号炉非常用低圧母線から受電する設計としている。 泊3号炉の通信連絡設備等を除く緊急時対策所の電源は、通常時は1号又は2号炉の所内常用母線から受電している。1号若しくは2号炉所内常用母線の電源喪失時又は3号炉非常用低圧母線の電源喪失には緊急時対策所内の分電盤で緊急時対策所用発電機からの受電に切り替える設計としている。 (非常用母線及び常用母線から受電できる電源系統構成は東海第二と同様。)	

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉		泊発電所 3 号炉	
No.	項目	大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	備考（相違理由等）
2-2) 設備または設計方針の相違(以下については、相違理由欄に相違 No. を記載する)					
⑪	安全パラメータ表示システム (SPDS) の構成	3.4 条記載 ■必要な情報を把握できる設備 (緊急時対策所情報収集設備) <ul style="list-style-type: none">・安全パラメータ表示システム・安全パラメータ伝送システム・SPDS 表示装置	3.4 条記載 ■必要な情報を把握できる設備 (安全パラメータ表示システム) <ul style="list-style-type: none">・データ収集装置・SPDS 伝送装置・SPDS 表示装置	34 条記載 ■必要な情報を把握できる設備 (安全パラメータ表示システム (SPDS)) <ul style="list-style-type: none">・データ収集計算機・ERSS 伝送サーバ・データ表示端末	<ul style="list-style-type: none"> ・安全パラメータ表示システム (SPDS) のシステム設計の相違により、泊は表示端末が収集部に当たる「データ収集計算機」と接続されているが、女川は表示端末がサーバ部に当たる「SPDS 伝送装置」と接続されている。 ・女川 2 号炉と泊 3 号炉で、機器構成、設置位置に相違があるが、緊急時対策所におけるデータ表示の機能及び ERSS への伝送機能に相違はない。 ・なお、大飯 3 / 4 号炉と泊 3 号炉で、機器構成、設置位置、設備の役割は同じ。 
⑫	無線連絡設備（固定型）の有無	記載なし	無線連絡設備（固定型）	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> ・女川 2 号炉で中央制御室及び緊急時対策所に設置している無線連絡設備（固定型）は、泊 3 号炉では設置していないが、衛星電話設備（固定型）にてその機能を充足するため、重大事故等に対処可能と判断している。（大飯 3 / 4 号炉、伊方 3 号炉と同様）
⑬	衛星電話設備（FAX）の有無	記載なし	記載なし	衛星電話設備（FAX）	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所に設置する加入電話設備（FAX）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（IP-FAX）とともに利用することで緊急時対策所内からの通報連絡や社内外関係者との連絡に多様性を持たせるため、緊急時対策所に衛星電話設備（FAX）を設置し利用可能としている。（柏崎と同様）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由

2-3) 緊急時対策所の記載に係る相違(以下については、相違理由欄に相違No.を記載する)

No.	柏崎刈羽原子力発電所6／7号炉	泊発電所3号炉	備考(相違理由等)
①	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所 	<ul style="list-style-type: none"> ・柏崎刈羽原子力発電所6／7号炉の緊急時対策所として申請している対象を明確化するため、「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所」とし、対象を明確化している。 ・泊発電所3号炉では、号炉、建物を区別する必要がないことから「緊急時対策所」と記載する。(女川2号炉と同様) ・設置許可基準規則要求事項に対する設計方針を示す場合、手順や資料名称等を示す場合には「緊急時対策所」と記載する。 ・全体的な場所を示すときは「緊急時対策所」とする。(説明自体が指揮所又は待機所のある箇所を特定して説明するものではない場合)
②	<ul style="list-style-type: none"> ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所 	<ul style="list-style-type: none"> ・電源設備、チャンジングエリアについては、柏崎刈羽原子力発電所6／7号炉の「対策本部」と「待機場所」で同一のものを使用することから、「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の…」という記載を用いているが、泊発電所3号炉では指揮所用と待機所用にそれぞれ設置する構成であり設備構成が異なることから、2つを同時に説明する場合に「及び」で併記する。 ・通信連絡設備については、柏崎刈羽原子力発電所6／7号炉では、「対策本部」に設置又は保管しており、対策本部と待機場所の区別をせず「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の…」という記載を用いているが、泊3号炉では、指揮所と待機所それぞれに設置している設備もあり設備構成がことなることから、2つ同時に説明する場合は「及び」で併記する。
		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所指揮所 	<ul style="list-style-type: none"> ・泊発電所3号炉の安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちデータ表示端末については、緊急時対策所指揮所のみに設置していることから、データ表示端末の具体的な設置場所を示す場合には、「緊急時対策所指揮所」と記載する。
③	<ul style="list-style-type: none"> ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部） ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所） (単に「対策本部」及び「待機場所」と記載する場合を含む。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所 ・緊急時対策所指揮所 ・緊急時対策所待機所 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備設置場所の記載において、同一仕様の設備が指揮所及び待機所に設置又は保管されている場合は、「緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所」と記載する。 ・柏崎刈羽原子力発電所6／7号炉では、「対策本部」と「待機場所」で空調及び遮蔽の設備仕様や構成が異なるため、説明時に「対策本部」と「待機場所」に章を分割している場合があるが、泊発電所3号炉は「指揮所」と「待機所」で空調及び遮蔽の設備仕様や構成が同じため章分けはせず、「及び」で併記する。 ・泊発電所3号炉は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の2棟から構成する設計であり、設備の具体的な設置場所、保管場所、操作場所等、指揮所又は待機所のいづれかの棟が該当する場合、「緊急時対策所指揮所」、「緊急時対策所待機所」と、その場所を特定して記載する。 ・居住性に係る被ばく評価において、柏崎刈羽原子力発電所6／7号炉では対策本部の評価を代表として行っているため対策本部のみ記載している箇所について、泊発電所3号炉では、指揮所と待機所それぞれの評価を行っているため、同一の条件等を記載するときは「及び」で併記し、条件が異なる場合は書き分ける。 ・柏崎刈羽原子力発電所6／7号炉においても、対策本部又は待機場所を具体的に示す場合には「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）」、「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）」という記載を用いている。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第34条：緊急時対策所 <目次></p> <p>1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 1.2 追加要求事項に対する適合性 1.3 気象等 1.4 設備等</p> <p>2. 緊急時対策所について 2.1 緊急時対策所 2.2 必要な情報を把握できる設備 2.3 通信連絡設備 2.4 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計</p> <p>3. 別添 別添1 緊急時対策所について（被ばく評価除く） 別添2 運用、手順説明資料 緊急時対策所</p>	<p>第34条：緊急時対策所 <目次></p> <p>1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 1.2 追加要求事項に対する適合性 (1)位置、構造及び設備 (2)安全設計方針 (3)適合性説明 1.3 気象等 1.4 設備等</p> <p>2. 緊急時対策所について 2.1 緊急時対策所 2.2 必要な情報を把握できる設備 2.3 通信連絡設備 2.4 酸素濃度・二酸化炭素濃度計</p> <p>別添1 泊発電所3号炉 緊急時対策所(補足説明資料) 別添2 泊発電所3号炉 運用、手順説明資料 緊急時対策所</p>	<p>【女川】 ・資料名称の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<概要>	<概要> 1.において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する女川原子力発電所2号炉における適合性を示す。 2.において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。 3.において、追加要求事項に適合するための運用、手順等を抽出し、必要となる対策等を整理する。	<概要> 1.において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する泊発電所3号炉における適合性を示す。 2.において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備、運用等について説明する。 3.において、追加要求事項に適合するための運用、手順等を抽出し、必要となる対策等を整理する。	<p>【女川】 ・名称の相違（申請プラント名称の相違。以降、同様の記載箇所については、相違理由記載を省略する。）</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 緊急時対策所について、設置許可基準規則第34条及び技術基準規則第46条において、追加要求事項を明確化する。設置許可基準規則第34条及び技術基準規則第46条の要求事項を、第1.1-1表に示す。</p>	<p>1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 緊急時対策所について、設置許可基準規則第34条及び技術基準規則第46条において、追加要求事項を明確化する。設置許可基準規則第34条及び技術基準規則第46条の要求事項を、第1.1-1表に示す。</p>	

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由												
	<p style="text-align: center;">第 1.1-1 表 「設置許可基準規則」第 34 条及び「技術基準規則」第 46 条要件項目 求事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>設置許可基準規則 第 34 条（緊急時対策所）</th><th>技術基準規則 第 46 条（緊急時対策所）</th><th>備考</th></tr> <tr> <td>工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。</td><td>工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けしなければならない。</td><td>変更なし</td></tr> </table>	設置許可基準規則 第 34 条（緊急時対策所）	技術基準規則 第 46 条（緊急時対策所）	備考	工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。	工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けしなければならない。	変更なし	<p style="text-align: center;">第 1.1-1 表 「設置許可基準規則」第 34 条及び「技術基準規則」第 46 条要件項目 求事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>設置許可基準規則 第 34 条（緊急時対策所）</th><th>技術基準規則 第 46 条（緊急時対策所）</th><th>備考</th></tr> <tr> <td>工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。</td><td>工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けしなければならない。 2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有害ガスの発生・検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において動的的に警報するための装置の対策所に対するための対策をとるべきである。 (解釈)</td><td>追加要件項目 1. 第 4.6 条に規定する「緊の時対策所」の機能としては、一次冷却系統失敗等が発生した場合において、關係要員が必要な期間にわたり滞在でき、原子炉制御室内の運転及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において動的的に警報するための装置の対策所に対するための対策をとるべきである。 2 緊急時対策所及びその他の適切な防護措置を講じなければならない。 (解釈) 1. 第 2 項に規定する「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生源の対応能力が低められた場合におけるものである。 「有毒ガスが発生した場合」とは、有毒ガスが緊急時対策所の指示要目に対して影響により、指揮要員の対応能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがあることをいう。</td></tr> </table>	設置許可基準規則 第 34 条（緊急時対策所）	技術基準規則 第 46 条（緊急時対策所）	備考	工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。	工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けしなければならない。 2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有害ガスの発生・検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において動的的に警報するための装置の対策所に対するための対策をとるべきである。 (解釈)	追加要件項目 1. 第 4.6 条に規定する「緊の時対策所」の機能としては、一次冷却系統失敗等が発生した場合において、關係要員が必要な期間にわたり滞在でき、原子炉制御室内の運転及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において動的的に警報するための装置の対策所に対するための対策をとるべきである。 2 緊急時対策所及びその他の適切な防護措置を講じなければならない。 (解釈) 1. 第 2 項に規定する「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生源の対応能力が低められた場合におけるものである。 「有毒ガスが発生した場合」とは、有毒ガスが緊急時対策所の指示要目に対して影響により、指揮要員の対応能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがあることをいう。	<p style="color: #0070C0;">【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載内容の相違 有毒ガス防護に関する規則改正（設置許可基準規則第 34 条）に伴い、有毒ガス防護に対する要求事項を記載。
設置許可基準規則 第 34 条（緊急時対策所）	技術基準規則 第 46 条（緊急時対策所）	備考													
工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。	工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けしなければならない。	変更なし													
設置許可基準規則 第 34 条（緊急時対策所）	技術基準規則 第 46 条（緊急時対策所）	備考													
工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。	工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けしなければならない。 2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有害ガスの発生・検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において動的的に警報するための装置の対策所に対するための対策をとるべきである。 (解釈)	追加要件項目 1. 第 4.6 条に規定する「緊の時対策所」の機能としては、一次冷却系統失敗等が発生した場合において、關係要員が必要な期間にわたり滞在でき、原子炉制御室内の運転及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において動的的に警報するための装置の対策所に対するための対策をとるべきである。 2 緊急時対策所及びその他の適切な防護措置を講じなければならない。 (解釈) 1. 第 2 項に規定する「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生源の対応能力が低められた場合におけるものである。 「有毒ガスが発生した場合」とは、有毒ガスが緊急時対策所の指示要目に対して影響により、指揮要員の対応能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがあることをいう。													

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則 第34条(緊急時対策所)</th><th>技術基準規則 第46条(緊急時対策所)</th><th>備考</th><th>追加要求事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>2 第2項に規定する「有毒ガスが発生した場合」とは、緊急時対策所の指示要員の吸気中の有毒ガスの濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を超えるおそれがあることをいう。「工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置の設置」については「有毒ガスの発生を検出し警報するための装置に関する要求事項（別記－9）」によること。</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則 第34条(緊急時対策所)	技術基準規則 第46条(緊急時対策所)	備考	追加要求事項		2 第2項に規定する「有毒ガスが発生した場合」とは、緊急時対策所の指示要員の吸気中の有毒ガスの濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を超えるおそれがあることをいう。「工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置の設置」については「有毒ガスの発生を検出し警報するための装置に関する要求事項（別記－9）」によること。			<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載内容の相違 有毒ガス防護に関する規則改正（設置許可基準規則第34条）に伴い、有毒ガス防護に対する要求事項を記載。
設置許可基準規則 第34条(緊急時対策所)	技術基準規則 第46条(緊急時対策所)	備考	追加要求事項								
	2 第2項に規定する「有毒ガスが発生した場合」とは、緊急時対策所の指示要員の吸気中の有毒ガスの濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を超えるおそれがあることをいう。「工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置の設置」については「有毒ガスの発生を検出し警報するための装置に関する要求事項（別記－9）」によること。										

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項に対する整合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>口. 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>A. 3号炉</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(ac) 緊急時対策所</p> <p>発電用原子炉施設には、1次冷却系統に係る原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>a. 設計基準対処施設</p> <p>(ac) 緊急時対策所</p> <p>発電用原子炉施設には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、<u>対策本部と待機場所から構成する5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>を中央制御室以外の場所に設置する。</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>口. 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(ac) 緊急時対策所</p> <p>発電用原子炉施設には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>口. 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(ac) 緊急時対策所</p> <p>発電用原子炉施設には、1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所から構成する緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</p>	<p>【女川】 ・記載表現の相違</p> <p>【女川】 ・設計の相違（相違理由①）</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																									
【参考】既許可発電プラントと泊発電所における特定された（スクリーニング評価対象の）敷地内外固定源及び敷地内可動源の有無並びに敷地内可動源への対応について																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>東海第二、島根 先行PWR3社</th><th>女川</th><th>柏崎</th><th>泊</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地内固定源</td><td>あり</td><td>なし</td><td></td><td>なし (女川、柏崎と同様)</td></tr> <tr> <td>敷地内可動源</td><td>あり</td><td>なし</td><td>あり</td><td>(東海第二等、柏崎と同様)</td></tr> <tr> <td>敷地内可動源への対応</td><td>スクリーニング評価 を実施せず、漏洩時の 防護措置を講じる</td><td>対応なし</td><td>スクリーニン グ評価を実施</td><td>スクリーニング評価を実施せ ず、漏洩時の防護措置を講じる (東海第二等と同様)</td></tr> <tr> <td>敷地外固定源</td><td>あり (美浜、玄海はなし)</td><td>あり</td><td></td><td>なし</td></tr> </tbody> </table>		東海第二、島根 先行PWR3社	女川	柏崎	泊	敷地内固定源	あり	なし		なし (女川、柏崎と同様)	敷地内可動源	あり	なし	あり	(東海第二等、柏崎と同様)	敷地内可動源への対応	スクリーニング評価 を実施せず、漏洩時の 防護措置を講じる	対応なし	スクリーニン グ評価を実施	スクリーニング評価を実施せ ず、漏洩時の防護措置を講じる (東海第二等と同様)	敷地外固定源	あり (美浜、玄海はなし)	あり		なし		
	東海第二、島根 先行PWR3社	女川	柏崎	泊																								
敷地内固定源	あり	なし		なし (女川、柏崎と同様)																								
敷地内可動源	あり	なし	あり	(東海第二等、柏崎と同様)																								
敷地内可動源への対応	スクリーニング評価 を実施せず、漏洩時の 防護措置を講じる	対応なし	スクリーニン グ評価を実施	スクリーニング評価を実施せ ず、漏洩時の防護措置を講じる (東海第二等と同様)																								
敷地外固定源	あり (美浜、玄海はなし)	あり		なし																								
【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】																												
<p>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源及び可動源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。</p> <p>可動源の輸送ルートは、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。</p>																												
【女川原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】																												
<p>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源及び可動源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。</p> <p>可動源の輸送ルートは、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。</p>																												
【伊方発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書より引用】																												
<p>緊急時対策所（El. 32m）は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減するための防液堤等は、適切に保守点検するとともに運用管理を実施する。</p>																												
【東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書より引用】																												
<p>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤は、保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p>																												
パックフィットの有毒ガスの範囲																												
<p>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵量等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。</p>																												
【東海第二、伊方】																												
<ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違 有毒ガスに係る調査の結果、現時点においては、スクリーニング評価対象の敷地内外の固定源がないため、スクリーニング評価において有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤がないことによる相違。 																												

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じる。また、必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けるとともに、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p>	<p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p>	<p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p>	<p>（有毒ガス防護に係る影響評価における評価条件の設定方針に関しては、可動源を除き女川、柏崎と同様、敷地内可動源の防護措置については、東海第二等と同様の方針とする）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>チ. 放射線管理施設の構造及び設備 A. 3号炉 (1) 屋内管理用の主要な設備の種類 (i) 放射線監視設備 原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該原子炉施設における各系統の放射性物質の濃度、原子炉格納容器内、燃料取扱場所等の管理区域内等の主要箇所の外部放射線に係る線量当量率を監視、測定するために、エリアモニタリング設備、プロセスマニタリング設備、放射線サーベイ設備を設ける。 エリアモニタリング設備及びプロセスマニタリング設備については、設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室及び緊急時対策所に表示できる設計とする。 可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタについては、使用済燃料ピットに係る重大事故等により、使用済燃料ピット区域の空間線量率が変動する可能性のある範囲にわたり測定可能な設計とするとともに代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータである原子炉格納容器内の放射線量率を計測又は監視及び記録することができる格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）を設置する。</p> <p>さらに、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタを保管する。</p> <p>空冷式非常用発電装置は、「ヌ. (2)(iv) 代替電源設備」に記載する。</p> <p>エリアモニタリング設備及びプロセスマニタリング設備 (一部3号及び4号炉共用) 一式 放射線サーベイ設備（3号及び4号炉共用）一式 格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ） （「放射線監視設備」と兼用） 個数 2 格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ） （「放射線監視設備」と兼用） 個数 2 格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）は、設計基準事故時及び重大事故等時共に使用する。</p>			<p>【大飯】 ・記載方針の相違 「チ. 放射線管理施設の構造及び設備」は、SA設備に関する記載であることから、女川との差異も含めて61条にて記載し、比較する。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>〔可搬型重大事故等対処設備〕</p> <p>可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ 個数2（3号及び4号炉共用の予備1）</p> <p>緊急時対策所内可搬型エリアモニタ（3号及び4号炉共用） 個数1（予備1）</p> <p>緊急時対策所外可搬型エリアモニタ（3号及び4号炉共用） 個数1（予備1）</p> <p>（iii）遮蔽設備</p> <p>b. 緊急時対策所遮蔽</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>〔常設重大事故等対処設備〕</p> <p>緊急時対策所遮蔽（3号及び4号炉共用）一式</p> <p>（iv）換気設備</p> <p>b. 緊急時対策所換気設備</p> <p>緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所遮蔽の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。なお、換気設計に当たっては、緊急時対策所の建物の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所外の火災により発生する有毒ガス等に対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。</p> <p>緊急時対策所換気設備として、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び空気供給装置を保管する設計とする。</p> <p>〔可搬型重大事故等対処設備〕</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファン（3号及び4号炉共用） 台数1（予備2） 容量 約40m³/min</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット（3号及び4号炉共用） 型式 微粒子フィルタ／よう素フィルタ 基数1（予備2） 容量 約40m³/min 効率 単体除去効率 99.97%以上（0.15μm粒子）／95%以上</p>			

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>総合除去効率 99.99%以上 ($0.7 \mu\text{m}$ 粒子) / 99.75%以上 空気供給装置（3号及び4号炉共用） 型式 空気ポンベ 本数 一式</p> <p>B. 4号炉 3号炉に同じ。ただし共用設備は除く。</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ヌ. その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備 A. 3号炉 (3) その他主要な事項 (vi) 緊急時対策所 1次冷却系統に係る原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を3号炉及び4号炉中央制御室以外の場所として緊急時対策所建屋内に設置する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、対策本部と待機場所から構成する5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</p>	<p>ヌ. その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備 (3) その他の主要な事項 (vi) 緊急時対策所 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</p> <p>緊急時対策所は、緊急対策室及びSPDS室から構成され、緊急時対策建屋に設置する設計とする。</p>	<p>ヌ. その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備 (3) その他の主要な事項 (vi) 緊急時対策所 1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</p> <p>緊急時対策所は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所から構成され、それぞれ独立した建屋として敷地高さT.P. 39mに設置する設計とする。</p>	<p>【女川】 ・記載表現の相違 原子炉を冷却する系統を泊では「1次冷却系統」と称している。 (大飯同様)</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違(2-3①の相違)</p> <p>【女川】 ・設計の相違(相違理由①)</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第34条 緊急時対策所

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源及び可動源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。</p> <p>可動源の輸送ルートは、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。</p>	<p>【女川原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源及び可動源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。</p> <p>可動源の輸送ルートは、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。</p>		
<p>【伊方発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書より引用】</p> <p>緊急時対策所（EL. 32m）は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減するための防液堤等は、適切に保守点検するとともに運用管理を実施する。</p>	<p>【東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書より引用】</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定型源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は、現場の状況を踏まえ、評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤は、保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p>	<p>バックフィットの有毒ガスの範囲</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。</p>	<p>【伊方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載表現の相違 <p>【東海第二、伊方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違 <p>有毒ガスに係る調査の結果、現時点においては、スクリーニング評価対象の敷地内外の固定源がないため、スクリーニング評価において有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤がないことによる相違。</p> <p>(有毒ガス防護に係る影響評価における評価条件の設定方針に関しては、可動源を除き女川、柏崎と同様、敷地内可動源の防護措置について、東海第二等と同様の方針とする)</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な要員を収容できる設計とする。</p> <p>また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、安全パラメータ表示システム (SPDS)、安全パラメータ伝送システム及びSPDS表示装置を設置する設計とする。</p> <p>また、発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために必要な設備として、衛星電話、緊急時衛星通報システム、携行型通話装置、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、運転指令設備、電力保安通信用電話設備、加入電話、加入ファクシミリ、無線通話装置及び社内TV会議システムを設置又は保管する設計とする。</p>	<p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。</p> <p>また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握するために、データ収集装置、SPDS伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム (SPDS)（以下「安全パラメータ表示システム (SPDS)」という。）を設置する。</p> <p>発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために、送受話器（ペーディング）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備、専用電話設備、無線連絡設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する。</p>	<p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。</p> <p>また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握するために、データ収集計算機、ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末で構成する安全パラメータ表示システム (SPDS)（以下「安全パラメータ表示システム (SPDS)」という。）を設置する。</p> <p>発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために、運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備、専用電話設備、無線連絡設備、移動無線設備、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンを設置又は保管する。</p>	<p>【大飯】・記載表現の相違</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違 (2-3①の相違)</p> <p>【女川】・記載表現の相違</p> <p>【大飯】・名称の相違 大飯は、名称が相違するが、設置箇所、設備構成は泊と同様。</p> <p>【女川】・泊発電所3号炉の移動無線設備は、緊急時対策所とモニタリング車との間で使用することから記載。</p> <p>【大飯】【女川】 ・設備の相違（相違理由⑧）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動に対する地震力に対し、機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動による地震力に対し機能を喪失しないよう設計するとともに、<u>緊急時対策所</u>は、基準津波の影響を受けない設計とする。</p> <p>地震及び津波に対しては、「ロ、(1)(ii)重大事故等対処施設の耐震設計」、「ロ、(2)(ii)重大事故等対処施設に対する耐津波設計」に基づく設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所の機能に係る設備は、<u>3号炉及び4号炉中央制御室</u>との共通要因により同時に機能喪失しないよう、<u>3号炉及び4号炉中央制御室</u>に対して独立性を有する設計とするとともに、<u>3号炉及び4号炉中央制御室</u>とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>また、<u>緊急時対策所</u>の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。</p>	<p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動による地震力に対し機能を喪失しないよう設計するとともに、緊急時対策所は、基準津波の影響を受けない設計とする。</p> <p>地震及び津波に対しては、「ロ(1)(ii)重大事故等対処施設の耐震設計」及び「ロ(2)(ii)重大事故等対処施設に対する耐津波設計」に基づく設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。</p>	<p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動による地震力に対し機能を喪失しないよう設計するとともに、緊急時対策所は、基準津波の影響を受けない設計とする。</p> <p>地震及び津波に対しては、「ロ(1)(ii)重大事故等対処施設の耐震設計」及び「ロ(2)(ii)重大事故等対処施設に対する耐津波設計」に基づく設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。</p>	<p>【大飯】 ・記載表現の相違</p> <p>【柏崎】 ・記載方針の相違</p> <p>【大飯】 ・記載表現の相違</p> <p>【柏崎】 ・記載方針の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所の外側から室内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サービス及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サービスの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サービスを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>重大事故等が発生し、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内</u>に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サービス及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、以下の重大事故等対処設備（居住性の確保）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（居住性の確保）として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタを使用する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>の居住性を確保するための設備として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気空調設備、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型モニタリングポスト及び緊急時対策所可搬型エリアモニタを設ける。</p>	<p>重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サービス及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サービスの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サービスを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p>	<p>重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サービス及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サービスの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サービスを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p>	<p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【大飯】 ・記載表現の相違 【女川】【大飯】 ・設計の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】 ・記載方針の相違 (女川審査実績の反映) 【柏崎】・記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、緊急時対策所内でのマスクの着用、交代要員体制及び安定よう素剤の服用がなく、仮設設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えないことを判断基準とする。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内</u>でのマスクの着用、交替要員体制、安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p>	<p>緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p>	<p>緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p>	
<p>緊急時対策所遮蔽は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>緊急時対策所遮蔽として、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽</u>は、重大事故が発生した場合において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって、対策本部にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽</u>及び室内遮蔽は、<u>待機場所</u>の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって、<u>待機場所</u>にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p>	<p>緊急時対策所遮蔽は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の気密性、緊急時対策所換気空調系及び緊急時対策所加圧設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p>	<p>緊急時対策所指揮所遮へい及び緊急時対策所待機所遮へいは、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の気密性、可搬型空気浄化装置及び空気供給装置の機能とあいまって、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p>	<p>【大飯】【女川】 ・記載表現の相違 【女川】【大飯】 ・設計の相違（相違理由①）</p>
<p>緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所遮蔽の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所加圧設備は、ブルーム通過時において、緊急時対策所等を正圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。</p>	<p>緊急時対策所換気空調系として、緊急時対策所非常用送風機は、非常用給排気配管を介して緊急時対策所を含む緊急時対策屋地下階を正圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所加圧設備は、ブルーム通過時において、緊急時対策所等を正圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。</p>	<p>可搬型空気浄化装置として、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンは、可搬型空気浄化装置配管を介して緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を正圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。</p> <p>また、空気供給装置は、ブルーム通過時において、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を正圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。</p>	<p>【女川】・設計の相違（相違理由①） 女川は必要な設備を緊急時対策所等（緊急時対策室、SPDS室、緊急時対策エリア用空調機械室）に配備しており、これらのエリアを正圧化する。 泊は必要な設備を緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に配備しており、これらのエリアを正圧化する。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>緊急時対策所換気空調設備として、対策本部の可搬型陽圧化空調機は、仮設ダクトを用いて高気密室を陽圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、陽圧化装置（空気ポンベ）は、放射性雲通過時において、高気密室を陽圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。</p> <p>待機場所の可搬型陽圧化空調機は、仮設ダクトを用いて待機場所を陽圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、陽圧化装置（空気ポンベ）は、放射性雲通過時において、待機場所を陽圧化することにより、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。</p> <p>なお、換気設計に当たっては、緊急時対策所の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。</p> <p>緊急時対策所換気設備として、緊急時対策所非常用空气净化ファン、緊急時対策所非常用空气净化フィルタユニット及び空気供給装置を保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう<ins>酸素濃度計</ins>及び<ins>二酸化炭素濃度計</ins>を保管するとともに、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタを保管する設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管するとともに室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに緊急時対策所加圧設備による加圧判断のために使用する緊急時対策所可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポストを保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、以下の重大事故等対処設備（情報の把握）を設ける。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3③の相違）</p> <p>【大飯】 ・記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】【大飯】 ・設備の相違（相違理由②） 【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【大飯】・記載表現の相違</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等対処設備（情報の把握）として、重大事故等に対処するに必要な情報を中央制御室の運転員を介さずに緊急時対策所において把握できる情報収集設備を使用する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、重大事故等に対処するに必要な情報を中央制御室の運転員を介さずに5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において把握できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所で表示できるよう、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム及びSPDS表示装置を設置する設計とする。</p> <p>原子炉補助建屋内に設置する安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムについては、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、以下の重大事故等対処設備（通信連絡）を設ける。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、無線連絡設備、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、携帯型音声呼出電話設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを設置又は保管する。</p> <p>重大事故等対処設備（通信連絡）として、緊急時対策所から中央制御室、屋内外の作業場所、原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、通信連絡設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備として、衛星電話、緊急時衛星通報システム、携行型通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、代替電源設備からの給電を可能とするよう、以下の重大事故等対処設備（電源の確保）を設ける。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合に、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、重大事故等に対処するに必要な情報を中央制御室の運転員を介さずに緊急時対策所において把握できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、無線連絡設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合に、代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、重大事故等に対処するに必要な情報を中央制御室の運転員を介さずに緊急時対策所において把握できる設計とする。</p> <p>原子炉補助建屋内に設置するデータ収集計算機、ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末についても、代替電源設備である代替非常用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、無線連絡設備、衛星電話設備、インターフォン、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合に、代替電源設備からの給電を可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】・記載表現の相違</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】・記載充実（大飯参照）</p> <p>【大飯】・記載表現の相違</p> <p>【大飯】・設備名称の相違</p> <p>【大飯】・記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】【女川】・設計の相違（相違理由⑧）</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【大飯】・記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>全交流動力電源が喪失した場合、代替電源設備としての電源車（緊急時対策所用）を使用する。</p> <p>【比較のため「島根2号炉3・4条別添1 2.2 電源設備」より引用】</p> <p>緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、1台故障による機能喪失の防止と燃料給油のために停止する際にも給電を継続するため、合計2台を配備する設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、1台で<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>に給電するために必要な容量を有するものを、燃料補給時の切替えを考慮して、2台を1セットとして使用することに加え、予備を3台保管することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを予備も含めて3台保管することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、「チ. (1) (iii) 遮蔽設備」に記載する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</u>の遮蔽は、チ. (1), (v)遮蔽設備にて記載する。</p>	<p>常設の代替電源設備は、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機2台で緊急時対策所を含む重大事故等発生時に想定される負荷へ給電するために必要な容量を有する設計とする。ガスタービン発電機の燃料はガスタービン発電設備軽油タンク、軽油タンク及びタンクローリーを有しており、軽油タンクからタンクローリーにより燃料をガスタービン発電設備軽油タンクに補給するが、ブルーム通過中には給油を必要とせずに必要負荷に対して7日間（168時間）以上連続給電が可能な設計とする。</p> <p>可搬の代替電源設備は、緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）1台で緊急時対策所に電源供給するために必要な容量を有する設計とする。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）使用時には電源車（緊急時対策所用）1台が必要負荷に対して7日間（168時間）以上連続運転が可能な容量を有する緊急時対策所軽油タンクへ接続するため、ブルーム通過時において、燃料を補給せずに運転できる設計とする。</p> <p>ガスタービン発電機及び電源車（緊急時対策所用）により緊急時対策所の電源は多様性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所の遮蔽については、「チ(1) (v) 遮蔽設備」にて記載する。</p>	<p>緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）を緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所それぞれに、電源供給するために必要な容量を有するものを緊急時対策所指揮所に1台及び緊急時対策所待機所用に1台、故障による機能喪失の防止及び燃料給油のために停止する際にも給電を継続するため緊急時対策所指揮所用に1台及び緊急事対策所待機所用に1台の合計4台を配備する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機使用時には緊急時対策所指揮所用に2台及び緊急時対策所待機所用に2台の合計4台が、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所それぞれの必要負荷に対して7日間（168時間）以上連続運転が可能なよう定期的又はブルーム通過前に燃料を補給する手順を整備するため、ブルーム通過時において、燃料を補給せずに運転できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機を予備も含めて8台保管することにより緊急時対策所の電源は多重性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の遮蔽については、「チ(1) (iii) 遮蔽設備」にて記載する。</p>	<p>【女川】 ・設計の相違（相違理由⑩）</p> <p>【女川】 ・設計の相違（相違理由①, ⑦, ⑩） 泊は緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所それぞれに発電機を設置することから必要台数に相違がある。また、発電機専用の燃料タンクを接続していないことから、可搬型タンクローリーを用いて燃料が枯渇する前に給油を行う手順を整備し、運用する。（島根と同様） 【柏崎】・記載方針の相違（2-3②の相違）</p> <p>【女川】 ・設計の相違 女川は常設のガスタービン発電機と可搬型の電源車により電源の多様性を確保する設計に対し、泊3号炉は可搬型設備の緊急時対策所用発電機を複数台保管することで多重性を確保する設計としている。 【大飯】【女川】・記載表現の相違</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3③の相違）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第34条 緊急時対策所

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
緊急時対策所換気設備は、「チ. (1) (iv) 換気設備」に記載する。 【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の換気設備は、チ. (1), (vi) 換気空調設備にて記載する。 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタは、「チ. (1) (i) 放射線監視設備」に記載する。 【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の可搬型モニタリングポスト、並びに5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の可搬型エリアモニタは、チ. (1), (ii) 放射線監視設備にて記載する。	緊急時対策所の換気設備については、「チ(1)(vi) 換気空調設備」にて記載する。 緊急時対策所可搬型エリアモニタについては、「チ(1)(iii) 放射線監視設備」にて記載する。 可搬型モニタリングポストについては、「チ(2) 屋外管理用の主要な設備の種類」にて記載する。 安全パラメータ表示システム（SPDS）、衛星電話設備、無線連絡設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備については、「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」にて記載する。 ガスタービン発電機については、「ヌ(2)(iv) 代替電源設備」にて記載する。 送受話器（ページング）（警報装置を含む。） （「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用） 一式 局線加入電話設備 （「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用） 一式 電力保安通信用電話設備 （「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用） 一式 社内テレビ会議システム （「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用） 一式 専用電話設備 （「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用） 一式	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の換気設備については、「チ(1)(iv) 換気設備」にて記載する。 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の緊急時対策所可搬型エリアモニタについては、「チ(1)(ii) 放射線監視設備」にて記載する。 可搬型モニタリングポスト 及び可搬型気象観測設備については、「チ(2) 屋外管理用の主要な設備の種類」にて記載する。 安全パラメータ表示システム（SPDS）、衛星電話設備、無線連絡設備、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、インターフォン及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備については、「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」にて記載する。 代替非常用発電機については、「ヌ(2)(iv) 代替電源設備」にて記載する。 運転指令設備（警報装置を含む。） （「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用） 一式 加入電話設備 （「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用） 一式 電力保安通信用電話設備 （「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用） 一式 移動無線設備 （「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用） 一式 社内テレビ会議システム （「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用） 一式 専用電話設備 （「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用） 一式	【柏崎】・記載方針の相違（2-3③の相違） 【女川】【大飯】 ・設備の相違（相違理由②） 【柏崎】・記載方針の相違（2-3③の相違） 【女川】 ・設備の相違（相違理由⑧） 【女川】 ・設備の相違（相違理由⑩） 【女川】 ・設備の相違（相違理由⑩） 【女川】・泊発電所3号炉の移動無線設備は、緊急時対策所とモニタリング車との間で使用することから記載。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>[常設重大事故等対処設備]</p> <p>緊急時対策所遮蔽 (「チ(1)(v)遮蔽設備」と兼用) 一式</p> <p>(比較のため後段に再掲する。)</p> <p>緊急時対策所非常用送風機 (「チ(1)(vi)換気空調設備」と兼用) 台数 1 (予備 1) 容量 約1,000m³/h</p> <p>緊急時対策所非常用フィルタ装置 (「チ(1)(vi)換気空調設備」と兼用) 基数 1 (予備 1) 容量 約1,000m³/h</p> <p>差圧計 (「チ(1)(vi)換気空調設備」と兼用) 個数 1</p> <p>ガスタービン発電機 (「ヌ(2)(iv)代替電源設備」と兼用) 台数 2 容量 約4,500kVA (1台当たり)</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンク (「ヌ(2)(iv)代替電源設備」と兼用) 基数 3 容量 約110kL (1基当たり)</p> <p>ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ (「ヌ(2)(iv)代替電源設備」と兼用) 台数 2 容量 約3.0m³/h (1台当たり)</p> <p>軽油タンク (「ヌ(2)(ii)非常用ディーゼル発電機」及び「ヌ(2)(iv)代替電源設備」と兼用) 基数 6 (1系列につき3基) 1 (1系列につき1基) 容量 約110kL (1基当たり) 約170kL</p>	<p>[常設重大事故等対処設備]</p> <p>緊急時対策所指揮所遮へい (「チ(1)(iii)遮蔽設備」と兼用) 一式</p> <p>緊急時対策所待機所遮へい (「チ(1)(iii)遮蔽設備」と兼用) 一式</p> <p>圧力計 (「チ(1)(iv)換気設備」と兼用) 個数 緊急時対策所指揮所用 1 緊急時対策所待機所用 1</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ (「ヌ(2)(ii)ディーゼル発電機」、「ヌ(2)(iv)代替電源設備」及び「ヌ(3)(iv)補助駆動用燃料設備」と兼用) 台数 2 容量 約26m³/h (1台当たり)</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽 (「ヌ(2)(ii)ディーゼル発電機」、「ヌ(2)(iv)代替電源設備」及び「ヌ(3)(iv)補助駆動用燃料設備」と兼用) 基数 4 容量 約146m³ (1基当たり)</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違 <p>泊は指揮所、待機所にそれぞれ設置することから個数が異なる。(以降、同様な差異については相違理由記載を省略する。)</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違 (相違理由⑥, ⑦, ⑩) 	

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	ガスター・ビン発電機接続盤 (「 <u>ヌ(2)(iv)</u> 代替電源設備」と兼用) 個数 2 緊急用高圧母線2F系 (「 <u>ヌ(2)(iv)</u> 代替電源設備」と兼用) 個数 2 緊急時対策所軽油タンク 基数 2 (予備 1) 容量 約10kL (1基当たり) 緊急時対策所用高圧母線 J 系 個数 2		【女川】 ・設計の相違 (相違理由 <u>⑥</u> , <u>⑦</u> , <u>⑩</u>)
緊急時対策所情報収集設備 安全パラメータ表示システム (SPDS) (3号及び4号炉共用) (「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用) 一式	安全パラメータ表示システム (SPDS) (「 <u>ヘ</u> 計測制御系統施設の構造及び設備」及び「 <u>ヌ(3)(vii)</u> 通信連絡設備」と兼用) 一式	安全パラメータ表示システム (SPDS) データ収集計算機 (「 <u>ヘ</u> 計測制御系統施設の構造及び設備」及び「 <u>ヌ(3)(vii)</u> 通信連絡設備」と兼用) 個数 一式	【女川】 ・設計の相違 (相違理由 <u>⑪</u>) 女川はサーバ部に該当する「SPDS 伝送装置」を「 <u>ヘ</u> 計測制御系統施設の構造及び設備」と兼用させていることから、設備分類名(安全パラメータ表示システム)のみの記載としている。
安全パラメータ伝送システム (3号及び4号炉共用) (「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用) 一式		ERSS 伝送サーバ (「 <u>ヌ(3)(vii)</u> 通信連絡設備」と兼用) 個数 一式	泊はサーバ部に該当する「ERSS 伝送サーバ」のみ「計測制御系統施設」と兼用しないため、設備分類名(安全パラメータ表示システム)のみではなく、設備内訳を記載している。 【大飯】 ・記載表現の相違
SPDS 表示装置 (3号及び4号炉共用) (「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用) 一式		データ表示端末 (「 <u>ヘ</u> 計測制御系統施設の構造及び設備」及び「 <u>ヌ(3)(vii)</u> 通信連絡設備」と兼用) 個数 一式	泊はサーバ部に該当する「ERSS 伝送サーバ」のみ「計測制御系統施設」と兼用しないため、設備分類名(安全パラメータ表示システム (SPDS))のみではなく、設備内訳を記載している。 【大飯】 ・記載表現の相違
安全パラメータ表示システム (SPDS)、安全パラメータ伝送システム及び SPDS 表示装置 は、設計基準事故時及び重大事故等時共に使用する。		データ収集計算機、ERSS 伝送サーバ及びデータ表示端末 は、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。	
緊急時衛星通報システム (3号及び4号炉共用) (「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用) 一式	無線連絡設備 (固定型) (「 <u>ヌ(3)(vii)</u> 通信連絡設備」と兼用)	無線連絡設備 (固定型) (「 <u>ヌ(3)(vii)</u> 通信連絡設備」と兼用)	【大飯】 ・設計の相違 (相違理由 <u>③</u>)

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（3号及び4号炉共用） （「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用） 一式	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX） （「(3)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX） （「(3)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式	
衛星電話（固定）（3号及び4号炉共用） （「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用） 一式	衛星電話設備（固定型） （「(3)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式	衛星電話設備（固定型） （「(3)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式	
安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム、SPDS表示装置、衛星電話（固定）、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、設計基準事故時及び重大事故等時共に使用する。			
〔可搬型重大事故等対処設備〕（比較のため記載箇所移動） 衛星電話（携帯）（3号及び4号炉共用）（「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用） 一式	〔可搬型重大事故等対処設備〕 無線連絡設備（携帯型） （「(3)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式	〔可搬型重大事故等対処設備〕 無線連絡設備（携帯型） （「(3)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式	
衛星電話（可搬）（3号及び4号炉共用）（「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用） 一式	衛星電話設備（携帯型） （「(3)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式	衛星電話設備（携帯型） （「(3)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式	
携行型通話装置（3号及び4号炉共用）（「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用） 一式			【大飯】・設計の相違 (相違理由④)
(比較のため再掲)		(比較のため再掲)	
緊急時対策所非常用送風機 （「(1)(vi)換気空調設備」と兼用） 台数 1（予備1） 容量 約1,000m³/h		可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン （「(1)(iv)換気設備」と兼用） 台数 緊急時対策所指揮所用 1（予備1） 緊急時対策所待機所用 1（予備1） 容量 約25m³/min（1台当たり）	
緊急時対策所非常用フィルタ装置 （「(1)(vi)換気空調設備」と兼用） 基数 1（予備1） 容量 約1,000m³/h		可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット （「(1)(iv)換気設備」と兼用） 基数 緊急時対策所指揮所用 1（予備1） 緊急時対策所待機所用 1（予備1） 容量 約25m³/min（1基当たり）	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ） (「チ(1)(vi)換気空調設備」と兼用) 本数 415 (予備125) 容 量 約47L (1本当たり)	空気供給装置（空気ポンベ） (「チ(1)(iv)換気設備」と兼用) 本数 緊急時対策所指揮所用 177 (予備163) 緊急時対策所待機所用 177 (予備163) 容 量 約47L (1本当たり)	【女川】・設計の相違 (相違理由①)
酸素濃度計（3号及び4号炉共用） 個 数 1 (予備2) 二酸化炭素濃度計（3号及び4号炉共用） 個 数 1 (予備2) 一式	酸素濃度計 個 数 1 (予備1) 二酸化炭素濃度計 個 数 1 (予備1)	酸素濃度・二酸化炭素濃度計 個 数 緊急時対策所指揮所用 1 (予備1) 緊急時対策所待機所用 1 (予備1)	【女川】・設計の相違 (相違理由①)
(比較のため記載箇所移動) 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）及び携行型通話装置 は、設計基準事故時及び重大事故等時共に使用する。	酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。	酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。	【大飯】・設計の相違 兼用する設備の相違 【大飯】 ・設計の相違 (相違理由④)
電源車（緊急時対策所用）（3号及び4号炉共用） 台 数 2 (予備1) 容 量 約220kVA (1台当たり)	緊急時対策所可搬型エリアモニタ (「チ(1)(ii)放射線監視設備」と兼用) 台 数 1 (予備1) 可搬型モニタリングポスト (「チ(2)屋外管理用の主要な設備の種類」と兼用) 台 数 9 (予備2) 電源車（緊急時対策所用） 台 数 1 (予備1*) 容 量 約400kVA ※ 電源車（緊急時対策所用）の予備1台を電源車の予備と兼用する。	緊急時対策所可搬型エリヤモニタ (「チ(1)(ii)放射線監視設備」と兼用) 台 数 緊急時対策所指揮所用 1 (予備1) 緊急時対策所待機所用 1 (予備1) 可搬型モニタリングポスト (「チ(2)屋外管理用の主要な設備の種類」と兼用) 台 数 12 (予備1) 緊急時対策所用発電機 台 数 4 (予備4) 容 量 約270kVA (1台当たり)	【女川】・必要台数の相違 【女川】・設計の相違 発電機容量に相違はあるが、緊急時対策所機器の使用容量に対して十分な容量を確保しており、重大事故等対処活動に影響を与えない。
	タンクローリー (「ヌ(2)(iv)代替電源設備」と兼用) 台 数 2 (予備1) 容 量 約4.0kL (1台当たり)	可搬型タンクローリー (「ヌ(2)(iv)代替電源設備」及び「ヌ(3)(iv)補機駆動用燃料設備」と兼用) 台 数 2 (予備2) 容 量 約4kL (1台当たり)	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 安全設計方針</p> <p>1. 安全設計</p> <p>1.1 安全設計の方針</p> <p>1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針について</p> <p>1.1.7.5 各設備の基本設計方針</p> <p>(18) 緊急時対策所(重大事故等時)</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p>	<p>(2) 安全設計方針 該当なし</p>	<p>(2) 安全設計方針 該当なし</p>	<p>【大飯】・記載方針の相違 SAに関する基本方針に関する記載事項であるため、女川と同様に該当なしとする。</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(3) 適合性説明 (緊急時対策所) 第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。	(3) 適合性説明 第三十四条 緊急時対策所 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。	(3) 適合性説明 第三十四条 緊急時対策所 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。	
【伊方発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書より引用】 2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。	【東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書より引用】 2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。	【バックフィットの有毒ガスの範囲】 2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。	
適合のための設計方針 1 次冷却系統に係る原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため緊急時対策所を 3号炉及び4号炉中央制御室 以外の場所に設置する。	適合のための設計方針 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する設計とする。	適合のための設計方針 第1項について 1 次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。	【女川】 ・記載表現の相違
【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】 一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 を中央制御室以外の場所に設置する設計とする。		【柏崎】 ・記載方針の相違 (2-3①の相違)	
【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 は 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部） 及び 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所） から構成される設計とする。	緊急時対策所は緊急対策室及びSPDS室から構成される設計とする。	緊急時対策所は、 緊急時対策所指揮所 及び 緊急時対策所待機所 から構成される設計とする。	【女川】 ・設計の相違 女川の緊急時対策所は建屋内にある複数の部屋で構成されているが、泊は1つの室内に必要な設備等を収容する設計としている。 【柏崎】 ・記載方針の相違 (2-3③の相違)
【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 は5号炉原子炉建屋に設置する設計とする。	緊急時対策所は 緊急時対策建屋 に設置する設計とする。	緊急時対策所は敷地高さT.P. 39mに設置する設計とする。	【女川】 ・設計の相違 (相違理由①) 【柏崎】 ・記載方針の相違 (2-3①の相違)
緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。	緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な要員を収容できる設計とする。	緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な要員を収容できる設計とする。	【大飯】 ・記載表現の相違 【柏崎】 ・記載方針の相違 (2-3①の相違)
【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 は、異常等に対処するために必要な要員を収容できる設計とする。			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム及びSPDS表示装置を設置する設計とする。</p> <p>また、発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために必要な設備として、衛星電話、緊急時衛星通報システム、携行型通話装置、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、運転指令設備、電力保安通信用電話設備、加入電話、加入ファクシミリ、無線通話装置及び社内T V会議システムを設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、室内的酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、室内的酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）、それぞれに酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。</p>	<p>また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、データ収集装置、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。</p> <p>発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために必要な設備として、送受話器（ペービング）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備、専用電話設備、無線連絡設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>緊急時対策所には、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する。</p>	<p>また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、データ収集計算機、ERSS 伝送サーバ及びデータ表示端末で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。</p> <p>発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために必要な設備として、運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備、専用電話設備、無線連絡設備、移動無線設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>緊急時対策所には、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所それぞれに酸素濃度・二酸化炭素濃度計を保管する。</p>	<p>【大飯】・設計の相違 （相違理由③④）</p> <p>【女川】・泊発電所3号炉の移動無線設備は、緊急時対策所とモニタリング車との間で使用することから記載。</p> <p>【大飯・女川】・設計の相違（相違理由①）</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>第2項について</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。</p> <p>想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが当該要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。固定源及び可動源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより当該要員を防護できる設計とする。</p>	<p>【女川原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>第2項について</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。</p> <p>想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが当該要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。固定源及び可動源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより当該要員を防護できる設計とする。</p>	<p>【女川、柏崎】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用の相違 <p>泊は、東海第二等と同様に敷地内可動源に対しては漏洩時の防護措置を取るため、可動源からの有毒ガス濃度の評価結果が防護判断基準値を下回ることにより要員を防護できる設計としないことによる相違。</p>	
<p>【伊方発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書より引用】</p> <p>2 について</p> <p>緊急時対策所（EL 32m）は、有毒ガスが緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。</p> <p>想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが当該要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。</p>	<p>【東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書より引用】</p> <p>第2項について</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。</p> <p>想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが当該要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。また、可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。</p>	<p>【伊方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載表現の相違 <p>【伊方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載表現の相違 <p>（東二実績の反映）</p>	

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
1.3 気象等 該当なし	1.3 気象等 該当なし	1.3 気象等 該当なし	

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>1.4 設備等</p> <p>8.2 換気空調設備</p> <p>8.2.4 主要設備</p> <p>(4) 緊急時対策所換気設備</p> <p>a. 重大事故時等</p> <p>(a) 設計方針</p> <p>緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所遮蔽の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後 7 日間で 100mSv を超えない設計とする。なお、換気設計に当たっては、緊急時対策所の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所外の火災により発生する有毒ガス等に対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。</p> <p>緊急時対策所換気設備として、緊急時対策所非常用空气净化ファン、緊急時対策所非常用空气净化フィルタユニット及び空気供給装置を保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所換気設備の多様性、位置的分散、悪影響防止、共用の禁止、容量等、環境条件等、操作性の確保、試験検査については「10.9 緊急時対策所」にて記載する。</p> <p>(b) 主要設備及び仕様</p> <p>緊急時対策所換気設備の主要設備及び仕様は、第 8.2.5 表に示す。</p> <p>第 8.2.5 表 緊急時対策所換気設備（重大事故等時）（可搬型）の設備仕様</p> <p>(1) 緊急時対策所非常用空气净化ファン（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・換気空調設備 ・緊急時対策所 <p>台 数 1 (予備 2)</p> <p>容 量 約 40m³/min</p> <p>(2) 緊急時対策所非常用空气净化フィルタユニット (3号及び4号炉共用) 兼用する設備は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・換気空調設備 ・緊急時対策所 </p> </p>	<p>1.4 設備等</p>	<p>1.4 設備等</p>	<p>【大飯】・記載方針の相違 本項目は、SA に関する記載であることから女川同様に記載しない。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>型式 微粒子フィルタ／よう素フィルタ</p> <p>基 数 1(予備2)</p> <p>容 量 約40m³/min</p> <p>効 率 単体除去効率 99.97%以上 (0.15μm粒子) ✓ 95%以上</p> <p>総合除去効率 99.99%以上 (0.7μm粒子) ✓99.75%以上</p> <p>(3) 空気供給装置 (3号及び4号炉共用) 兼用する設備は以下のとおり。 ・換気空調設備 ・緊急時対策所</p> <p>型 式 空気ポンベ</p> <p>本 数 一式</p> <p>8.3 遮蔽設備</p> <p>8.3.4 主要設備</p> <p>(8) 緊急時対策所遮蔽 (3号及び4号炉共用) 緊急時対策所遮蔽は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。 緊急時対策所遮蔽の多様性、位置的分散、試験検査については、「10.9 緊急時対策所」にて記載する。</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第34条 緊急時対策所

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
10.9 緊急時対策所 10.9.1 通常運転時等 10.9.1.1 概要 <p>1次冷却系統に係る原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を3号炉及び4号炉中央制御室以外として緊急時対策所建屋内に設置する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。 緊急時対策所として、対策本部と待機場所から構成する<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>を5号炉原子炉建屋付属棟内に設置する。 緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。</p> <p>また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム及びSPDS表示装置を設置する設計とする。</p> <p>また、発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために必要な設備として、衛星電話、緊急時衛星通報システム、携行型通話装置、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、運転指令設備、電力保安通信用電話設備、加入電話、加入ファクシミリ、無線通話装置及び社内T.V会議システムを設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>には、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する。</p>	10. その他発電用原子炉の附属施設 10.9 緊急時対策所 10.9.1 通常運転時等 10.9.1.1 概要 <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</p> <p>緊急時対策所として、緊急対策室及びSPDS室から構成する緊急時対策所を緊急時対策建屋内に設置する。</p> <p>緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。</p>	10. その他発電用原子炉の附属施設 10.9 緊急時対策所 10.9.1 通常運転時等 10.9.1.1 概要 <p>1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</p> <p>緊急時対策所として、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所から構成する緊急時対策所を敷地高さT.P.39mに設置する。</p> <p>緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。</p>	【女川】 ・記載表現の相違 【女川】 ・設計の相違 女川の緊急時対策所は建屋内にある複数の部屋で構成されているが、泊は1つの室内に必要な設備等を収容する設計としている。 【柏崎】 記載方針の相違（2-3①の相違）
			【柏崎】 記載方針の相違（2-3①の相違）
			【大飯】 ・記載表現の相違 【女川】 ・記載表現の相違
			【大飯】 ・設計の相違（③④） 【女川】 ・泊発電所3号炉の移動無線設備は、緊急時対策所とモニタリング車との間で使用することから記載。
			【柏崎】 ・記載方針の相違（2-3①の相違）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする</p>	<p>【女川原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>緊急時対策所は有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。</p>		<p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3①の相違）</p>
<p>【伊方発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（より引用）</p> <p>緊急時対策所（EL 32m）は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができる設計とする。</p>	<p>【東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書より引用】</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。</p>	<p>バックフィットの有毒ガスの範囲</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。</p>	<p>【伊方】 ・設備名称の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10.9.1.2 設計方針 緊急時対策所は以下のとおりの設計とする。</p> <p>(1) 1次冷却系統に係る原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な指示を行う要員等を収容できる設計とする。</p> <p>(2) 1次冷却系統に係る原子炉施設の損壊その他の異常に對処するために必要な指示ができるよう、異常等に對処するために必要な情報を把握できる設備を設置する設計とする。</p> <p>(3) 発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置する設計とする。</p> <p>(4) 室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>(5) 有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。</p> <p>【伊方発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書より引用】</p> <p>(5) 有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</p>	<p>10.9.1.2 設計方針 緊急時対策所は、以下のとおりの設計とする。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な要員を収容できる設計とする。</p> <p>(2) 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に對処するために必要な指示ができるよう、異常等に對処するために必要な情報を把握できる設備を設置する。</p> <p>(3) 発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。</p> <p>(4) 緊急時対策所内には、室内的酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する。</p> <p>【女川原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>(5) 有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。</p> <p>【東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（より引用）】</p> <p>(5) 有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。</p>	<p>10.9.1.2 設計方針 緊急時対策所は、以下のとおりの設計とする。</p> <p>(1) 1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な指示を行う要員等を収容できる設計とする。</p> <p>(2) 1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に對処するために必要な指示ができるよう、異常等に對処するために必要な情報を把握できる設備を設置する。</p> <p>(3) 発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。</p> <p>(4) 緊急時対策所内には、室内的酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度・二酸化炭素濃度計を保管する。</p> <p>バックフィットの有毒ガスの範囲</p> <p>(5) 有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。</p>	<p>【女川】 ・記載表現の相違</p> <p>【柏崎】 ・記載表現の相違</p> <p>【伊方】 ・記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10.9.1.3 主要設備 緊急時対策所の主要設備は以下のとおりとする。 (1) 緊急時対策所（3号及び4号炉共用） 異常等に対処するために必要な指示を行う要員等を収容できるよう、緊急時対策所を設置する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】 (1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（6号及び7号炉共用） <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>は、5号炉原子炉建屋付属棟内に設け、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるための要員を収容できる設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。 そのため、有毒ガス評価ガイドを参照し、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径10km以内にある敷地外の固定源並びに敷地内の可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。 また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。 固定源に対しては、貯蔵容器全てが損傷し、可動源に対しては、影響の最も大きい輸送容器が一基損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。 可動源の輸送ルートは、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。</p>	<p>10.9.1.3 主要設備の仕様 緊急時対策所の主要機器仕様を第10.9.1表に示す。</p> <p>10.9.1.4 主要設備 緊急時対策所の主要機器は以下のとおりとする。 (1) 緊急時対策所 異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できるよう、緊急時対策所を設置する。</p> <p>【女川原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】 緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。 そのため、有毒ガス評価ガイドを参照し、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径10km以内にある敷地外の固定源並びに敷地内の可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。 また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。 固定源に対しては、貯蔵容器全てが損傷し、可動源に対しては、影響の最も大きい輸送容器が一基損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。 可動源の輸送ルートは、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。</p>	<p>10.9.1.3 主要設備の仕様 緊急時対策所の主要仕様を第10.9.1表に示す。</p> <p>10.9.1.4 主要設備 緊急時対策所の主要機器は以下のとおりとする。 (1) 緊急時対策所 異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できるよう、緊急時対策所を設置する。</p>	<p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川、柏崎】 ・運用の相違 泊は、東海第二等と同様に敷地内可動源に対しては漏洩時の防護措置を取るため、可動源からの有毒ガス濃度の評価結果が防護判断基準値を下回ることにより要員を防護できる設計としないことによる相違。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【伊方発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書より引用】</p> <p>緊急時対策所（EL. 32m）は、有毒ガスが重大事故等に対処するに必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</p> <p>そのために、有毒ガス評価ガイドを参照し、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径10km以内にある敷地外の固定源並びに敷地内の可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。</p> <p>また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。</p> <p>可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減するための防液堤等は、適切に保守点検するとともに運用管理を実施する。</p>	<p>【東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書より引用】</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</p> <p>そのために、有毒ガス評価ガイドを参照し、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径10km以内にある敷地外の固定源並びに敷地内の可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。</p> <p>また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ、評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、貯蔵容器全てが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。</p> <p>可動源に対しては、発電所敷地内への受入時に発電所員が立会を行い、有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、「10.12 通信連絡設備」に記載する通信連絡設備による連絡、緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用等により当該要員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤は、保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p>	<p>バックフィットの有毒ガスの範囲</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</p> <p>そのために、有毒ガス評価ガイドを参照し、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径10km以内にある敷地外の固定源並びに敷地内の可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。</p> <p>また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。</p> <p>可動源に対しては、発電所敷地内への受入時に発電所員が立会を行い、有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、「10.12 通信連絡設備」に記載する通信連絡設備による連絡、緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。</p>	<p>【伊方】 ・記載表現の相違</p> <p>【東海第二、伊方】 ・設備の相違 有毒ガスに係る調査の結果、現時点においては、スクーリーニング評価対象の敷地内外の固定源がないため、スクーリーニング評価において有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤がないことによる相違。 (有毒ガス防護に係る影響評価における評価条件の設定方針に関しては、可動源を除き女川、柏崎と同様、敷地内可動源の防護措置については、東海第二等と同様の方針とする)</p> <p>【東二】 ・記載表現の相違</p> <p>【伊方】 ・記載方針の相違 (通信連絡設備について、東海第二実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 情報収集設備（3号及び4号炉共用） 中央制御室内の運転員を介さずに異常状態等を正確かつ速やかに把握するため、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム及びSPDS表示装置を設置する。</p> <p>(3) 通信連絡設備（3号及び4号炉共用）(10.13 通信連絡設備) 発電所内の関係要員への指示並びに発電所外関係箇所との通信連絡を行うことができる通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>(4) 酸素濃度計（3号及び4号炉共用） 室内の酸素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計を保管する。</p> <p>(5) 二酸化炭素濃度計（3号及び4号炉共用） 室内の二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、二酸化炭素濃度計を保管する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>(4) 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計（6号及び7号炉共用） 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する。</p>	<p>(2) 必要な情報を把握できる設備 中央制御室内の運転員を介さずに異常状態等を正確かつ速やかに把握するため、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。</p> <p>(3) 通信連絡設備 発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うことができる通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>(4) 酸素濃度計 緊急時対策所内の酸素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計を保管する。</p> <p>(5) 二酸化炭素濃度計 緊急時対策所内の二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、二酸化炭素濃度計を保管する。</p>	<p>(2) 必要な情報を把握できる設備 中央制御室内の運転員を介さずに異常状態等を正確かつ速やかに把握するため、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。</p> <p>(3) 通信連絡設備 発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うことができる通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>(4) 酸素濃度・二酸化炭素濃度計 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障のない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度・二酸化炭素濃度計を保管する。</p>	<p>【大飯】・記載表現の相違 【大飯】・記載方針の相違 女川2号炉と泊3号炉は「設備分類名」で記載しており、大飯は、個別の設備名で記載している。名称は泊3号炉と異なるが、機能は同一の設備である。</p> <p>【大飯】【女川】 ・設計の相違 泊の酸素濃度及び二酸化炭素濃度は1つの計器で2種のガス測定ができるものを使用することから、計器は1種類となる。機能に相違はない。</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10.9.1.5 主要仕様 緊急時対策所の設備仕様を第10.9.1.1 表に示す。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の主要設備については、定期的な試験又は検査を行うことにより、その機能の健全性を確認する。</p> <p>第 10.9.1.1 表 緊急時対策所の設備仕様</p> <p>(1) 緊急時対策所（3号及び4号炉共用） 個 数 一式</p> <p>(2) 情報収集設備（3号及び4号炉共用） 設 備 名 安全パラメータ表示システム（SPDS）（3号及び4号炉共用） 個 数 一式 設 備 名 安全パラメータ伝送システム（3号及び4号炉共用） 個 数 一式 設 備 名 SPDS表示装置（3号及び4号炉共用） 個 数 一式</p> <p>(3) 通信連絡設備（3号及び4号炉共用） 設 備 名 電力保安通信用電話設備（3号及び4号炉共用） 個 数 一式 設 備 名 衛星電話（固定）（3号及び4号炉共用） 個 数 一式</p> <p>設 備 名 衛星電話（携帯）（3号及び4号炉共用） 個 数 一式 設 備 名 衛星電話（可搬）（3号及び4号炉共用） 個 数 一式 設 備 名 無線通話装置（3号及び4号炉共用） 個 数 一式</p>	<p>10.9.1.5 試験検査 緊急時対策所の主要設備については、定期的な試験又は検査を行うことにより、その機能の健全性を確認する。</p> <p>第 10.9-1 表 緊急時対策所の主要機器仕様</p> <p>(1) 緊急時対策所 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時） 個 数 一式</p> <p>(2) 安全パラメータ表示システム（SPDS） 第 10.12-2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。</p> <p>(比較のため、記載順序を一部入れ替え) (3) 通信連絡設備 b. 電力保安通信用電話設備 第 10.12-1 表 通信連絡設備の一覧表に記載する。 c. 衛星電話設備（固定型） 第 10.12-2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。 d. 衛星電話設備（携帯型） 第 10.12-3 表 通信連絡を行うために必要な設備（可搬型）の主要機器仕様に記載する。 f. 無線連絡設備（携帯型） 第 10.12-3 表 通信連絡を行うために必要な設備（可搬型）の主要機器仕様に記載する。</p>	<p>10.9.1.5 試験検査 緊急時対策所の主要設備については、定期的な試験又は検査を行うことにより、その機能の健全性を確認する。</p> <p>第 10.9-1 表 緊急時対策所の主要仕様</p> <p>(1) 緊急時対策所 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時） 個 数 一式</p> <p>(2) 安全パラメータ表示システム（SPDS） 第 10.12.2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要仕様に記載する。</p> <p>(3) 通信連絡設備 a. 電力保安通信用電話設備 第 10.12.1 表 通信連絡設備の一覧表に記載する。 b. 衛星電話設備（固定型） 第 10.12.2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要仕様に記載する。 c. 衛星電話設備（FAX） 第 10.12.2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要仕様に記載する。 d. 衛星電話設備（携帯型） 第 10.12.3 表 通信連絡を行うために必要な設備（可搬型）の主要仕様に記載する。 e. 無線連絡設備（携帯型） 第 10.12.3 表 通信連絡を行うために必要な設備（可搬型）の主要仕様に記載する。</p>	<p>【大飯】・記載箇所の相違 女川2号炉及び泊3号炉は10.9.1.3として記載している。 【柏崎】・記載方針の相違（2-3①の相違） 【大飯】 ・記載表現の相違</p> <p>【大飯】・記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】・記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】・設計の相違（相違理由⑫）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
設備名 運転指令設備（3号及び4号炉共用） 個数 一式	e. 無線連絡設備（固定型） 第10.12-2表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。 a. 送受話器（ペーディング）（警報装置を含む。） 第10.12-1表 通信連絡設備の一覧表に記載する。	f. 無線連絡設備（固定型） 第10.12.2表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要仕様に記載する。 g. 運転指令設備（警報装置を含む。） 第10.12.1表 通信連絡設備の一覧表に記載する。	
設備名 社内TV会議システム（3号及び4号炉共用） 個数 一式	h. 社内テレビ会議システム 第10.12-1表 通信連絡設備の一覧表に記載する。	h. 社内テレビ会議システム 第10.12.1表 通信連絡設備の一覧表に記載する。	
設備名 加入電話（3号及び4号炉共用） 個数 一式	i. 局線加入電話設備 第10.12-1表 通信連絡設備の一覧表に記載する。 j. 専用電話設備 第10.12-1表 通信連絡設備の一覧表に記載する。	i. 加入電話設備 第10.12.1表 通信連絡設備の一覧表に記載する。 j. 専用電話設備 第10.12.1表 通信連絡設備の一覧表に記載する。	
設備名 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（3号及び4号炉共用） 個数 一式	g. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX） 第10.12-2表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。	k. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX） 第10.12.2表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要仕様に記載する。	【大飯】 ・設計の相違（差異理由③） 【大飯】 ・設計の相違（差異理由④） 【大飯】・記載表現の相違 女川、泊においては加入電話設備の中にファクシミリも含む
設備名 緊急時衛星通報システム（3号及び4号炉共用） 個数 一式			
設備名 携行型通話装置（3号及び4号炉共用） 個数 一式			
設備名 加入ファクシミリ（3号及び4号炉共用） 個数 一式			

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>(4) 酸素濃度計（3号及び4号炉共用）</p> <p>個 数 1（予備 2） 測定範囲 0~25%</p> <p>(5) 二酸化炭素濃度計（3号及び4号炉共用）</p> <p>個 数 1（予備 2） 測定範囲 0~1%</p>	<p>(4) 酸素濃度計 兼用する設備は以下のとおり。 ・酸素濃度計（重大事故等時）</p> <p>個 数 1（予備 1） 測定範囲 0~100%</p> <p>(5) 二酸化炭素濃度計 兼用する設備は以下のとおり。 ・二酸化炭素濃度計（重大事故等時）</p> <p>個 数 1（予備 1） 測定範囲 0.04~5.0%</p>	<p>(4) 酸素濃度・二酸化炭素濃度計 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時）</p> <p>個 数 緊急時対策所指揮所用 1（予備 1） 緊急時対策所待機所用 1（予備 1） 測定範囲 0~25.0vol%（酸素濃度）</p> <p>0~5.00vol%（二酸化炭素濃度）</p>	<p>【大飯】【女川】 ・設計の相違 緊急時対策所指揮所と待機所のそれぞれに保管するため個数に相違がある。</p> <p>【大飯】【女川】 ・設備仕様の相違 酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定範囲に相違があるが、酸素濃度は 19%以上、二酸化炭素濃度は 1 %以下であることを確認するため、測定範囲内であり問題ない。</p>

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>10.9.1.4 手順等</p> <p>緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。また、当該保守管理に関する教育を定期的に実施する。</p>		<p>10.9.1.6 手順等</p> <p>緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。また、当該保守管理に関する教育を実施する。</p>	<p>【大飯】・表題番号の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第34条 緊急時対策所

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2. 緊急時対策所について</p> <p>緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置することで、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとることが可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、関係要員を収容することで原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとることが可能な設計とする。</p> <p>また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、データ収集装置、SPDS伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）（以下「安全パラメータ表示システム（SPDS）」という。）を設置することで、異常が発生した場合に適切な措置をとることが可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために必要な設備（電力保安通信用電話設備、衛星電話設備、無線連絡設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管することで、室内的酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握することが可能な設計とする。</p>	<p>2. 緊急時対策所について</p> <p>緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置することで、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとすることが可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、関係要員を収容することで一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとすることが可能な設計とする。</p> <p>また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、データ収集計算機、ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）（以下「安全パラメータ表示システム（SPDS）」という。）を設置することで、異常が発生した場合に適切な措置をとることが可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために必要な設備（電力保安通信用電話設備、衛星電話設備、無線連絡設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、酸素濃度・二酸化炭素計を保管することで、室内的酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握することが可能な設計とする。</p>	【女川】・記載表現の相違
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 第34条緊急時対策所まとめ資料より引用】</p> <p>2.1 設置場所及び収容人数</p> <p>(1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（6号及び7号炉共用）</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、5号炉原子炉建屋内に設け、緊急時に関係要員が必要な期間にわたり安全に滞在できるよう遮蔽、換気について考慮した設計とする。</p>	<p>2.1 緊急時対策所</p> <p>緊急時対策所は、発電所の状況把握、異常等の対処等適切な措置をとるため、中央制御室以外の場所に設置するとともに、異常等に対処するために必要な指示を行いうための要員を収容できる設計とする。</p> <p>また、緊急時に関係要員が必要な期間にわたり安全に滞在できるよう遮蔽、換気について考慮した設計とする。</p>	<p>2.1 緊急時対策所</p> <p>緊急時対策所は、発電所の状況把握、異常等の対処等適切な措置をとるため、中央制御室以外の場所に設置するとともに、異常等に対処するために必要な指示を行いうための要員を収容できる設計とする。</p> <p>また、緊急時に関係要員が必要な期間にわたり安全に滞在できるよう遮蔽、換気について考慮した設計とする。</p>	【柏崎】・記載方針の相違（2-3①の相違）
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 第34条緊急時対策所まとめ資料より引用】</p> <p>2.2 プラントの状態を把握するための設備</p> <p>(1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（6号及び7号炉共用）</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、中央制御室の運転員を介さずに事故状態を正確かつ速やかに把握するため、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。</p>	<p>2.2 必要な情報を把握できる設備</p> <p>緊急時対策所には、中央制御室の運転員を介さずに事故状態を正確、かつ速やかに把握するため、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。</p>	<p>2.2 必要な情報を把握できる設備</p> <p>緊急時対策所には、中央制御室の運転員を介さずに事故状態を正確、かつ速やかに把握するため、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。</p>	【柏崎】・記載方針の相違（2-3①の相違）
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 第34条緊急時対策所まとめ資料より引用】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において事故状態の把握と必要な指示を行いうことが出来るよう、炉心反応度の状態、炉心冷却の状態、格納容器の状態、放射能隔離の状態、非常用炉心冷却系（ECCS）の状態等の把握、並びに使用済み燃料プールの状態及び環境情報の把握が可能な設計とする。</p>	<p>緊急時対策所において事故状態の把握と必要な指示を行いうことが出来るよう、炉心反応度の状態、炉心冷却の状態、原子炉格納容器内の状態、放射能隔離の状態、非常用炉心冷却系（ECCS）の状態等の把握、使用済燃料プールの状態、環境情報の把握、水素爆発による原子炉格納容器の破損防止並びに水素爆発による原子炉建屋の損傷防止を確認できるパラメータについても、安全パラメータ表示システム（SPDS）にて確認できる設計とする。</p>	<p>緊急時対策所において事故状態の把握と必要な指示を行いうことができるよう、炉心反応度の状態、炉心冷却の状態、原子炉格納容器内の状態、放射能隔離の状態、非常用炉心冷却系（ECCS）の状態等の把握、使用済燃料プールの状態、環境情報の把握、水素爆発による原子炉格納容器の破損防止及び水素爆発による原子炉建屋の損傷防止を確認できるパラメータについても、安全パラメータ表示システム（SPDS）にて確認できる設計とする。</p>	【柏崎】・記載方針の相違（2-3①の相違）
			【女川】・記載表現の相違

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 第34条緊急時対策所まとめ資料より引用】</p> <p>2.4 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が把握できるよう、酸素濃度及び二酸化炭素濃度計を保管する。</p>	<p>2.3 通信連絡設備</p> <p>発電所内の中央制御室等と密接な連絡が可能なように、多様性を確保した通信連絡設備として、送受話器（ペーボンジング）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、無線連絡設備及び衛星電話設備を設置又は保管する。</p> <p>また、発電所外の必要箇所とは、多様性を備えた通信回線にて連絡できる通信連絡設備として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備により、連絡が可能な設計とする。</p> <p>2.4 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計</p> <p>緊急時対策所には、室内の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度が把握できるよう、酸素濃度及び二酸化炭素濃度計を保管する。</p> <p>3.別添</p> <p>別添1 緊急時対策所について（被ばく評価除く）</p> <p>別添2 運用、手順説明資料 緊急時対策所</p>	<p>2.3 通信連絡設備</p> <p>発電所内の中央制御室等と密接な連絡が可能なように、多様性を確保した通信連絡設備として、運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、無線連絡設備、移動無線設備及び衛星電話設備を設置又は保管する。</p> <p>また、発電所外の必要箇所とは、多様性を備えた通信回線にて連絡できる通信連絡設備として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備により、連絡が可能な設計とする。</p> <p>2.4 酸素濃度・二酸化炭素濃度計</p> <p>緊急時対策所には、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が把握できるよう、酸素濃度・二酸化炭素濃度計を保管する。</p> <p>別添1 泊発電所3号炉 緊急時対策所(補足説明資料)</p> <p>3.運用、手順説明資料</p> <p>別添2 泊発電所3号炉 運用、手順説明資料 緊急時対策所</p>	<p>【女川】・泊発電所3号炉の移動無線設備は、緊急時対策所とモニタリング車との間で使用することから記載。</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】 ・資料名称の相違</p>

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所 3／4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
別添 1	別添 1 緊急時対策所について (被ばく評価除く)	泊発電所 3 号炉 緊急時対策所 (補足説明資料)	別添 1 【大飯】【女川】 ・資料名称の相違

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
目次	目次	目次	
2.1 設置場所	1. 概要 1.1 設置の目的 1.2 拠点配置 1.3 新規制基準への適合方針	1. 概要 1.1 設置の目的 1.2 拠点配置 1.3 新規制基準への適合方針	泊の資料構成を女川実績に合わせ変更したことから、大飯資料は女川及び泊資料の該当する箇所に記載順序を入替て比較する。
2.2 建物及び収容人数 添付資料4：電源設備について 2.4 生体遮蔽装置 添付資料5：換気設備等について 2.8 重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備 2.9 通信連絡設備 2.6 被ばく評価	2. 設計方針 2.1 建物及び収容人数について 2.2 電源設備について 2.3 遮蔽設計について 2.4 換気空調系設備及び加圧設備について 2.5 必要な情報を把握できる設備について 2.6 通信連絡設備について	2. 設計方針 2.1 建物及び収容人数について 2.2 電源設備について 2.3 遮蔽設計について 2.4 換気空調設備及び加圧設備について 2.5 必要な情報を把握できる設備について 2.6 通信連絡設備について	
2.11 事故時に必要な要員 添付資料10：事象発生からブルーム通過後までの要員の動き等について 2.7 チェンジングエリア 2.10 配備する資機材等及び保管場所 添付資料3：緊急時対策所設備の耐震性について 添付資料6：チェンジングエリアについて 添付資料7：安全パラメータ表示システム（SPDS）について 添付資料8：配備資機材等の数量等について 添付資料9：緊急時対策所に最低限必要な要員について 添付資料11：緊急安全対策要員の動線について 添付資料13：複合災害時の体制について 添付資料1：出入口開口及び配管その他の貫通部の遮へい設計について	3. 運用 3.1 必要要員の構成、配置について 3.2 事象発生後の要員の動きについて 3.3 汚染持ち込み防止について 3.4 配備する資機材の数量及び保管場所について 4. 耐震設計方針について 5. 添付資料 5.1 チェンジングエリアについて 5.2 配備資機材等の数量等について 5.3 通信連絡設備の必要な容量及びデータ回線容量について 5.4 SPDSのデータ伝送概要とパラメータについて 5.5 緊急時対策所の要員数とその運用について 5.6 緊急体制について 5.7 発電所対策本部内における各機能班との情報共有について 5.8 設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針について 5.9 女川原子力発電所における発電所対策本部体制と指揮命令及び情報の流れ 5.10 停止中の1号及び3号炉のパラメータ監視性について 5.11 免震構造から耐震構造への計画変更について	3. 運用 3.1 必要要員の構成、配置について 3.2 事象発生後の要員の動きについて 3.3 汚染持ち込み防止について 3.4 配備する資機材の数量及び保管場所について 4. 耐震設計方針について 5. 添付資料 5.1 チェンジングエリアについて 5.2 配備資機材等の数量等について 5.3 通信連絡設備の必要な容量及びデータ回線容量について 5.4 安全パラメータ表示システム（SPDS）のデータ伝送概要とパラメータについて 5.5 緊急時対策所の要員数とその運用について 5.6 緊急体制について 5.7 発電所対策本部内における各機能班との情報共有について 5.8 設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針について 5.9 泊発電所における発電所対策本部体制と指揮命令及び情報の流れ 5.10 停止中の1号及び2号炉のパラメータ監視性について 5.11 出入口開口及び配管その他の貫通部の遮蔽設計について 5.12 緊急時対応センター（1号、2号及び3号炉共用）について	【大飯】 資料構成の相違 被ばく評価については61条まとめ資料補足説明資料に記載する。 【女川】 記載表現の相違 ・資料構成の相違 泊は当初から耐震構造設計であることから同様の資料を作成していない。 ・資料構成の相違 泊は今後設置予定に緊急時対応センターに関する資料を作成

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>本申請において、当社柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所として、5号炉建屋内に「<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>」を設置することにより適合を図る。</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所では<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>を、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合、並びに重大事故等が発生した場合において、中央制御室以外の場所から適切な指示又は連絡を行うために使用する拠点と位置付ける。</p> <p>また<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>は、重大事故等に対処するための要員がとどまることができるよう遮蔽、換気について考慮した設計とともに、代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>(1) 緊急時対策所の特徴 <u>緊急時対策所の特徴</u>を表1.1-1に示す。</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋内に設置する設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋に設置する<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>は、柏崎刈羽原子力発電所6号炉、7号炉において想定される全ての事象に対し緊急時対策所の拠点として使用できるよう、基準地震動による地震力に対しても機能喪失しない設計とする。</p> <p>【島根2号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>は、迅速な拠点立ち上げを可能とするため、対策要員の執務室、宿直室に近い場所に設置する設計とする。</p>	<p>1. 概要 1.1 設置の目的</p> <p>本申請において、当社<u>女川原子力発電所</u>の緊急時対策所として、緊急時対策建屋内に「緊急時対策所」を設置することにより適合を図る。</p> <p><u>女川原子力発電所</u>では緊急時対策所を、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合、並びに重大事故等が発生した場合において、中央制御室以外の場所から適切な指示又は連絡を行うために使用する拠点と位置付ける。</p> <p>また、緊急時対策所は、重大事故等に対処するための要員がとどまることができるよう遮蔽、換気について考慮した設計とともに、代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>(1) 緊急時対策所の特徴 <u>緊急時対策所の特徴</u>を表1.1-1に示す。</p> <p>緊急時対策所は、耐震性を有する緊急時対策建屋内に設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋に設置する緊急時対策所は、<u>女川原子力発電所2号炉</u>において想定される全ての事象に対し緊急時対策所の拠点として使用できるよう、基準地震動による地震力に対しても機能喪失しない設計とする。</p>	<p>1. 概要 1.1 設置の目的</p> <p>本申請において、当社<u>泊発電所</u>の緊急時対策所として、敷地高さT.P. 39mに「緊急時対策所」を設置することにより適合を図る。</p> <p><u>泊発電所</u>では緊急時対策所を1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合、並びに重大事故等が発生した場合において、中央制御室以外の場所から適切な指示又は連絡を行うために使用する拠点と位置付ける。</p> <p>また、緊急時対策所は、重大事故等に対処するための要員がとどまることができるよう遮蔽、換気について考慮した設計とともに、代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>(1) 緊急時対策所の特徴 <u>緊急時対策所の特徴</u>を表1.1-1に示す。</p> <p>緊急時対策所は、耐震性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、泊発電所3号炉において想定されるすべての事象に対し緊急時対策の拠点として使用できるよう、基準地震動による地震力に対しても機能喪失しない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 (女川記載を反映)</p> <p>【女川】 ・設計の相違(相違理由①) 【柏崎】記載方針の相違(2-3①の相違)</p> <p>【柏崎】記載方針の相違(2-3①の相違)</p> <p>【女川】 ・設計の相違(相違理由①) 泊は緊急時対策所自体を耐震性のある建屋として設計する。(島根2号炉と同様) 【柏崎】記載方針の相違(2-3①の相違)</p> <p>【女川】 ・組織名称の相違 【柏崎】記載方針の相違(2-3①の相違)</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由					
【島根2号炉まとめ資料より参考掲載】								
<p>第1.1-1表 緊急時対策所の特徴 特徴</p> <table border="1"> <tr> <td>緊急時対策所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 基準地震動 S s を含むすべての想定事象発生時において、対策要員が緊急時対策所内にとどまり、指揮・復旧活動を行なうことが可能である。 対策要員の執務室、待機場所に近く、緊急時対策本部要員参集等の初動体制を迅速かつ容易に確立できる。 代替交流電源設備をはじめとする緊急時対策所諸設備は常設又は可搬であり、緊急時対策所拠点の立ち上げが迅速かつ容易である。 </td> </tr> </table>	緊急時対策所	<ul style="list-style-type: none"> 基準地震動 S s を含むすべての想定事象発生時において、対策要員が緊急時対策所内にとどまり、指揮・復旧活動を行なうことが可能である。 対策要員の執務室、待機場所に近く、緊急時対策本部要員参集等の初動体制を迅速かつ容易に確立できる。 代替交流電源設備をはじめとする緊急時対策所諸設備は常設又は可搬であり、緊急時対策所拠点の立ち上げが迅速かつ容易である。 	<p>表1.1-1 緊急時対策所の特徴</p> <table border="1"> <tr> <td>緊急時対策所</td><td>特徴</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 基準地震動を含むすべての想定事象発生時において、対策要員が緊急時対策所内にとどまり、指揮・復旧活動を行なうことが可能である。 対策要員の執務室、宿直室に近く、<u>発電所対策本部</u>要員参集等の初動体制を迅速かつ容易に確立できる。 代替電源設備をはじめとする緊急時対策所諸設備が<u>常設</u>であるため、緊急時対策所拠点の立上げが迅速かつ容易である。 </td></tr> </table>	緊急時対策所	特徴	緊急時対策所	<ul style="list-style-type: none"> 基準地震動を含むすべての想定事象発生時において、対策要員が緊急時対策所内にとどまり、指揮・復旧活動を行なうことが可能である。 対策要員の執務室、宿直室に近く、<u>発電所対策本部</u>要員参集等の初動体制を迅速かつ容易に確立できる。 代替電源設備をはじめとする緊急時対策所諸設備が<u>常設</u>であるため、緊急時対策所拠点の立上げが迅速かつ容易である。 	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違 <p>泊3号炉においては可搬型設備も用いて対応を行う。（島根2号炉と同様）</p>
緊急時対策所	<ul style="list-style-type: none"> 基準地震動 S s を含むすべての想定事象発生時において、対策要員が緊急時対策所内にとどまり、指揮・復旧活動を行なうことが可能である。 対策要員の執務室、待機場所に近く、緊急時対策本部要員参集等の初動体制を迅速かつ容易に確立できる。 代替交流電源設備をはじめとする緊急時対策所諸設備は常設又は可搬であり、緊急時対策所拠点の立ち上げが迅速かつ容易である。 							
緊急時対策所	特徴							
緊急時対策所	<ul style="list-style-type: none"> 基準地震動を含むすべての想定事象発生時において、対策要員が緊急時対策所内にとどまり、指揮・復旧活動を行なうことが可能である。 対策要員の執務室、宿直室に近く、<u>発電所対策本部</u>要員参集等の初動体制を迅速かつ容易に確立できる。 代替電源設備をはじめとする緊急時対策所諸設備が<u>常設</u>であるため、緊急時対策所拠点の立上げが迅速かつ容易である。 							
【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】								
<p>表1.1-1 緊急時対策所の特徴 特徴</p> <table border="1"> <tr> <td>緊急時対策所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 基準地震動を含むすべての想定事象発生時において、対策要員が緊急時対策所内にとどまり、指揮・復旧活動を行なうことが可能である。 対策要員の執務室、宿直室に近く、本部要員参集等の初動体制を迅速かつ容易に確立できる。 代替電源設備をはじめとする緊急時対策所諸設備が常設であるため、緊急時対策所拠点の立ち上げが迅速かつ容易である。 被災号機に近い位置に設置することから、居住性やアクセシブルートに配慮した設計とする。 </td> </tr> </table>	緊急時対策所	<ul style="list-style-type: none"> 基準地震動を含むすべての想定事象発生時において、対策要員が緊急時対策所内にとどまり、指揮・復旧活動を行なうことが可能である。 対策要員の執務室、宿直室に近く、本部要員参集等の初動体制を迅速かつ容易に確立できる。 代替電源設備をはじめとする緊急時対策所諸設備が常設であるため、緊急時対策所拠点の立ち上げが迅速かつ容易である。 被災号機に近い位置に設置することから、居住性やアクセシブルートに配慮した設計とする。 	<p>表1.1-1 緊急時対策所の特徴</p> <table border="1"> <tr> <td>緊急時対策所</td><td>特徴</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 基準地震動を含むすべての想定事象発生時において、対策要員が緊急時対策所内にとどまり、指揮・復旧活動を行なうことが可能である。 対策要員の執務室、宿直室に近く、<u>発電所災害対策</u>要員参集等の初動体制を迅速かつ容易に確立できる。 代替電源設備をはじめとする緊急時対策所諸設備は<u>常設又は可搬</u>であり、緊急時対策所拠点の立上げが迅速かつ容易である。 </td></tr> </table>	緊急時対策所	特徴	緊急時対策所	<ul style="list-style-type: none"> 基準地震動を含むすべての想定事象発生時において、対策要員が緊急時対策所内にとどまり、指揮・復旧活動を行なうことが可能である。 対策要員の執務室、宿直室に近く、<u>発電所災害対策</u>要員参集等の初動体制を迅速かつ容易に確立できる。 代替電源設備をはじめとする緊急時対策所諸設備は<u>常設又は可搬</u>であり、緊急時対策所拠点の立上げが迅速かつ容易である。 	<p>【柏崎】記載方針の相違(2-3①の相違)</p>
緊急時対策所	<ul style="list-style-type: none"> 基準地震動を含むすべての想定事象発生時において、対策要員が緊急時対策所内にとどまり、指揮・復旧活動を行なうことが可能である。 対策要員の執務室、宿直室に近く、本部要員参集等の初動体制を迅速かつ容易に確立できる。 代替電源設備をはじめとする緊急時対策所諸設備が常設であるため、緊急時対策所拠点の立ち上げが迅速かつ容易である。 被災号機に近い位置に設置することから、居住性やアクセシブルートに配慮した設計とする。 							
緊急時対策所	特徴							
緊急時対策所	<ul style="list-style-type: none"> 基準地震動を含むすべての想定事象発生時において、対策要員が緊急時対策所内にとどまり、指揮・復旧活動を行なうことが可能である。 対策要員の執務室、宿直室に近く、<u>発電所災害対策</u>要員参集等の初動体制を迅速かつ容易に確立できる。 代替電源設備をはじめとする緊急時対策所諸設備は<u>常設又は可搬</u>であり、緊急時対策所拠点の立上げが迅速かつ容易である。 							
【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】								
<p>なお、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>は、重大事故時のブルーム通過時においても重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員を収容するため、<u>緊急時対策所内に居住性を高めた設計</u>とする。</p> <p>また、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）で構成する設計とする。</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>の機能概要比較を表1.1-2及び図1.1-1に示す。</p>	<p>なお、緊急時対策所は、重大事故時のブルーム通過時においても重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員（以下「本部要員」という。）、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員（以下「現場要員」という。）を収容するため、緊急時対策所内に居住性を高めた設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所は緊急対策室及びSPDS室から構成する設計とする。</p>	<p>なお、緊急時対策所は、重大事故時のブルーム通過時においても重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員（以下「本部要員」という。）、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員（以下「現場要員」という。）を収容するため、緊急時対策所内に居住性を高めた設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所から構成する設計とする。</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違(2-3①の相違)</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違（相違理由①） <p>【柏崎】記載方針の相違(2-3①の相違)</p> <p>【柏崎】記載方針の相違(2-3①の相違)</p>					

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	<p>件名のみの内容は商業機密の範囲から公開できません。</p> <p>緊急時対策建屋の各階における主な設備の配置について、図1.1-1に示す。</p>	<p>件名のみの内容は商業機密の範囲から公開できません。</p> <p>緊急時対策建屋の各階における主な設備の配置について、図1.1-1に示す。</p> <p>図1.1-1 緊急時対策建屋の各階設備配置図 (1/2)</p> <p>図1.1-1 緊急時対策建屋の各階設備配置図 (2/2)</p> <p>図1.1-1 緊急時対策所指揮所 配置図</p> <p>注：本レイアウトは訓練結果等により変更となる可能性がある。</p>	
		<p>件名のみの内容は商業機密の範囲から公開できません。</p> <p>緊急時対策建屋の各階設備配置図 (1/2)</p> <p>図1.1-2 緊急時対策所待機所 配置図</p> <p>注：本レイアウトは訓練結果等により変更となる可能性がある。</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

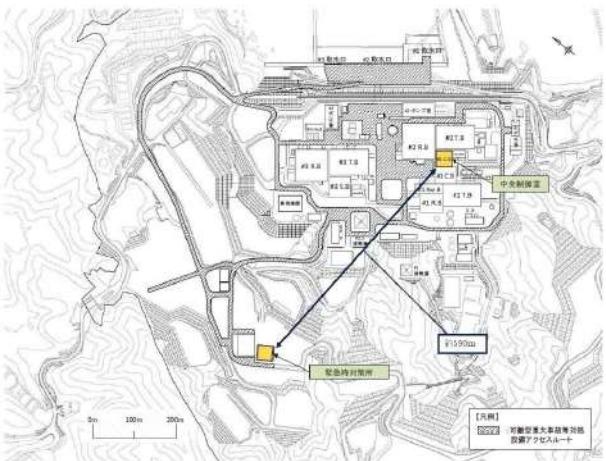
第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 緊急時対策所</p> <p>2.1 設置場所</p> <p>基礎地盤は概ね [C_M] 級以上の岩盤で構成されており、基礎地盤は十分な支持性能を有している。緊急時対策所建屋は、一部マンメイドロック（MMR）を介して基礎岩盤に設置される。</p> <p>緊急時対策所は、3号炉心から約650m、4号炉心から約770m離れた位置に設置する。</p> <p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>1.2 抱点配置</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>の配置図を以下に示す。</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>は、十分な耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置する。</p> <p>緊急時対策所は、基準地震動S sによる地震力に対し機能喪失することなく、また、E.L.+9.2mに設置していることより、発電所への津波（T.P.+6.2m程度）の影響を受けることはないため、3,4号機において一次冷却材喪失事故等が発生した場合においても、その機能を維持することができる。</p> <p>また、3,4号機中央制御室とは十分離れていること、換気設備及び電源設備が3,4号機中央制御室とは独立していること、地震及び津波等の影響を受けないことから、3,4号機中央制御室との共通要因（火災、内部溢水等）により、同時に機能喪失することはない。</p> <p>配置図及び周辺図を、図1-1、1-2に示す。</p>	<p>1.2 抱点配置</p> <p>緊急時対策所の配置図を以下に示す。</p> <p>緊急時対策所は、十分な支持力を有する緊急時対策建屋に設置する。</p> <p>また、敷地高さO.P.[※]+62mの緊急時対策建屋の地下2階プロア（O.P.+51.5m）に設置することにより、発電所への津波による影響を受けない設計とする。</p> <p>配置は、2号炉中央制御室から直線距離で約590m離れた位置（アクセス道路での移動距離は約1050m）とし、また、換気設備及び電源設備を2号炉中央制御室から独立させることにより、2号炉中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>(※O.P. : 女川原子力発電所工事用基準面)</p>	<p>1.2 抱点配置</p> <p>緊急時対策所の配置図を以下に示す。</p> <p>緊急時対策所は、十分な支持力を有する基礎岩盤上に設置する。</p> <p>また、敷地高さT.P.[※]39mに設置することにより、発電所への津波の影響を受けない設計とする。</p> <p>配置は、3号炉中央制御室から直線距離で約520m離れた位置（アクセス道路での移動距離は約1000m）とし、また、換気設備及び電源設備を3号炉中央制御室から独立させることにより、3号炉中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>(※T.P. : 東京湾平均海面)</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載内容の相違 (女川の記載に統一) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地場所地質の相違 <p>【柏崎】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違 <p>設置する敷地高さに相違はあるが、発電所への津波の影響を受けない高さに設置する設計方針に相違ではなく、津波による緊急時対策所機能喪失に至ることはない。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違(2-3①の相違)</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント配置の相違による離隔距離の相違 <p>【柏崎】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違（相違理由①⑨）

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

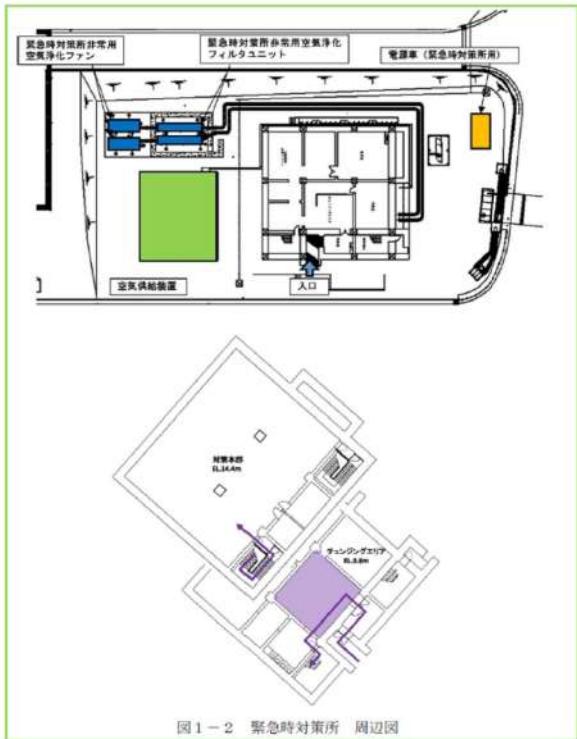
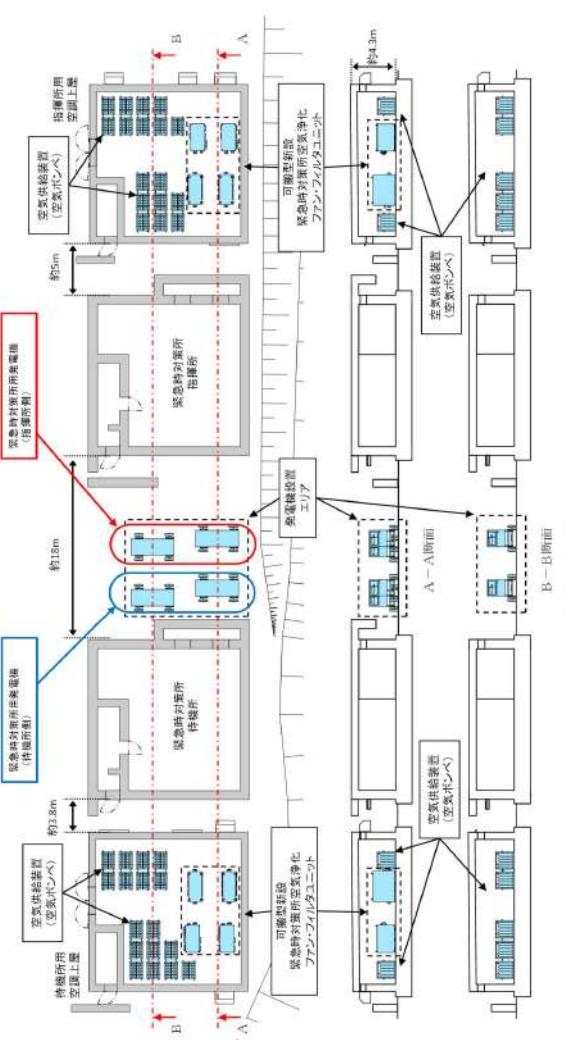
第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図1.2-1 緊急時対策所 配置図</p>	 <p>図1.2-1 緊急時対策所 配置図</p>	

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図1-2 緊急時対策所 周辺図</p> <p>=DB (設置許可基準規則第34条または技術基準規則第46条の要求に係る記載) (ただし、赤枠で囲む部分を除く)</p>		 <p>A-A断面 B-B断面</p> <p>図1-2-2 緊急時対策所 周辺図</p>	

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由											
【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】														
<p>1.3 新規制基準への適合方針 (1) 設計基準事象への対処 緊急時対策所に関する設計基準事象への対処のための追加要求事項と、その適合方針は以下、表1.3-1、表1.3-2のとおりである。</p> <p>表 1.3-1 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 第三十四条（緊急時対策所）</p> <table border="1"> <tr> <td>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</td> <td>適合方針</td> </tr> <tr> <td>第34条（緊急時対策所）</td> <td>一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、6号炉、7号炉中央制御室以外の場所に緊急時対策所を設置することとし、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を設ける。</td> </tr> </table>	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針	第34条（緊急時対策所）	一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、6号炉、7号炉中央制御室以外の場所に緊急時対策所を設置することとし、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を設ける。	<p>1.3 新規制基準への適合方針 (1) 設計基準事象への対処 緊急時対策所に関する設計基準事象への対処のための追加要求事項と、その適合方針は以下、表1.3-1、表1.3-2のとおりである。</p> <p>表 1.3-1 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 第三十四条（緊急時対策所）</p> <table border="1"> <tr> <td>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</td> <td>適合方針</td> </tr> <tr> <td>（緊急時対策所） 第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、6号炉、7号炉中央制御室以外の場所に緊急時対策所を設置することとし、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を設ける。</td> <td>一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。</td> </tr> </table>	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針	（緊急時対策所） 第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、6号炉、7号炉中央制御室以外の場所に緊急時対策所を設置することとし、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を設ける。	一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。	<p>1.3 新規制基準への適合方針 (1) 設計基準事象への対処 緊急時対策所に関する設計基準事象への対処のための追加要求事項と、その適合方針は以下、表1.3-1、表1.3-2のとおりである。</p> <p>表 1.3-1 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 第三十四条（緊急時対策所）</p> <table border="1"> <tr> <td>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</td> <td>適合方針</td> </tr> <tr> <td>（緊急時対策所） 第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、6号炉、7号炉中央制御室以外の場所に緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。</td> <td>1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、3号炉中央制御室以外の場所に緊急時対策所を設けなければならない。</td> </tr> </table>	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針	（緊急時対策所） 第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、6号炉、7号炉中央制御室以外の場所に緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。	1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、3号炉中央制御室以外の場所に緊急時対策所を設けなければならない。
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針													
第34条（緊急時対策所）	一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、6号炉、7号炉中央制御室以外の場所に緊急時対策所を設置することとし、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を設ける。													
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針													
（緊急時対策所） 第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、6号炉、7号炉中央制御室以外の場所に緊急時対策所を設置することとし、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を設ける。	一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。													
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針													
（緊急時対策所） 第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、6号炉、7号炉中央制御室以外の場所に緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。	1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、3号炉中央制御室以外の場所に緊急時対策所を設けなければならない。													
<p>【柏崎】記載表現の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載内容の相違 有毒ガス防護に関する規則改正（設置許可基準規則 第34条）に伴い、有毒ガス防護に対する要求事項を記載。 														

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉

【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】

表1.3-2 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」 第四十六条（緊急時対策所）

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	適合方針
（緊急時対策所） 第四十六条 工場等には、一次冷却系に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設施しなければならない。 表1.3-2 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」 第四十六条（緊急時対策所）	第46条（緊急時対策所） 1 第46条に規定する「緊急時対策所」の機能としては、一次冷却材喪失事故等が発生した場合に適切な措置をとるため、6号炉、7号炉中央制御室以外の場所に緊急時対策所を設置することとする。 緊急時対策所は災害時に約180名の関係要員を収容できる設計とする。 また、中央制御室内の運転員を介さず事故状態等を正確にかつ速やかに把握できること、また、発電所内の関係要員に指示できる通信連絡設備、並びに発電所外開連箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて連絡できる通信連絡設備及びデータを伝送できる設備を施設しなければならない。

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	適合方針
（緊急時対策所） 第四十六条 工場等には、一次冷却系に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設施しなければならない。 また、当該発電用原子炉施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を五号炉原子炉建屋内緊急時対策所に表示する設備を設ける。 さらに、所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備を、五号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する。 事前に対処する発電所内の関係要員に対して必要な指示が出来る通信連絡設備を五号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する。 さらに、酸素濃度計を施設しなければならない。酸素濃度計は、設計基準事故時において、外気から緊急時対策所への空気の取り込みを、一時的に停止した場合に、事故対策のための活動に支障がない酸素濃度の範囲にあることが正確に把握できるものであることを、また、所定の精度を保証するものであれば、常設設備、可搬型を問わない。	第46条（緊急時対策所） 1 第46条に規定する「緊急時対策所」の機能としては、一次冷却材喪失事故等が発生した場合に適切な措置をとるため、6号炉、7号炉中央制御室以外の場所に緊急時対策所を設置することとする。 緊急時対策所は災害時に約180名の関係要員を収容できる設計とする。 また、中央制御室内の運転員を介さず事故状態等を正確にかつ速やかに把握できること、また、発電所内の関係要員に指示できる通信連絡設備、並びに発電所外開連箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて連絡できる通信連絡設備及びデータを伝送できる設備を施設しなければならない。 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は必要な換気ができる設計をしているほか、必要に応じて換気系を一時的に停止する運用とする。 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所では、空調装置時でも酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計により、室内環境を確認することができる。

女川原子力発電所2号炉

表1.3-2 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」 第四十六条（緊急時対策所）

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	適合方針
（緊急時対策所） 第四十六条 工場等には、一次冷却系に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設置しなければならない。 表1.3-2 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」 第四十六条（緊急時対策所）	第46条（緊急時対策所） 1 第46条に規定する「緊急時対策所」の機能としては、一次冷却材喪失事故等が発生した場合に適切な措置をとるために、2号炉中央制御室以外の場所に緊急時対策所を設置することとする。 緊急時対策所は災害時に約180名の関係要員を収容できる設計とする。 また、中央制御室内の運転員を介さず事故状態等を正確にかつ速やかに把握できること、また、発電所内の関係要員に指示できる通信連絡設備、並びに発電所外開連箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて連絡できる通信連絡設備及びデータを伝送できる設備を施設しなければならない。

泊発電所3号炉

表1.3-2 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」 第四十六条（緊急時対策所）

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈	適合方針
（緊急時対策所） 第四十六条 工場等には、一次冷却系に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設置しなければならない。	第46条（緊急時対策所） 1 第46条に規定する「緊急時対策所」の機能としては、一次冷却材喪失事故等が発生した場合に適切な措置をとるために、2号炉中央制御室以外の場所に緊急時対策所を設置することとする。 緊急時対策所は災害時に約180名の関係要員を収容できる設計とする。	1 次冷却系に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために、2号炉中央制御室以外の場所に緊急時対策所を設置することとする。

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈	適合方針
（緊急時対策所） 第四十六条 工場等には、一次冷却系に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設置しなければならない。	第46条（緊急時対策所） 1 第46条に規定する「緊急時対策所」の機能としては、一次冷却材喪失事故等が発生した場合に適切な措置をとるために、2号炉中央制御室以外の場所に緊急時対策所を設置することとする。 緊急時対策所は災害時に約180名の関係要員を収容できる設計とする。	1 次冷却系に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために、2号炉中央制御室以外の場所に緊急時対策所を設置することとする。

相違理由

【柏崎】記載表現の相違
(2-3①)の相違)

【柏崎】記載表現の相違
(2-3①)の相違)

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所 3／4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</td><td style="padding: 5px;">実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈</td><td style="padding: 5px;">適合方針</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">さらに、酸素濃度計を施設しなければならない。酸素濃度計は、設計基準事故において、外気から緊急時対策所への空気の取り込みを、一時的に停止した場合には、事故対策のための活動に支障がない酸素濃度の範囲にあることが正確に把握できるものであること。また、所定の精度を保証するものであれば、常設設備、可搬型を開わない。</td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;">緊急時対策所は必要な換気ができる設計としているほか、必要に応じて換気系を一時的に停止する運用とする。 緊急時対策所では、空調隔離時でも酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計により、室内環境を確認することができる。</td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;"></td></tr> </table>	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈	適合方針	さらに、酸素濃度計を施設しなければならない。酸素濃度計は、設計基準事故において、外気から緊急時対策所への空気の取り込みを、一時的に停止した場合には、事故対策のための活動に支障がない酸素濃度の範囲にあることが正確に把握できるものであること。また、所定の精度を保証するものであれば、常設設備、可搬型を開わない。	緊急時対策所は必要な換気ができる設計としているほか、必要に応じて換気系を一時的に停止する運用とする。 緊急時対策所では、空調隔離時でも酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計により、室内環境を確認することができる。		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</td><td style="padding: 5px;">実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈</td><td style="padding: 5px;">適合方針</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">さらに、酸素濃度計を施設しなければならない。酸素濃度計は、設計基準事故において、外気から緊急時対策所への空気の取り込みを、一時的に停止した場合に、事故対策のための活動に支障がない酸素濃度の範囲にあることが正確に把握できるものであること。また、所定の精度を保証するものであれば、常設設備、可搬型を開わない。</td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;">緊急時対策所は必要な換気ができる設計としているほか、必要に応じて換気系を一時的に停止する運用とする。 緊急時対策所では、空調隔離時でも酸素濃度・二酸化炭素濃度計により、室内環境を確認することができる。</td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;"></td></tr> </table>	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈	適合方針	さらに、酸素濃度計を施設しなければならない。酸素濃度計は、設計基準事故において、外気から緊急時対策所への空気の取り込みを、一時的に停止した場合に、事故対策のための活動に支障がない酸素濃度の範囲にあることが正確に把握できるものであること。また、所定の精度を保証するものであれば、常設設備、可搬型を開わない。	緊急時対策所は必要な換気ができる設計としているほか、必要に応じて換気系を一時的に停止する運用とする。 緊急時対策所では、空調隔離時でも酸素濃度・二酸化炭素濃度計により、室内環境を確認することができる。		
実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈	適合方針													
さらに、酸素濃度計を施設しなければならない。酸素濃度計は、設計基準事故において、外気から緊急時対策所への空気の取り込みを、一時的に停止した場合には、事故対策のための活動に支障がない酸素濃度の範囲にあることが正確に把握できるものであること。また、所定の精度を保証するものであれば、常設設備、可搬型を開わない。	緊急時対策所は必要な換気ができる設計としているほか、必要に応じて換気系を一時的に停止する運用とする。 緊急時対策所では、空調隔離時でも酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計により、室内環境を確認することができる。														
実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈	適合方針													
さらに、酸素濃度計を施設しなければならない。酸素濃度計は、設計基準事故において、外気から緊急時対策所への空気の取り込みを、一時的に停止した場合に、事故対策のための活動に支障がない酸素濃度の範囲にあることが正確に把握できるものであること。また、所定の精度を保証するものであれば、常設設備、可搬型を開わない。	緊急時対策所は必要な換気ができる設計としているほか、必要に応じて換気系を一時的に停止する運用とする。 緊急時対策所では、空調隔離時でも酸素濃度・二酸化炭素濃度計により、室内環境を確認することができる。														

【女川】

・記載内容の相違

有毒ガス防護に関する規則改正（設置許可基準規則 第34条）に伴い、有毒ガス防護に対する要求事項を記載。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
<p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>以下は、外部からの衝撃による損傷の防止に関する設置許可基準規則条文において定められる緊急時対策所に関する要求事項と、その適合方針である。</p> <p>表 1.3-3 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）</p> <table border="1"> <tr> <td>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</td> <td>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</td> <td>適合方針</td> </tr> <tr> <td>(外部からの衝撃による損傷の防止)</td> <td>第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第六条 安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含む。</td> <td>1. 第6条は、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含む。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第六条 安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含む。</td> <td>1. 第6条は、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含む。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 第1項に規定する「想定される自然現象」とは、敷地の自然環境を基に、洪水、風（台風）、電雷、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象又は森林火災等から適用されるものをいう。</td> <td>2. 第1項に規定する「想定される自然現象」とは、敷地の自然環境を基に、洪水、風（台風）、電雷、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象又は森林火災等から適用されるものをいう。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 第1項に規定する「想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないもの」とは、設計上の考慮を要する自然現象又はその組み合わせに遭遇した場合において、自然現象そのものがたらず障害で生じる障害条件において、その設備が有する安全機能が達成されることをいう。</td> <td>3. 第1項に規定する「想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないもの」とは、設計上の考慮を要する自然現象又はその組み合わせに遭遇した場合において、自然現象そのものがたらず障害条件及びその結果として施設で生じ得る障害条件において、その設備が有する安全機能が達成されることをいう。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 第2項に規定する「重要安全施設」については、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）の「V. 2. (2) 自然現象に対する設計上の考慮」に示されるものとする。</td> <td>4. 第2項に規定する「重要安全施設」については、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）の「V. 2. (2) 自然現象に対する設計上の考慮」に示されるものとする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 第2項に規定する「大きな影響を及ぼすおそれがある」と想定される自然現象」とは、対象となる自然現象に対応して、最新の科学的技術的知見を踏まえて適切に予想されるものという。なお、過去の記録、現地調査の結果及び最新知見等を参考にして、必要のある場合には、異種の自然現象を重複させるものとする。</td> <td>5. 第2項に規定する「大きな影響を及ぼすおそれがある」と想定される自然現象」とは、対象となる自然現象に対応して、最新の科学的技術的知見を踏まえて適切に予想されるものという。なお、過去の記録、現地調査の結果及び最新知見等を参考にして、必要のある場合には、異種の自然現象を重複させるものとする。</td> <td></td> </tr> </table> <p>2. 重要な安全施設は、当該重要な安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないもの」とは、設計により当該重要な安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p>	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針	(外部からの衝撃による損傷の防止)	第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止)		第六条 安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含む。	1. 第6条は、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含む。		第六条 安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含む。	1. 第6条は、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含む。		2. 第1項に規定する「想定される自然現象」とは、敷地の自然環境を基に、洪水、風（台風）、電雷、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象又は森林火災等から適用されるものをいう。	2. 第1項に規定する「想定される自然現象」とは、敷地の自然環境を基に、洪水、風（台風）、電雷、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象又は森林火災等から適用されるものをいう。		3. 第1項に規定する「想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないもの」とは、設計上の考慮を要する自然現象又はその組み合わせに遭遇した場合において、自然現象そのものがたらず障害で生じる障害条件において、その設備が有する安全機能が達成されることをいう。	3. 第1項に規定する「想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないもの」とは、設計上の考慮を要する自然現象又はその組み合わせに遭遇した場合において、自然現象そのものがたらず障害条件及びその結果として施設で生じ得る障害条件において、その設備が有する安全機能が達成されることをいう。		4. 第2項に規定する「重要安全施設」については、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）の「V. 2. (2) 自然現象に対する設計上の考慮」に示されるものとする。	4. 第2項に規定する「重要安全施設」については、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）の「V. 2. (2) 自然現象に対する設計上の考慮」に示されるものとする。		5. 第2項に規定する「大きな影響を及ぼすおそれがある」と想定される自然現象」とは、対象となる自然現象に対応して、最新の科学的技術的知見を踏まえて適切に予想されるものという。なお、過去の記録、現地調査の結果及び最新知見等を参考にして、必要のある場合には、異種の自然現象を重複させるものとする。	5. 第2項に規定する「大きな影響を及ぼすおそれがある」と想定される自然現象」とは、対象となる自然現象に対応して、最新の科学的技術的知見を踏まえて適切に予想されるものという。なお、過去の記録、現地調査の結果及び最新知見等を参考にして、必要のある場合には、異種の自然現象を重複させるものとする。		<p>以下は、外部からの衝撃による損傷の防止に関する設置許可基準規則条文において定められる緊急時対策所に関する要求事項と、その適合方針である。</p> <p>表1.3-3 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）</p> <table border="1"> <tr> <td>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</td> <td>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</td> <td>適合方針</td> </tr> <tr> <td>(外部からの衝撃による損傷の防止)</td> <td>第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないために必要な安全施設等対応設備を含む。）への措置を含む。</td> <td>一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に對して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含む。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第六条 安全施設（兼用キヤスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に對して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対応設備を含む。）が発生した場合においても安全機能を損なわないために必要な安全施設等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含む。</td> <td>第一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に對して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設等（重大事故等対応設備を含む。）が発生した場合においても安全機能を損なわないために必要な安全施設等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含む。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 第1項に規定する「想定される自然現象」とは、敷地の自然環境を基に、洪水、風（台風）、電雷、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象又は森林火災等から適用されるものをいう。</td> <td>2. 第1項に規定する「想定される自然現象」とは、敷地の自然環境を基に、洪水、風（台風）、電雷、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象又は森林火災等から適用されるものをいう。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 第1項に規定する「想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないもの」とは、設計上の考慮を要する自然現象又はその組み合わせに遭遇した場合において、自然現象そのものがたらず障害条件及びその結果として施設で生じ得る障害条件において、その設備が有する安全機能が達成されることをいう。</td> <td>3. 第1項に規定する「想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないもの」とは、設計上の考慮を要する自然現象又はその組み合わせに遭遇した場合において、自然現象そのものがたらず障害条件及びその結果として施設で生じ得る障害条件において、その設備が有する安全機能が達成されることをいう。</td> <td></td> </tr> </table> <p>2. 重要な安全施設は、当該重要な安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないもの」とは、設計により当該重要な安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p>	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針	(外部からの衝撃による損傷の防止)	第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止)		一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないために必要な安全施設等対応設備を含む。）への措置を含む。	一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に對して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含む。		第六条 安全施設（兼用キヤスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に對して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対応設備を含む。）が発生した場合においても安全機能を損なわないために必要な安全施設等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含む。	第一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に對して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設等（重大事故等対応設備を含む。）が発生した場合においても安全機能を損なわないために必要な安全施設等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含む。		2. 第1項に規定する「想定される自然現象」とは、敷地の自然環境を基に、洪水、風（台風）、電雷、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象又は森林火災等から適用されるものをいう。	2. 第1項に規定する「想定される自然現象」とは、敷地の自然環境を基に、洪水、風（台風）、電雷、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象又は森林火災等から適用されるものをいう。		3. 第1項に規定する「想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないもの」とは、設計上の考慮を要する自然現象又はその組み合わせに遭遇した場合において、自然現象そのものがたらず障害条件及びその結果として施設で生じ得る障害条件において、その設備が有する安全機能が達成されることをいう。	3. 第1項に規定する「想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないもの」とは、設計上の考慮を要する自然現象又はその組み合わせに遭遇した場合において、自然現象そのものがたらず障害条件及びその結果として施設で生じ得る障害条件において、その設備が有する安全機能が達成されることをいう。		<p>以下は、外部からの衝撃による損傷の防止に関する設置許可基準規則条文において定められる緊急時対策所に関する要求事項と、その適合方針である。</p> <p>表1.3-3 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）</p> <table border="1"> <tr> <td>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</td> <td>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</td> <td>適合方針</td> </tr> <tr> <td>(外部からの衝撃による損傷の防止)</td> <td>第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に對して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含む。</td> <td>第一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に對して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設等（重大事故等対応設備を含む。）が発生した場合においても安全機能を損なわないために必要な安全施設等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含む。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第六条 安全施設（兼用キヤスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に對して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設等（重大事故等対応設備を含む。）が発生した場合においても安全機能を損なわないために必要な安全施設等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含む。</td> <td>第一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に對して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設等（重大事故等対応設備を含む。）が発生した場合においても安全機能を損なわないために必要な安全施設等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含む。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 第1項に規定する「想定される自然現象」とは、敷地の自然環境を基に、洪水、風（台風）、電雷、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象又は森林火災等から適用されるものをいう。</td> <td>2. 第1項に規定する「想定される自然現象」とは、敷地の自然環境を基に、洪水、風（台風）、電雷、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象又は森林火災等から適用されるものをいう。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 第1項に規定する「想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないもの」とは、設計上の考慮を要する自然現象又はその組み合わせに遭遇した場合において、自然現象そのものがたらず障害条件及びその結果として施設で生じ得る障害条件において、その設備が有する安全機能が達成されることをいう。</td> <td>3. 第1項に規定する「想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないもの」とは、設計上の考慮を要する自然現象又はその組み合わせに遭遇した場合において、自然現象そのものがたらず障害条件及びその結果として施設で生じ得る障害条件において、その設備が有する安全機能が達成されることをいう。</td> <td></td> </tr> </table> <p>2. 重要な安全施設は、当該重要な安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないもの」とは、設計により当該重要な安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p>	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針	(外部からの衝撃による損傷の防止)	第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止)		第一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に對して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含む。	第一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に對して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設等（重大事故等対応設備を含む。）が発生した場合においても安全機能を損なわないために必要な安全施設等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含む。		第六条 安全施設（兼用キヤスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に對して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設等（重大事故等対応設備を含む。）が発生した場合においても安全機能を損なわないために必要な安全施設等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含む。	第一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に對して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設等（重大事故等対応設備を含む。）が発生した場合においても安全機能を損なわないために必要な安全施設等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含む。		2. 第1項に規定する「想定される自然現象」とは、敷地の自然環境を基に、洪水、風（台風）、電雷、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象又は森林火災等から適用されるものをいう。	2. 第1項に規定する「想定される自然現象」とは、敷地の自然環境を基に、洪水、風（台風）、電雷、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象又は森林火災等から適用されるものをいう。		3. 第1項に規定する「想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないもの」とは、設計上の考慮を要する自然現象又はその組み合わせに遭遇した場合において、自然現象そのものがたらず障害条件及びその結果として施設で生じ得る障害条件において、その設備が有する安全機能が達成されることをいう。	3. 第1項に規定する「想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないもの」とは、設計上の考慮を要する自然現象又はその組み合わせに遭遇した場合において、自然現象そのものがたらず障害条件及びその結果として施設で生じ得る障害条件において、その設備が有する安全機能が達成されることをいう。		<p>【柏崎】記載表現の相違（2-3①の相違）</p>
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針																																																													
(外部からの衝撃による損傷の防止)	第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止)																																																														
第六条 安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含む。	1. 第6条は、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含む。																																																														
第六条 安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含む。	1. 第6条は、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含む。																																																														
2. 第1項に規定する「想定される自然現象」とは、敷地の自然環境を基に、洪水、風（台風）、電雷、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象又は森林火災等から適用されるものをいう。	2. 第1項に規定する「想定される自然現象」とは、敷地の自然環境を基に、洪水、風（台風）、電雷、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象又は森林火災等から適用されるものをいう。																																																														
3. 第1項に規定する「想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないもの」とは、設計上の考慮を要する自然現象又はその組み合わせに遭遇した場合において、自然現象そのものがたらず障害で生じる障害条件において、その設備が有する安全機能が達成されることをいう。	3. 第1項に規定する「想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないもの」とは、設計上の考慮を要する自然現象又はその組み合わせに遭遇した場合において、自然現象そのものがたらず障害条件及びその結果として施設で生じ得る障害条件において、その設備が有する安全機能が達成されることをいう。																																																														
4. 第2項に規定する「重要安全施設」については、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）の「V. 2. (2) 自然現象に対する設計上の考慮」に示されるものとする。	4. 第2項に規定する「重要安全施設」については、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）の「V. 2. (2) 自然現象に対する設計上の考慮」に示されるものとする。																																																														
5. 第2項に規定する「大きな影響を及ぼすおそれがある」と想定される自然現象」とは、対象となる自然現象に対応して、最新の科学的技術的知見を踏まえて適切に予想されるものという。なお、過去の記録、現地調査の結果及び最新知見等を参考にして、必要のある場合には、異種の自然現象を重複させるものとする。	5. 第2項に規定する「大きな影響を及ぼすおそれがある」と想定される自然現象」とは、対象となる自然現象に対応して、最新の科学的技術的知見を踏まえて適切に予想されるものという。なお、過去の記録、現地調査の結果及び最新知見等を参考にして、必要のある場合には、異種の自然現象を重複させるものとする。																																																														
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針																																																													
(外部からの衝撃による損傷の防止)	第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止)																																																														
一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないために必要な安全施設等対応設備を含む。）への措置を含む。	一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に對して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含む。																																																														
第六条 安全施設（兼用キヤスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に對して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対応設備を含む。）が発生した場合においても安全機能を損なわないために必要な安全施設等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含む。	第一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に對して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設等（重大事故等対応設備を含む。）が発生した場合においても安全機能を損なわないために必要な安全施設等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含む。																																																														
2. 第1項に規定する「想定される自然現象」とは、敷地の自然環境を基に、洪水、風（台風）、電雷、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象又は森林火災等から適用されるものをいう。	2. 第1項に規定する「想定される自然現象」とは、敷地の自然環境を基に、洪水、風（台風）、電雷、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象又は森林火災等から適用されるものをいう。																																																														
3. 第1項に規定する「想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないもの」とは、設計上の考慮を要する自然現象又はその組み合わせに遭遇した場合において、自然現象そのものがたらず障害条件及びその結果として施設で生じ得る障害条件において、その設備が有する安全機能が達成されることをいう。	3. 第1項に規定する「想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないもの」とは、設計上の考慮を要する自然現象又はその組み合わせに遭遇した場合において、自然現象そのものがたらず障害条件及びその結果として施設で生じ得る障害条件において、その設備が有する安全機能が達成されることをいう。																																																														
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針																																																													
(外部からの衝撃による損傷の防止)	第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止)																																																														
第一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に對して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含む。	第一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に對して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設等（重大事故等対応設備を含む。）が発生した場合においても安全機能を損なわないために必要な安全施設等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含む。																																																														
第六条 安全施設（兼用キヤスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に對して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設等（重大事故等対応設備を含む。）が発生した場合においても安全機能を損なわないために必要な安全施設等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含む。	第一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に對して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設等（重大事故等対応設備を含む。）が発生した場合においても安全機能を損なわないために必要な安全施設等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含む。																																																														
2. 第1項に規定する「想定される自然現象」とは、敷地の自然環境を基に、洪水、風（台風）、電雷、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象又は森林火災等から適用されるものをいう。	2. 第1項に規定する「想定される自然現象」とは、敷地の自然環境を基に、洪水、風（台風）、電雷、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象又は森林火災等から適用されるものをいう。																																																														
3. 第1項に規定する「想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないもの」とは、設計上の考慮を要する自然現象又はその組み合わせに遭遇した場合において、自然現象そのものがたらず障害条件及びその結果として施設で生じ得る障害条件において、その設備が有する安全機能が達成されることをいう。	3. 第1項に規定する「想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないもの」とは、設計上の考慮を要する自然現象又はその組み合わせに遭遇した場合において、自然現象そのものがたらず障害条件及びその結果として施設で生じ得る障害条件において、その設備が有する安全機能が達成されることをいう。																																																														

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
	<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基礎に関する規則</p> <p>2. 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>4. 第2項に規定する「重要な影響」については、「発電用原子炉及びその附属施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)の「V. 2. (2) 自然現象に対する設計上の考慮」に示されるものとする。</p> <p>5. 第2項に規定する「大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象」とは、対象となる自然現象に対応して、最新の科学的技術的知見を踏まえて適切に予想されるものをいう。なお、過去の歴史、現地調査の結果及び最新知見等を参考にして、必要なある場合には、異種の自然現象を重複させるものとする。</p> <p>6. 第2項に規定する「適切に考慮したもの」とは、大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故が発生した場合に生じる応力を単純に加算することを必ずしも要求するものではなく。それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせた場合をいう。</p>	<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基礎に関する規則</p> <p>適合方針</p>	<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基礎に関する規則</p> <p>適合方針</p> <p>2. 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>4. 第2項に規定する「重要な影響」については、「発電用原子炉及びその附属施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)の「V. 2. (2) 自然現象に対する設計上の考慮」に示されるものとする。</p> <p>5. 第2項に規定する「大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象」とは、対象となる自然現象に対応して、最新の科学的技術的知見を踏まえて適切に予想されるものをいう。なお、過去の歴史、現地調査の結果及び最新知見等を参考にして、必要なある場合には、異種の自然現象を重複させるものとする。</p> <p>6. 第2項に規定する「適切に考慮したもの」とは、大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故が発生して場合に生じる応力を単純に加算することを必ずしも要求するものではなく、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせた場合をいう。</p>	
	<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基礎に関する規則</p> <p>3. 安全施設は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉及び施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものと称く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないと認められるものでなければならぬ。</p> <p>7. 第3項は、設計基準において想定される発電用原子炉及び施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないと認められるもの（故意によるものと称く。）に對して、安全施設が安全機能を損なわないと認められるもの（故意によるものと称く。）への措置を含む。</p> <p>8. 第3項に規定する「発電用原子炉及び施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）」とは、敷地及び周辺の状況をもとに選択されるものであり、風来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、津波、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害等をいり。なお、上記の航空機落下について、「実用発電用原子炉施設への航空機落下に対する評価基準について」（平成14-07-29 原研第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院認定））等に基づき、防護設計の検査について確認する。</p>	<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基礎に関する規則</p> <p>適合方針</p>	<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基礎に関する規則</p> <p>適合方針</p> <p>3. 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉及び施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないと認められるためには、必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含む。</p> <p>8. 第3項に規定する「発電用原子炉及び施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）」とは、敷地及び周辺の状況をもとに選択されるものであり、風来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、津波、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害等をいり。なお、上記の航空機落下について、「実用発電用原子炉施設への航空機落下に対する評価基準について」（平成14-07-29 原研第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院認定））等に基づき、防護設計の要否について確認する。</p>	<p>* 「5.9 設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）～への適合方針について」として後述する。</p> <p>* 「5.8 設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）～への適合方針について」として後述する。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉

【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】

以下は、火災による損傷の防止に関する設置許可基準規則条文において定められる緊急時対策所に関する要求事項と、その適合方針である。

表1.3-4 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 第八条（火災による損傷の防止）

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針
(火災による損傷の防止)	第8条（火災による損傷の防止）	5号伊原子炉建屋内緊急時対策所の建物及び各々の緊急時対策機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備及びそれらへのアクセスルートに対する方針である。不燃性材料又は難燃性材料の使用による火災の発生防止対策を実施する設計とする。
	1 第8条については、設計基準において発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、早期に火災発生を感じる設備（以下「火災感知設備」という。）及び消火を行う設備（以下「消防設備」といふ。）並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。	5号伊原子炉建屋内緊急時対策所の建物及び各々の緊急時対策機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備及びそれらへのアクセスルートに対する方針である。不燃性材料又は難燃性材料の使用による火災の発生防止対策を実施する設計とする。
	2 第8条について、別途定める「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（原規技発第1306195号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））に適合するものであること。	5号伊原子炉建屋内緊急時対策所の建物及び各々の緊急時対策機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備及びそれらへのアクセスルートに対する方針である。不燃性材料又は難燃性材料の使用による火災の発生防止対策を実施する設計とする。
2 消火設備（安全施設に属するものに限る。）は、破損、操作動又は誤操作が起きた場合においても、発電用原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものでなければならない。	3 第2項の規定について、消火設備の破損、操作動又は誤操作が起きた場合のほか、火災感知設備の破損、操作動又は誤操作が起きたことにより消火設備が作動した場合においても、発電用原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものでなければならない。	5号伊原子炉建屋内緊急時対策所の建物及び各々の緊急時対策機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備及びそれらへのアクセスルートに対する方針である。不燃性材料又は難燃性材料の使用による火災の発生防止対策を実施する設計とする。

女川原子力発電所2号炉

以下は、火災による損傷の防止に関する設置許可基準規則条文において定められる緊急時対策所に関する要求事項と、その適合方針である。

表1.3-4 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 第八条（火災による損傷の防止）

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針
(火災による損傷の防止)	第8条（火災による損傷の防止）	5号伊原子炉建屋内緊急時対策所の建物及び各々の緊急時対策機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備及びそれらへのアクセスルートに対する方針である。不燃性材料又は難燃性材料の使用による火災の発生防止対策を実施する設計とする。
	1 第8条については、設計基準において発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、早期に火災発生を感じる設備（以下「火災感知設備」という。）及び消火を行う設備（以下「消防設備」といふ。）並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。	5号伊原子炉建屋内緊急時対策所の建物及び各々の緊急時対策機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備及びそれらへのアクセスルートに対する方針である。不燃性材料又は難燃性材料の使用による火災の発生防止対策を実施する設計とする。
	2 第8条について、別途定める「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（原規技発第1306195号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））に適合するものであること。	5号伊原子炉建屋内緊急時対策所の建物及び各々の緊急時対策機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備及びそれらへのアクセスルートに対する方針である。不燃性材料又は難燃性材料の使用による火災の発生防止対策を実施する設計とする。
2 消火設備（安全施設に属するものに限る。）は、破損、操作動又は誤操作が起きた場合においても、発電用原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものでなければならない。	3 第2項の規定について、消火設備の破損、操作動又は誤操作が起きた場合のほか、火災感知設備の破損、操作動又は誤操作が起きたことにより消火設備が作動した場合においても、発電用原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものでなければならない。	5号伊原子炉建屋内緊急時対策所の建物及び各々の緊急時対策機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備及びそれらへのアクセスルートに対する方針である。不燃性材料又は難燃性材料の使用による火災の発生防止対策を実施する設計とする。

泊発電所3号炉

以下は、火災による損傷の防止に関する設置許可基準規則条文において定められる緊急時対策所に関する要求事項と、その適合方針である。

表1.3-4 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 第八条（火災による損傷の防止）

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針
(火災による損傷の防止)	第8条（火災による損傷の防止）	5号伊原子炉建屋内緊急時対策所の建物及び各々の緊急時対策機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備及びそれらへのアクセスルートに対する方針である。不燃性材料又は難燃性材料の使用による火災の発生防止対策を実施する設計とする。
	1 第8条については、設計基準において発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、早期に火災発生を感じる設備（以下「火災感知設備」という。）及び消火を行う設備（以下「消防設備」といふ。）並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。	5号伊原子炉建屋内緊急時対策所の建物及び各々の緊急時対策機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備及びそれらへのアクセスルートに対する方針である。不燃性材料又は難燃性材料の使用による火災の発生防止対策を実施する設計とする。
	2 第8条について、別途定める「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（原規技発第1306195号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））に適合するものであること。	5号伊原子炉建屋内緊急時対策所の建物及び各々の緊急時対策機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備及びそれらへのアクセスルートに対する方針である。不燃性材料又は難燃性材料の使用による火災の発生防止対策を実施する設計とする。
2 消火設備（安全施設に属するものに限る。）は、破損、操作動又は誤操作が起きた場合においても、発電用原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものでなければならない。	3 第2項の規定について、消火設備の破損、操作動又は誤操作が起きた場合のほか、火災感知設備の破損、操作動又は誤操作が起きたことにより消火設備が作動した場合においても、発電用原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものでなければならない。	5号伊原子炉建屋内緊急時対策所の建物及び各々の緊急時対策機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備及びそれらへのアクセスルートに対する方針である。不燃性材料又は難燃性材料の使用による火災の発生防止対策を実施する設計とする。

相違理由

【柏崎】記載表現の相違
(2-3①)の相違)

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉

【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】

(2) 重大事故等への対処

緊急時対策所に関する重大事故等への対処のための追加要求事項と、その適合方針は以下の通りである。

表1.3-5 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 第六十一条（緊急時対策所）

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針
(緊急時対策所)		*本表欄外下部に示す
第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置を講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。 一 重大事故等に対処するためには必要な指示を行う要員がどまることができるよう、適切な指揮を講じるものであること。 二 重大事故等に対処するためには必要な指揮ができるよう、重複する機能を有する複数の指揮者を設けたものであること。 三 実用発電用原子炉施設の内外の通信連絡をするためのある場所と通信連絡を行うための必要な設備を設けたものであること。 四 重大事故等に対処するためには必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。	1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。 a) 基準地震動による地盤方に對し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないことを。 b) 緊急時対策所と原子炉制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。 c) 緊急時対策所は、代替交流電源からの給電を可能とすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の機能を喪失しないようになるとともに、基準津波の影響を受けないこと。 d) 緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。 e) 緊急時対策所は、次の要件を満たすものであること。 ①想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同様とすること。 ②ブルーム通過時に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内での立入禁止の旨をして説明すること。 ③交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、防護服等を考慮しててもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。 ④当該基準は、対策要員の実効確率が7日間で100m/sを超えないこと。 ⑤緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。	

女川原子力発電所2号炉

(2) 重大事故等への対処

緊急時対策所に関する重大事故等への対処のための追加要求事項と、その適合方針は以下の通りである。

表1.3-5 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 第六十一条（緊急時対策所）

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針
(緊急時対策所)		*本表欄外下部に示す
第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するためには必要な指示を行う要員がどまることができるよう、適切な指揮を講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。 一 重大事故等に対処するためには必要な指揮ができるよう、重複する機能を有する複数の指揮者を設けたものであること。 二 重大事故等に対処するためには必要な数の要員を収容することができるものであること。 三 実用発電用原子炉施設の内外の通信連絡をするためのある場所と通信連絡を行うための必要な設備を設けたものであること。 四 重大事故等に対処するためには必要な数の要員を収容することができるものであること。 五 重大事故等に対処するためには必要な指揮ができるよう、重複する機能を有する複数の指揮者を設けたものであること。 六 重大事故等に対処するためには必要な指揮ができるよう、重複する機能を有する複数の指揮者を設けたものであること。 七 重大事故等に対処するためには必要な指揮ができるよう、重複する機能を有する複数の指揮者を設けたものであること。 八 重大事故等に対処するためには必要な指揮ができるよう、重複する機能を有する複数の指揮者を設けたものであること。	1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。 a) 基準地震動による地盤方に對し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようになるとともに、基準津波の影響を受けないことを。 b) 緊急時対策所と原子炉制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。 c) 緊急時対策所は、代替交流電源からの給電を可能とすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の機能を喪失しないようになるとともに、基準津波の影響を受けないこと。 d) 緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。 e) 緊急時対策所は、次の要件を満たすものであること。 ①想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同様とすること。 ②ブルーム通過時に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内での立入禁止の旨をして説明すること。 ③交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、防護服等を考慮しててもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。 ④当該基準は、対策要員の実効確率が7日間で100m/sを超えないこと。 ⑤緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。	*本表欄外下部に示す

泊発電所3号炉

(2) 重大事故等への対処

緊急時対策所に関する重大事故等への対処のための追加要求事項と、その適合方針は以下の通りである。

表1.3-5 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 第六十一条（緊急時対策所）

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針
(緊急時対策所)		*本表欄外下部に示す

相違理由

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top; padding: 5px;"> <p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。 ② ブルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。 ③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。 ④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。 ⑤) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に對処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならぬ。</p> </td><td style="width: 33%; vertical-align: top; padding: 5px;"> <p>2 第2項に規定する「重大事故等に對処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に對処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に對処するために必要な数の要員を含むものとする。</p> </td><td style="width: 33%; vertical-align: top; padding: 5px;"> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</p> <p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。 ② ブルーム通過時等に特別な防護措置を講ずる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。 ③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。 ④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。 ⑤) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に對処するために必要な数の要員とすれば、第1項第1号に規定する「重大事故等に對処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に對処するために必要な数の要員を含むものとする。</p> </td><td style="width: 33%; vertical-align: top; padding: 5px;"> <p>*本表欄外下部に示す 適合方針</p> </td></tr> </table>	<p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。 ② ブルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。 ③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。 ④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。 ⑤) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に對処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならぬ。</p>	<p>2 第2項に規定する「重大事故等に對処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に對処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に對処するために必要な数の要員を含むものとする。</p>	<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</p> <p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。 ② ブルーム通過時等に特別な防護措置を講ずる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。 ③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。 ④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。 ⑤) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に對処するために必要な数の要員とすれば、第1項第1号に規定する「重大事故等に對処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に對処するために必要な数の要員を含むものとする。</p>	<p>*本表欄外下部に示す 適合方針</p>	
<p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。 ② ブルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。 ③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。 ④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。 ⑤) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に對処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならぬ。</p>	<p>2 第2項に規定する「重大事故等に對処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に對処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に對処するために必要な数の要員を含むものとする。</p>	<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</p> <p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。 ② ブルーム通過時等に特別な防護措置を講ずる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。 ③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。 ④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。 ⑤) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に對処するために必要な数の要員とすれば、第1項第1号に規定する「重大事故等に對処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に對処するために必要な数の要員を含むものとする。</p>	<p>*本表欄外下部に示す 適合方針</p>			

(※) 以下、表1.3-5 の適合方針について説明する。

(※) 以下、表1.3-5 の適合方針について説明する。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】			
a. 要員（規則第六十一条2項、規則解釈第61条2） 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、6号及び7号炉に係る重大事故等に対処するため必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員160名、1～5号炉に係る要員14名及び保安検査官の2名をあわせて176名を収容できる設計とする。	a. 要員（規則第六十一条2項、規則解釈第61条2） 緊急時対策所には、2号炉に係る重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員36名に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員29名、1号炉運転員4名、3号炉運転員4名、初期消火要員（消防車隊）6名及び運転検査官4名をあわせて83名を収容できる設計とする。	a. 要員（規則第六十一条2項、規則解釈第61条2） 緊急時対策所には、3号炉に係る重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員41名に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員31名、1号及び2号炉運転員3名、消火要員8名及び運転検査官4名をあわせて87名を収容できる設計とする。	【柏崎】記載表現の相違 (2-3①の相違) 【女川】 <ul style="list-style-type: none">・原子力防災組織の要員数の相違 泊の消火要員（8名）は重大事故等への対処を行なう各班員に含めている。 【柏崎】記載方針の相違 (2-3①の相違) 【女川】 <ul style="list-style-type: none">・プラント配置の相違による離隔距離の相違 【柏崎】記載方針の相違 (2-3①の相違)
b. 同時機能喪失回避（規則解釈第61条1のb） 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、6号炉、7号炉中央制御室から十分離れていること（約200m）、換気設備及び電源設備を6号炉、7号炉中央制御室から独立させ、2号炉中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。	b. 同時機能喪失回避（規則解釈第61条1のb） 緊急時対策所は、2号炉中央制御室から十分離れていること（約590m）、換気設備及び電源設備を2号炉中央制御室から独立させ、3号炉中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。	b. 同時機能喪失回避（規則解釈第61条1のb） 緊急時対策所は、3号炉中央制御室から十分離れていること（約520m）、換気設備及び電源設備を3号炉中央制御室から独立させ、3号炉中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。	【柏崎】記載方針の相違 (2-3①の相違) 【女川】 <ul style="list-style-type: none">・プラン位置の相違による離隔距離の相違 【柏崎】記載方針の相違 (2-3①の相違)
c. 電源設備（規則解釈第61条1のc） 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、通常時、外部電源から受電する設計とする。	c. 電源設備（規則解釈第61条1のc） 緊急時対策所は、通常時、外部電源から非常用高圧母線を介して受電する設計とする。 外部電源喪失等により非常用高圧母線の電圧が低下した場合は、非常用ディーゼル発電機が自動起動し緊急時対策所へ電源供給を行う設計とする。 また、非常用ディーゼル発電機の機能喪失を考慮し、緊急時対策所は常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの多様性を有した代替電源からの受電が可能な設計とする。	c. 電源設備（規則解釈第61条1のc） 緊急時対策所は、通常時、緊急時対策所指揮所に設置する通信連絡設備及び無停電運転保安灯については、外部電源から3号炉非常用母線を介して受電する設計とし、その他運用に必要な設備については、1号又は2号炉常用母線から受電する設計とする。 外部電源喪失等により非常用高圧母線の電圧が低下した場合は、ディーゼル発電機が自動起動し緊急時対策所指揮所の通信連絡設備及び無停電運転保安灯へ電源供給を行う設計とする。 また、ディーゼル発電機の機能喪失及び1号又は2号炉常用母線の電源喪失を考慮し、緊急時対策所は緊急時対策所用代替交流電源設備から給電可能な設計とし、予備として配備する緊急時対策所用代替交流電源設備と合わせて多様性を有した設計とする。	【女川】 <ul style="list-style-type: none">・設計方針の相違 (相違理由④) 【柏崎】記載方針の相違 (2-3①の相違)
d. 居住性対策（規則解釈第61条1のd、e） 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の重大事故等の対策要員の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行う。	d. 居住性対策（規則解釈第61条1のd、e） 緊急時対策所の重大事故等の対策要員の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行う。	d. 居住性対策（規則解釈第61条1のd、e） 緊急時対策所の重大事故等の対策要員の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行う。	【女川】 <ul style="list-style-type: none">・設計方針の相違 泊は可搬型設備である緊急時対策所用発電機を複数台配備することにより緊急時対策所電源の多重性を確保する方針としている。(PWRプラント、島根2号炉と同様) 【柏崎】記載方針の相違 (2-3①の相違)

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u> は気密性を確保した高気密室内に設置し、上部及び側面に遮蔽を設置することで直接線、スカイシャイン線、及びグランドシャインによる外部被ばくを抑制するとともに、 <u>緊急時対策所非常用送風機</u> 、 <u>緊急時対策所非常用フィルタ装置</u> 又は <u>緊急時対策所用加圧設備（空気ポンベ）</u> を用いて加圧し、重大事故等に伴うブルーム通過中及びブルーム通過後の意図しない放射性物質の流入による内部・外部被ばくを抑制する。	緊急時対策所は上部及び側面に遮蔽を設置することで直接線、スカイシャイン線、及びグランドシャインによる外部被ばくを抑制するとともに、 <u>緊急時対策所非常用送風機</u> 、 <u>緊急時対策所非常用フィルタ装置</u> 又は <u>緊急時対策所用加圧設備（空気ポンベ）</u> を用いて加圧し、重大事故等に伴うブルーム通過中及びブルーム通過後の意図しない放射性物質の流入による内部・外部被ばくを抑制する。	緊急時対策所 <u>指揮所及び緊急時対策所待機所</u> は上部及び側面に遮蔽を設置することで直接線、スカイシャイン線、及びグランドシャインによる外部被ばくを抑制するとともに、 <u>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン</u> 、 <u>可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット</u> 又は <u>空気供給装置（空気ポンベ）</u> を用いて加圧し、重大事故等に伴うブルーム通過中及びブルーム通過後の意図しない放射性物質の流入による内部・外部被ばくを抑制する。	【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）
【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</u> は気密性を確保した中央制御室空調機械室に設置し、上部及び側面に遮蔽を設置することで直接線、スカイシャイン線、及びグランドシャインによる外部被ばくを抑制するとともに、中央制御室空調機械室を可搬型陽圧化空調機または陽圧化装置を用いて陽圧化し、重大事故等に伴うブルーム通過中及びブルーム通過後の意図しない放射性物質の流入による内部・外部被ばくを抑制する。			
【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】 遮蔽設計及び換気設計により <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> の居住性については、「実用発電用原子炉に係る重大事故等時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づき評価した結果、対策要員の実効線量は7日間で約0.70mSv（緊急時対策所）であり、対策要員の実効線量が100mSvを超えないことを確認している。	遮蔽設計及び換気設計により緊急時対策所の居住性については、「実用発電用原子炉に係る重大事故等時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づき評価した結果、対策要員の実効線量は7日間で約0.70mSv（緊急時対策所）であり、対策要員の実効線量が100mSvを超えないことを確認している。	遮蔽設計及び換気設計により緊急時対策所の居住性については、「実用発電用原子炉に係る重大事故等時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づき評価した結果、対策要員の実効線量は7日間で <u>緊急時対策所指揮所</u> が約13mSv、 <u>緊急時対策所待機所</u> が約12mSvであり、対策要員の実効線量が100mSvを超えないことを確認している。	【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違） 【女川】 • 線量評価結果の相違
e. 必要な情報を把握できる設備（規則第六十一条1項の二） <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> には、重大事故等時のプラントの状態並びに環境放射線量・気象状況を把握するため、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。	e. 必要な情報を把握できる設備（規則第六十一条1項の二） 緊急時対策所には、重大事故等時のプラントの状態並びに環境放射線量・気象状況を把握するため、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。	e. 必要な情報を把握できる設備（規則第六十一条1項の二） 緊急時対策所 <u>指揮所及び緊急時対策所待機所</u> には、重大事故等に対処する発電所内の関係要員に対して必要な指示が出来る通信連絡設備を設置する。	【女川】 • 設計の相違（相違理由①） 【柏崎】記載方針の相違（2-3②の相違）
f. 通信連絡設備（規則第六十一条1項の三） <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> には、重大事故等に対処する発電所内の関係要員に対して必要な指示が出来る通信連絡設備を設置する。 また、 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> には、発電所外の関連箇所と必要な通信連絡を行うための通信連絡設備を設置する。	f. 通信連絡設備（規則第六十一条1項の三） 緊急時対策所には、重大事故等に対処する発電所内の関係要員に対して必要な指示が出来る通信連絡設備を設置する。 また、緊急時対策所には、発電所外の関連箇所と必要な通信連絡を行うための通信連絡設備を設置する。	f. 通信連絡設備（規則第六十一条1項の三） 緊急時対策所 <u>指揮所及び緊急時対策所待機所</u> には、重大事故等に対処する発電所内の関係要員に対して必要な指示ができる通信連絡設備を設置する。 また、緊急時対策所 <u>指揮所</u> には、発電所外の関連箇所と必要な通信連絡を行うための通信連絡設備を設置する。	【女川】 • 設計の相違（相違理由①） 【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違） 【女川】 • 記載表現の相違
g. 汚染の持ち込み防止（規則解釈第61条1のf） 重大事故等時に <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、 <u>緊急時対策所</u> への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行いうための区画等を行うための区画を、5号炉原子炉建屋内の5号炉原子炉建屋内緊急時対策所出入口付近に設ける。	g. 汚染の持ち込み防止（規則解釈第61条1のf） 重大事故等時に緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行いうための区画を設ける。	g. 汚染の持ち込み防止（規則解釈第61条1のf） 重大事故等時に緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行いうための区画を設ける。	【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>h. 資機材配備（規則第六十一条1項の一）</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、必要な要員が緊急時対策所内に7日間とどまり、重大事故等に対処するために必要な食料と飲料水を配備する。また、対策要員が7日間緊急時対策所内にとどまり、現場での復旧作業に必要な数量の放射線管理用資機材（着替え、マスク等）を配備する。</p> <p>i. 地震（規則解釈第61条1のa）</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は5号炉原子炉建屋内に設置していることから、基準地震動による地震力に対し、機能を喪失しない設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の機能維持にかかる電源設備、換気設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備等については、転倒防止措置等を施すことで、基準地震動に対し機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水を想定した場合においても、緊急時対策所の要員が必要な対策活動を行うため、緊急時対策建屋内のアクセスが出来るように設計する。</p> <p>j. 津波（規則解釈第61条1のa）</p> <p>女川原子力発電所の敷地における基準津波による最高水位はO.P.[※]+23.1m程度と評価される。</p> <p>これに対し緊急時対策所はO.P.+62mの敷地に設置された緊急時対策建屋の地下2階フロア(O.P.+51.5m)に設定することにより、周辺に設置する関連設備、アクセスルートを含め、基準津波の影響を受けない設計とする。</p> <p>(※O.P.：女川原子力発電所工事用基準面)</p>	<p>h. 資機材配備（規則第六十一条1項の一）</p> <p>緊急時対策所には、必要な要員が緊急時対策所内に7日間とどまり、重大事故等に対処するために必要な食料と飲料水を配備する。また、対策要員が7日間緊急時対策所内にとどまり、現場での復旧作業に必要な数量の放射線管理用資機材（着替え、マスク等）を配備する。</p> <p>i. 地震（規則解釈第61条1のa）</p> <p>緊急時対策所は、基準地震動による地震力に対し、機能を喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策所の機能維持にかかる電源設備、換気設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備等については、転倒防止措置等を施すことで、基準地震動に対し機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水を想定した場合においても、緊急時対策所の要員が必要な対策活動を行うため、緊急時対策建屋内のアクセスが出来るように設計する。</p> <p>j. 津波（規則解釈第61条1のa）</p> <p>泊発電所の敷地における基準津波による最高水位は、T.P.[※]14.11m程度と評価される。</p> <p>これに対し緊急時対策所はT.P.39mの敷地に設置することにより、周辺に設置する関連設備、アクセスルートを含め、基準津波の影響を受けない設計とする。</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違（相違理由①） 【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違） <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違（相違理由①） 【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違） <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計方針の相違 泊では緊急時対策所へ向かうために建屋内移動が発生しないため。 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波評価結果の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違 【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違） 	<p>赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違） 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違） 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
<p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】 以下は火災による損傷の防止に関する設置許可基準規則条文において定められる緊急時対策所に関する要求事項と、その適合方針である。</p> <p>表1.3-6 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第四十一条（火災による損傷の防止）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</td> <td style="width: 33%;">実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</td> <td style="width: 33%;">適合方針</td> </tr> <tr> <td> <p>(火災による損傷の防止)</p> <p>第四十一条 重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に對処するため必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有するものでなければならぬ。</p> </td> <td> <p>第41条 (火災による損傷の防止) 1 第41条の適用に当たっては、第8条第1項の解釈に準ずるものとする。</p> <p>第8条 (火災による損傷の防止) 1 第8条については、設計基準において発生する火災により、発電用原子炉施設の安全性が損なわれないようにするため、設計基準対象施設に対して必要な機能(火災の発生防止、感知及び消火並びに火災による影響の軽減)を有することを求めている。 また、上記の「発電用原子炉施設の安全性が損なわれない」とは、安全施設が安全機能を損なわないことを求めている。 したがって、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがある火災に対して、発電用原子炉施設に対して必要な措置が求められる。</p> </td> <td> <p>*本表欄外下部に示す</p> </td> </tr> </table> <p>(*) 以下、表1.3-6 の適合方針について説明する。</p>	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針	<p>(火災による損傷の防止)</p> <p>第四十一条 重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に對処するため必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有するものでなければならぬ。</p>	<p>第41条 (火災による損傷の防止) 1 第41条の適用に当たっては、第8条第1項の解釈に準ずるものとする。</p> <p>第8条 (火災による損傷の防止) 1 第8条については、設計基準において発生する火災により、発電用原子炉施設の安全性が損なわれないようにするため、設計基準対象施設に対して必要な機能(火災の発生防止、感知及び消火並びに火災による影響の軽減)を有することを求めている。 また、上記の「発電用原子炉施設の安全性が損なわれない」とは、安全施設が安全機能を損なわないことを求めている。 したがって、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがある火災に対して、発電用原子炉施設に対して必要な措置が求められる。</p>	<p>*本表欄外下部に示す</p>	<p>以下は火災による損傷の防止に関する設置許可基準規則条文において定められる緊急時対策所に関する要求事項と、その適合方針である。</p> <p>表1.3-6 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第四十一条（火災による損傷の防止）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</td> <td style="width: 33%;">実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</td> <td style="width: 33%;">適合方針</td> </tr> <tr> <td> <p>(火災による損傷の防止)</p> <p>第四十一条 重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に對処するため必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有するものでなければならない。</p> </td> <td> <p>第41条 (火災による損傷の防止) 1 第41条の適用に当たっては、第8条第1項の解釈に準ずるものとする。</p> <p>第8条 (火災による損傷の防止) 1 第8条については、設計基準において発生する火災により、発電用原子炉施設の安全性が損なわれないようするため、設計基準対象施設に対して必要な機能(火災の発生防止、感知及び消火並びに火災による影響の軽減)を有することを求めている。 また、上記の「発電用原子炉施設の安全性が損なわれない」とは、安全施設が安全機能を損なわないことを求めている。 したがって、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがある火災に対して、発電用原子炉施設に対して必要な措置が求められる。</p> </td> <td> <p>*本表欄外下部に示す</p> </td> </tr> </table> <p>(*) 以下、第1.3-6 表の適合方針について説明する。</p>	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針	<p>(火災による損傷の防止)</p> <p>第四十一条 重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に對処するため必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有するものでなければならない。</p>	<p>第41条 (火災による損傷の防止) 1 第41条の適用に当たっては、第8条第1項の解釈に準ずるものとする。</p> <p>第8条 (火災による損傷の防止) 1 第8条については、設計基準において発生する火災により、発電用原子炉施設の安全性が損なわれないようするため、設計基準対象施設に対して必要な機能(火災の発生防止、感知及び消火並びに火災による影響の軽減)を有することを求めている。 また、上記の「発電用原子炉施設の安全性が損なわれない」とは、安全施設が安全機能を損なわないことを求めている。 したがって、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがある火災に対して、発電用原子炉施設に対して必要な措置が求められる。</p>	<p>*本表欄外下部に示す</p>
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針											
<p>(火災による損傷の防止)</p> <p>第四十一条 重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に對処するため必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有するものでなければならぬ。</p>	<p>第41条 (火災による損傷の防止) 1 第41条の適用に当たっては、第8条第1項の解釈に準ずるものとする。</p> <p>第8条 (火災による損傷の防止) 1 第8条については、設計基準において発生する火災により、発電用原子炉施設の安全性が損なわれないようにするため、設計基準対象施設に対して必要な機能(火災の発生防止、感知及び消火並びに火災による影響の軽減)を有することを求めている。 また、上記の「発電用原子炉施設の安全性が損なわれない」とは、安全施設が安全機能を損なわないことを求めている。 したがって、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがある火災に対して、発電用原子炉施設に対して必要な措置が求められる。</p>	<p>*本表欄外下部に示す</p>											
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針											
<p>(火災による損傷の防止)</p> <p>第四十一条 重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に對処するため必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有するものでなければならない。</p>	<p>第41条 (火災による損傷の防止) 1 第41条の適用に当たっては、第8条第1項の解釈に準ずるものとする。</p> <p>第8条 (火災による損傷の防止) 1 第8条については、設計基準において発生する火災により、発電用原子炉施設の安全性が損なわれないようするため、設計基準対象施設に対して必要な機能(火災の発生防止、感知及び消火並びに火災による影響の軽減)を有することを求めている。 また、上記の「発電用原子炉施設の安全性が損なわれない」とは、安全施設が安全機能を損なわないことを求めている。 したがって、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがある火災に対して、発電用原子炉施設に対して必要な措置が求められる。</p>	<p>*本表欄外下部に示す</p>											